

奈良地方最低賃金審議会 会議資料（第513回）

資料No.	資 料 名	ページ
No. 1	奈良地方最低賃金審議会 委員名簿（第55期）・・・・・・・・	1
No. 2	奈良地方最低賃金審議会 各種運営規程 ・・・・・・・・	2
No. 3	奈良地方最低賃金審議会 傍聴規程 ・・・・・・・・	14
No. 4	月例経済報告（令和7年6月） ・・・・・・・・	15
No. 5	第180回 中小企業景況調査（2025年4－6月期）・・	25
No. 6	奈良県内経済情勢報告（令和7年4月判断）・・・・・・・・	43
No. 7	法人企業景気予測調査（令和7年4～6月期調査）・・・・	47
No. 8	奈良県経済の概況・経済指標（奈良県・全国）・・・・・・・・	56
No. 9	令和7年春闘要求妥結状況 ・・・・・・・・	61
No.10	令和6年賃金構造基本統計調査の概況 ・・・・・・・・	71
No.11	定期給与の推移（全国・奈良県） ・・・・・・・・	93
No.12	奈良県の一般職業紹介状況（令和7年5月分）・・・・・・・・	94
No.13	令和6年度 奈良県の最低賃金改定状況 ・・・・・・・・	104
No.14	地域別・年次別最低賃金額及び引き上げ率の推移 ・・・・	105
No.15	令和6年度 奈良地方最低賃金審議会 開催状況 ・・・・	106

奈良地方最低賃金審議会委員名簿（第55期）

公益代表

くまがい 熊谷	れいこ 礼子	新
さくらい 櫻井	やすひさ 靖久	新
しもやま 下山	あきら 朗	再
つばた 坪田	そのこ 園子	再
ふくい 福井	まきこ 麻起子	再

労働者代表

いがき 伊垣	あきひこ 昭彦	再
かわもと 河本	しょうご 章吾	再
きたお 北尾	りょう 亮	再
さこ 佐古	みき 美希	新
もとむら 本村	ひでふみ 秀史	新

使用者代表

こにし 小西	かつみ 克美	再
しばた 柴田	けんじ 健司	再
とうま 当麻	かずしげ 和重	再
にしだ 西田	まさひこ 雅彦	再
まつおか 松岡	まこと 誠	再

(敬称略)

奈良地方最低賃金審議会運営規程

(規程の目的)

第1条 奈良地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、奈良労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。ただし、年度最初の会議は、奈良労働局長が招集する。

2 前項の規定により、奈良労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の10日前までに会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、奈良労働局長に通知するものとする。

(小委員会等)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

(委員の欠席等)

第4条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は、会長は、審議会の議事を出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところにより、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなどの必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議資料は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

4 前三項の規定は、小委員会等について準用する。

(意見の提出)

第8条 会長は、審議会において議決を行ったときは、答申書又は議決書を奈良労働局長に提出するものとする。

(小委員会等の議事運営)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

(規定の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年6月24日から施行する。

奈良地方最低賃金審議会 奈良県最低賃金専門部会運営規程

令和3年7月19日改正

(規程の目的)

第1条 奈良地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する奈良県最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(構成)

第2条 専門部会の委員の数は、9人とする。

(会議の招集)

第3条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、奈良労働局長（以下「局長」という。）、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席等)

第4条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項（第6条第6項において準用する場合を含む）に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けるもの

とする。

- 3 専門部会は、部会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第8条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第9条 専門部会は、この専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年7月19日から施行する。

奈良地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程

令和3年7月21日改正

（規程の目的）

第1条 奈良地方最低賃金審議会（以下「審議会という。」）に設置する奈良地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「小委員会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第137号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（審議事項）

第2条 小委員会は、奈良地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の付託事項について、審議を行うものとする。

（委員長）

第3条 小委員会に委員長を置く。

2 委員長は、公益を代表する委員のうちから選任する。

3 委員長に事故があるときは、予め前項の規程の例により選任された者が委員長の職務を代理する。

（会議の招集）

第4条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めたときのほか、奈良労働局長又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、委員長が招集する。ただし、年度最初の会議は、審議会会長が招集する。

2 前項の規定により、奈良労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の原則として1週間前までに委員長に通知しなければならない。

3 委員長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、奈良労働局長に通知するものとする。

（委員の欠席等）

第5条 委員は、委員長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を委員長に適当な方法で通知しなければならない。

- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ委員長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の議事)

第6条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、委員長の許可を受けるものとする。
- 3 小委員会は、委員長が必要と認めるときには、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には委員長及び委員長の指名した委員2人が署名するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録の一部または全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 委員長は、会議の審議結果について、審議会会長に対して報告するものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、小委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年7月21日から施行する。

奈良地方最低賃金審議会
奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程

令和3年10月4日改正

(規程の目的)

第1条 奈良地方最低賃金審議会（以下「審議会という。」）に設置する奈良地方最低賃金審議会奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第137号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(構成)

第2条 専門部会の委員の数は、9人とする。

(会議の招集)

第3条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、奈良労働局長（以下「局長」という。）、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席等)

第4条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項（第6条第6項において準用する場合を含む）に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第8条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第9条 専門部会は、この専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年10月4日から施行する。

奈良地方最低賃金審議会
奈良県電子部品・デバイス・電子回路、
発電用・送電用・配電用電気機械器具、
産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業
最低賃金専門部会運営規程

令和3年10月1日改正

(規程の目的)

第1条 奈良地方最低賃金審議会（以下「審議会という。」）に設置する奈良地方最低賃金審議会奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第137号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(構成)

第2条 専門部会の委員の数は、9人とする。

(会議の招集)

第3条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、奈良労働局長（以下「局長」という。）、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席等)

第4条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項（第6条第6項において準用する場合を含む）に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 専門部会は、部会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第8条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第9条 専門部会は、この専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

奈良地方最低賃金審議会
奈良県自動車小売業
最低賃金専門部会運営規程

平成3年9月28日改正

(規程の目的)

第1条 奈良地方最低賃金審議会（以下「審議会という。」）に設置する奈良地方最低賃金審議会奈良県自動車小売業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第137号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(構成)

第2条 専門部会の委員の数は、9人とする。

(会議の招集)

第3条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、奈良労働局長（以下「局長」という。）、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席等)

第4条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項（第6条第6項において準用する場合を含む）に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第8条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第9条 専門部会は、この専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年9月28日から施行する。

奈良地方最低賃金審議会傍聴規程

- 第1条 この規程は、奈良地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項について定めるものである。
- 第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、係員に住所及び氏名を告げ、その指示により傍聴席に着かなければならない。
ただし、傍聴席が満席の後には、その入場を拒否することができる。
- 2 集団で多人数の者が傍聴しようとする場合において、その団体（集団）を入場させることにより、他の傍聴人の席が著しく少なくなると認めるときは、審議会は、その若干人を指定して傍聴させることができる。
- 第3条 審議会は、傍聴席の整理上必要があると認めたときには、傍聴券を発行し、傍聴人の数を制限することができる。
- 2 前項の規定により傍聴券を発行したときは、傍聴券を持たない者は、入場することができない。
- 第4条 次の各号の一に該当すると認められる者は、入場を許されない。
- 1 酒気を帯びている者。
- 2 凶器その他危険なものを持っている者。
- 3 旗、のぼり、こん棒、プラカード等を携帯している者。
- 4 前各号に掲げる外、会場の秩序を乱すおそれがあると認められる者。
- 第5条 傍聴人は、いかなる理由があっても、傍聴席以外の場所に入ってはならない。
- 第6条 傍聴人は、傍聴中、次に掲げることをしてはならない。
- 1 みだりに傍聴席を離れること。
- 2 飲食等を行うこと。
- 3 拍手その他いかなる方法でも、議事の言論に批評を加え、又は可否を表わすこと。
- 4 放談、私語その他喧噪にわたり又は議事を妨害するような行為を行うこと。
- 5 前各号の外、会場の秩序を乱す言動を行うこと。
- 第7条 会議中において写真の撮影、録音、放送又はこれらに類する行為をしようとするときは、あらかじめ事務局に申し出て許可を得なければならない。
- 第8条 審議会会長及び事務局は、この規程を守らない傍聴人に対しては、注意を与え、なお止めないときは、その者を退場させることができる。
- 第9条 傍聴人は、会議開始5分前までに着席すること。以降の入場は認めない。
- 第10条 この規程の改廃は、審議会の決議に基づいて行う。
- 附 則 この規程は、平成29年6月22日から施行する。

月例経済報告

(令和 7 年 6 月)

－景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。－

先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。

令和 7 年 6 月 11 日

内 閣 府

	5 月 月 例	6 月 月 例
基調判断	景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。	景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。
政策態度	米国の関税措置について、政府を挙げて対応することを始め、経済財政運営に万全を期す。デフレ脱却を確かなものとするため、「経済あつての財政」との考え方に立ち、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現していく。 このため、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」及びその裏付けとなる令和6年度補正予算並びに令和7年度予算を迅速かつ着実に執行するとともに、4月25日に取りまとめた「米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ」の施策を実施する。また、「経済財政運営と改革の基本方針2025（仮称）」等を取りまとめる。 政府と日本銀行は、引き続き緊密に連携し、経済・物価動向に応じて機動的な政策運営を行っていく。 日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。	米国の関税措置について、政府を挙げて対応することを始め、経済財政運営に万全を期す。デフレ脱却を確かなものとするため、「経済あつての財政」との考え方に立ち、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現していく。 このため、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」及びその裏付けとなる令和6年度補正予算並びに令和7年度予算を迅速かつ着実に執行するとともに、4月25日に取りまとめた「米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ」の施策を実施する。また、「経済財政運営と改革の基本方針2025（仮称）」等を取りまとめる。 政府と日本銀行は、引き続き緊密に連携し、経済・物価動向に応じて機動的な政策運営を行っていく。 日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

	5 月 月 例	6 月 月 例
個人消費	消費者マインドが弱含んでいるものの、雇用・所得環境の改善の動きが続く中で、持ち直しの動きがみられる	消費者マインドが弱含んでいるものの、雇用・所得環境の改善の動きが続く中で、持ち直しの動きがみられる
設備投資	持ち直しの動きがみられる	持ち直しの動きがみられる
住宅建設	おおむね横ばいとなっている	おおむね横ばいとなっている
公共投資	底堅く推移している	底堅く推移している
輸出	このところ持ち直しの動きがみられる	このところ持ち直しの動きがみられる
輸入	このところ持ち直しの動きがみられる	このところ持ち直しの動きがみられる
貿易・サービス収支	赤字となっている	赤字となっている
生産	横ばいとなっている	横ばいとなっている
企業収益	改善している	改善しているが、 <u>通商問題が及ぼす影響等に留意する必要がある</u>
業況判断	このところおおむね横ばいとなっている	このところおおむね横ばいとなっている
倒産件数	おおむね横ばいとなっている	おおむね横ばいとなっている
雇用情勢	改善の動きがみられる	改善の動きがみられる
国内企業物価	緩やかに上昇している	緩やかに上昇している
消費者物価	上昇している	上昇している

（注）下線部は先月から変更した部分。

月例経済報告

令和 7 年 6 月

総 論

（我が国経済の基調判断）

景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。

- ・ 個人消費は、消費者マインドが弱含んでいるものの、雇用・所得環境の改善の動きが続く中で、持ち直しの動きがみられる。
- ・ 設備投資は、持ち直しの動きがみられる。
- ・ 輸出は、このところ持ち直しの動きがみられる。
- ・ 生産は、横ばいとなっている。
- ・ 企業収益は、改善しているが、通商問題が及ぼす影響等に留意する必要がある。企業の業況判断は、このところおおむね横ばいとなっている。
- ・ 雇用情勢は、改善の動きがみられる。
- ・ 消費者物価は、上昇している。

先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。

（政策の基本的態度）

米国の関税措置について、政府を挙げて対応することを始め、経済財政運営に万全を期す。デフレ脱却を確かなものとするため、「経済あつての財政」との考え方に立ち、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現していく。

このため、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」及びその裏付けとなる令和 6 年度補正予算並びに令和 7 年度予算を迅速かつ着実に執行するとともに、4 月 25 日に取りまとめた「米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ」の施策を実施する。また、「経済財政運営と改革の基本方針 2025（仮称）」等を取りまとめる。

政府と日本銀行は、引き続き緊密に連携し、経済・物価動向に応じて機動的な政策運営を行っていく。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

1. 消費・投資等の需要動向

個人消費は、消費者マインドが弱含んでいるものの、雇用・所得環境の改善の動きが続く中で、持ち直しの動きがみられる。

「四半期別GDP速報」（2025年1－3月期2次速報）では、民間最終消費支出の実質値は前期比0.1%増となった。また、「消費動向指数（CTI）」（4月）では、総消費動向指数（CTIマクロ）の実質値は前月比0.0%減となった。

個別の指標について、需要側の統計をみると、「消費動向指数（CTI）」（4月）では、世帯消費動向指数（CTIミクロ、総世帯）の実質値は前月比0.5%減となった。供給側の統計をみると、「商業動態統計」（4月）では、小売業販売額は前月比0.5%増となった。

消費動向の背景をみると、実質総雇用者所得は、緩やかに持ち直している。また、消費者マインドは、このところ弱含んでいる。

さらに、足下の状況について、ヒアリング結果等を踏まえると、新車販売台数は、持ち直している。家電販売は、持ち直している。旅行は、おおむね横ばいとなっている。外食は、緩やかに増加している。

こうしたことを踏まえると、個人消費は、消費者マインドが弱含んでいるものの、雇用・所得環境の改善の動きが続く中で、持ち直しの動きがみられる。

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、持ち直していくことが期待される。ただし、消費者マインドの動向に留意する必要がある。

設備投資は、持ち直しの動きがみられる。

設備投資は、持ち直しの動きがみられる。需要側統計である「法人企業統計季報」（1－3月期調査、含むソフトウェア）でみると、2025年1－3月期は前期比1.6%増となった。業種別にみると、製造業は同0.1%増、非製造業は同2.4%増となった。

機械設備投資の供給側統計である資本財総供給（除く輸送機械）は、おおむね横ばいとなっている。ソフトウェア投資は、増加している。

「日銀短観」（3月調査）によると、全産業の2024年度設備投資計画は、増加が見込まれている。なお、2025年度の計画は、増加が見込まれている。「日銀短観」による企業の設備判断DIは、3月調査で、製造業では＋1と、12月調査（＋2）から過剰超幅が縮小、非製造業を含む全産業では－2と、12月調査（－1）から不足超幅が拡大している。先行指標をみると、機械受注は、持ち直しの動きがみられる。建築工事費予定額は、このところ一部

に増加がみられるものの、おおむね横ばいとなっている。

先行きについては、これまでの堅調な企業収益や省力化投資への対応等を背景に、持ち直し傾向が続くことが期待される。

住宅建設は、おおむね横ばいとなっている。

住宅建設は、おおむね横ばいとなっている。ただし、新設住宅着工戸数は、建築物省エネ法及び建築基準法の改正に伴う駆け込み需要の反動もあり、4月は前月比42.0%減の年率62.6万戸となった。持家は、このところ横ばいとなっている。貸家は、横ばいとなっている。分譲住宅は、おおむね横ばいとなっている。なお、首都圏のマンション総販売戸数は、おおむね横ばいとなっている。先行きについては、当面、横ばいで推移していくと見込まれる。

公共投資は、底堅く推移している。

公共投資は、底堅く推移している。3月の公共工事出来高は前月比4.8%増、5月の公共工事請負金額は同3.8%減、3月の公共工事受注額は同3.6%増となった。

公共投資の関連予算をみると、公共事業関係費は、国の令和6年度一般会計予算では、補正予算において約2.4兆円の追加額を計上しており、補正後は前年度比1.4%増となっている。また、令和7年度一般会計予算の公共事業関係費は、前年度当初予算比0.0%増となっている。さらに、令和7年度地方財政計画では、投資的経費のうち地方単独事業費について、前年度比0.0%となっている。

先行きについては、補正予算の効果もあって、底堅く推移していくことが見込まれる。

輸出は、このところ持ち直しの動きがみられる。輸入は、このところ持ち直しの動きがみられる。貿易・サービス収支は、赤字となっている。

輸出は、このところ持ち直しの動きがみられる。地域別にみると、アジア向けの輸出は、このところ持ち直しの動きがみられる。米国向けの輸出は、輸送用機器を中心に、このところ持ち直しの動きがみられる。EU及びその他地域向けの輸出は、おおむね横ばいとなっている。先行きについては、米国の関税引上げによる直接的な影響、通商問題による世界経済を通じた間接的な影響等に留意する必要がある。

輸入は、このところ持ち直しの動きがみられる。地域別にみると、アジアからの輸入は、このところ持ち直しの動きがみられる。米国及びEUからの輸入は、おおむね横ばいとなっている。先行きについては、持ち直しに向かうことが期待される。

貿易・サービス収支は、赤字となっている。

4月の貿易収支は、輸入金額の減少が、輸出金額の減少を上回ったことから、赤字幅が縮小した。また、サービス収支は、赤字となっている。

2. 企業活動と雇用情勢

生産は、横ばいとなっている。

鉱工業生産は、横ばいとなっている。鉱工業生産指数は、4月は前月比0.9%減となった。鉱工業在庫指数は、4月は前月比0.5%減となった。また、製造工業生産予測調査によると5月は同9.0%増、6月は同3.4%減となることが見込まれている。

業種別にみると、輸送機械はこのところ横ばいとなっている。生産用機械は横ばいとなっている。電子部品・デバイスはこのところ持ち直しの動きがみられる。

生産の先行きについては、通商問題が及ぼす影響等に留意する必要がある。

また、第3次産業活動は、持ち直している。

企業収益は、改善しているが、通商問題が及ぼす影響等に留意する必要がある。企業の業況判断は、このところおおむね横ばいとなっている。倒産件数は、おおむね横ばいとなっている。

企業収益は、改善しているが、通商問題が及ぼす影響等に留意する必要がある。「法人企業統計季報」（1－3月期調査）によると2025年1－3月期の経常利益は、前年比3.8%増、前期比2.6%減となった。業種別にみると、製造業が前年比2.4%減、非製造業が同7.0%増となった。規模別にみると大・中堅企業が前年比3.4%増、中小企業が同4.6%増となった。「日銀短観」（3月調査）によると、2025年度の売上高は、上期は前年比0.9%増、下期は同0.8%増が見込まれている。経常利益は、上期は前年比2.9%減、下期は同0.2%増が見込まれている。

企業の業況判断は、このところおおむね横ばいとなっている。「日銀短観」（3月調査）によると、「最近」の業況判断D Iは、「全規模全産業」で前期差0と横ばいだった。業種別にみると、「全規模製造業」は前期差－1と低下、「全規模非製造業」は前期差＋1と上昇した。6月時点の業況を示す「先行き」は、「最近」に比べやや慎重な見方となっている。また、「景気ウォッチャー調査」（5月調査）の企業動向関連D Iによると、現状判断は低下、先行判断は上昇した。

倒産件数は、おおむね横ばいとなっている。4月は828件の後、5月は857件となった。負債総額は、4月は1,028億円の後、5月は903億円となった。

雇用情勢は、改善の動きがみられる。

雇用情勢は、改善の動きがみられる。人手不足感が高い水準となっている。

完全失業率は、4月は前月から横ばいの2.5%となった。労働力人口、就業者数は減少した。完全失業者数は増加した。就業率は、高い水準で横ばい圏内の動きとなっている。

「職業安定業務統計」をみると、公共職業安定所における新規

求人数及び有効求人倍率は、横ばい圏内となっている。

また、民間職業紹介における求人を前年同期比でみると、正社員では、増勢が鈍化している。パート・アルバイト（いわゆる「スポットワーク」を除く）では、緩やかな減少傾向にある。

賃金をみると、定期給与及び現金給与総額は、増加している。実質総雇用者所得は、緩やかに持ち直している。また、製造業の残業時間は増加した。

「日銀短観」（3月調査）によると、企業の人手不足感を示す雇用人員判断D Iは、全産業では3月調査で－37と、12月調査（－36）から1ポイント不足超幅が拡大している。また、製造業では3月調査で－23と、12月調査（－23）から横ばい、非製造業では3月調査で－46と、12月調査（－46）から横ばいとなっている。

先行きについては、改善していくことが期待される。

3. 物価と金融情勢

国内企業物価は、緩やかに上昇している。消費者物価は、上昇している。

国内企業物価は、緩やかに上昇している。4月の国内企業物価は、前月比 0.2%上昇した。輸入物価（円ベース）は、このところ下落している。

企業向けサービス価格の基調を「国際運輸を除くベース」でみると、緩やかに上昇している。

消費者物価の基調を「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」でみると、上昇している。4月は、前月比では連鎖基準、固定基準ともに 0.2%上昇した。前年比では連鎖基準で 2.8%上昇し、固定基準で 3.0%上昇した。

「生鮮食品を除く総合」（いわゆる「コア」）は、上昇している。4月は、前月比では連鎖基準、固定基準ともに 0.5%上昇した。なお、4月の「総合」は、前月比では連鎖基準、固定基準ともに 0.1%上昇した。

物価の上昇を予想する世帯の割合を「消費動向調査」（二人以上の世帯）でみると、5月は、1年後の予想物価上昇率別に、2%未満が 8.2%（前月 6.3%）、2%以上から 5%未満が 29.9%（前月 26.9%）、5%以上から 10%未満が 31.0%（前月 31.1%）、10%以上が 24.5%（前月 28.9%）となった。

先行きについては、消費者物価（生鮮食品及びエネルギーを除く総合）は、当面、上昇していくことが見込まれる。

株価（日経平均株価）は、37,100 円台から 38,400 円台まで上昇した後、37,400 円台まで下落し、その後 38,000 円台まで上昇した。対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、143 円台から 145 円台まで円安方向に推移した後、142 円台まで円高方向に推移し、その後 144 円台まで円安方向に推移した。

株価（日経平均株価）は、37,100 円台から 38,400 円台まで上昇

した後、37,400 円台まで下落し、その後 38,000 円台まで上昇した。

対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、143 円台から 145 円台まで円安方向に推移した後、142 円台まで円高方向に推移し、その後 144 円台まで円安方向に推移した。

短期金利についてみると、無担保コールレート（オーバーナイト物）は、0.47% 台で推移した。T I B O R（3 か月物）は、0.7% 台で推移した。長期金利（新発 10 年物国債利回り）は、1.5% 台から 1.4% 台まで低下した。

企業金融については、企業の資金繰り状況におおむね変化はみられない。社債と国債との流通利回りスプレッドは、総じて横ばいとなっている。金融機関の貸出平残（全国銀行）は、前年比 2.6%（5 月）増加した。

マネタリーベースは、前年比 3.4%（5 月）減少した。M2 は、前年比 0.5%（4 月）増加した。

（※ 5/23～6/9 の動き）

4. 海外経済

世界の景気は、持ち直しが緩やかになっており、一部の地域において足踏みがみられるほか、関税率引上げに伴う駆け込み需要やその反動の影響、不透明感がみられる。

先行きについては、通商政策による影響の広がりから、持ち直しの動きが弱まる可能性がある。また、今後の通商政策など米国の政策動向による影響等による下振れリスクや金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。

米国では、景気の拡大が緩やかとなる中、関税率引上げに伴う駆け込み需要やその反動の影響、不透明感がみられる。

先行きについては、通商政策が物価や消費等に与える影響から、その勢いが更に弱まる可能性がある。また、高い金利水準の継続に伴う影響による下振れリスク、今後の通商政策など政策動向による影響に留意する必要がある。

2025年 1－3 月期の GDP 成長率（第 2 次推計値）は、設備投資や在庫投資が増加した一方、純輸出が減少し、前期比で 0.1% 減（年率 0.2% 減）となった。

足下をみると、消費の伸びは緩やかになっているが、関税率引上げに伴う駆け込み需要の影響がみられる。設備投資は関税率引上げに伴う駆け込み需要の影響もあり、このところ増加している。住宅着工はおおむね横ばいとなっている。

生産は関税率引上げに伴う駆け込み需要の反動の影響もあり、このところおおむね横ばいとなっている。非製造業の景況指数は、おおむね横ばいとなっている。雇用面では、雇用者数は緩やかに増加しており、失業率はおおむね横ばいとなっている。物価面で

は、コア物価上昇率はこのところおおむね横ばいとなっている。貿易面では、財輸出はおおむね横ばいとなっているが、通商政策による影響がみられる。

5月6日～7日に開催された連邦公開市場委員会（FOMC）では、政策金利の誘導目標水準を4.25%から4.50%の範囲で据え置くことが決定された。

アジア地域については、中国では、各種政策の効果がみられるものの、景気は足踏み状態となっている。

先行きについては、引き続き各種政策の効果が期待されるものの、通商問題の影響から足踏み状態が続くと見込まれる。また、今後の通商問題の動向、不動産市場の停滞の継続、物価下落の継続による影響等に留意する必要がある。

韓国では、景気は持ち直しに足踏みがみられる。台湾では、景気は緩やかに回復している。インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。タイでは、景気は弱含んでいる。インドでは、景気は緩やかに拡大している。

中国では、各種政策の効果がみられるものの、景気は足踏み状態となっている。2025年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で5.4%増となった。消費はおおむね横ばいとなっている。固定資産投資は伸びがおおむね横ばいとなっている。財輸出は緩やかに増加している。生産は持ち直している。消費者物価はおおむね横ばいとなっている。

韓国では、景気は持ち直しに足踏みがみられる。2025年1－3月期のGDP成長率は、前期比で0.2%減（年率0.9%減）となった。台湾では、景気は緩やかに回復している。2025年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で5.5%増となった。

インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。2025年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で4.9%増となった。タイでは、景気は弱含んでいる。2025年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で3.1%増となった。

インドでは、景気は緩やかに拡大している。2025年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で7.4%増となった。

ヨーロッパ地域については、ユーロ圏では、景気は持ち直しの動きが続いており、一部に駆け込み輸出の影響もみられる。ドイツにおいては、駆け込み輸出の影響がみられ、景気はこのところ持ち直しの動きがみられる。

先行きについては、財輸出に弱さが見込まれることから、持ち直しの動きが弱まる可能性がある。また、米国の政策動向による影響に留意する必要がある。

英国では、景気は持ち直している。

先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、高い金利水準の継続に伴う影響による下振れリスクに留意する必要がある。また、米国の政策動向による影響等を注視する必要がある。

ユーロ圏では、景気は持ち直しの動きが続いており、一部に駆け込み輸出の影響もみられる。2025年1－3月期のGDP成長率は、前期比で0.6%増（年率2.5%増）となった。消費は持ち直しの動きがみられる。設備投資は持ち直している。生産は一部に駆け込み生産がみられ、このところ増加している。サービス業景況感を持ち直しの動きに足踏みがみられる。財輸出は一部に米国向け駆け込み輸出がみられ、このところ増加している。失業率は横ばいとなっている。コア物価上昇率はおおむね横ばいとなっている。

ドイツにおいては、駆け込み輸出の影響がみられ、景気はこのところ持ち直しの動きがみられる。2025年1－3月期のGDP成長率は、前期比で0.4%増（年率1.7%増）となった。

英国では、景気は持ち直している。2025年1－3月期のGDP成長率は、前期比で0.7%増（年率2.9%増）となった。消費は持ち直している。設備投資は持ち直しの動きがみられる。生産はおおむね横ばいとなっている。サービス業景況感を持ち直しに足踏みがみられる。財輸出は増加している。サービス輸出は増加している。雇用者数はこのところ減少している。失業率はおおむね横ばいとなっている。コア物価上昇率は上昇している。

欧州中央銀行は、6月5日の理事会で、政策金利（預金ファシリティ金利）を2.00%に引き下げることを決定した。イングランド銀行は、5月7日の金融政策委員会で、政策金利を4.25%に引き下げることを決定した。

国際金融情勢等

金融情勢をみると、世界の主要な株価は、米国ではやや上昇、英国、ドイツ、中国ではおおむね横ばいで推移した。短期金利についてみると、ドル金利（3か月物）はおおむね横ばいで推移した。主要国の長期金利は、米国、ドイツではおおむね横ばい、英国ではやや低下した。ドルは、ユーロ、ポンド、円に対しておおむね横ばいで推移した。原油価格（WTI）は上昇した。金価格はおおむね横ばいで推移した。

2025年6月30日

第180回 中小企業景況調査 (2025年4-6月期)

調査機関：独立行政法人 中小企業基盤整備機構

《調査結果の概要》

中小企業の業況判断DIは、4期ぶりに上昇した。

(1) 2025年4-6月期の全産業の業況判断DI（前年同期比）は、▲16.3（前期差5.1ポイント増）と上昇し、4期ぶりの上昇となった。

(2) 製造業の業況判断DI（前年同期比）は、▲17.9（前期差2.9ポイント増）と上昇し、4期ぶりの上昇となった。業種別に見ると、木材・木製品など10業種で上昇し、化学など4業種で低下した。

（参考）調査対象企業のコメント（例）

- ・原材料費高騰に伴い、売価（新造船価）も上昇していることから以前に比べ、採算を確保できるようになった。新卒採用は相変わらず困難な状況に変わりはないが、中途採用者が定期的に採用できている。熟練技術者は減少。[輸送用機械器具 長崎]

(3) 非製造業の業況判断DI（前年同期比）は、▲15.8（前期差5.9ポイント増）と上昇し、4期ぶりの上昇となった。産業別に見ると、サービス業、建設業、小売業、卸売業のすべての産業で上昇した。

（参考）調査対象企業のコメント（例）

- ・沖縄県全体の観光需要が上昇傾向の影響を受けている。今夏オープン of 県内テーマパークの影響でさらに観光客は増えてくると思うので引き続き、他施設が行わないような戦略を立てていく。[宿泊業 沖縄]

(4) 全産業の原材料・商品仕入単価DI（前年同期比）は、70.8（前期差0.4ポイント増）とやや上昇し、3期連続の上昇となった。産業別に見ると、建設業、サービス業、小売業で上昇感が強まり、卸売業、製造業で上昇感が弱まった。

（参考）調査対象企業のコメント（例）

- ・物価の高騰、最低賃金の上昇に伴い賃上げ、価格転嫁を進めているが顧客の買い控えなどがあり、苦しい状況。これまで価格を引き上げる事で単純に売り上げも上がってきたが、今後は単純な動向にならない見込み。[対個人サービス業 熊本]

(5) 全産業の従業員数過不足DI（今期の水準）は、▲23.0（前期差0.6ポイント減）とやや低下し、2期ぶりに不足感が強まった。産業別に見ると、製造業で上昇し不足感が弱まり、卸売業、サービス業、建設業、小売業で低下し不足感が強まった。

（参考）調査対象企業のコメント（例）

- ・人材不足が大きな課題。求人を出しても集まらない状況で、個々の負担増、社員の高齢化も相まって受注から完工までの期間長期化が想定される。長期化すると物価が上昇する可能性が高く利益の確保も課題になっている。[建設業 茨城]

注1) 調査結果については、中小企業庁と当機構が共同で取りまとめた。

注2) 本資料の各グラフの網掛けについては、内閣府の定義する景気後退期を示している。

注3) 各DIにおける業種の記載順については、変化幅が大きい順に記載している。

独立行政法人中小企業基盤整備機構 広報・情報戦略統括室 総合情報戦略課

担当：吉見、清山、川口 E-mail: chosa@smrj.go.jp

https://www.smrj.go.jp/research_case/survey/index.html

[調査要領]

- (1) 調査時点 2025年6月1日時点
- (2) 調査方法 原則として、全国の商工会、商工会議所の経営指導員、及び中小企業団体中央会の情報連絡員が訪問面接し、聴き取りによって行った。
- (3) 調査対象 中小企業基本法に定義する全国の中小企業

	調査対象企業数		有効回答企業数		有効回答率 (%)
製造業	4,573	(24.3)	4,360	(24.4)	95.3
建設業	2,458	(13.0)	2,350	(13.1)	95.6
卸売業	1,174	(6.2)	1,072	(6.0)	91.3
小売業	4,521	(24.0)	4,285	(23.9)	94.8
サービス業	6,115	(32.5)	5,832	(32.6)	95.4
合 計	18,841	(100.0)	17,899	(100.0)	95.0

注：() 内は構成比 (%)

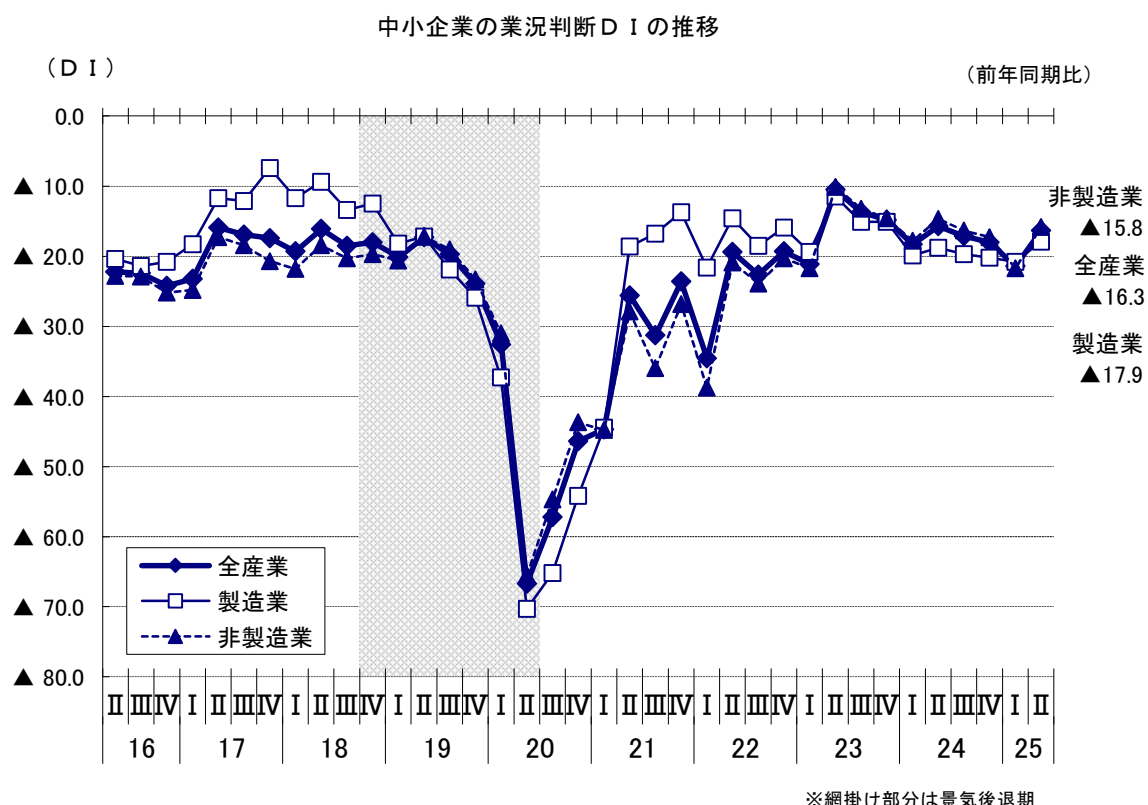
- (4) その他 ・最新の長期時系列データは中小企業庁及び中小企業基盤整備機構のホームページで公表している。

1. 業況判断D I

(1) 全産業

2025年4－6月期の全産業の業況判断D I（「好転」－「悪化」）は、▲16.3（前期▲21.4、前期差5.1ポイント増）と上昇し、4期ぶりにマイナス幅が縮小した。

産業別に見ると、製造業の業況判断D Iは、▲17.9（前期▲20.8、前期差2.9ポイント増）と上昇し、4期ぶりにマイナス幅が縮小した。また、非製造業の業況判断D Iは、▲15.8（前期▲21.7、前期差5.9ポイント増）と4期ぶりにマイナス幅が縮小した。

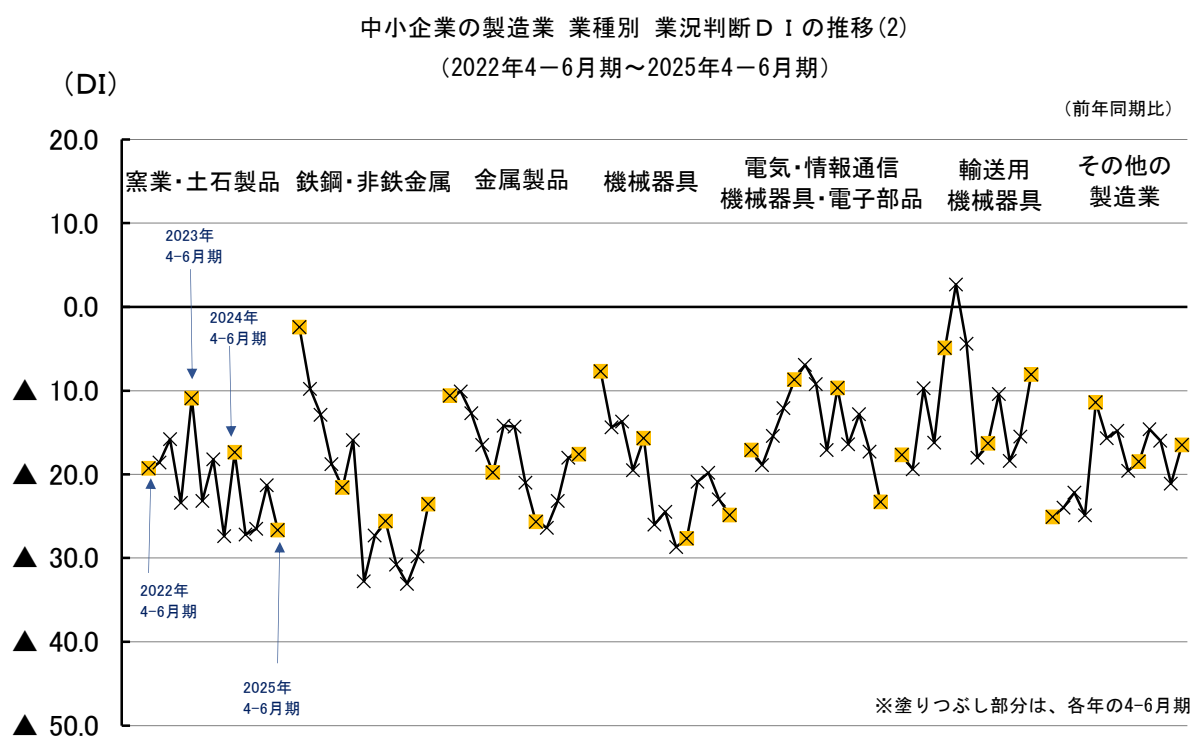
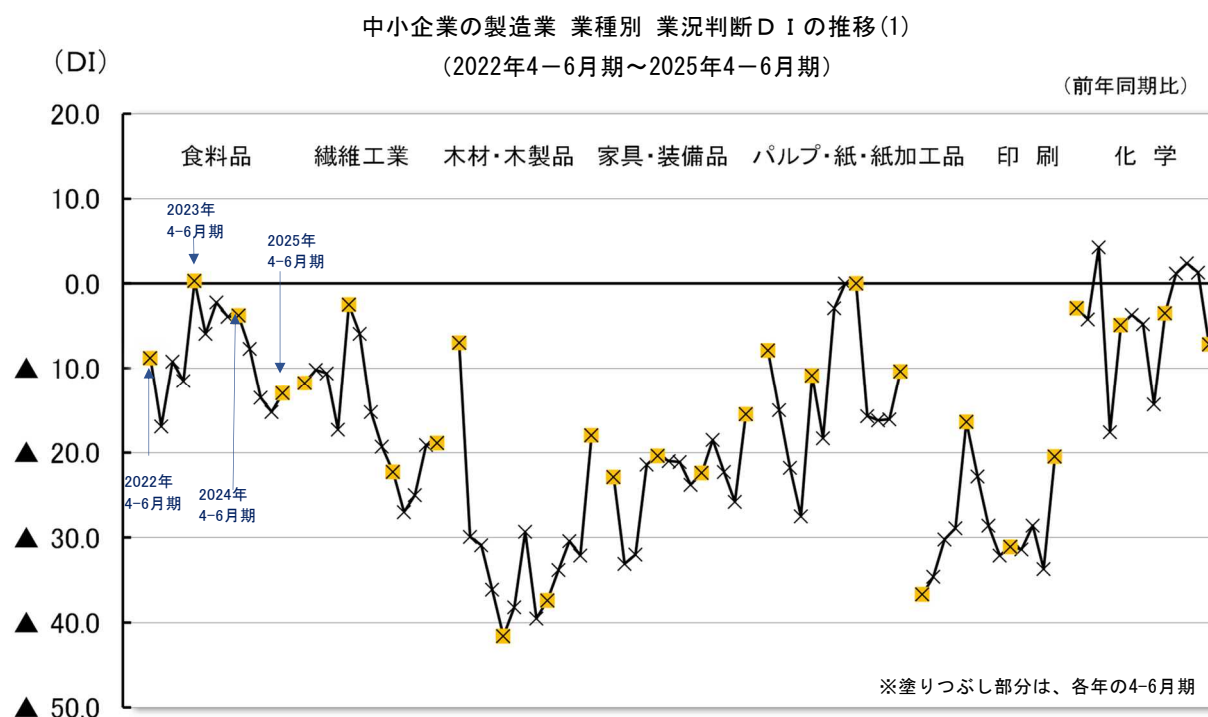


(2) 製造業

製造業の業況判断DIは、▲17.9（前期▲20.8、前期差2.9ポイント増）と上昇し、4期ぶりにマイナス幅が縮小した。

製造業の14業種の内訳では、木材・木製品で▲18.0（前期差14.1ポイント増）、印刷で▲20.5（前期差13.2ポイント増）、家具・装備品で▲15.5（前期差10.3ポイント増）、輸送用機械器具で▲8.1（前期差7.4ポイント増）、鉄鋼・非鉄金属で▲23.6（前期差6.2ポイント増）など10業種でマイナス幅が縮小した。

一方、化学で▲7.2（前期差8.5ポイント減）とプラス幅からマイナス幅に転じた。また、電気・情報通信機械器具・電子部品で▲23.3（前期差6.0ポイント減）、窯業・土石製品で▲26.7（前期差5.4ポイント減）、機械器具で▲24.9（前期差1.9ポイント減）の3業種でマイナス幅が拡大した。

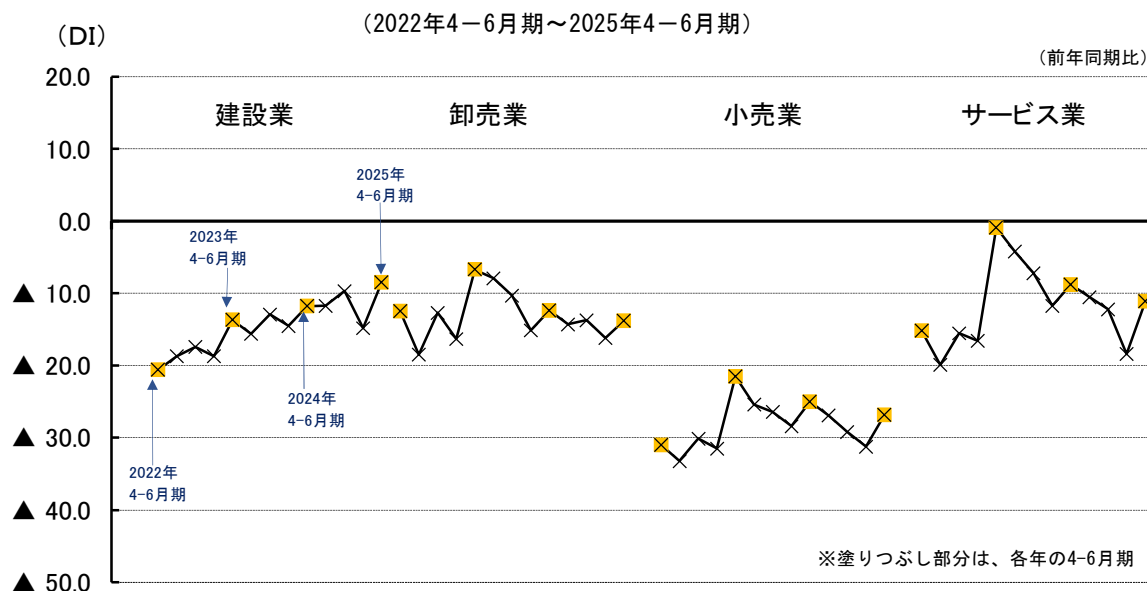


(3) 非製造業

非製造業の業況判断DIは、▲15.8（前期▲21.7、前期差5.9ポイント増）と4期ぶりにマイナス幅が縮小した。

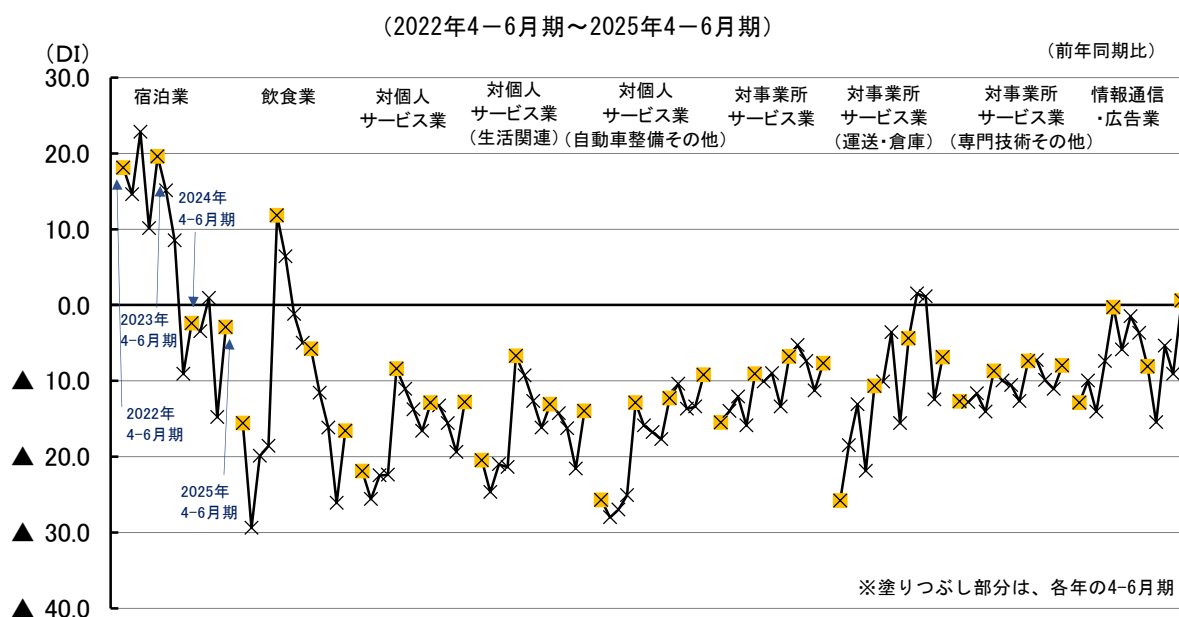
産業別に見ると、サービス業で▲11.1（前期差7.3ポイント増）、建設業で▲8.5（前期差6.3ポイント増）、小売業で▲26.8（前期差4.4ポイント増）、卸売業で▲13.8（前期差2.4ポイント増）とすべての産業でマイナス幅が縮小した。

中小企業の非製造業 産業別 業況判断DIの推移



サービス業の内訳では、情報通信・広告業で0.6（前期差9.7ポイント増）とマイナスからプラスに転じた。また、宿泊業で▲2.9（前期差11.9ポイント増）、飲食業で▲16.6（前期差9.5ポイント増）、対個人サービス業（生活関連）で▲14.0（前期差7.6ポイント増）、対事業所サービス業（運送・倉庫）で▲6.9（前期差5.6ポイント増）、対個人サービス業（自動車整備その他）で▲9.2（前期差4.2ポイント増）、対事業所サービス業（専門技術その他）で▲8.0（前期差3.1ポイント増）とマイナス幅が縮小した。

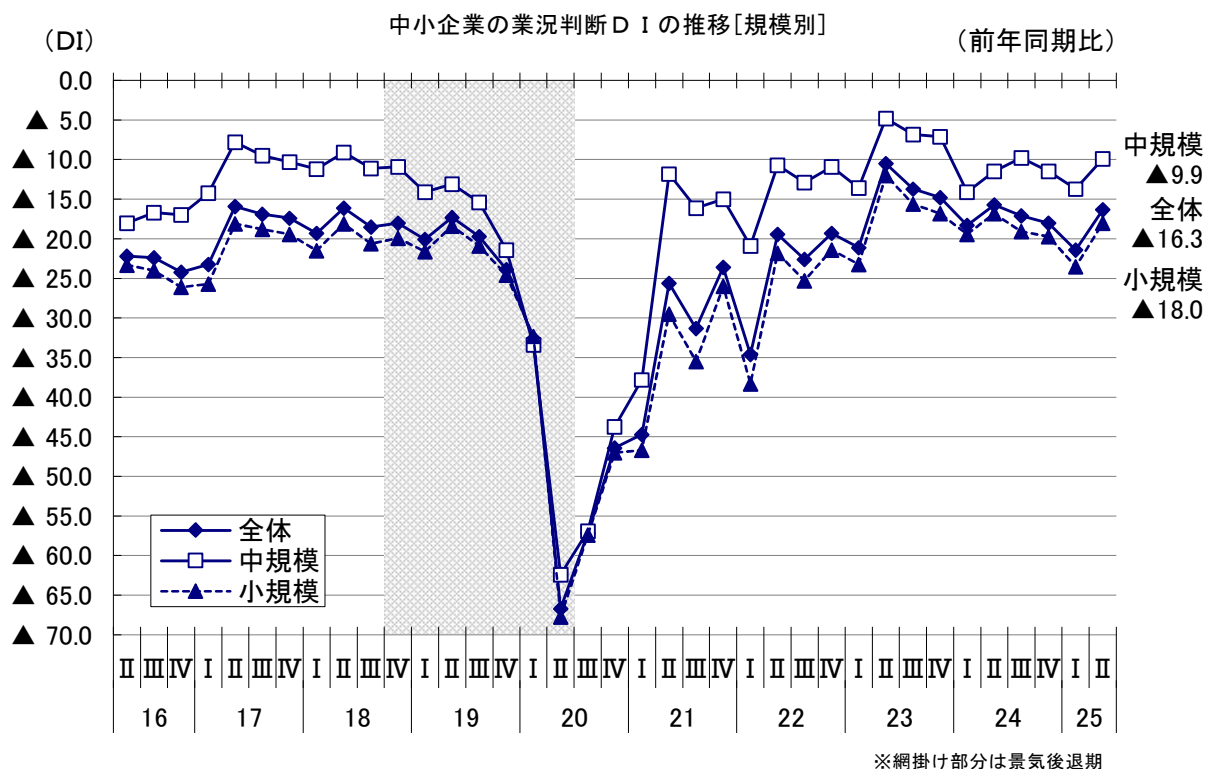
中小企業のサービス業 業種別 業況判断DIの推移



(注) 「対個人サービス業（生活関連）」は、不動産業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業等の7業種。
「対個人サービス業（自動車整備その他）」は、自動車整備業、機械等修理業。
「対事業所サービス業（運送・倉庫）」は、道路旅客運送業、道路貨物運送業、倉庫業等の5業種。
「対事業所サービス業（専門技術その他）」は、専門サービス業、技術サービス業、廃棄物処理業等の5業種。

(4) 規模別

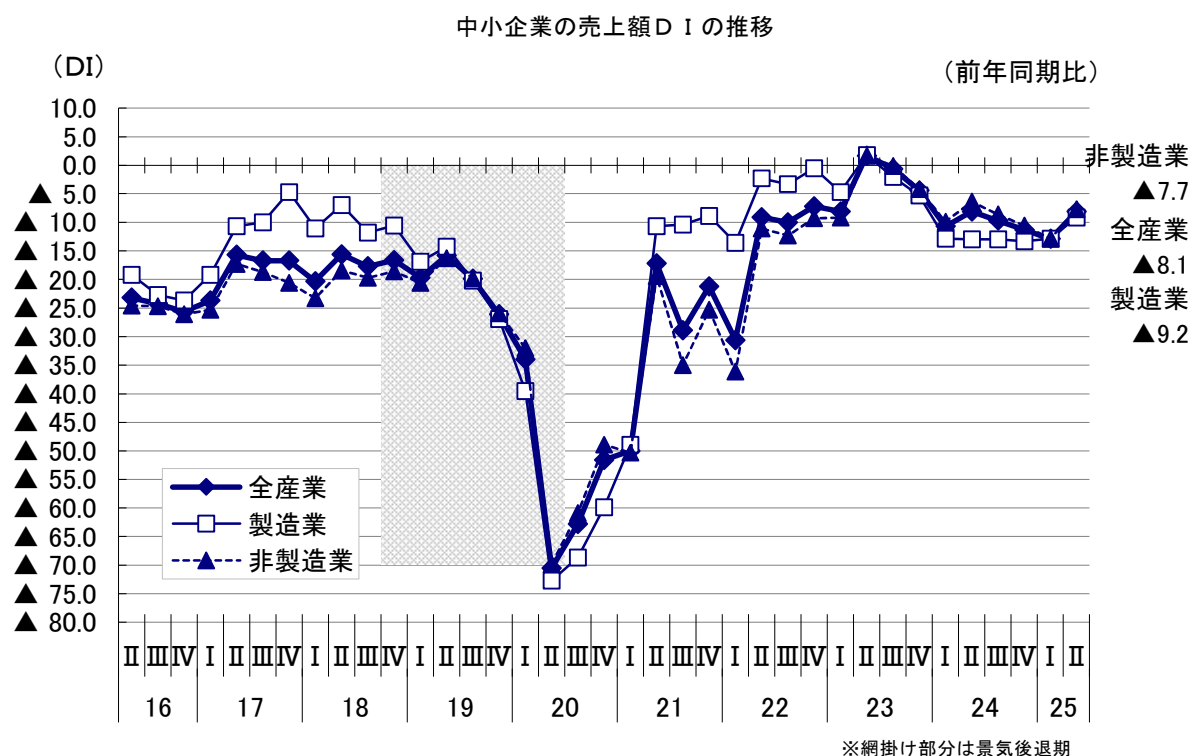
規模別に見ると、小規模で▲18.0（前期差5.5ポイント増）、中規模で▲9.9（前期差3.8ポイント増）といずれもマイナス幅が縮小した。



2. 売上額D I

全産業の売上額D I（「増加」－「減少」）は、▲8.1（前期▲12.9、前期差4.8ポイント増）と4期ぶりにマイナス幅が縮小した。

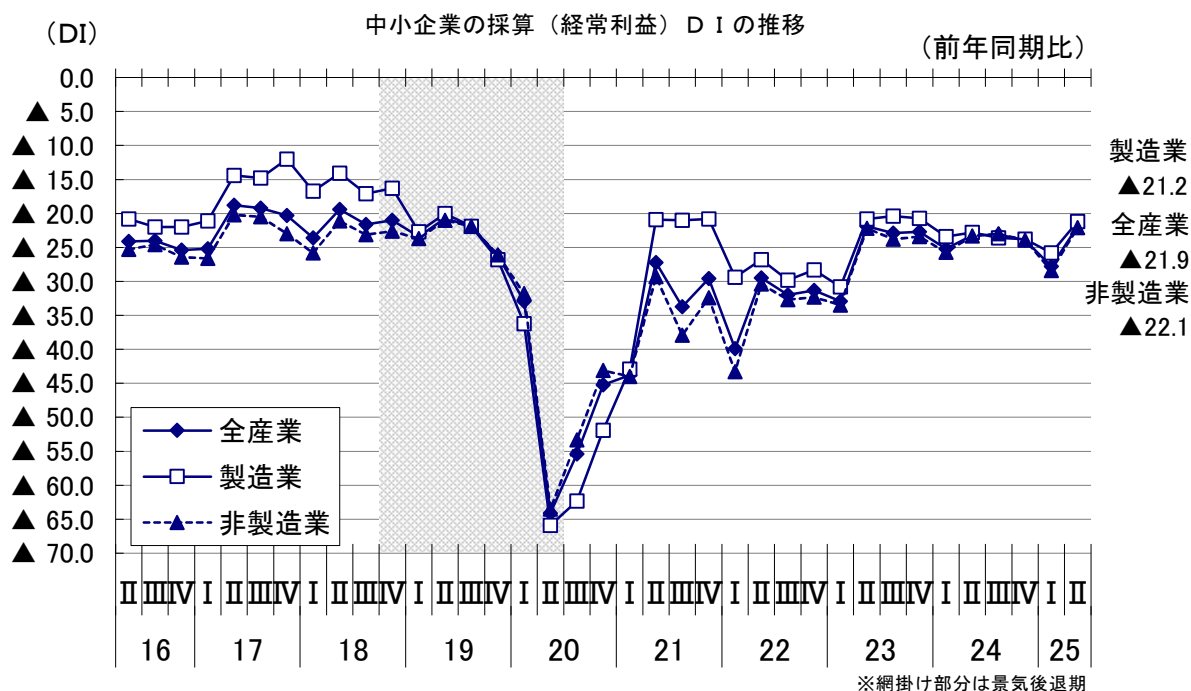
産業別に見ると、製造業で▲9.2（前期▲12.9、前期差3.7ポイント増）と上昇し、2期連続してマイナス幅が縮小となった。また、非製造業で▲7.7（前期▲12.9、前期差5.2ポイント増）と上昇し、4期ぶりにマイナス幅が縮小した。



3. 採算（経常利益）D I

全産業の採算（経常利益）D I（「好転」－「悪化」）は、▲21.9（前期▲27.8、前期差5.9ポイント増）と上昇し、3期ぶりにマイナス幅が縮小した。

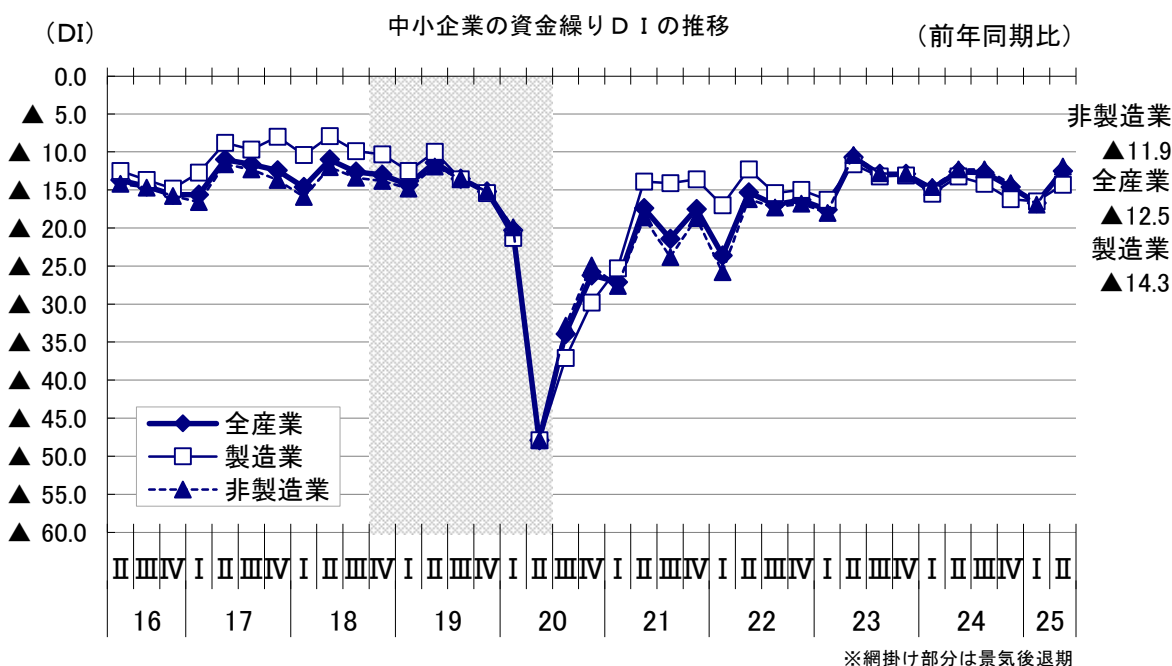
産業別に見ると、製造業で▲21.2（前期▲25.8、前期差4.6ポイント増）と上昇し、4期ぶりにマイナス幅が縮小した。また、非製造業で▲22.1（前期▲28.4、前期差6.3ポイント増）と上昇し、3期ぶりにマイナス幅が縮小した。



4. 資金繰りD I

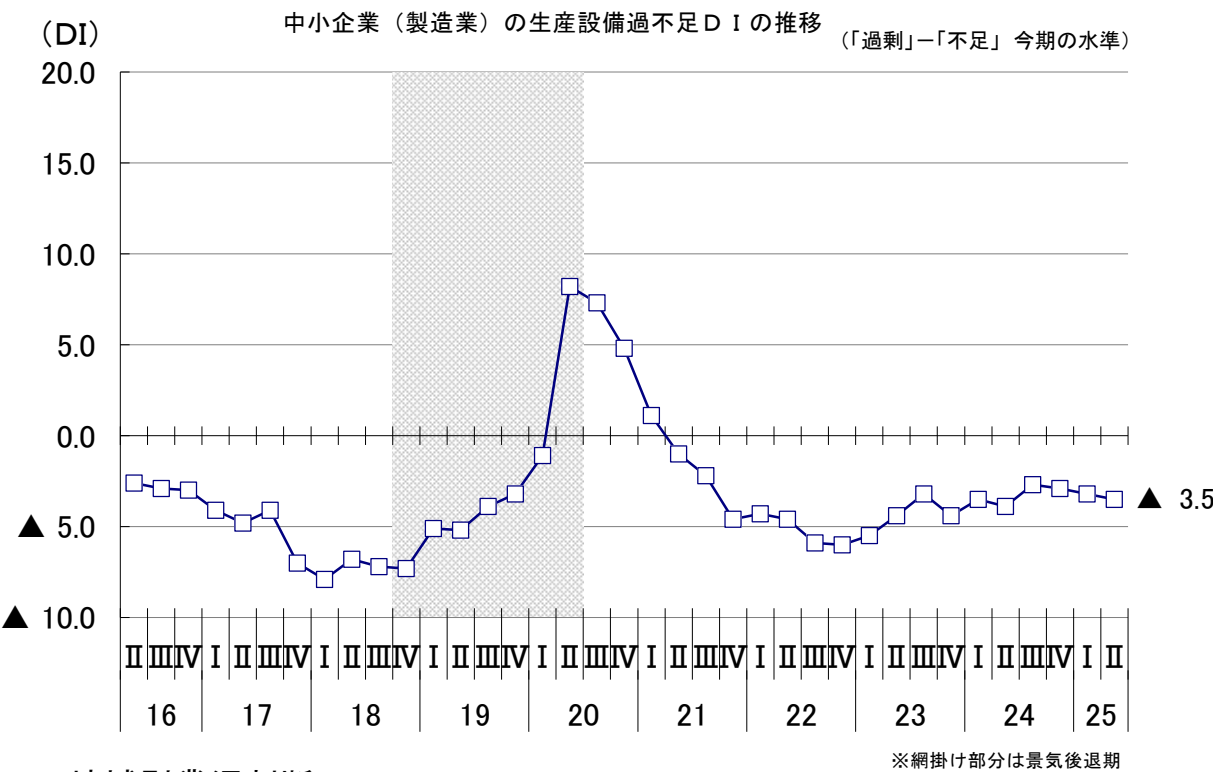
全産業の資金繰りD I（「好転」－「悪化」）は、▲12.5（前期▲16.7、前期差4.2ポイント増）と4期ぶりにマイナス幅が縮小した。

産業別に見ると、製造業で▲14.3（前期▲16.5、前期差2.2ポイント増）と4期ぶりにマイナス幅が縮小した。また、非製造業で▲11.9（前期▲16.9、前期差5.0ポイント増）と4期ぶりにマイナス幅が縮小した。



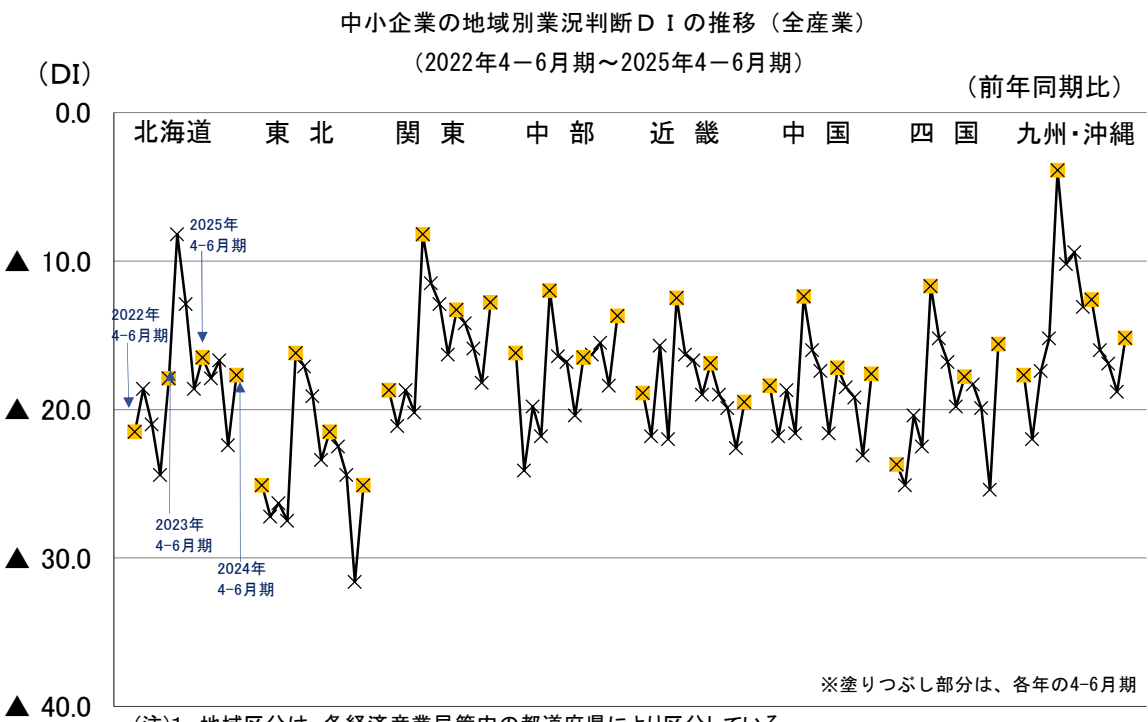
5. 生産設備過不足D I

製造業の生産設備過不足D I（「過剰」－「不足」、今期の水準）は、▲3.5（前期▲3.2、前期差0.3ポイント減）とやや低下し、不足感が強まった。



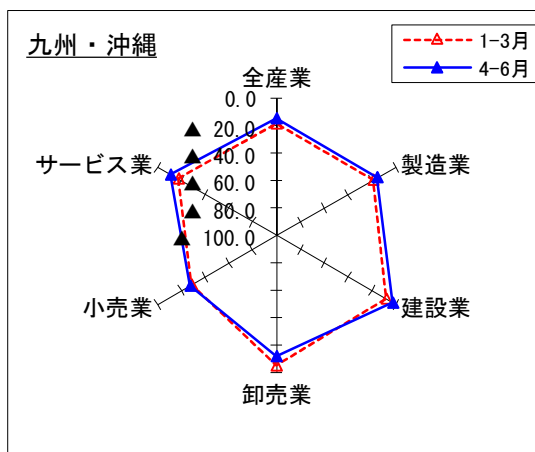
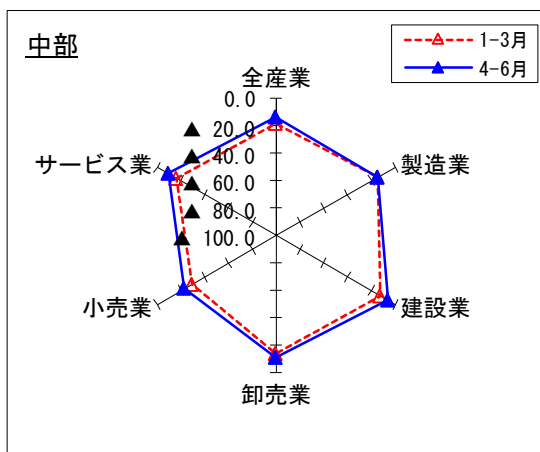
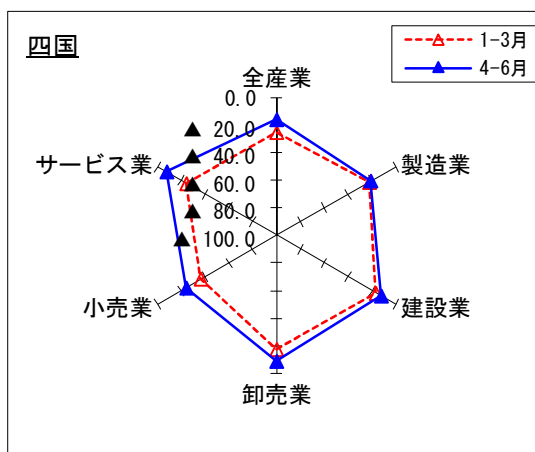
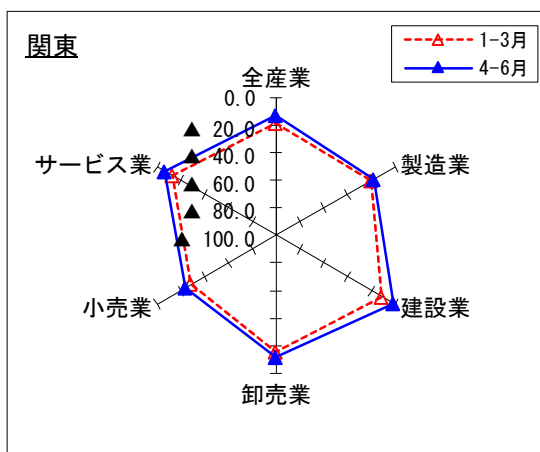
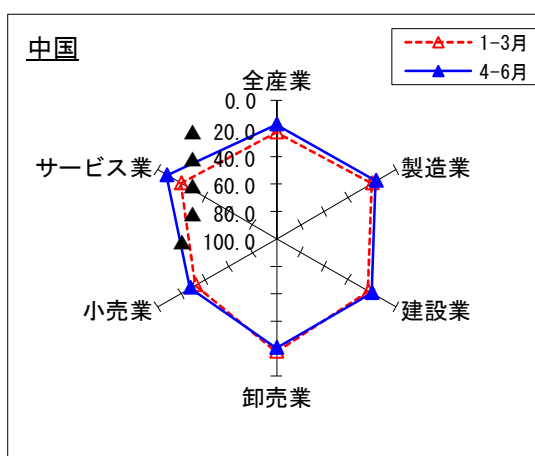
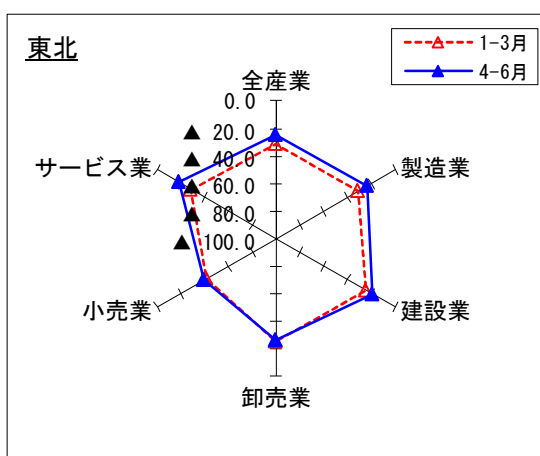
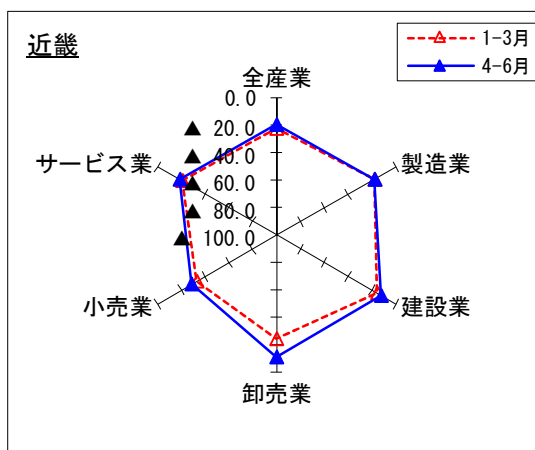
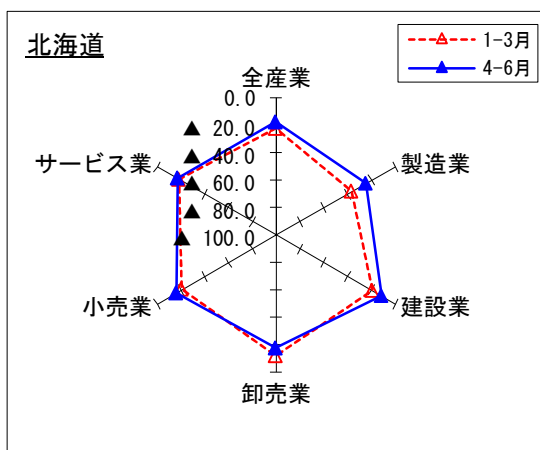
6. 地域別業況判断D I

地域別の業況判断D I（全産業）は、四国、東北、中国、関東、北海道、中部、九州・沖縄、近畿のすべての地域でマイナス幅が縮小した。



（注）1. 地域区分は、各経済産業局管内の都道府県により区分している。
2. 関東には、新潟、長野、山梨、静岡の各県、中部には、石川、富山の各県、近畿には、福井県を含む。
九州・沖縄は、九州各県と沖縄の合計。

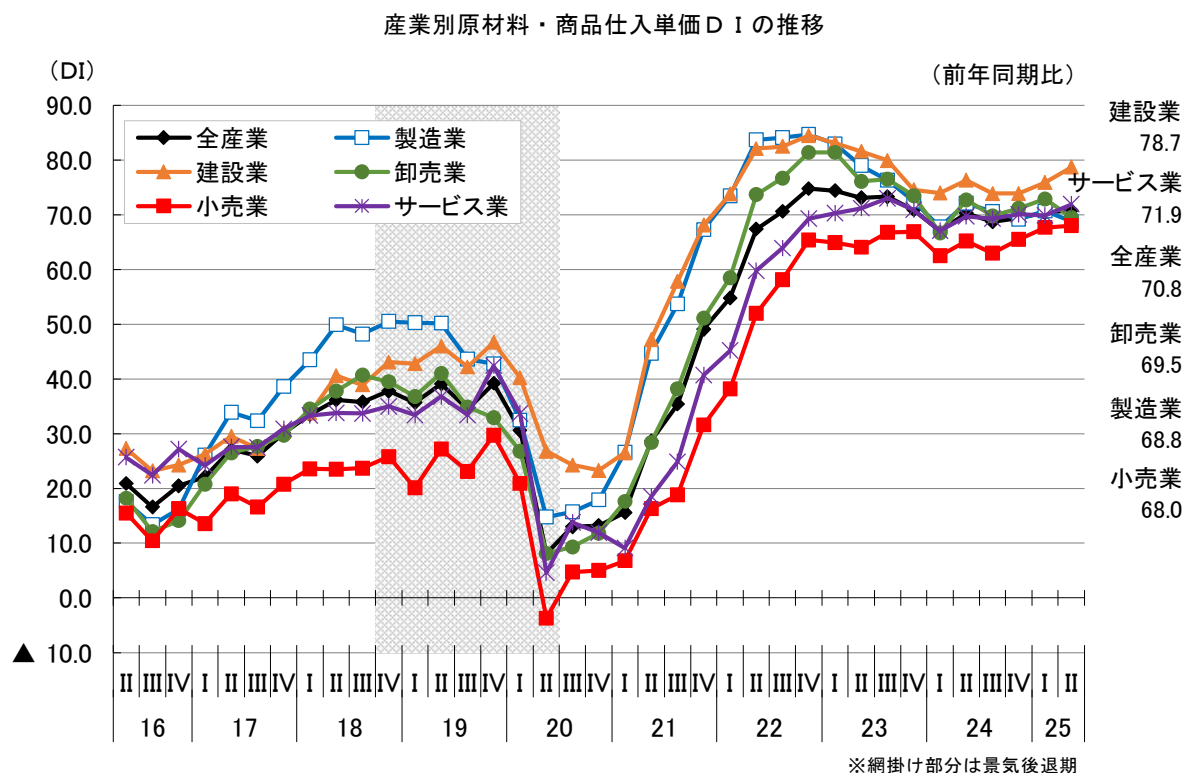
各地域における産業別の動向（業況判断DI・前年同期比）



7. 産業別原材料・商品仕入単価D I

全産業の原材料・商品仕入単価D I（「上昇」－「低下」、前年同期比）は、70.8（前期差0.4ポイント増）とやや上昇し、3期連続してプラス幅が拡大した。

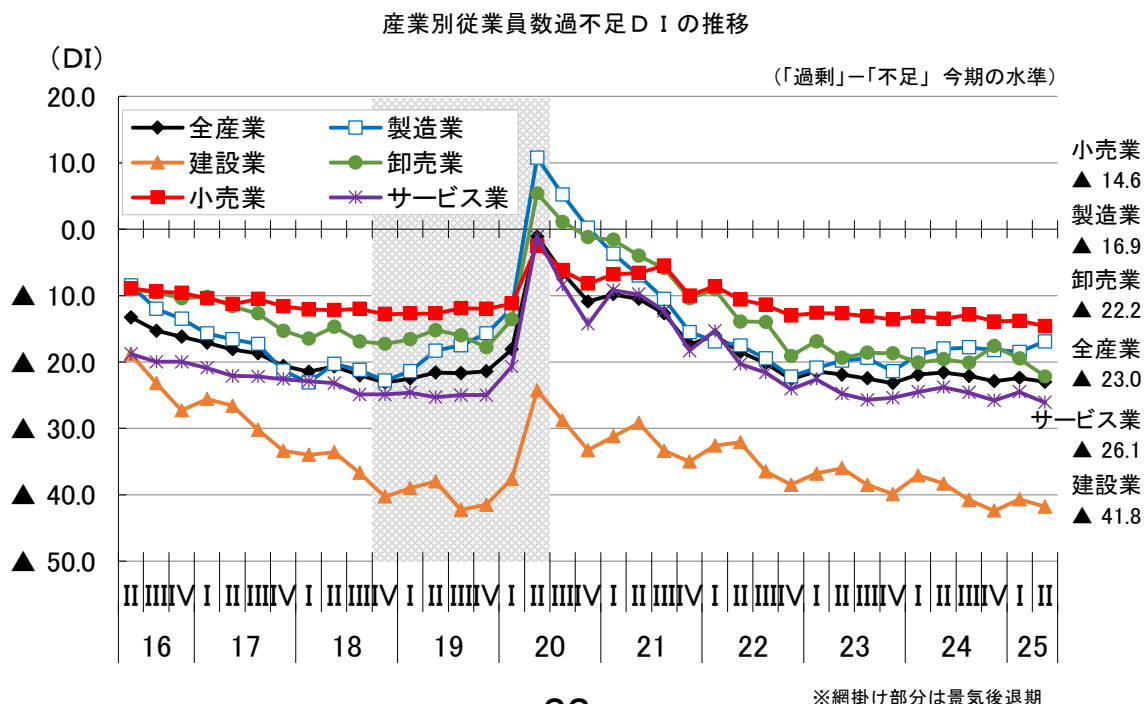
産業別に見ると、建設業で78.7（前期差2.8ポイント増）、サービス業で71.9（前期差2.0ポイント増）、小売業で68.0（前期差0.3ポイント増）とプラス幅が拡大した。一方、卸売業で69.5（前期差3.4ポイント減）、製造業で68.8（前期差1.9ポイント減）と低下し、プラス幅が縮小した。



8. 産業別従業員数過不足D I

全産業の従業員数過不足D I（「過剰」－「不足」、今期の水準）は、▲23.0（前期▲22.4、前期差0.6ポイント減）とやや低下し、2期ぶりにマイナス幅が拡大し不足感が強まった。

産業別に見ると、製造業でマイナス幅が縮小し、卸売業、サービス業、建設業、小売業でマイナス幅が拡大した。



【調査対象企業のコメント】

- ・ 度重なる原材料及び人件費の増加に伴い、当社製品の値上げを決断するも、なかなか反映できず苦しい状況にある。[パルプ・紙・紙加工品 北海道]
- ・ 提供サービスの差別化を図り、お客様の満足度を上げている。モーニングサービスの提供を前年よりスタートしており、売上高に貢献している。[小売業 宮城]
- ・ 需要低迷に加え加工単位が下がり、鋼材、副資材価格が上昇している。次に来る需要増に対応すべく人材育成や業務改善、生産性向上に取り組んでいる。[金属製品 山形]
- ・ 人材不足が大きな課題。求人を出しても集まらない状況で、個々の負担増、社員の高齢化も相まって受注から完工までの期間長期化が想定される。長期化すると物価が上昇する可能性が高く利益の確保も課題になっている。[建設業 茨城]
- ・ 新規案件の話はあるものの、開発者及び顧客対応者の不足により停滞気味。未着手案件が思い通りに対応が進まず先延ばしとなることも多く、案件を逃す場面もあり。人材確保が優先となるため資金調達で悩む状況にある。[情報通信・広告業 東京]
- ・ 仕入価格や光熱費の上昇に対して値上げをほとんどしていなかったが、全ての原価、販管費を見直し、販売体制、価格を見直した。今のところ客離れもなく、利益率も前年以前より向上している。[飲食業 石川]
- ・ 現状は繁忙であり、業況も好転している。だが、各業界は米国関税の問題、労働力不足を問題視しており、人手の取り合いになった時、大手には条件的にかなわないと思われる。常に危機感を持つ事が大切。[窯業・土石製品 岐阜]
- ・ 季節的に売上が増加するので収支では若干の黒字予想。但し今後に関しては、海外、国内情勢が落ち着かない中、原材料高騰や、需要停滞の材料が散見し、非常に不安。[繊維工業 愛知]
- ・ 1月～3月の売上高が減少していたが、5月より売上高が回復し、増加傾向にある。[木材・木製品 奈良]
- ・ 原材料価格は依然として上昇している。これまでも副資材の上昇は続いていたが、世界情勢が益々不安定になり価格上昇が止まらない。[化学 兵庫]
- ・ 業績は順調に推移しているが、米国関税の影響や物価の高騰・金利の動向等不確定要素が多い。[卸売業 大阪]
- ・ 今季から来期にかけて大型物件の受注が入っており、この期間の状況は好転。しかしながら原材料・経費等が立て続けに値上がりし、業況は当面安定しないものと思われる。[家具・装備品 岡山]
- ・ 今期は期首から売上は好調であるが継続的に受注できるかは不透明で安心はできない。車業界としては電化、関税等難題はあるが、現在異業種を開拓しており新規の案件も決まりつつある。[機械器具 広島]
- ・ インバウンド客の増加により、地方都市においても、宿泊施設に関しては客室稼働率が高止まりしている状況が続いているため、高い収益性を確保できている。だが、それに伴う人員の確保に課題がある状況が続いている。[対事業所サービス業 徳島]
- ・ 輸出に関しては、米国関税の影響が大きい。また、食用米の不足から酒米の収穫量が減る見込み。[食料品 香川]
- ・ 看板・動画・内装デザイン・HP等の事業は引き合いも多く活況だが、打合せや制作等に日数がかかるため、売上に反映されるまで期間を要する。一方、印刷物の引き合いは確実に減少している。体制や業態の変更が必要。[印刷 福岡]
- ・ 原材料費高騰に伴い、売価（新造船価）も上昇していることから以前に比べ、採算を確保できるようになった。新卒採用は相変わらず困難な状況に変わりはないが、中途採用者が定期的に採用できている。熟練技術者は減少。[輸送用機械器具 長崎]
- ・ 物価の高騰、最低賃金の上昇に伴い賃上げ、価格転嫁を進めているが顧客の買い控えなどがあり、苦しい状況。これまで価格を引き上げる事で売り上げも上がってきたが、単純な動向にならない。[対個人サービス業 熊本]
- ・ 沖縄県全体の観光需要が上昇傾向の影響を受けている。今夏オープン of 県内テーマパークの影響でさらに観光客は増えてくると思うので引き続き、他施設が行わないような戦略を立てていく。[宿泊業 沖縄]

主要DI時系列表

1. 業況判断DI（「好転」－「悪化」 前年同期比）

1－(1) 全産業

産 業	2023年	2024年				2025年		前期差	2025年	今期との差
	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月		7-9月見通し	
全産業	▲ 14.8	▲ 18.3	▲ 15.7	▲ 17.1	▲ 18.0	▲ 21.4	▲ 16.3	5.1	▲ 15.0	1.3
中規模	▲ 7.1	▲ 14.1	▲ 11.5	▲ 9.8	▲ 11.5	▲ 13.7	▲ 9.9	3.8	▲ 9.1	0.8
小規模	▲ 16.8	▲ 19.4	▲ 16.8	▲ 19.1	▲ 19.7	▲ 23.5	▲ 18.0	5.5	▲ 16.6	1.4
製造業	▲ 15.1	▲ 19.9	▲ 18.8	▲ 19.7	▲ 20.2	▲ 20.8	▲ 17.9	2.9	▲ 14.4	3.5
非製造業	▲ 14.6	▲ 17.8	▲ 14.7	▲ 16.3	▲ 17.3	▲ 21.7	▲ 15.8	5.9	▲ 15.2	0.6

1－(2) 製造業

業 種	2023年	2024年				2025年		前期差	2025年	今期との差
	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月		7-9月見通し	
食料品	▲ 2.2	▲ 3.9	▲ 3.8	▲ 7.7	▲ 13.5	▲ 15.2	▲ 13.0	2.2	▲ 5.3	7.7
繊維工業	▲ 15.2	▲ 19.3	▲ 22.3	▲ 27.0	▲ 25.0	▲ 19.1	▲ 18.9	0.2	▲ 14.4	4.5
木材・木製品	▲ 29.3	▲ 39.5	▲ 37.4	▲ 33.8	▲ 30.4	▲ 32.1	▲ 18.0	14.1	▲ 21.1	▲ 3.1
家具・装備品	▲ 21.1	▲ 23.8	▲ 22.4	▲ 18.5	▲ 22.3	▲ 25.8	▲ 15.5	10.3	▲ 14.9	0.6
パルプ・紙・紙加工品	▲ 2.9	0.0	0.0	▲ 15.7	▲ 16.2	▲ 16.1	▲ 10.4	5.7	0.0	10.4
印刷	▲ 28.6	▲ 32.1	▲ 31.1	▲ 31.4	▲ 28.6	▲ 33.7	▲ 20.5	13.2	▲ 20.6	▲ 0.1
化学	▲ 4.8	▲ 14.3	▲ 3.5	1.2	2.4	1.3	▲ 7.2	▲ 8.5	6.1	13.3
窯業・土石製品	▲ 18.2	▲ 27.4	▲ 17.4	▲ 27.2	▲ 26.5	▲ 21.3	▲ 26.7	▲ 5.4	▲ 29.1	▲ 2.4
鉄鋼・非鉄金属	▲ 32.8	▲ 27.3	▲ 25.6	▲ 30.8	▲ 33.1	▲ 29.8	▲ 23.6	6.2	▲ 16.3	7.3
金属製品	▲ 14.3	▲ 21.0	▲ 25.7	▲ 26.4	▲ 23.2	▲ 18.0	▲ 17.6	0.4	▲ 16.4	1.2
機械器具	▲ 24.5	▲ 28.7	▲ 27.7	▲ 20.9	▲ 19.8	▲ 23.0	▲ 24.9	▲ 1.9	▲ 19.7	5.2
電気・情報通信機械器具・電子部品	▲ 9.2	▲ 17.1	▲ 9.7	▲ 16.4	▲ 12.8	▲ 17.3	▲ 23.3	▲ 6.0	▲ 17.4	5.9
輸送用機械器具	▲ 4.4	▲ 18.0	▲ 16.3	▲ 10.4	▲ 18.4	▲ 15.5	▲ 8.1	7.4	▲ 6.4	1.7
その他の製造業	▲ 14.8	▲ 19.6	▲ 18.5	▲ 14.6	▲ 16.0	▲ 21.1	▲ 16.5	4.6	▲ 14.4	2.1

1－(3) 非製造業

産 業 ・ 業 種	2023年	2024年				2025年		前期差	2025年	今期との差
	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月		7-9月見通し	
建設業	▲ 12.9	▲ 14.5	▲ 11.8	▲ 11.7	▲ 9.7	▲ 14.8	▲ 8.5	6.3	▲ 11.8	▲ 3.3
総合工事業	▲ 13.4	▲ 14.8	▲ 10.8	▲ 12.3	▲ 11.3	▲ 14.3	▲ 8.9	5.4	▲ 14.0	▲ 5.1
職別・設備工事業	▲ 12.3	▲ 14.1	▲ 12.8	▲ 11.1	▲ 8.0	▲ 15.3	▲ 7.9	7.4	▲ 9.4	▲ 1.5
卸売業	▲ 10.3	▲ 15.1	▲ 12.4	▲ 14.3	▲ 13.7	▲ 16.2	▲ 13.8	2.4	▲ 13.6	0.2
小売業	▲ 26.4	▲ 28.4	▲ 25.0	▲ 26.9	▲ 29.2	▲ 31.2	▲ 26.8	4.4	▲ 25.3	1.5
サービス業	▲ 7.2	▲ 11.7	▲ 8.8	▲ 10.5	▲ 12.2	▲ 18.4	▲ 11.1	7.3	▲ 9.5	1.6
宿泊業	8.5	▲ 9.1	▲ 2.4	▲ 3.5	0.9	▲ 14.8	▲ 2.9	11.9	▲ 5.4	▲ 2.5
飲食業	▲ 1.2	▲ 5.0	▲ 5.8	▲ 11.6	▲ 16.2	▲ 26.1	▲ 16.6	9.5	▲ 13.8	2.8
対個人サービス業	▲ 13.8	▲ 16.6	▲ 12.9	▲ 13.3	▲ 15.6	▲ 19.4	▲ 12.8	6.6	▲ 11.1	1.7
対個人サービス業（生活関連）	▲ 12.7	▲ 16.2	▲ 13.1	▲ 14.3	▲ 16.3	▲ 21.6	▲ 14.0	7.6	▲ 10.8	3.2
対個人サービス業（自動車整備その他）	▲ 16.8	▲ 17.7	▲ 12.3	▲ 10.4	▲ 13.7	▲ 13.4	▲ 9.2	4.2	▲ 12.0	▲ 2.8
対事業所サービス業	▲ 9.0	▲ 13.4	▲ 6.8	▲ 5.3	▲ 7.4	▲ 11.3	▲ 7.7	3.6	▲ 6.0	1.7
対事業所サービス業（運送・倉庫）	▲ 3.6	▲ 15.6	▲ 4.4	1.5	1.1	▲ 12.5	▲ 6.9	5.6	▲ 11.3	▲ 4.4
対事業所サービス業（専門技術その他）	▲ 10.6	▲ 12.7	▲ 7.4	▲ 7.3	▲ 9.9	▲ 11.1	▲ 8.0	3.1	▲ 4.5	3.5
情報通信・広告業	▲ 1.5	▲ 3.7	▲ 8.1	▲ 15.5	▲ 5.4	▲ 9.1	0.6	9.7	1.2	0.6

2. ー(1) 売上額DI (「増加」ー「減少」 前年同期比)

産 業	2023年	2024年				2025年		前期差
	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	
全産業	▲ 4.4	▲ 10.7	▲ 8.1	▲ 9.7	▲ 11.3	▲ 12.9	▲ 8.1	4.8
製造業	▲ 5.3	▲ 12.9	▲ 13.0	▲ 13.0	▲ 13.3	▲ 12.9	▲ 9.2	3.7
非製造業	▲ 4.2	▲ 9.9	▲ 6.4	▲ 8.6	▲ 10.6	▲ 12.9	▲ 7.7	5.2
建設業	▲ 15.1	▲ 13.9	▲ 10.6	▲ 12.5	▲ 10.0	▲ 12.0	▲ 9.9	2.1
卸売業	▲ 0.2	▲ 8.8	▲ 2.4	▲ 4.7	▲ 5.3	▲ 5.8	▲ 5.6	0.2
小売業	▲ 13.9	▲ 20.8	▲ 16.8	▲ 19.3	▲ 22.2	▲ 21.8	▲ 16.5	5.3
サービス業	6.7	▲ 0.5	2.0	0.1	▲ 3.2	▲ 8.0	▲ 0.9	7.1

2. ー(2) 売上単価・客単価DI (「上昇」ー「低下」 前年同期比)

産 業	2023年	2024年				2025年		前期差	2025年 7-9月見通し	今期と の差
	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月			
全産業	17.1	13.6	15.9	15.2	15.1	14.5	18.7	4.2	11.0	▲ 7.7
製造業	30.4	26.2	26.1	25.7	26.5	25.5	29.2	3.7	19.7	▲ 9.5
非製造業	11.8	8.7	11.9	11.0	10.6	10.3	14.6	4.3	7.7	▲ 6.9
卸売業	45.2	40.9	46.1	45.5	44.8	46.8	43.6	▲ 3.2	35.3	▲ 8.3
小売業	▲ 1.7	▲ 5.1	▲ 2.6	▲ 4.4	▲ 2.7	▲ 2.0	1.8	3.8	▲ 5.2	▲ 7.0
サービス業	15.7	13.0	16.2	16.3	14.2	12.5	18.6	6.1	12.0	▲ 6.6

3. 原材料・商品仕入単価DI (「上昇」ー「低下」 前年同期比)

産 業	2023年	2024年				2025年		前期差	2025年 7-9月見通し	今期と の差
	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月			
全産業	70.9	67.1	70.3	68.7	69.4	70.4	70.8	0.4	61.7	▲ 9.1
製造業	72.5	67.8	72.1	70.6	69.2	70.7	68.8	▲ 1.9	59.5	▲ 9.3
非製造業	70.5	66.9	69.7	68.0	69.4	70.4	71.7	1.3	62.5	▲ 9.2
建設業	74.6	74.0	76.3	73.9	73.9	75.9	78.7	2.8	68.5	▲ 10.2
卸売業	73.5	66.7	72.7	69.8	71.2	72.9	69.5	▲ 3.4	61.0	▲ 8.5
小売業	66.9	62.5	65.2	63.0	65.5	67.7	68.0	0.3	57.1	▲ 10.9
サービス業	70.9	67.1	69.7	69.3	70.1	69.9	71.9	2.0	64.1	▲ 7.8

4. 在庫水準DI (「過剰」ー「不足」 今期の水準)

産 業	2023年	2024年				2025年		前期差
	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	
全産業	6.3	6.5	6.9	6.0	5.4	4.8	5.7	0.9
製造業	2.4	3.4	3.5	3.3	1.7	1.7	1.9	0.2
非製造業	9.3	8.8	9.5	8.0	8.2	7.3	8.6	1.3
卸売業	13.5	14.0	14.3	14.9	12.7	13.7	13.4	▲ 0.3
小売業	8.3	7.4	8.2	6.4	7.0	5.8	7.3	1.5

5. 採算(経常利益)DI (「好転」ー「悪化」 前年同期比)

産 業	2023年	2024年				2025年		前期差	2025年 7-9月見通し	今期と の差
	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月			
全産業	▲ 22.7	▲ 25.2	▲ 23.2	▲ 23.1	▲ 23.9	▲ 27.8	▲ 21.9	5.9	▲ 20.4	1.5
製造業	▲ 20.7	▲ 23.4	▲ 22.8	▲ 23.6	▲ 23.8	▲ 25.8	▲ 21.2	4.6	▲ 18.6	2.6
非製造業	▲ 23.4	▲ 25.7	▲ 23.3	▲ 23.0	▲ 23.9	▲ 28.4	▲ 22.1	6.3	▲ 21.0	1.1
建設業	▲ 24.7	▲ 26.8	▲ 23.0	▲ 20.8	▲ 20.0	▲ 23.6	▲ 18.7	4.9	▲ 21.0	▲ 2.3
卸売業	▲ 15.6	▲ 18.9	▲ 16.6	▲ 16.6	▲ 15.8	▲ 18.6	▲ 13.5	5.1	▲ 15.0	▲ 1.5
小売業	▲ 30.1	▲ 31.5	▲ 29.5	▲ 30.2	▲ 31.7	▲ 35.4	▲ 29.8	5.6	▲ 27.4	2.4
サービス業	▲ 19.2	▲ 22.3	▲ 19.9	▲ 19.6	▲ 21.5	▲ 27.0	▲ 19.5	7.5	▲ 17.4	2.1

6. 資金繰りDI（「好転」－「悪化」 前年同期比）

産 業	2023年	2024年				2025年		前期差
	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	
全産業	▲ 12.9	▲ 14.8	▲ 12.6	▲ 12.7	▲ 14.6	▲ 16.7	▲ 12.5	4.2
製造業	▲ 13.1	▲ 15.5	▲ 13.2	▲ 14.2	▲ 16.2	▲ 16.5	▲ 14.3	2.2
非製造業	▲ 12.9	▲ 14.6	▲ 12.3	▲ 12.3	▲ 14.1	▲ 16.9	▲ 11.9	5.0
建設業	▲ 8.1	▲ 11.1	▲ 6.9	▲ 7.1	▲ 8.1	▲ 10.5	▲ 4.6	5.9
卸売業	▲ 9.3	▲ 10.6	▲ 9.0	▲ 8.2	▲ 11.0	▲ 11.2	▲ 8.8	2.4
小売業	▲ 21.2	▲ 20.1	▲ 19.6	▲ 19.4	▲ 21.8	▲ 23.7	▲ 19.5	4.2
サービス業	▲ 9.2	▲ 12.8	▲ 9.7	▲ 9.7	▲ 11.4	▲ 15.4	▲ 9.8	5.6

7. 従業員数DI（「増加」－「減少」 前年同期比）

産 業	2023年	2024年				2025年		前期差	2025年	今期との差
	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月		7-9月見通し	
全産業	▲ 3.5	▲ 4.5	▲ 2.5	▲ 3.4	▲ 3.7	▲ 5.2	▲ 2.9	2.3	▲ 1.5	1.4
製造業	▲ 3.2	▲ 5.0	▲ 2.4	▲ 3.9	▲ 4.4	▲ 6.7	▲ 3.6	3.1	▲ 1.4	2.2
非製造業	▲ 3.6	▲ 4.3	▲ 2.7	▲ 3.2	▲ 3.6	▲ 4.7	▲ 2.6	2.1	▲ 1.5	1.1
建設業	▲ 3.4	▲ 5.1	▲ 1.8	▲ 4.3	▲ 3.4	▲ 5.8	▲ 1.9	3.9	▲ 2.2	▲ 0.3
卸売業	▲ 1.4	▲ 1.2	▲ 1.6	1.0	▲ 2.4	▲ 1.8	▲ 1.0	0.8	▲ 0.5	0.5
小売業	▲ 3.6	▲ 4.7	▲ 3.5	▲ 4.4	▲ 4.9	▲ 5.7	▲ 4.4	1.3	▲ 2.5	1.9
サービス業	▲ 4.1	▲ 4.3	▲ 2.6	▲ 2.7	▲ 3.1	▲ 4.1	▲ 1.7	2.4	▲ 0.8	0.9

8. 従業員数過不足DI（「過剰」－「不足」 今期の水準）

産 業	2023年	2024年				2025年		前期差
	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	
全産業	▲ 23.2	▲ 21.9	▲ 21.6	▲ 22.1	▲ 22.9	▲ 22.4	▲ 23.0	▲ 0.6
製造業	▲ 21.4	▲ 18.9	▲ 18.0	▲ 17.8	▲ 18.2	▲ 18.5	▲ 16.9	1.6
非製造業	▲ 23.9	▲ 22.9	▲ 22.9	▲ 23.6	▲ 24.5	▲ 23.8	▲ 25.2	▲ 1.4
建設業	▲ 39.9	▲ 37.1	▲ 38.3	▲ 40.8	▲ 42.4	▲ 40.7	▲ 41.8	▲ 1.1
卸売業	▲ 18.7	▲ 20.1	▲ 19.6	▲ 20.1	▲ 17.6	▲ 19.5	▲ 22.2	▲ 2.7
小売業	▲ 13.6	▲ 13.1	▲ 13.5	▲ 12.9	▲ 13.9	▲ 13.8	▲ 14.6	▲ 0.8
サービス業	▲ 25.4	▲ 24.5	▲ 23.8	▲ 24.6	▲ 25.8	▲ 24.5	▲ 26.1	▲ 1.6

9. 設備投資動向

設備投資実施企業割合(実施企業/回答企業×100) 単位: %

産 業	2023年	2024年				2025年		来期計画	今期との差
	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	
全産業	17.9	16.2	17.2	17.5	17.5	15.4	17.8	21.0	3.2
製造業	22.5	20.1	21.1	21.7	21.4	19.3	20.2	24.2	4.0
建設業	20.7	17.4	20.1	20.4	20.2	19.1	24.0	23.0	▲ 1.0
卸売業	21.8	19.6	22.4	18.6	20.2	18.6	20.6	24.4	3.8
小売業	12.2	10.4	11.0	12.1	12.7	9.4	12.3	15.6	3.3
サービス業	16.9	16.3	16.6	16.9	16.6	14.6	17.1	21.1	4.0

10. 生産設備過不足DI (「過剰」-「不足」 今期の水準)

産 業	2023年	2024年				2025年		前期差
	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	
製 造 業	▲ 4.4	▲ 3.5	▲ 3.9	▲ 2.7	▲ 2.9	▲ 3.2	▲ 3.5	▲ 0.3

11. 経営上の問題点

	今期直面している経営上の問題点(構成比)									
	1位(%)		2位(%)		3位(%)		4位(%)		5位(%)	
製造業	原材料価格の上昇		需要の停滞		従業員の確保難		生産設備の不足・老朽化		人件費の増加	
	28.0		18.7		9.5		9.1		8.3	
	1位	30.5	2位	18.3	3位	9.3	4位	9.2	5位	7.4
建設業	材料価格の上昇		従業員の確保難		熟練技術者の確保難		官公需要の停滞		民間需要の停滞	
	33.8		20.9		8.7		7.7		6.7	
	1位	34.8	2位	19.4	3位	8.1	4位	7.2	5位	6.8
卸売業	仕入単価の上昇		需要の停滞		従業員の確保難		人件費の増加		人件費以外の経費の増加	
	24.7		20.4		10.9		9.3		5.3	
	1位	26.7	2位	20.0	3位	10.3	4位	9.3	5位	6.6
小売業	仕入単価の上昇		消費者ニーズの変化への対応		需要の停滞		大中小型店の進出による競争の激化		購買力の他地域への流出	
	27.5		13.8		13.0		7.6		7.4	
	1位	28.4	2位	12.9	3位	12.4	5位	7.9	4位	8.1
サービス業	材料等仕入単価の上昇		従業員の確保難		利用者ニーズの変化への対応		需要の停滞		人件費の増加	
	25.7		11.8		11.3		9.9		9.3	
	1位	28.5	3位	10.4	2位	10.7	4位	10.3	5位	8.9
サービス業	材料等仕入単価の上昇		従業員の確保難		利用者ニーズの変化への対応		需要の停滞		人件費の増加	
	25.7		11.8		11.3		9.9		9.3	
	1位	25.8	3位	11.2	2位	11.3	5位	9.5	4位	10.3

13. 業況判断DI(地域別)

前年同期比

地域・産業		2022年	2023年				2024年				2025年		前期差
		10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	
北海道	製造業	▲17.6	▲25.7	▲11.2	▲2.7	▲8.7	▲21.5	▲15.6	▲16.1	▲18.8	▲36.1	▲24.3	11.8
	建設業	▲11.6	▲11.9	▲19.2	▲15.8	▲13.6	▲11.6	▲14.2	▲15.5	▲18.8	▲19.2	▲11.9	7.3
	卸売業	▲17.4	▲20.6	▲4.7	0.0	▲2.9	▲24.3	▲15.0	▲12.5	▲9.1	▲12.3	▲18.2	▲5.9
	小売業	▲28.9	▲34.2	▲28.7	▲15.2	▲15.9	▲21.2	▲21.8	▲29.1	▲17.8	▲21.1	▲16.4	4.7
	サービス業	▲24.3	▲25.1	▲17.7	▲5.3	▲16.4	▲17.0	▲15.1	▲13.9	▲15.6	▲18.8	▲17.2	1.6
	全産業	▲21.0	▲24.4	▲17.9	▲8.2	▲12.9	▲18.6	▲16.5	▲17.9	▲16.7	▲22.4	▲17.7	4.7
東北	製造業	▲21.3	▲23.7	▲16.5	▲19.8	▲19.1	▲25.0	▲22.4	▲21.1	▲22.1	▲30.8	▲23.3	7.5
	建設業	▲24.0	▲24.1	▲21.5	▲20.6	▲16.8	▲24.1	▲23.0	▲24.1	▲27.2	▲24.8	▲19.0	5.8
	卸売業	▲5.1	▲13.1	▲5.1	▲5.1	▲12.3	▲18.2	▲13.4	▲15.8	▲19.8	▲25.6	▲25.8	▲0.2
	小売業	▲39.8	▲39.7	▲29.9	▲29.9	▲33.8	▲31.6	▲31.9	▲39.2	▲36.4	▲41.3	▲39.5	1.8
	サービス業	▲24.2	▲24.6	▲5.7	▲6.1	▲10.3	▲17.0	▲13.9	▲11.9	▲17.0	▲28.7	▲18.1	10.6
	全産業	▲26.3	▲27.5	▲16.2	▲17.1	▲19.1	▲23.4	▲21.5	▲22.5	▲24.4	▲31.6	▲25.1	6.5
関東	製造業	▲16.1	▲20.0	▲12.3	▲13.9	▲16.0	▲21.9	▲19.1	▲18.5	▲21.2	▲20.5	▲17.7	2.8
	建設業	▲20.4	▲19.2	▲10.5	▲13.3	▲9.0	▲12.7	▲8.4	▲6.9	▲4.2	▲11.1	▲1.5	9.6
	卸売業	▲20.1	▲20.0	▲9.7	▲10.8	▲12.8	▲7.8	▲8.4	▲16.2	▲12.3	▲14.9	▲11.7	3.2
	小売業	▲30.8	▲33.1	▲19.1	▲25.3	▲27.4	▲25.6	▲21.5	▲22.5	▲26.2	▲28.8	▲24.2	4.6
	サービス業	▲11.2	▲11.8	3.5	0.1	▲1.9	▲8.5	▲6.2	▲7.8	▲10.2	▲12.7	▲6.3	6.4
	全産業	▲18.7	▲20.2	▲8.2	▲11.5	▲12.9	▲16.3	▲13.3	▲14.2	▲15.9	▲18.2	▲12.8	5.4
中部	製造業	▲12.5	▲15.5	▲8.0	▲12.3	▲15.3	▲19.8	▲20.4	▲20.2	▲17.5	▲15.1	▲14.4	0.7
	建設業	▲22.8	▲22.9	▲17.9	▲17.7	▲18.7	▲11.4	▲12.0	▲4.9	▲5.3	▲12.3	▲5.6	6.7
	卸売業	▲6.8	▲12.0	▲4.1	▲9.7	▲8.4	▲17.0	▲9.0	▲18.3	▲15.8	▲14.0	▲11.5	2.5
	小売業	▲30.6	▲31.1	▲23.0	▲28.5	▲28.5	▲30.3	▲24.9	▲23.9	▲27.9	▲29.1	▲22.9	6.2
	サービス業	▲18.6	▲21.4	▲5.9	▲10.8	▲9.8	▲17.3	▲9.7	▲11.3	▲8.3	▲16.1	▲9.7	6.4
	全産業	▲19.8	▲21.8	▲12.0	▲16.4	▲16.8	▲20.4	▲16.5	▲16.3	▲15.5	▲18.4	▲13.7	4.7
近畿	製造業	▲12.2	▲20.9	▲11.0	▲14.4	▲14.0	▲19.4	▲18.7	▲19.2	▲19.4	▲18.3	▲18.0	0.3
	建設業	▲10.2	▲18.4	▲14.7	▲19.4	▲16.4	▲16.4	▲13.7	▲21.5	▲14.0	▲15.4	▲11.9	3.5
	卸売業	▲16.8	▲22.5	▲4.3	▲8.6	▲11.0	▲19.5	▲16.3	▲15.6	▲19.2	▲25.1	▲10.9	14.2
	小売業	▲21.3	▲29.0	▲24.1	▲25.8	▲25.4	▲28.0	▲24.6	▲27.4	▲29.7	▲32.7	▲28.6	4.1
	サービス業	▲16.3	▲18.9	▲6.2	▲11.3	▲13.7	▲13.1	▲10.9	▲12.1	▲15.3	▲21.3	▲18.9	2.4
	全産業	▲15.7	▲22.0	▲12.5	▲16.3	▲16.7	▲19.0	▲16.9	▲19.0	▲19.9	▲22.6	▲19.5	3.1
中国	製造業	▲14.5	▲19.6	▲15.9	▲20.8	▲18.7	▲18.7	▲18.3	▲23.6	▲16.2	▲19.7	▲16.9	2.8
	建設業	▲15.6	▲23.4	▲22.2	▲17.3	▲14.3	▲22.4	▲13.4	▲15.6	▲14.0	▲23.4	▲20.5	2.9
	卸売業	▲6.5	▲6.7	▲16.8	▲14.8	▲17.6	▲19.6	▲19.2	▲15.7	▲17.7	▲17.1	▲20.0	▲2.9
	小売業	▲29.5	▲30.5	▲23.9	▲26.5	▲29.0	▲35.4	▲25.6	▲27.6	▲32.3	▲31.3	▲27.4	3.9
	サービス業	▲16.3	▲17.4	5.5	▲2.4	▲7.7	▲12.2	▲10.7	▲8.4	▲12.9	▲19.7	▲8.0	11.7
	全産業	▲18.7	▲21.6	▲12.4	▲16.0	▲17.4	▲21.6	▲17.2	▲18.5	▲19.2	▲23.1	▲17.6	5.5
四国	製造業	▲21.0	▲22.4	▲18.4	▲17.3	▲13.9	▲18.1	▲18.4	▲18.9	▲28.0	▲22.3	▲20.8	1.5
	建設業	▲13.6	▲17.1	▲6.1	▲13.3	▲12.4	▲11.1	▲13.1	▲8.9	▲8.8	▲16.4	▲12.1	4.3
	卸売業	0.0	▲14.1	▲9.0	▲2.7	▲6.6	▲21.0	▲23.4	▲11.8	▲7.8	▲17.1	▲8.8	8.3
	小売業	▲34.6	▲32.9	▲23.1	▲30.2	▲32.8	▲36.7	▲26.2	▲28.5	▲30.1	▲36.3	▲24.5	11.8
	サービス業	▲15.1	▲17.8	0.0	▲4.6	▲10.1	▲10.9	▲11.4	▲14.2	▲12.1	▲24.2	▲7.3	16.9
	全産業	▲20.4	▲22.5	▲11.7	▲15.2	▲16.8	▲19.8	▲17.8	▲18.3	▲19.9	▲25.4	▲15.6	9.8
九州・沖縄	製造業	▲16.7	▲13.7	▲4.6	▲15.6	▲11.8	▲14.5	▲15.7	▲20.0	▲20.0	▲19.0	▲15.9	3.1
	建設業	▲14.7	▲11.3	▲5.1	▲11.1	▲7.9	▲8.6	▲6.1	▲6.1	▲2.5	▲8.5	▲2.4	6.1
	卸売業	▲11.7	▲11.0	0.0	▲3.1	▲5.4	▲10.0	▲6.0	▲4.5	▲7.3	▲5.2	▲12.5	▲7.3
	小売業	▲27.8	▲24.8	▲12.3	▲19.6	▲17.1	▲22.7	▲26.0	▲26.1	▲30.8	▲28.3	▲27.2	1.1
	サービス業	▲11.9	▲11.4	2.8	▲0.2	▲3.4	▲7.4	▲3.9	▲11.3	▲11.9	▲17.8	▲11.3	6.5
	全産業	▲17.4	▲15.2	▲3.9	▲10.2	▲9.4	▲13.1	▲12.6	▲16.0	▲16.9	▲18.8	▲15.2	3.6

14. 業況判断DI(都道府県別)

(1) 全産業

前年同期比

都道府県	2022年	2023年				2024年				2025年		前期差
	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	
全 国	▲ 19.3	▲ 21.1	▲ 10.5	▲ 13.7	▲ 14.8	▲ 18.3	▲ 15.7	▲ 17.1	▲ 18.0	▲ 21.4	▲ 16.3	5.1
北海道	▲ 21.0	▲ 24.4	▲ 17.9	▲ 8.2	▲ 12.9	▲ 18.6	▲ 16.5	▲ 17.9	▲ 16.7	▲ 22.4	▲ 17.7	4.7
道南・道央	▲ 24.4	▲ 24.6	▲ 22.3	▲ 14.7	▲ 15.8	▲ 18.9	▲ 16.3	▲ 17.9	▲ 17.6	▲ 22.2	▲ 18.6	3.6
道北・オホーツク	▲ 9.6	▲ 17.2	▲ 9.1	▲ 2.3	▲ 12.1	▲ 16.9	▲ 20.0	▲ 19.5	▲ 18.8	▲ 15.6	▲ 17.0	▲ 1.4
十勝・釧路・根室	▲ 20.8	▲ 30.2	▲ 12.0	7.1	▲ 4.3	▲ 19.3	▲ 13.9	▲ 16.2	▲ 11.9	▲ 28.4	▲ 14.9	13.5
東 北	▲ 26.3	▲ 27.5	▲ 16.2	▲ 17.1	▲ 19.1	▲ 23.4	▲ 21.5	▲ 22.5	▲ 24.4	▲ 31.6	▲ 25.1	6.5
青森県	▲ 34.5	▲ 29.4	▲ 26.3	▲ 24.1	▲ 27.1	▲ 31.2	▲ 29.4	▲ 26.5	▲ 31.1	▲ 37.6	▲ 24.7	12.9
岩手県	▲ 34.3	▲ 29.5	▲ 18.1	▲ 21.3	▲ 24.5	▲ 27.8	▲ 17.8	▲ 24.1	▲ 22.7	▲ 32.1	▲ 21.3	10.8
宮城県	▲ 23.4	▲ 22.1	▲ 16.3	▲ 15.3	▲ 16.2	▲ 14.5	▲ 19.3	▲ 18.7	▲ 26.0	▲ 31.1	▲ 22.3	8.8
秋田県	▲ 24.6	▲ 31.0	▲ 14.9	▲ 16.6	▲ 19.2	▲ 27.2	▲ 21.5	▲ 19.9	▲ 19.9	▲ 22.1	▲ 22.6	▲ 0.5
山形県	▲ 23.8	▲ 27.8	▲ 7.5	▲ 6.2	▲ 9.7	▲ 17.8	▲ 19.9	▲ 21.0	▲ 27.9	▲ 32.4	▲ 26.4	6.0
福島県	▲ 20.5	▲ 25.4	▲ 16.0	▲ 19.3	▲ 19.5	▲ 23.1	▲ 22.2	▲ 25.2	▲ 21.4	▲ 35.5	▲ 31.0	4.5
関 東	▲ 18.7	▲ 20.2	▲ 8.2	▲ 11.5	▲ 12.9	▲ 16.3	▲ 13.3	▲ 14.2	▲ 15.9	▲ 18.2	▲ 12.8	5.4
茨城県	▲ 26.2	▲ 27.3	▲ 8.7	▲ 12.5	▲ 17.6	▲ 18.7	▲ 19.3	▲ 13.2	▲ 14.6	▲ 18.3	▲ 13.3	5.0
栃木県	▲ 21.3	▲ 26.1	2.1	▲ 9.3	▲ 11.5	▲ 18.9	▲ 11.1	▲ 13.8	▲ 12.9	▲ 16.4	▲ 12.7	3.7
群馬県	▲ 20.5	▲ 19.8	▲ 10.3	▲ 10.5	▲ 12.1	▲ 17.5	▲ 13.9	▲ 14.1	▲ 15.8	▲ 23.3	▲ 15.2	8.1
埼玉県	▲ 12.9	▲ 14.7	▲ 9.1	▲ 15.0	▲ 11.1	▲ 16.2	▲ 11.7	▲ 13.4	▲ 15.1	▲ 16.6	▲ 10.8	5.8
千葉県	▲ 20.5	▲ 17.9	▲ 11.2	▲ 13.6	▲ 15.5	▲ 19.7	▲ 16.6	▲ 13.6	▲ 16.2	▲ 17.0	▲ 16.1	0.9
東京都	▲ 14.4	▲ 8.7	▲ 2.2	▲ 5.5	▲ 2.1	▲ 4.4	0.3	▲ 8.1	▲ 4.2	▲ 7.5	▲ 1.6	5.9
神奈川県	▲ 13.5	▲ 16.1	▲ 10.0	▲ 9.1	▲ 12.8	▲ 9.5	▲ 8.8	▲ 14.2	▲ 13.5	▲ 9.6	▲ 6.3	3.3
新潟県	▲ 26.2	▲ 28.8	▲ 15.7	▲ 16.6	▲ 21.7	▲ 25.0	▲ 20.2	▲ 17.6	▲ 24.1	▲ 28.9	▲ 19.6	9.3
山梨県	▲ 18.2	▲ 31.5	▲ 16.5	▲ 21.2	▲ 15.0	▲ 24.0	▲ 13.6	▲ 14.2	▲ 18.1	▲ 23.8	▲ 23.2	0.6
長野県	▲ 17.7	▲ 21.1	▲ 6.7	▲ 14.2	▲ 19.8	▲ 21.4	▲ 25.0	▲ 20.8	▲ 26.3	▲ 25.9	▲ 16.7	9.2
静岡県	▲ 15.2	▲ 19.0	▲ 0.7	▲ 1.2	▲ 3.7	▲ 8.7	▲ 9.5	▲ 12.9	▲ 13.6	▲ 14.5	▲ 12.6	1.9
中 部	▲ 19.8	▲ 21.8	▲ 12.0	▲ 16.4	▲ 16.8	▲ 20.4	▲ 16.5	▲ 16.3	▲ 15.5	▲ 18.4	▲ 13.7	4.7
富山県	▲ 20.8	▲ 30.3	▲ 15.1	▲ 18.2	▲ 15.3	▲ 24.2	▲ 23.3	▲ 14.9	▲ 18.3	▲ 28.5	▲ 14.7	13.8
石川県	▲ 10.2	▲ 15.2	▲ 7.8	▲ 10.9	▲ 11.3	▲ 36.1	▲ 14.3	▲ 14.6	▲ 16.0	▲ 11.1	▲ 0.8	10.3
岐阜県	▲ 15.5	▲ 15.6	▲ 7.1	▲ 15.4	▲ 14.4	▲ 15.4	▲ 19.2	▲ 13.0	▲ 13.2	▲ 16.3	▲ 11.6	4.7
愛知県	▲ 21.3	▲ 19.2	▲ 11.4	▲ 13.6	▲ 15.7	▲ 14.9	▲ 11.2	▲ 17.2	▲ 14.6	▲ 14.7	▲ 13.4	1.3
三重県	▲ 26.1	▲ 29.8	▲ 17.9	▲ 22.4	▲ 24.9	▲ 23.3	▲ 16.7	▲ 20.7	▲ 17.2	▲ 22.9	▲ 22.5	0.4
近 畿	▲ 15.7	▲ 22.0	▲ 12.5	▲ 16.3	▲ 16.7	▲ 19.0	▲ 16.9	▲ 19.0	▲ 19.9	▲ 22.6	▲ 19.5	3.1
福井県	▲ 20.8	▲ 25.9	▲ 21.9	▲ 21.6	▲ 21.5	▲ 23.1	▲ 18.2	▲ 16.9	▲ 21.1	▲ 33.0	▲ 23.0	10.0
滋賀県	▲ 3.1	▲ 13.8	▲ 3.4	▲ 16.5	▲ 10.4	▲ 14.7	▲ 12.9	▲ 15.5	▲ 16.3	▲ 19.8	▲ 20.4	▲ 0.6
京都府	▲ 9.9	▲ 20.9	▲ 8.4	▲ 16.2	▲ 16.8	▲ 15.5	▲ 15.0	▲ 20.4	▲ 16.7	▲ 20.5	▲ 10.7	9.8
大阪府	▲ 17.4	▲ 22.5	▲ 14.1	▲ 12.7	▲ 14.9	▲ 20.8	▲ 15.9	▲ 17.7	▲ 19.9	▲ 21.8	▲ 18.8	3.0
兵庫県	▲ 15.0	▲ 19.3	▲ 10.8	▲ 17.9	▲ 14.2	▲ 19.9	▲ 14.6	▲ 18.0	▲ 19.4	▲ 17.9	▲ 18.7	▲ 0.8
奈良県	▲ 18.2	▲ 22.9	▲ 15.2	▲ 15.3	▲ 20.9	▲ 15.7	▲ 17.4	▲ 21.9	▲ 20.0	▲ 19.4	▲ 18.6	0.8
和歌山県	▲ 24.1	▲ 29.5	▲ 13.4	▲ 18.7	▲ 20.5	▲ 21.7	▲ 26.3	▲ 22.9	▲ 26.1	▲ 30.3	▲ 30.3	0.0
中 国	▲ 18.7	▲ 21.6	▲ 12.4	▲ 16.0	▲ 17.4	▲ 21.6	▲ 17.2	▲ 18.5	▲ 19.2	▲ 23.1	▲ 17.6	5.5
鳥取県	▲ 14.4	▲ 19.8	▲ 11.2	▲ 17.0	▲ 18.5	▲ 21.3	▲ 18.2	▲ 19.6	▲ 17.9	▲ 18.3	▲ 6.7	11.6
島根県	▲ 18.8	▲ 20.7	▲ 3.7	▲ 9.3	▲ 11.2	▲ 16.7	▲ 11.5	▲ 10.7	▲ 17.6	▲ 27.5	▲ 16.6	10.9
岡山県	▲ 15.6	▲ 21.0	▲ 14.3	▲ 17.8	▲ 19.3	▲ 22.1	▲ 16.6	▲ 19.3	▲ 20.7	▲ 18.2	▲ 15.2	3.0
広島県	▲ 22.0	▲ 20.3	▲ 13.0	▲ 14.7	▲ 14.6	▲ 22.0	▲ 17.1	▲ 21.6	▲ 19.9	▲ 26.5	▲ 22.1	4.4
山口県	▲ 20.4	▲ 25.2	▲ 17.4	▲ 20.1	▲ 22.3	▲ 24.6	▲ 21.1	▲ 19.8	▲ 19.1	▲ 22.9	▲ 22.0	0.9
四 国	▲ 20.4	▲ 22.5	▲ 11.7	▲ 15.2	▲ 16.8	▲ 19.8	▲ 17.8	▲ 18.3	▲ 19.9	▲ 25.4	▲ 15.6	9.8
徳島県	▲ 18.1	▲ 24.7	▲ 13.5	▲ 11.2	▲ 15.1	▲ 16.8	▲ 19.7	▲ 16.7	▲ 23.0	▲ 24.9	▲ 16.8	8.1
香川県	▲ 23.2	▲ 27.0	▲ 14.6	▲ 22.3	▲ 22.2	▲ 22.3	▲ 19.0	▲ 15.4	▲ 21.6	▲ 25.0	▲ 16.0	9.0
愛媛県	▲ 21.2	▲ 20.8	▲ 9.1	▲ 10.4	▲ 16.2	▲ 21.0	▲ 16.7	▲ 21.1	▲ 16.4	▲ 24.6	▲ 13.6	11.0
高知県	▲ 18.7	▲ 16.8	▲ 10.0	▲ 19.3	▲ 12.9	▲ 18.6	▲ 15.7	▲ 19.1	▲ 19.4	▲ 27.7	▲ 17.3	10.4
九州・沖縄	▲ 17.4	▲ 15.2	▲ 3.9	▲ 10.2	▲ 9.4	▲ 13.1	▲ 12.6	▲ 16.0	▲ 16.9	▲ 18.8	▲ 15.2	3.6
福岡県	▲ 18.0	▲ 17.0	▲ 7.0	▲ 10.1	▲ 12.2	▲ 12.2	▲ 13.9	▲ 17.8	▲ 18.4	▲ 20.9	▲ 17.2	3.7
佐賀県	▲ 26.9	▲ 25.1	▲ 8.8	▲ 19.3	▲ 17.5	▲ 19.1	▲ 19.7	▲ 15.3	▲ 17.4	▲ 23.5	▲ 17.1	6.4
長崎県	▲ 16.4	▲ 13.9	▲ 5.8	▲ 7.8	▲ 13.5	▲ 21.5	▲ 16.4	▲ 23.5	▲ 21.0	▲ 26.7	▲ 22.8	3.9
熊本県	▲ 21.1	▲ 16.1	▲ 1.8	▲ 6.7	▲ 4.8	▲ 8.3	▲ 8.3	▲ 16.4	▲ 16.8	▲ 19.4	▲ 14.2	5.2
大分県	▲ 24.3	▲ 21.5	▲ 14.5	▲ 23.6	▲ 17.0	▲ 20.7	▲ 18.1	▲ 21.3	▲ 26.6	▲ 23.2	▲ 25.4	▲ 2.2
宮崎県	▲ 13.5	▲ 8.8	▲ 0.6	▲ 8.8	▲ 5.1	▲ 11.7	▲ 6.1	▲ 9.1	▲ 14.1	▲ 15.0	▲ 8.6	6.4
鹿児島県	▲ 20.4	▲ 19.0	▲ 1.2	▲ 13.1	▲ 9.7	▲ 12.9	▲ 12.5	▲ 21.2	▲ 19.0	▲ 20.5	▲ 18.8	1.7
沖縄県	5.8	4.8	14.8	14.8	11.3	7.8	▲ 0.8	2.7	3.5	6.6	9.6	3.0

14. 業況判断DI(都道府県別)

(2) 製造業

前年同期比

都道府県	2022年	2023年				2024年				2025年		前期差
	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	
全 国	▲ 15.9	▲ 19.4	▲ 11.5	▲ 15.1	▲ 15.1	▲ 19.9	▲ 18.8	▲ 19.7	▲ 20.2	▲ 20.8	▲ 17.9	2.9
北海道	▲ 17.6	▲ 25.7	▲ 11.2	▲ 2.7	▲ 8.7	▲ 21.5	▲ 15.6	▲ 16.1	▲ 18.8	▲ 36.1	▲ 24.3	11.8
道南・道央	▲ 24.5	▲ 30.0	▲ 17.1	▲ 11.3	▲ 10.7	▲ 22.0	▲ 8.9	▲ 9.9	▲ 15.0	▲ 32.0	▲ 24.5	7.5
道北・オホーツク	12.1	▲ 6.9	▲ 3.3	13.3	▲ 5.9	▲ 16.7	▲ 34.5	▲ 32.1	▲ 34.5	▲ 37.0	▲ 29.6	7.4
十勝・釧路・根室	▲ 29.2	▲ 30.5	4.4	13.1	▲ 4.3	▲ 26.1	▲ 25.0	▲ 25.0	▲ 15.0	▲ 55.0	▲ 15.8	39.2
東 北	▲ 21.3	▲ 23.7	▲ 16.5	▲ 19.8	▲ 19.1	▲ 25.0	▲ 22.4	▲ 21.1	▲ 22.1	▲ 30.8	▲ 23.3	7.5
青森県	▲ 35.3	▲ 41.2	▲ 29.8	▲ 39.6	▲ 32.6	▲ 47.9	▲ 31.3	▲ 21.3	▲ 29.8	▲ 38.3	▲ 27.7	10.6
岩手県	▲ 33.3	▲ 21.1	▲ 16.7	▲ 15.7	▲ 14.2	▲ 23.6	▲ 23.6	▲ 28.6	▲ 23.5	▲ 30.4	▲ 15.3	15.1
宮城県	▲ 28.2	▲ 23.1	▲ 30.1	▲ 25.4	▲ 20.6	▲ 23.4	▲ 30.8	▲ 12.5	▲ 26.1	▲ 43.4	▲ 24.6	18.8
秋田県	▲ 13.1	▲ 25.0	▲ 13.8	▲ 17.2	▲ 25.0	▲ 27.2	▲ 20.5	▲ 22.4	▲ 21.5	▲ 22.5	▲ 15.0	7.5
山形県	▲ 9.9	▲ 13.4	2.9	▲ 4.6	▲ 5.9	▲ 7.2	▲ 15.1	▲ 22.9	▲ 20.0	▲ 33.8	▲ 29.5	4.3
福島県	▲ 15.4	▲ 22.7	▲ 17.4	▲ 22.3	▲ 18.6	▲ 27.3	▲ 17.6	▲ 18.9	▲ 15.5	▲ 24.2	▲ 28.9	▲ 4.7
関 東	▲ 16.1	▲ 20.0	▲ 12.3	▲ 13.9	▲ 16.0	▲ 21.9	▲ 19.1	▲ 18.5	▲ 21.2	▲ 20.5	▲ 17.7	2.8
茨城県	▲ 20.6	▲ 23.2	▲ 8.4	▲ 11.5	▲ 18.7	▲ 26.4	▲ 24.8	▲ 16.5	▲ 21.4	▲ 20.2	▲ 24.1	▲ 3.9
栃木県	▲ 4.9	▲ 7.4	12.5	5.0	1.3	▲ 27.4	▲ 12.4	▲ 6.2	▲ 12.3	▲ 3.7	▲ 2.7	1.0
群馬県	▲ 12.4	▲ 18.7	▲ 9.4	▲ 8.2	▲ 4.8	▲ 17.6	▲ 10.3	▲ 16.0	▲ 21.5	▲ 37.1	▲ 29.1	8.0
埼玉県	▲ 15.5	▲ 7.3	▲ 16.6	▲ 14.0	▲ 8.0	▲ 21.5	▲ 16.8	▲ 22.0	▲ 20.9	▲ 21.4	▲ 14.3	7.1
千葉県	▲ 23.8	▲ 26.6	▲ 17.7	▲ 23.1	▲ 18.9	▲ 22.1	▲ 20.2	▲ 21.5	▲ 22.7	▲ 20.0	▲ 28.1	▲ 8.1
東京都	▲ 14.8	▲ 16.3	▲ 12.9	▲ 3.9	▲ 11.4	▲ 11.4	▲ 5.0	▲ 15.1	▲ 12.5	▲ 14.1	▲ 6.3	7.8
神奈川県	▲ 6.3	▲ 16.5	▲ 17.0	▲ 16.5	▲ 18.7	▲ 18.8	▲ 16.3	▲ 11.8	▲ 11.9	▲ 7.7	▲ 7.6	0.1
新潟県	▲ 24.8	▲ 25.0	▲ 13.9	▲ 17.5	▲ 23.7	▲ 28.4	▲ 27.2	▲ 18.2	▲ 29.1	▲ 20.0	▲ 12.8	7.2
山梨県	▲ 13.5	▲ 29.0	▲ 22.7	▲ 29.3	▲ 17.1	▲ 18.4	▲ 15.4	▲ 14.6	▲ 18.1	▲ 22.7	▲ 25.0	▲ 2.3
長野県	▲ 14.1	▲ 20.2	▲ 13.8	▲ 31.9	▲ 37.9	▲ 32.7	▲ 42.2	▲ 38.5	▲ 42.4	▲ 36.7	▲ 36.3	0.4
静岡県	▲ 19.4	▲ 28.5	▲ 13.2	▲ 5.9	▲ 12.6	▲ 18.2	▲ 17.1	▲ 18.5	▲ 14.4	▲ 18.7	▲ 15.7	3.0
中 部	▲ 12.5	▲ 15.5	▲ 8.0	▲ 12.3	▲ 15.3	▲ 19.8	▲ 20.4	▲ 20.2	▲ 17.5	▲ 15.1	▲ 14.4	0.7
富山県	▲ 18.0	▲ 20.8	▲ 16.8	▲ 20.7	▲ 20.6	▲ 26.4	▲ 32.5	▲ 22.2	▲ 21.7	▲ 21.4	▲ 17.5	3.9
石川県	▲ 7.2	▲ 12.3	▲ 7.0	▲ 16.0	▲ 21.0	▲ 34.0	▲ 19.3	▲ 28.1	▲ 24.5	▲ 22.8	▲ 10.7	12.1
岐阜県	▲ 9.1	▲ 6.0	▲ 0.7	▲ 11.3	▲ 7.7	▲ 11.6	▲ 21.7	▲ 14.4	▲ 16.1	▲ 8.3	▲ 10.7	▲ 2.4
愛知県	▲ 13.7	▲ 17.6	▲ 7.2	▲ 8.4	▲ 15.5	▲ 14.4	▲ 13.9	▲ 22.1	▲ 17.7	▲ 13.1	▲ 13.5	▲ 0.4
三重県	▲ 12.1	▲ 20.0	▲ 9.7	▲ 9.6	▲ 15.9	▲ 25.6	▲ 18.8	▲ 18.1	▲ 11.2	▲ 17.1	▲ 19.5	▲ 2.4
近 畿	▲ 12.2	▲ 20.9	▲ 11.0	▲ 14.4	▲ 14.0	▲ 19.4	▲ 18.7	▲ 19.2	▲ 19.4	▲ 18.3	▲ 18.0	0.3
福井県	▲ 17.0	▲ 16.1	▲ 19.3	▲ 18.7	▲ 9.8	▲ 28.3	▲ 13.1	▲ 21.3	▲ 15.0	▲ 27.9	▲ 18.4	9.5
滋賀県	▲ 3.0	▲ 13.6	▲ 4.6	▲ 21.8	▲ 18.8	▲ 19.3	▲ 21.9	▲ 16.3	▲ 11.4	▲ 19.3	▲ 20.4	▲ 1.1
京都府	▲ 7.6	▲ 26.5	▲ 11.7	▲ 19.8	▲ 24.5	▲ 23.7	▲ 34.5	▲ 29.3	▲ 23.9	▲ 16.2	▲ 13.0	3.2
大阪府	▲ 20.5	▲ 22.0	▲ 12.3	▲ 5.0	▲ 7.5	▲ 20.3	▲ 15.8	▲ 17.8	▲ 20.1	▲ 21.5	▲ 21.1	0.4
兵庫県	▲ 7.6	▲ 14.9	▲ 1.0	▲ 17.5	▲ 11.7	▲ 16.5	▲ 13.5	▲ 14.5	▲ 18.1	▲ 9.6	▲ 13.5	▲ 3.9
奈良県	▲ 13.1	▲ 20.7	▲ 17.4	▲ 8.5	▲ 10.7	▲ 6.3	▲ 11.6	▲ 17.4	▲ 14.6	▲ 7.0	▲ 12.2	▲ 5.2
和歌山県	▲ 6.4	▲ 31.8	▲ 11.7	▲ 26.2	▲ 25.8	▲ 25.8	▲ 25.4	▲ 18.6	▲ 32.2	▲ 33.9	▲ 32.8	1.1
中 国	▲ 14.5	▲ 19.6	▲ 15.9	▲ 20.8	▲ 18.7	▲ 18.7	▲ 18.3	▲ 23.6	▲ 16.2	▲ 19.7	▲ 16.9	2.8
鳥取県	▲ 10.5	▲ 25.9	▲ 31.5	▲ 22.8	▲ 19.3	▲ 21.4	▲ 16.1	▲ 31.6	▲ 13.5	▲ 12.5	▲ 12.5	0.0
島根県	▲ 14.1	▲ 23.1	▲ 9.4	▲ 20.3	▲ 19.4	▲ 11.3	▲ 18.7	▲ 17.4	▲ 17.2	▲ 12.5	▲ 12.1	0.4
岡山県	▲ 16.1	▲ 20.9	▲ 18.4	▲ 21.8	▲ 24.2	▲ 21.2	▲ 19.3	▲ 15.1	▲ 15.5	▲ 16.1	▲ 1.2	14.9
広島県	▲ 4.3	▲ 4.3	▲ 7.3	▲ 9.1	▲ 10.3	▲ 16.8	▲ 18.2	▲ 30.4	▲ 18.2	▲ 24.2	▲ 24.2	0.0
山口県	▲ 26.4	▲ 27.8	▲ 17.2	▲ 31.5	▲ 21.7	▲ 21.5	▲ 18.7	▲ 23.9	▲ 15.4	▲ 28.1	▲ 29.4	▲ 1.3
四 国	▲ 21.0	▲ 22.4	▲ 18.4	▲ 17.3	▲ 13.9	▲ 18.1	▲ 18.4	▲ 18.9	▲ 28.0	▲ 22.3	▲ 20.8	1.5
徳島県	▲ 17.6	▲ 21.6	▲ 25.3	▲ 12.0	▲ 20.0	▲ 13.5	▲ 21.4	▲ 14.7	▲ 30.6	▲ 21.4	▲ 18.9	2.5
香川県	▲ 18.5	▲ 27.2	▲ 19.5	▲ 22.9	▲ 14.7	▲ 24.4	▲ 24.3	▲ 13.3	▲ 29.3	▲ 25.3	▲ 25.3	0.0
愛媛県	▲ 24.7	▲ 21.6	▲ 9.7	▲ 12.8	▲ 13.0	▲ 18.7	▲ 15.2	▲ 27.5	▲ 28.1	▲ 30.8	▲ 21.9	8.9
高知県	▲ 22.4	▲ 18.6	▲ 22.9	▲ 25.4	▲ 6.8	▲ 14.1	▲ 11.7	▲ 17.5	▲ 22.5	▲ 4.9	▲ 15.0	▲ 10.1
九州・沖縄	▲ 16.7	▲ 13.7	▲ 4.6	▲ 15.6	▲ 11.8	▲ 14.5	▲ 15.7	▲ 20.0	▲ 20.0	▲ 19.0	▲ 15.9	3.1
福岡県	▲ 15.0	▲ 8.6	▲ 8.1	▲ 11.7	▲ 13.3	▲ 4.4	▲ 8.8	▲ 16.8	▲ 22.8	▲ 23.3	▲ 22.6	0.7
佐賀県	▲ 26.9	▲ 28.9	▲ 2.6	▲ 22.4	▲ 16.9	▲ 29.0	▲ 19.7	▲ 26.3	▲ 34.7	▲ 28.8	▲ 33.4	▲ 4.6
長崎県	▲ 14.9	▲ 20.9	▲ 3.0	▲ 17.4	▲ 21.8	▲ 28.3	▲ 31.9	▲ 27.5	▲ 28.6	▲ 26.1	▲ 23.6	2.5
熊本県	▲ 26.5	▲ 14.5	▲ 11.3	▲ 20.6	▲ 13.1	▲ 25.8	▲ 19.1	▲ 27.0	▲ 25.7	▲ 10.5	▲ 13.7	▲ 3.2
大分県	▲ 17.6	▲ 21.3	▲ 20.0	▲ 31.0	▲ 17.6	▲ 16.0	▲ 18.4	▲ 27.6	▲ 27.2	▲ 17.5	▲ 10.8	6.7
宮崎県	▲ 18.5	▲ 12.7	2.7	▲ 16.0	▲ 6.7	▲ 14.8	▲ 18.1	▲ 16.2	▲ 10.0	▲ 17.6	▲ 7.5	10.1
鹿児島県	▲ 22.8	▲ 14.2	▲ 5.4	▲ 16.3	▲ 10.8	▲ 11.0	▲ 17.0	▲ 22.8	▲ 18.1	▲ 24.7	▲ 15.1	9.6
沖縄県	12.7	13.2	16.1	13.4	10.1	12.8	7.9	10.9	13.8	6.7	9.1	2.4

14. 業況判断DI(都道府県別)

(3)非製造業

前年同期比

都道府県	2022年	2023年				2024年				2025年		前期差
	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	
全 国	▲ 20.3	▲ 21.7	▲ 10.1	▲ 13.2	▲ 14.6	▲ 17.8	▲ 14.7	▲ 16.3	▲ 17.3	▲ 21.7	▲ 15.8	5.9
北海道	▲ 21.9	▲ 24.2	▲ 19.6	▲ 9.7	▲ 14.1	▲ 17.9	▲ 16.7	▲ 18.4	▲ 16.2	▲ 18.8	▲ 15.9	2.9
道南・道央	▲ 24.3	▲ 23.1	▲ 23.6	▲ 15.7	▲ 17.3	▲ 18.0	▲ 18.7	▲ 20.2	▲ 18.3	▲ 19.5	▲ 16.9	2.6
道北・オホーツク	▲ 16.6	▲ 20.4	▲ 10.8	▲ 6.9	▲ 14.1	▲ 16.8	▲ 15.6	▲ 15.8	▲ 14.1	▲ 8.9	▲ 13.5	▲ 4.6
十勝・釧路・根室	▲ 18.9	▲ 30.2	▲ 15.1	5.9	▲ 4.3	▲ 18.0	▲ 12.0	▲ 14.8	▲ 11.5	▲ 24.0	▲ 14.7	9.3
東 北	▲ 27.9	▲ 28.6	▲ 16.1	▲ 16.2	▲ 19.1	▲ 23.0	▲ 21.2	▲ 23.0	▲ 25.2	▲ 32.0	▲ 25.7	6.3
青森県	▲ 34.3	▲ 26.5	▲ 25.6	▲ 20.6	▲ 25.8	▲ 27.5	▲ 29.0	▲ 27.8	▲ 31.3	▲ 37.4	▲ 24.0	13.4
岩手県	▲ 34.5	▲ 32.3	▲ 18.6	▲ 23.2	▲ 27.8	▲ 29.2	▲ 15.8	▲ 22.6	▲ 22.5	▲ 32.7	▲ 23.3	9.4
宮城県	▲ 21.9	▲ 21.8	▲ 12.2	▲ 12.2	▲ 14.8	▲ 11.8	▲ 15.7	▲ 20.6	▲ 25.9	▲ 27.6	▲ 21.6	6.0
秋田県	▲ 28.7	▲ 33.1	▲ 15.2	▲ 16.4	▲ 17.2	▲ 27.3	▲ 21.8	▲ 19.0	▲ 19.4	▲ 21.8	▲ 25.2	▲ 3.4
山形県	▲ 28.1	▲ 31.9	▲ 10.5	▲ 6.6	▲ 10.7	▲ 20.9	▲ 21.1	▲ 20.4	▲ 30.3	▲ 32.0	▲ 25.4	6.6
福島県	▲ 22.1	▲ 26.2	▲ 15.6	▲ 18.3	▲ 19.8	▲ 21.9	▲ 23.6	▲ 27.1	▲ 23.2	▲ 38.9	▲ 31.6	7.3
関 東	▲ 19.5	▲ 20.2	▲ 6.8	▲ 10.7	▲ 11.8	▲ 14.4	▲ 11.4	▲ 12.8	▲ 14.1	▲ 17.4	▲ 11.2	6.2
茨城県	▲ 28.6	▲ 29.2	▲ 8.8	▲ 12.9	▲ 17.2	▲ 15.7	▲ 16.9	▲ 11.8	▲ 12.0	▲ 17.5	▲ 9.1	8.4
栃木県	▲ 27.6	▲ 33.3	▲ 1.9	▲ 14.8	▲ 16.6	▲ 15.6	▲ 10.6	▲ 16.8	▲ 13.2	▲ 21.4	▲ 16.2	5.2
群馬県	▲ 23.5	▲ 20.3	▲ 10.7	▲ 11.3	▲ 14.7	▲ 17.6	▲ 15.2	▲ 13.3	▲ 13.7	▲ 18.3	▲ 10.0	8.3
埼玉県	▲ 12.2	▲ 17.2	▲ 6.7	▲ 15.4	▲ 12.2	▲ 14.7	▲ 9.9	▲ 10.7	▲ 13.1	▲ 14.9	▲ 9.6	5.3
千葉県	▲ 19.7	▲ 16.0	▲ 9.7	▲ 11.4	▲ 14.7	▲ 19.1	▲ 15.7	▲ 11.7	▲ 14.7	▲ 16.3	▲ 13.2	3.1
東京都	▲ 14.3	▲ 6.5	1.0	▲ 6.0	0.8	▲ 2.2	2.0	▲ 5.9	▲ 1.7	▲ 5.4	▲ 0.2	5.2
神奈川県	▲ 15.5	▲ 16.0	▲ 8.1	▲ 7.3	▲ 11.3	▲ 7.0	▲ 6.9	▲ 14.8	▲ 13.9	▲ 10.2	▲ 5.9	4.3
新潟県	▲ 26.8	▲ 30.3	▲ 16.4	▲ 16.4	▲ 21.0	▲ 23.8	▲ 17.6	▲ 17.3	▲ 22.3	▲ 32.2	▲ 22.2	10.0
山梨県	▲ 19.9	▲ 32.4	▲ 14.3	▲ 18.3	▲ 14.2	▲ 26.1	▲ 12.9	▲ 14.0	▲ 18.2	▲ 24.4	▲ 22.6	1.8
長野県	▲ 18.9	▲ 21.3	▲ 4.6	▲ 8.9	▲ 14.3	▲ 18.1	▲ 19.8	▲ 15.5	▲ 21.6	▲ 22.7	▲ 10.6	12.1
静岡県	▲ 13.5	▲ 14.9	4.4	0.7	0.0	▲ 4.8	▲ 6.3	▲ 10.7	▲ 13.3	▲ 12.8	▲ 11.5	1.3
中 部	▲ 22.4	▲ 24.1	▲ 13.5	▲ 17.8	▲ 17.4	▲ 20.7	▲ 15.0	▲ 15.0	▲ 14.8	▲ 19.6	▲ 13.5	6.1
富山県	▲ 22.2	▲ 34.7	▲ 14.3	▲ 16.9	▲ 13.0	▲ 23.1	▲ 19.0	▲ 11.5	▲ 16.5	▲ 32.0	▲ 13.4	18.6
石川県	▲ 11.1	▲ 16.0	▲ 8.0	▲ 9.4	▲ 8.5	▲ 36.8	▲ 12.8	▲ 10.7	▲ 13.5	▲ 7.7	2.1	9.8
岐阜県	▲ 17.7	▲ 18.8	▲ 9.2	▲ 16.7	▲ 16.6	▲ 16.7	▲ 18.4	▲ 12.5	▲ 12.3	▲ 18.9	▲ 11.8	7.1
愛知県	▲ 24.4	▲ 19.9	▲ 13.2	▲ 15.7	▲ 15.8	▲ 15.1	▲ 10.1	▲ 15.1	▲ 13.2	▲ 15.4	▲ 13.5	1.9
三重県	▲ 30.5	▲ 32.7	▲ 20.3	▲ 26.3	▲ 27.5	▲ 22.6	▲ 16.1	▲ 21.5	▲ 19.0	▲ 24.6	▲ 23.5	1.1
近 畿	▲ 16.9	▲ 22.5	▲ 13.1	▲ 16.9	▲ 17.6	▲ 18.9	▲ 16.2	▲ 18.9	▲ 20.0	▲ 24.2	▲ 20.0	4.2
福井県	▲ 22.2	▲ 28.9	▲ 22.7	▲ 22.5	▲ 25.1	▲ 21.7	▲ 19.7	▲ 15.5	▲ 23.0	▲ 34.5	▲ 24.4	10.1
滋賀県	▲ 3.2	▲ 13.8	▲ 3.1	▲ 14.8	▲ 7.5	▲ 13.2	▲ 9.7	▲ 15.1	▲ 17.9	▲ 19.8	▲ 20.4	▲ 0.6
京都府	▲ 10.8	▲ 18.8	▲ 7.2	▲ 14.8	▲ 14.0	▲ 12.4	▲ 8.1	▲ 17.0	▲ 14.0	▲ 22.0	▲ 9.7	12.3
大阪府	▲ 16.4	▲ 22.6	▲ 14.8	▲ 15.6	▲ 17.9	▲ 21.0	▲ 15.9	▲ 17.6	▲ 19.9	▲ 21.9	▲ 17.9	4.0
兵庫県	▲ 17.6	▲ 20.9	▲ 14.1	▲ 18.2	▲ 15.0	▲ 21.0	▲ 15.1	▲ 19.0	▲ 19.9	▲ 20.8	▲ 20.4	0.4
奈良県	▲ 20.4	▲ 23.9	▲ 14.4	▲ 18.4	▲ 25.1	▲ 19.7	▲ 19.8	▲ 23.8	▲ 22.3	▲ 24.6	▲ 21.3	3.3
和歌山県	▲ 29.6	▲ 28.9	▲ 13.9	▲ 16.5	▲ 18.9	▲ 20.4	▲ 26.5	▲ 24.2	▲ 24.4	▲ 29.3	▲ 29.6	▲ 0.3
中 国	▲ 20.0	▲ 22.3	▲ 11.3	▲ 14.4	▲ 17.0	▲ 22.6	▲ 16.9	▲ 16.9	▲ 20.1	▲ 24.1	▲ 17.8	6.3
鳥取県	▲ 15.6	▲ 18.0	▲ 5.2	▲ 15.1	▲ 18.2	▲ 21.3	▲ 18.9	▲ 16.1	▲ 19.3	▲ 20.1	▲ 4.9	15.2
島根県	▲ 20.1	▲ 20.1	▲ 2.2	▲ 6.1	▲ 9.1	▲ 18.2	▲ 9.5	▲ 8.9	▲ 17.7	▲ 31.7	▲ 18.0	13.7
岡山県	▲ 15.5	▲ 20.9	▲ 12.6	▲ 16.1	▲ 17.3	▲ 22.5	▲ 15.6	▲ 21.0	▲ 22.9	▲ 19.1	▲ 20.8	▲ 1.7
広島県	▲ 27.5	▲ 25.2	▲ 14.8	▲ 16.5	▲ 16.0	▲ 23.6	▲ 16.9	▲ 18.8	▲ 20.4	▲ 27.3	▲ 21.5	5.8
山口県	▲ 18.7	▲ 24.5	▲ 17.3	▲ 16.9	▲ 22.4	▲ 25.4	▲ 21.8	▲ 18.6	▲ 20.2	▲ 21.3	▲ 19.9	1.4
四 国	▲ 20.3	▲ 22.5	▲ 9.4	▲ 14.4	▲ 17.7	▲ 20.5	▲ 17.7	▲ 18.0	▲ 17.2	▲ 26.5	▲ 13.9	12.6
徳島県	▲ 18.3	▲ 25.7	▲ 9.6	▲ 10.9	▲ 13.5	▲ 17.9	▲ 19.2	▲ 17.4	▲ 20.5	▲ 26.1	▲ 16.1	10.0
香川県	▲ 24.8	▲ 27.0	▲ 13.0	▲ 22.1	▲ 25.0	▲ 21.5	▲ 17.1	▲ 16.3	▲ 18.9	▲ 24.9	▲ 12.9	12.0
愛媛県	▲ 20.1	▲ 20.6	▲ 8.8	▲ 9.5	▲ 17.3	▲ 21.8	▲ 17.2	▲ 18.9	▲ 12.3	▲ 22.5	▲ 10.6	11.9
高知県	▲ 17.6	▲ 16.2	▲ 5.9	▲ 17.2	▲ 14.8	▲ 20.0	▲ 17.0	▲ 19.5	▲ 18.4	▲ 35.4	▲ 18.0	17.4
九州・沖縄	▲ 17.5	▲ 15.7	▲ 3.6	▲ 8.5	▲ 8.8	▲ 12.7	▲ 11.7	▲ 14.8	▲ 16.1	▲ 18.8	▲ 15.0	3.8
福岡県	▲ 18.9	▲ 19.2	▲ 6.7	▲ 9.7	▲ 12.0	▲ 14.1	▲ 15.0	▲ 18.1	▲ 17.4	▲ 20.3	▲ 16.0	4.3
佐賀県	▲ 26.8	▲ 23.9	▲ 10.7	▲ 18.4	▲ 17.7	▲ 16.2	▲ 19.7	▲ 12.2	▲ 12.8	▲ 22.1	▲ 12.9	9.2
長崎県	▲ 16.7	▲ 12.2	▲ 6.5	▲ 5.3	▲ 11.4	▲ 19.8	▲ 12.4	▲ 22.5	▲ 19.2	▲ 26.9	▲ 22.7	4.2
熊本県	▲ 19.2	▲ 16.5	1.4	▲ 2.0	▲ 1.9	▲ 2.5	▲ 4.7	▲ 13.1	▲ 14.0	▲ 22.2	▲ 14.4	7.8
大分県	▲ 26.3	▲ 21.6	▲ 13.0	▲ 21.5	▲ 16.8	▲ 22.0	▲ 18.0	▲ 19.4	▲ 26.4	▲ 24.8	▲ 29.6	▲ 4.8
宮崎県	▲ 11.9	▲ 7.6	▲ 1.9	▲ 6.4	▲ 4.6	▲ 10.7	▲ 2.2	▲ 6.8	▲ 15.3	▲ 14.2	▲ 8.8	5.4
鹿児島県	▲ 19.5	▲ 20.8	0.4	▲ 11.9	▲ 9.3	▲ 13.5	▲ 10.8	▲ 20.5	▲ 19.3	▲ 18.9	▲ 20.0	▲ 1.1
沖縄県	3.7	2.3	14.3	15.3	11.7	6.3	▲ 3.2	0.5	0.5	6.5	9.8	3.3



令和 7 年 4 月 22 日

奈良県内経済情勢報告

(令和 7 年 4 月判断)

1. 総論

【総括判断】

「県内経済は、持ち直している」

項 目	前回 (7 年 1 月判断)	今回 (7 年 4 月判断)	前回 比較
総括判断	持ち直している	持ち直している	→

(注) 令和 7 年 4 月判断は、前回 7 年 1 月判断以降、足下の状況までを含めた期間で判断している。

(判断の要点)

個人消費は、緩やかに回復しつつある。生産活動は、足踏みの状況にある。雇用情勢は、緩やかに持ち直している。

【各項目の判断】

項 目	前回 (7 年 1 月判断)	今回 (7 年 4 月判断)	前回 比較
個人消費	緩やかに回復しつつある	緩やかに回復しつつある	→
生産活動	足踏みの状況にある	足踏みの状況にある	→
雇用情勢	緩やかに持ち直している	緩やかに持ち直している	→
設備投資	6 年度は前年度を上回る見込み	6 年度は前年度を上回る見込み	→
企業収益	6 年度は増益見込み	6 年度は増益見込み	→

【先行き】

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、持ち直していくことが期待される。ただし、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっていることに加え、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。

2. 各論

【主な項目】

■ 個人消費 「緩やかに回復しつつある」

- ・百貨店・スーパー販売は、物価上昇に伴う消費者の節約志向の高まりにより、低調に推移している。
- ・コンビニエンスストア販売は、消費者の節約志向がみられており、足踏みの状況にある。
- ・ドラッグストア販売は、インバウンドの増加などにより医薬品や化粧品を中心に、堅調に推移している。
- ・ホームセンター販売は、足下で園芸用品の需要が高まっているものの、物価上昇の影響で全体としては買い控えの動きがみられており、足踏みの状況にある。
- ・家電大型専門店販売は、エアコンなどの季節商品や携帯電話を中心に、堅調に推移している。
- ・乗用車新車登録届出台数は、普通車で前年を下回っているものの、小型車・軽自動車では前年を上回っており、全体では前年を上回っている。
- ・観光動向は、インバウンドや国内観光客の増加により、回復している。

(主なヒアリング結果)

- 米類、生鮮食品、衣料品など様々な商品の販売価格が上昇している影響で、全体として来店客数や買い上げ点数が減少しており、消費者は買い物に慎重になっていると感じる。
(百貨店・スーパー)
- 賃上げが物価上昇に追いつかないなかで、日々の食費を節約するため、最低限必要な商品だけを購入する利用客が多い。米や野菜の値上がりに伴い、麺類や冷凍食品が好調であるほか、比較的価格の安定したカット野菜が売れている。
(百貨店・スーパー)
- 商品価格を重視していない日常使いの客が多く、敢えて値引き商品を選んで購入する客は少ない。ただ、1、2月と厳しい寒さが続いたこともあり、温かい飲料品はよく売れたものの、全体としては客数が伸び悩んでおり、売上は前年比微減で推移している。
(コンビニエンスストア)
- 奈良市中心部においては観光客の増加に伴い売上が増加している一方で、住宅地においては節約志向による購買意欲の低下がみられている。
(コンビニエンスストア)
- インバウンドが増加しており、足下では花粉症対策の商品や菓子類が好調であるほか、医薬品や化粧品などの売上が伸びている。
(ドラッグストア)
- 日用品を安く売り出しても、まとめ買いせず、必要な分のみを購入する客が多い。食費節約を目的に家庭菜園を始めようと野菜の苗・肥料を購入する客がみられるなど、足下では園芸用品の売上が好調。
(ホームセンター)
- 例年に比べて寒さが厳しかった影響で、高性能エアコンや暖房器具が前年よりも売れたほか、足下では学生向けのパソコンや携帯電話が好調。物価高の影響で消費者の財布の紐は堅いものの、本当に欲しい商品であれば値段が高くても購入するなど、メリハリ消費の傾向が継続している。
(家電量販店)
- 新車・中古車販売ともに好調に推移しており、全体の販売台数・売上は前年同期を上回っている。
(自動車販売店)
- 春節の時期にアジア系のインバウンド団体客の利用が増加したことなどから、宿泊部門・レストラン部門ともに好調だった。また、企業・経済団体・学校等による宴会が増加しており、コロナ禍前の状況に戻りつつある。
(宿泊)
- 県内飲食店において宴会需要が回復しているほか、奈良市内だけでなく県南部の観光地にある飲食店において、インバウンドが増加している。また、コロナ禍をきっかけにネット販売を始めた飲食店も好調である。
(飲食)

■ 生産活動 「足踏みの状況にある」

鉱工業生産指数は、「食料品」「生産用機械」などが低下しているものの、「汎用機械」「プラスチック製品」などが上昇している。

なお、企業からは、自動車メーカーによる EV 関連投資の縮小に伴う影響を受けているとの声が聞かれる一方、化粧品・日用品向けプラスチック容器の受注が増加しているとの声や AI 向け半導体関連の需要が旺盛との声が聞かれている。

以上のことから、生産活動は、足踏みの状況にある。

(主なヒアリング結果)

- EV 向け機器について、前期に引き続きアメリカ・ヨーロッパの自動車メーカーが生産計画を EV 車中心からハイブリッド車も含めた計画へ変更している影響などで新規受注がストップしている。また、一部の受注済案件ではアメリカの関税措置の影響により、アメリカへ円滑に輸出できるか不透明な状況となっている。(生産用機械)
- パワー半導体向け加工機器について、EV 市場が予測を上回って減速しており、中国の半導体メーカーが在庫を抱えて調整に入っていることから、受注数量が減少している。なお、アメリカによる関税措置については、アメリカへ当社製品を輸出していないことから直接的な影響はみられないものの、米中関係の更なる悪化により中国経済が低迷する場合など、間接的に影響を受ける可能性はある。(生産用機械)
- 工作機械向け部品について、令和5年度に減少した半導体関連の需要は戻っていないものの、全体では増加傾向にあり生産数量は前年同期をやや上回っている。(汎用機械)
- 特殊な成形技術に強みを持っていることなどから化粧品・日用品向けプラスチック容器の受注が増加している。今後は工場を新設し、生産能力を拡大する見込み。(プラスチック)
- パワー半導体関連は、自動車メーカーによる EV 関連投資が縮小している影響で、納期の延期要望があるなど需要が減少している。一方、AI 向け半導体関連は、引き続き需要が旺盛であり、顧客は価格よりも納期を重要視している。(生産用機械)

■ 雇用情勢 「緩やかに持ち直している」

有効求人倍率でみると、引き続き求人が求職を上回っている。また、法人企業景気予測調査の従業員数判断 BSI について、全産業の現状判断は、令和3年4-6期調査以降16期連続の「不足気味」超となっていることなどから、緩やかに持ち直している。

(主なヒアリング結果)

- 多くの若者が労働条件のより良い大阪府の企業に流れており、思うように採用活動が進まない。人手不足解消のため、今後は日本人・外国人の区別なく、能力に応じて積極的に正社員や管理職として登用する予定。(繊維)
- 万博期間中の臨時輸送等の実施における勤務協力を促進するため、時間外勤務手当の引上げ等の賃金改善施策を実施予定。万博に多くの人材が集められており人手不足感が強まる中、採用強化と定着向上を図る狙いから今年度についても賃上げを実施した。(陸運)
- 技術者を中心に人手不足の状況が続いているが、業界の中で先行して働き方改革に取り組んでいることや、学校訪問において地道に PR を続けていることを通して、着実に新規採用者を獲得している。(プラスチック)
- 鮮魚・精肉部門を中心に専門職が不足している。会社説明会やインターンシップを実施しているものの、参加者自体が減少しており採用に苦戦している。(百貨店・スーパー)
- 価格転嫁が進んでおらず、原資が確保できていないため賃上げまで手が回らない中小企業が多数見受けられる。休暇制度や福利厚生など、ソフト面で改革しやすい部分から見直しを行い、求職者に少しでも魅力を感じてもらえるよう工夫している事業所が増加している。(公的機関)

■ **設備投資** 「6年度は前年度を上回る見込み」 (全産業) 「法人企業景気予測調査」令和7年1～3月期

6年度の設備投資は、全産業で前年度を上回る見込みとなっている。産業別では、製造業、非製造業ともに前年度を上回る見込みとなっている。

■ **企業収益** 「6年度は増益見込み」 (全産業) 「法人企業景気予測調査」令和7年1～3月期

6年度の経常利益は、全産業で増益見込みとなっている。産業別では、製造業、非製造業ともに増益見込みとなっている。

【その他の項目】

■ **住宅建設** 新設住宅着工戸数でみると、持家、分譲において前年を下回っていることから、全体では前年を下回っている。

■ **公共事業** 前払金保証請負金額（累計）でみると、国、県、市町村で前年を下回っていることから、全体では前年を下回っている。

■ **企業倒産** 倒産件数は足下で前年を下回っている。負債総額は前年を下回っている。

■ **企業の景況感** 法人企業景気予測調査（令和7年1～3月期調査）の景況判断BSIでみると、現状判断は「下降」超となっている。先行きについては、「上昇」超の見通しとなっている。

〔連絡・問い合わせ先〕

近畿財務局 奈良財務事務所 財務課
TEL 0742-27-3162 (直通)



法人企業景気予測調査

(令和 7 年 4—6 月期調査)

奈良県分

令和 7 年 6 月 12 日

財務省 近畿財務局 奈良財務事務所

【お問い合わせ先】

財務省近畿財務局奈良財務事務所 財務課

電話 : 0742-27-3162 (ダイヤルイン)

目次

調査要領等	1
1. 企業の景況	2
2. 雇用	4
3. 売上高・経常利益	6
4. 設備投資	7

【調査要領等】

1. 調査の根拠と目的

本調査は、経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状及び今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的に、統計法に基づく一般統計調査として四半期毎に実施している。

2. 調査時点

令和7年5月15日（前回調査 令和7年2月15日）

3. 調査対象期間

- (1) 判断調査項目 令和7年4～6月期（又は6月末）見込み
令和7年7～9月期（又は9月末）見通し
令和7年10～12月期（又は12月末）見通し
- (2) 計数調査項目 令和7年度実績見込み

4. 調査対象企業の範囲

奈良県に所在する資本金、出資金又は基金（以下、「資本金」という。）1千万円以上の法人。ただし、電気・ガス・水道業及び金融・保険業は資本金1億円以上を対象とする。

5. 集計方法

判断調査項目、計数調査項目ともに単純集計を行っている。

6. 標本企業の選定方法及び調査票の回収状況

標本は、四半期別法人企業統計調査の標本などから、一定の方法により選定を行う。

調査対象企業による自計記入方式とし、郵送による提出もしくはオンライン入力により回答を得ている。

なお、毎年4～6月期調査前に標本の抽出替えを行っている。

（調査対象企業数・回収率）

	全産業			製造業			非製造業		
	標本 企業数	回 収 率 (%)	回 収 率 (%)	標本 企業数	回 収 率 (%)	回 収 率 (%)	標本 企業数	回 収 率 (%)	回 収 率 (%)
全規模	104	95	91.3%	48	44	91.7%	56	51	91.1%
大企業	10	10	100.0%	4	4	100.0%	6	6	100.0%
中堅企業	25	23	92.0%	10	9	90.0%	15	14	93.3%
中小企業	69	62	89.9%	34	31	91.2%	35	31	88.6%

（注）大企業：資本金10億円以上

中堅企業：資本金1億円以上10億円未満

中小企業：資本金1千万円以上1億円未満

なお、本文で「全産業」のみの記載は「全規模の全産業」を示す

7. 業種分類

日本標準産業分類に基づき業種分類を行っている。

（参考：BSIについて）

BSI（ビジネス・サーベイ・インデックス）とは、前期と比較した変化方向別の回答社数構成比から、先行きの経済動向を予測する方法である。

例：「企業の景況判断」の場合、前期と比べて

「上昇」と回答した企業の構成比…40.0% 「不変」と回答した企業の構成比…25.0%

「下降」と回答した企業の構成比…30.0% 「不明」と回答した企業の構成比…5.0%

BSI = （「上昇」と回答した企業の構成比 40.0%）

－ （「下降」と回答した企業の構成比 30.0%） = 10%ポイント

1. 企業の景況

—全産業の現状判断は「下降」超—

（大企業は「上昇」と「下降」が均衡、中堅企業は「上昇」超、中小企業は「下降」超）

7年4～6月期の企業の景況判断BSI（前期比「上昇」－「下降」社数構成比、原数値）をみると、全産業は「下降」超となっている。

製造業では、食料品などが「上昇」超となっているものの、生産用機械やはん用機械などが「下降」超となっていることから、全体では「下降」超となっている。

非製造業では、宿泊・飲食サービスなどが「上昇」超となっているものの、建設、卸売などが「下降」超となっていることから、全体では「下降」超となっている。

規模別では、大企業は「上昇」と「下降」が均衡、中堅企業は「上昇」超、中小企業は「下降」超となっている。

先行きについては、全産業でみると、7年7～9月期は「下降」超、7年10～12月期は「上昇」超で推移する見通しとなっている。

企業の景況判断BSI（原数値）

（前期比「上昇」－「下降」社数構成比：％ポイント）

区 分		7年1～3月 (前回調査時) 現 状 判 断	7年4～6月 現 状 判 断	7年7～9月 見 通 し	7年10～12月 見 通 し
全 産 業		(△ 14.3)	(3.1) △ 8.4	(3.1) △ 12.6	4.2
	製 造 業	(△ 27.9)	(△ 4.7) △ 4.5	(2.3) △ 11.4	6.8
	非 製 造 業	(△ 3.6)	(9.1) △ 11.8	(3.6) △ 13.7	2.0
規 模 別	大 企 業	(△ 10.0)	(10.0) 0.0	(0.0) 0.0	10.0
	中 堅 企 業	(9.5)	(19.0) 8.7	(9.5) △ 13.0	4.3
	中 小 企 業	(△ 22.4)	(△ 3.0) △ 16.1	(1.5) △ 14.5	3.2

（注1） 回答社数：95社

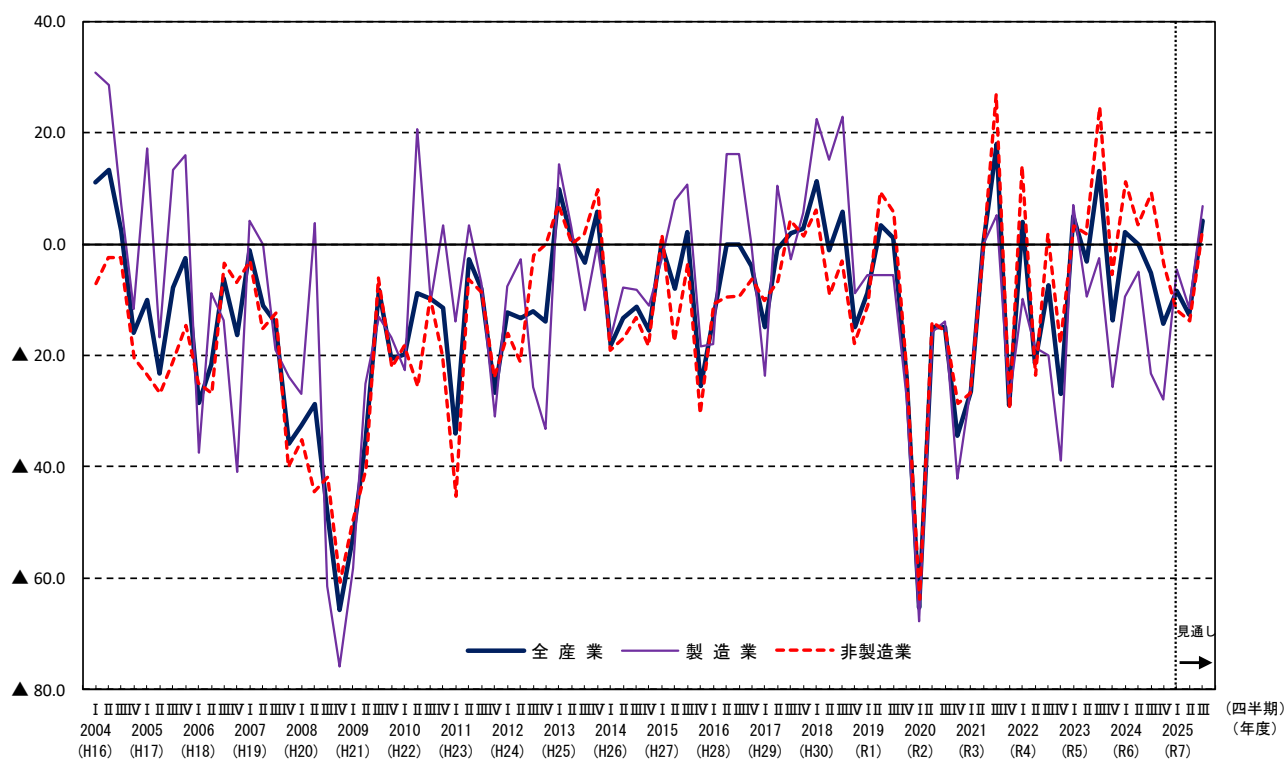
（注2） （ ）は前回（令和7年1～3月期）調査結果

企業の景況判断BSIの推移（原数値）

①産業別

（単位：％ポイント）

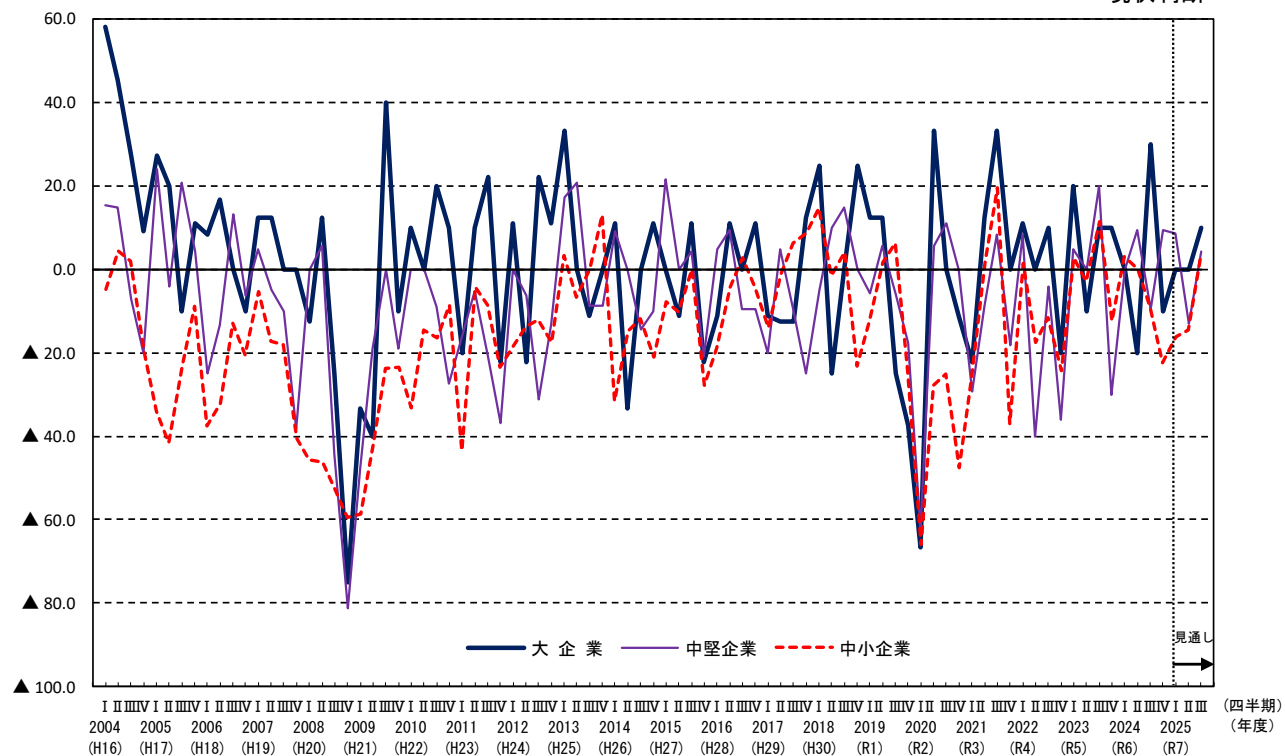
現状判断



②規模別

（単位：％ポイント）

現状判断



2. 雇用

－ 全産業の現状判断は「不足気味」超 －

7年6月末時点の従業員数判断BSI（期末判断「不足気味」－「過剰気味」社数構成比、原数値）をみると、全産業は「不足気味」超となっている。

製造業では、食料品、電気機械などが「不足気味」超となっていることから、全体では「不足気味」超となっている。

非製造業では、建設、運輸・郵便などが「不足気味」超となっていることから、全体では「不足気味」超となっている。

規模別では、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超となっている。

先行きについては、全産業でみると、「不足気味」超で推移する見通しとなっている。

従業員数判断BSI（原数値）

（期末判断「不足気味」－「過剰気味」社数構成比：％ポイント）

区 分	7年3月末 (前回調査時) 現 状 判 断	7年6月末 現 状 判 断	7年9月末 見 通 し	7年12月末 見 通 し
全 産 業	(36.7)	(33.7) 38.9	(33.7) 32.6	34.7
製 造 業	(32.6)	(30.2) 38.6	(25.6) 34.1	34.1
非 製 造 業	(40.0)	(36.4) 39.2	(40.0) 31.4	35.3
規 模 別				
大 企 業	(30.0)	(20.0) 20.0	(10.0) 10.0	10.0
中 堅 企 業	(42.9)	(38.1) 30.4	(42.9) 26.1	21.7
中 小 企 業	(35.8)	(34.3) 45.2	(34.3) 38.7	43.5

（注1） 回答社数：95社

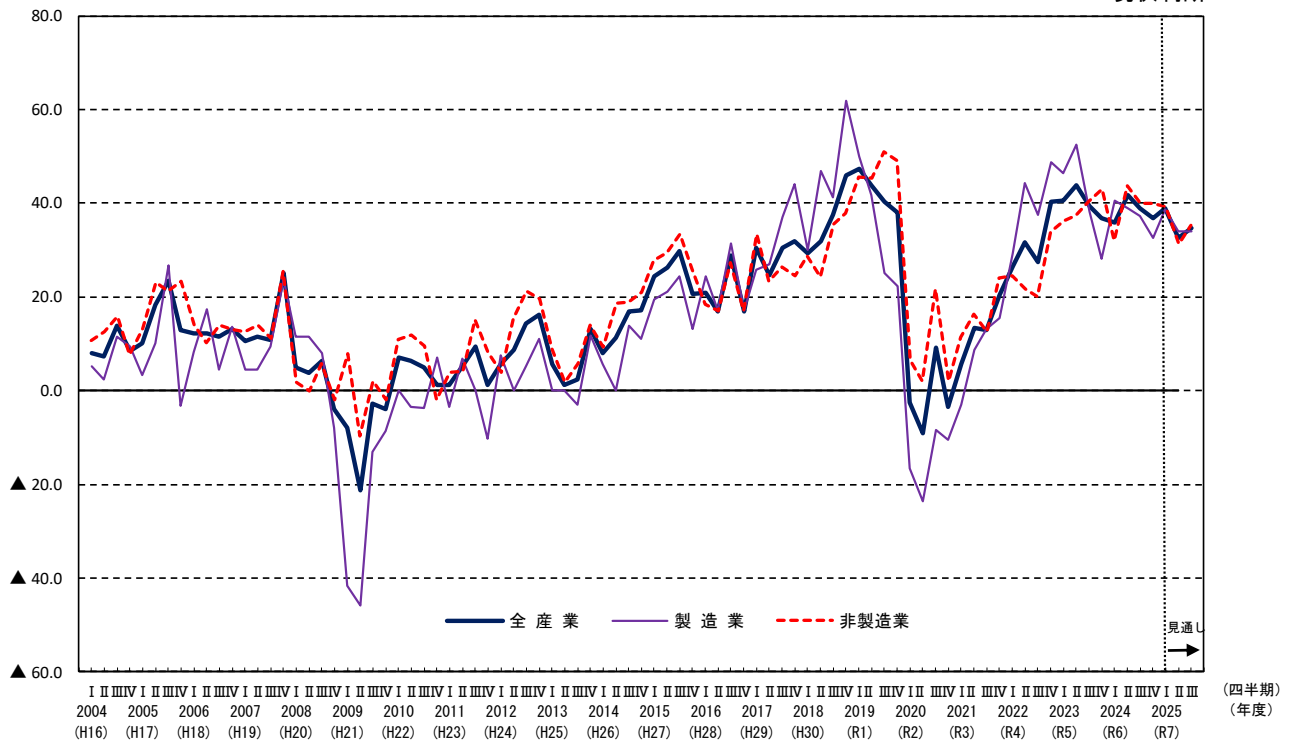
（注2） （ ）は前回（令和7年1～3月期）調査結果

従業員数判断BSIの推移（原数値）

①産業別

（単位：％ポイント）

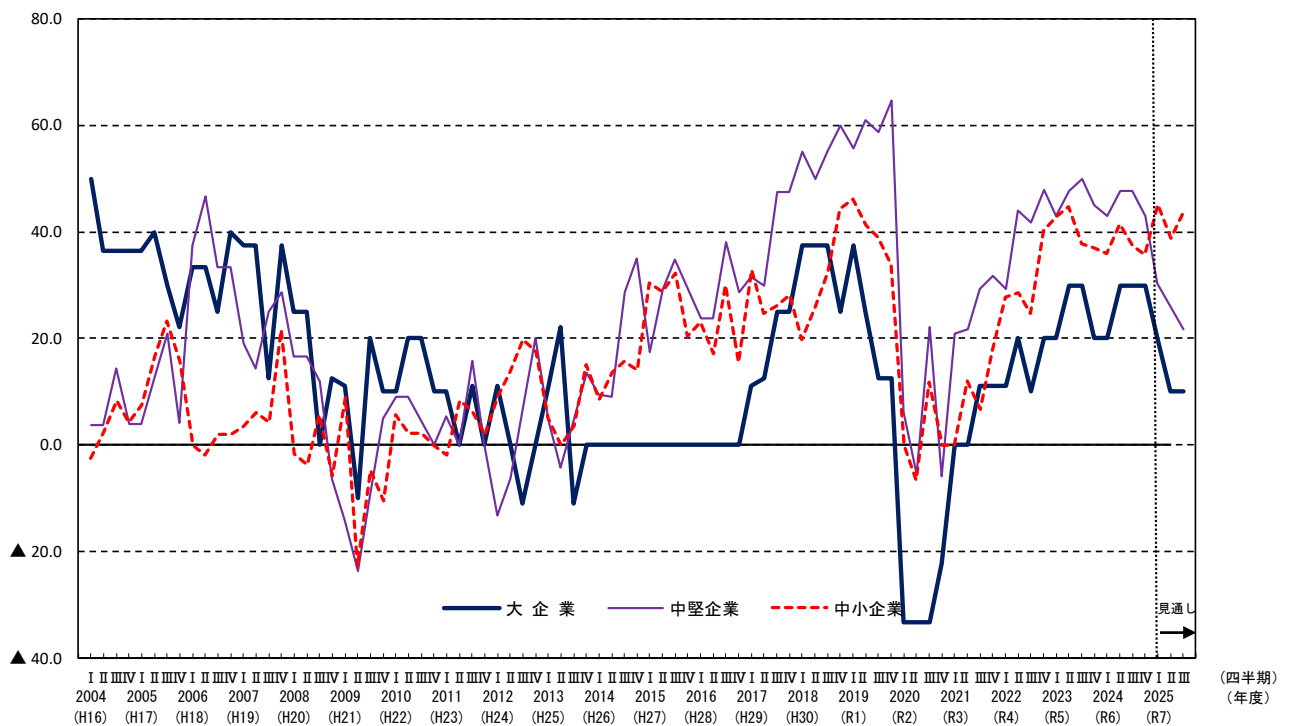
現状判断



②規模別

（単位：％ポイント）

現状判断



3. 売上高・経常利益（除く電気・ガス・水道、金融・保険）

－ 7年度の売上高は0.5%の増収見込み、経常利益は37.6%の増益見込み －

① 売上高

7年度の売上高は、全産業で0.5%（対前年度増減率、以下同じ。）の増収見込みとなっている。

製造業では、生産用機械などが減収となるものの、化学、食料品などが増収となることから、全体では0.7%の増収見込みとなっている。

非製造業では、卸売などが減収となるものの、物品賃貸、農林水産業などが増収となることから、全体では0.2%の増収見込みとなっている。

規模別では、大企業で減収見込み、中堅企業、中小企業で増収見込みとなっている。

（対前年度増減率：％）

	全	産 業		規	模 別	
		製 造 業	非 製 造 業		大 企 業	中 堅 企 業
7 年 度	0.5	0.7	0.2	△ 6.5	3.2	2.0

（注1） 6・7年度ともに回答があった企業（66社）を基に単純集計

② 経常利益

7年度の経常利益は、全産業で37.6%（対前年度増減率、以下同じ。）の増益見込みとなっている。

製造業では、はん用機械などが減益となるものの、化学や輸送用機械が黒字転化となることから、全体では100.0%の増益見込みとなっている。

非製造業では、小売などが増益となるものの、宿泊・飲食サービス、農林水産業などが減益となることから、全体では17.0%の減益見込みとなっている。

規模別では、大企業、中堅企業、中小企業いずれも増益見込みとなっている。

（対前年度増減率：％）

	全	産 業		規	模 別	
		製 造 業	非 製 造 業		大 企 業	中 堅 企 業
7 年 度	37.6	100.0	△ 17.0	184.7	20.9	3.1

（注1） 6・7年度ともに回答があった企業（65社）を基に単純集計

4. 設備投資(除く土地、含むソフトウェア投資)

－ 7年度は全産業で17.9%の減少見込み －

7年度の設備投資は、全産業で17.9%（対前年度増減率、以下同じ。）の減少見込みとなっている。

製造業では、輸送用機械などが前年度を上回っているものの、化学などが前年度を下回っていることから、全体では11.4%の減少見込みとなっている。

非製造業では、運輸・郵便などが前年度を上回っているものの、金融・保険などが前年度を下回っていることから、全体では20.2%の減少見込みとなっている。

規模別では、大企業、中小企業で前年度を下回るが、中堅企業で前年度を上回る見込みとなっている。

(対前年度増減率：%)

	全 産 業			規 模 別		
		製 造 業	非 製 造 業	大 企 業	中 堅 企 業	中 小 企 業
7 年 度	△ 17.9	△ 11.4	△ 20.2	△ 32.8	29.3	△ 44.3

(注1) 6・7年度ともに回答があった企業(71社)を基に単純集計

奈良県経済の概況・経済指標（奈良県・全国）

一般財団法人南都経済研究所HP
経済動向「奈良県の経済」より



奈良県経済の概況

緩やかに持ち直している

個人消費 百貨店・スーパー販売額は前年同月比
5 か月連続の増加

住宅着工 新設住宅着工戸数は前年同月比
3 か月連続の増加

公共投資 公共工事請負金額は前年同月比
2 か月連続の増加

雇用情勢 有効求人倍率は前月と同じ 1.16 倍

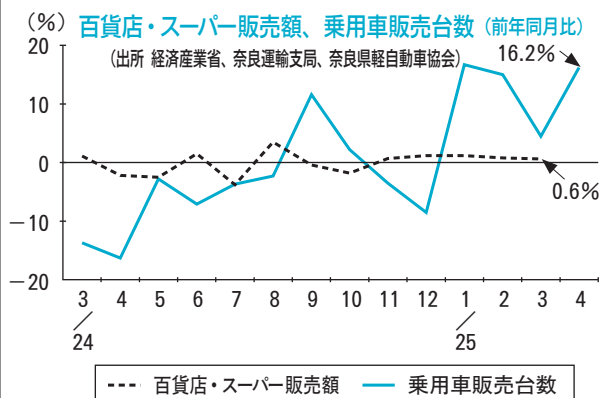
企業倒産 倒産件数は 13 件
負債総額は 4 億 96 百万円

生産活動 鉱工業生産指数は前月比
5 か月ぶりの上昇

1

個人消費

百貨店・スーパー販売額は前年同月比 5 か月連続の増加

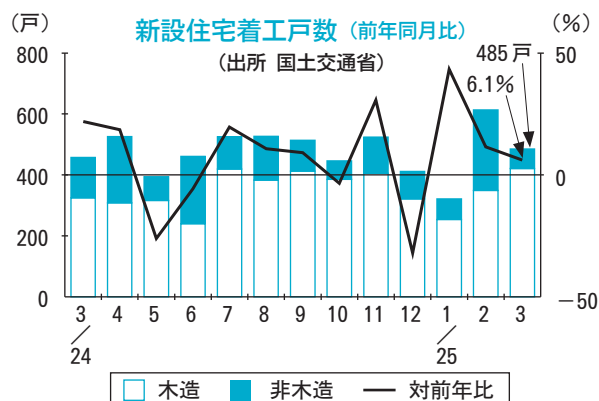


- 3月の百貨店・スーパー販売額（速報値、全店ベース）は前年同月比 0.6% 増の 169 億 88 百万円となり、5 か月連続の増加。
- 4月の乗用車販売台数は前年同月比 16.2% 増の 3,121 台と、4 か月連続の増加。普通乗用車は同 1.2% 増、小型乗用車は同 26.5% 増。軽乗用車は同 32.4% 増となった。

2

住宅着工

新設住宅着工戸数は前年同月比 3 か月連続の増加

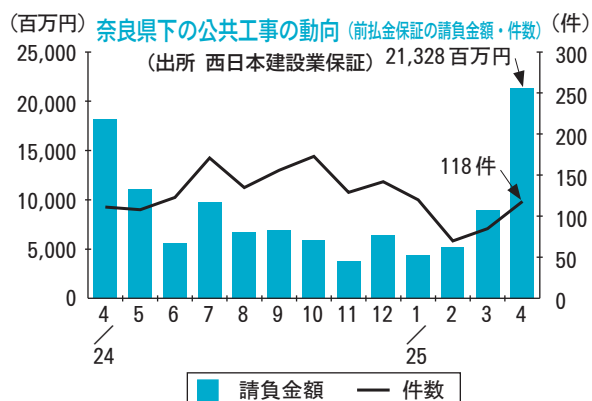


- 3月の新設住宅着工戸数は前年同月比 6.1% 増の 485 戸と、3 か月連続の増加。
- 利用関係別にみると、持家は同 40.0% 増の 252 戸と 3 か月ぶりの増加、貸家は同 26.3% 減の 118 戸と 3 か月ぶりの減少、分譲住宅は同 12.9% 増の 114 戸と 2 か月ぶりの増加となった。

3

公共投資 (西日本建設業保証の保証取り扱い)

公共工事請負金額は前年同月比 2 か月連続の増加

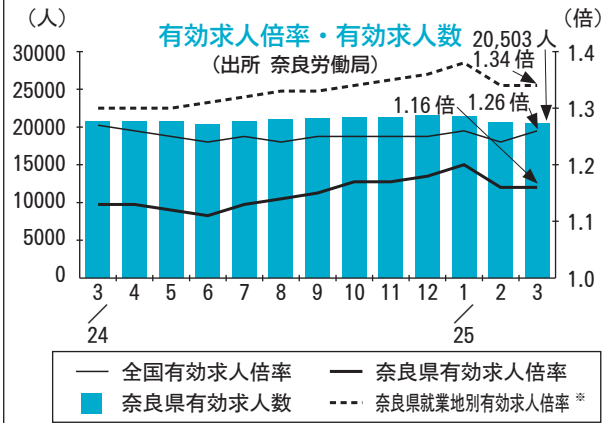


- 4月の公共工事請負金額の動向をみると、件数は前年同月比 6.3% 増の 118 件となり、6 か月ぶりの増加。金額は同 17.6% 増の 213 億 28 百万円と、2 か月連続の増加。
- 発注者別にみると、国は同 54.6% 増、県は同 90.9% 増、市町村は同 55.5% 減。

4

雇用情勢

有効求人倍率は前月と同じ 1.16 倍



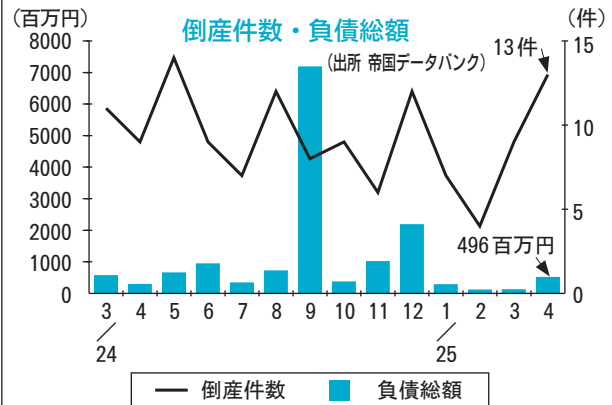
※実際の就業地が奈良県内の求人の倍率

- 3月の有効求人倍率（季調値）は前月と同じ 1.16 倍。前年同月比は 0.03 ポイント上昇。
- 新規求人倍率（季調値）は、前月比 0.09 ポイント低下の 1.93 倍となり 2 か月連続の低下。前年同月比は 0.04 ポイント低下。

5

企業倒産

倒産件数は 13 件、負債総額は 4 億 96 百万円

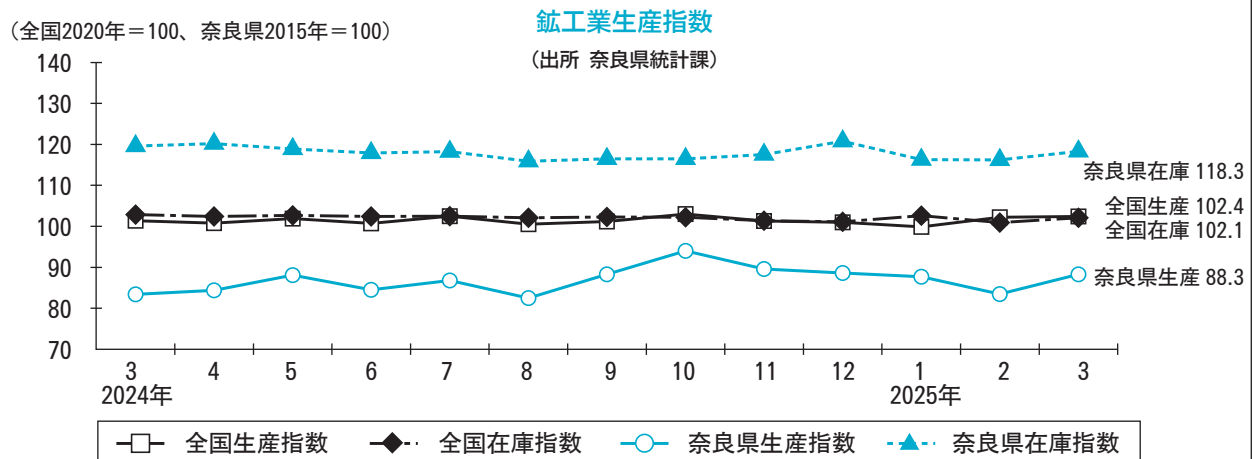


- 4月の倒産状況をみると、件数は前年同月比 44.4% 増の 13 件。負債総額は同 79.1% 増の 4 億 96 百万円と 4 か月ぶりの増加。
- 業種別では、サービス業が 4 件、小売業、その他が各 3 件、建設業が 2 件、製造業が 1 件。倒産形態では、破産が 12 件、民事再生法が 1 件であった。

6

生産活動

鉱工業生産指数は前月比 5 か月ぶりの上昇



- 3月の鉱工業生産指数（季調値、速報値）は、前月比 5.7% 上昇の 88.3 となり 5 か月ぶりの上昇。原指数は前年同月比 6.9% 上昇の 95.7 となり 2 か月ぶりの上昇。在庫指数は前月比 1.8% 上昇の 118.3 となり 3 か月ぶりの上昇。
- 業種別生産指数の動きは、電気機械工業、食料品・たばこ工業、化学工業等の 8 業種が前月比上昇となる一方、生産用機械工業、ゴム製品工業、輸送機械工業等の 9 業種が同低下。

奈良県経済指標

奈良県

景 気 動 向				個 人 消 費						物 価									
	景気動向指数			百貨店・スーパー		乗用車販売台数				勤労者世帯家計（奈良市）								奈良市消費者	
	先行	一致	遅行	販売額（全店ベース）		合計（普通＋小型＋軽）		うち軽乗用車		実収入		可処分所得		消費支出		消費性向	物価指数		
単位	15年=100	15年=100	15年=100	百万円	前年比%	台	前年比%	台	前年比%	円	前年比%	円	前年比%	円	前年比%	%	20年＝100	前年比%	
2021年	—	—	—	209,668	△1.8	37,935	△ 6.2	14,329	△ 6.6	643,245	△ 0.5	515,366	△ 2.0	342,936	3.4	66.5	99.9	△ 0.1	
2022年	—	—	—	207,920	△0.8	34,904	△ 8.0	13,288	△ 7.3	660,753	2.7	533,167	3.5	323,792	△ 5.6	60.7	102.5	2.6	
2023年	—	—	—	209,215	0.6	40,289	15.4	14,615	10.0	691,132	4.6	552,724	3.7	348,684	7.7	63.1	105.9	3.4	
2024年	—	—	—	208,890	△0.2	38,196	△ 5.2	13,264	△ 9.2	738,466	6.8	595,091	7.7	363,597	4.3	61.1	109.7	3.5	
2024年3月	58.8	86.4	92.5	16,892	1.1	3,884	△ 13.7	1,298	△ 17.7	539,577	△ 12.8	439,872	△ 9.9	547,776	45.2	124.5	108.2	3.6	
4月	64.0	87.2	91.1	16,358	△2.2	2,685	△ 16.3	896	△ 23.1	584,769	△ 20.8	446,705	△ 22.2	311,601	△ 13.2	69.8	108.9	3.5	
5月	57.2	86.9	92.0	16,648	△2.5	2,874	△ 2.8	1,007	1.7	636,457	12.9	467,596	11.4	365,485	17.2	78.2	109.7	3.7	
6月	57.5	85.0	91.4	17,047	1.5	3,055	△ 7.1	1,071	△ 2.0	1,640,666	51.6	1,378,264	61.4	331,402	△ 31.0	24.0	109.6	4.0	
7月	58.0	86.1	92.0	17,350	△3.8	3,261	△ 3.7	1,124	△ 7.6	690,282	△ 7.9	535,797	△ 9.2	320,540	△ 10.6	59.8	110.1	3.9	
8月	59.8	86.3	92.0	18,193	3.5	2,839	△ 2.3	1,014	△ 3.5	660,913	14.0	534,764	13.3	297,336	△ 5.2	55.6	110.7	4.1	
9月	57.4	88.5	90.3	16,316	△0.4	3,797	11.6	1,287	9.1	612,397	21.1	483,435	16.7	389,831	28.0	80.6	110.4	3.9	
10月	62.1	88.4	90.5	16,872	△1.8	3,445	2.2	1,219	△ 6.2	697,436	19.1	567,611	17.2	452,680	1.2	79.8	110.5	2.8	
11月	70.1	87.7	90.6	17,489	0.7	3,314	△ 3.5	1,219	△ 3.1	577,078	10.0	462,607	9.1	358,378	32.8	77.5	111.3	3.5	
12月	69.0	88.3	89.4	21,983	1.2	2,691	△ 8.5	977	△ 9.8	1,164,016	1.4	965,000	1.6	333,896	△ 8.5	34.6	111.7	4.1	
2025年1月	79.8	88.2	89.9	18,003	1.2	3,600	16.7	1,290	21.2	537,565	9.8	438,802	12.4	324,181	△ 7.1	73.9	112.4	4.5	
2月	84.4	85.4	88.5	r16,088	r0.8	3,755	15.0	1,426	31.1	630,025	10.9	507,302	8.1	381,826	25.0	75.3	111.8	4.0	
3月				p16,988	p0.6	4,059	4.5	1,431	10.2	505,296	△ 6.4	408,384	△ 7.2	387,454	△ 29.3	94.9	112.3	3.8	
4月						3,121	16.2	1,186	32.4								112.3	3.1	
資料出所	奈 良 県			経 済 産 業 省		奈良運輸支局・奈良軽自動車協会				総 務 省								奈良県	

住宅投資						設備投資				公共投資								
単位	新設住宅着工戸数								着工建築物床面積 (非居住用)		県公共事業等事業 施行契約済額		公共工事請負金額					
	総数		持家		貸家		分譲						国		県		市町村	
	戸	前年比	戸	前年比	戸	前年比	戸	前年比					百万円	前年比	百万円	前年比	百万円	前年比
2021年	5,900	14.8	2,846	12.4	1,343	17.5	1,710	22.3	※374,258	39.1	#121,940	1.3	※18,038	△23.0	※31,308	△5.2	※34,333	△26.8
2022年	6,154	4.3	2,591	△9.0	1,531	14.0	1,985	16.1	※321,502	△14.1	#118,874	△2.5	※15,616	△13.4	※26,632	△14.9	※26,825	△21.9
2023年	5,520	△10.3	2,326	△10.2	1,711	11.8	1,439	△27.5	※331,003	3.0	#126,784	6.7	※20,238	29.6	※31,139	16.9	※38,157	42.2
2024年	5,559	0.7	2,330	0.2	1,697	△0.8	1,497	4.0	※330,015	△0.3	#122,000	△3.8	※14,737	△27.2	※28,118	△9.7	※37,440	△1.9
2024年3月	457	21.9	180	5.9	160	44.1	101	12.2	20,849	△0.7	10,948	36.9	1,401	△30.2	4,427	58.6	1,759	67.4
4月	526	18.5	166	△11.2	212	152.4	148	9.6	16,915	△27.1	(1~3月)	(1~3月)	979	1.4	5,778	△22.1	10,475	3,403.3
5月	394	△26.1	193	1.6	124	△44.4	77	△35.8	15,179	△3.5			39,205	△11.9	2,531	△64.4	2,135	258.0
6月	461	△5.7	181	△12.1	86	△55.0	194	110.9	11,726	15.1	9,998	△23.6	984	△58.0	2,188	46.1	2,122	△69.7
7月	525	19.6	237	24.7	144	△1.4	142	37.9	53,095	122.4			1,232	139.1	2,409	△28.5	3,988	△28.6
8月	527	10.7	190	△14.8	251	70.7	72	△32.1	11,167	△18.9	11,343	△6.7	1,630	107.4	1,452	3.9	2,391	△44.3
9月	514	9.1	234	10.4	136	△20.5	144	63.6	31,654	110.0			921	107.9	2,129	△40.5	3,820	36.3
10月	446	△3.5	186	0.0	142	△9.6	118	△0.8	8,816	△83.4	6,249	△42.9	673	238.7	2,719	20.1	2,402	△21.9
11月	524	30.7	189	8.6	146	55.3	188	41.4	90,754	322.5			18	△95.6	1,970	22.2	1,612	6.6
12月	411	△32.0	208	9.5	116	△43.4	86	△58.9	24,997	△58.3	1,728	23.4	229	△88.7	2,076	6.4	3,498	84.1
2025年1月	321	43.3	128	△2.3	100	212.5	93	55.0	23,294	87.8			842	△36.8	1,367	△34.5	1,276	79.2
2月	613	11.5	200	△14.9	318	114.9	95	△43.1	25,356	△58.8	1,514	54.6	2,963	11.2	1,399	49.6	738	△67.5
3月	485	6.1	252	40.0	118	△26.3	114	12.9	17,062	△18.2			1,728	23.4	2,489	△43.8	1,343	△23.6
4月																		
資料出所	国土交通省								奈良県				西日本建設業保証					
※は年度最終補正予算 ※は年度																		

#は年度最終補正予算 ※は年度

労働需給

単位	有効求人倍率		新規求人倍率		雇用保険 受給者実人員		雇用 指数	所定外労働時間指数		名目賃金指数 (現金給与総額)		企 業 倒 産				保 証 状 況			
	倍	前年比	倍	前年比	人	前年比		全産業	製造業	全産業	製造業	件 数		負債総額		保証承諾		代位弁済	
		ポイント		ポイント		%						件	前年比	百万円	前年比	百万円	前年比	百万円	前年比
2021年	※1.19	0.05	※1.98	0.07	※50,387	△ 5.4	99.4	86.5	111.8	95.8	101.8	62	△ 34.0	4,407	△ 67.4	※59,780	△ 84.8	※2,161	△ 6.9
2022年	※1.23	0.04	※2.03	0.05	※47,754	△ 5.2	96.9	109.2	124.5	102.6	105.8	64	3.2	11,699	165.5	※67,342	12.6	※2,933	35.7
2023年	※1.15	△ 0.08	※1.94	△ 0.09	※49,969	4.6	96.7	103.5	114.3	99.2	106.3	64	0.0	6,428	△ 45.1	※82,534	22.6	※4,710	60.6
2024年	※1.15	0.00	※1.96	0.02	※50,136	0.3	97.3	101.7	121.9	108.0	111.3	110	71.9	15,138	135.5	※74,523	△ 9.7	※4,855	3.1
2024年3月	1.13	△ 0.05	1.97	△ 0.01	3,659	△ 0.5	97.6	96.9	124.2	93.6	91.0	11	83.3	552	△ 15.6	9,011	1.4	497	8.7
4月	1.13	△ 0.01	1.89	0.16	3,746	4.8	97.2	104.6	125.3	93.1	93.9	9	350.0	277	102.2	4,513	13.6	925	506.2
5月	1.12	△ 0.04	1.81	△ 0.21	4,167	0.3	97.3	96.9	105.3	95.1	89.2	14	75.0	640	△ 17.4	5,333	1.8	498	115.8
6月	1.11	△ 0.05	1.78	△ 0.28	4,148	△ 3.5	97.6	100.0	118.9	138.5	135.1	9	200.0	932	95.0	7,895	4.4	450	18.1
7月	1.13	△ 0.04	1.95	0.01	4,794	4.1	96.9	100.0	118.9	127.9	156.1	7	75.0	325	△ 35.1	6,040	△ 22.1	122	△ 66.9
8月	1.14	△ 0.04	1.99	△ 0.05	4,634	△ 3.6	97.0	96.9	113.7	93.8	98.2	12	100.0	707	△ 7.6	5,606	△ 22.4	291	64.8
9月	1.15	0.00	1.91	△ 0.01	4,594	△ 0.1	96.8	100.0	120.0	93.4	93.9	8	60.0	7,170	3,576.9	7,003	△ 12.8	538	323.2
10月	1.17	0.02	2.01	0.08	4,389	△ 2.6	97.0	110.8	133.7	93.5	95.0	9	350.0	358	68.9	5,863	3.9	123	△ 80.4
11月	1.17	0.02	2.03	0.13	4,073	△ 2.0	96.7	112.3	140.0	100.0	105.8	6	0.0	1,004	16.7	5,707	△ 24.2	420	314.4
12月	1.18	0.05	2.06	0.24	4,029	3.5	97.3	112.3	141.1	188.3	194.4	12	33.3	2,169	194.3	6,846	△ 15.6	409	△ 49.0
2025年1月	1.20	0.07	2.08	0.11	4,005	1.7	98.5	113.8	122.1	90.8	95.9	7	0.0	265	△ 45.0	5,770	3.5	406	△ 48.8
2月	1.16	0.03	2.02	0.11	3,821	1.2	99.0	109.2	112.6	89.8	91.1	4	△ 33.3	102	△ 80.5	5,905	△ 14.4	207	△ 54.5
3月	1.16	0.03	1.93	△ 0.04	3,736	2.1						9	△ 18.2	110	△ 80.1	8,042	△ 10.8	466	△ 6.2
4月												13	44.4	496	79.1	3,884	△ 13.9	212	△ 77.0
資料出所	奈良労働局						奈良県 ※規模5人以上					帝国データバンク				奈良県信用保証協会			

※は年度、rは改訂、pは速報を表す。*有効求人倍率、新規求人倍率は季節調整値を使用。2025年1月分公表時に季節調整替えを実施。

生 産

単位	鉱 工 業 生 産 指 数															
	総 合		一般機械		輸送機械		化 学		プラスチック		食料品・たばこ		織 維		木材・木製品	
	15年=100	前年比	15年=100	前年比	15年=100	前年比	15年=100	前年比	15年=100	前年比	15年=100	前年比	15年=100	前年比	15年=100	前年比
2021年	85.3	0.7	71.6	10.5	73.6	△1.7	156.9	△2.1	86.2	△8.8	91.0	△4.1	83.1	△8.7	67.6	△9.0
2022年	86.8	1.8	76.6	7.0	74.5	1.2	163.1	4.0	88.3	2.4	92.8	2.0	83.0	△0.1	49.6	△26.6
2023年	86.7	△0.1	77.5	1.2	80.9	8.6	169.7	4.0	89.1	0.9	96.3	3.8	85.0	2.4	47.2	△4.8
2024年	86.9	0.2	69.7	△10.1	68.5	△15.3	198.8	17.1	88.0	△1.2	107.5	11.6	87.8	3.3	44.7	△5.3
2024年3月	83.4	△3.1	61.1	△18.1	65.4	△25.5	165.2	7.8	81.1	△10.0	108.7	11.4	97.9	11.1	49.4	△2.4
4月	84.4	△0.8	67.1	△16.1	61.5	△24.6	184.8	20.3	93.1	2.1	106.3	17.6	94.2	22.3	40.8	△17.1
5月	88.1	1.6	75.2	△6.2	80.4	△6.0	197.6	17.1	85.0	△5.1	99.4	7.8	94.7	18.3	42.1	△0.5
6月	84.5	△5.4	71.9	0.5	72.5	△16.7	175.5	7.8	88.5	△2.7	109.4	7.5	86.8	△6.6	41.4	△20.0
7月	86.8	2.9	63.9	△19.3	72.3	△2.7	216.4	31.6	87.9	△0.8	107.5	15.0	85.6	1.2	44.0	20.4
8月	82.5	△7.1	60.2	△27.7	69.8	△17.4	215.9	34.0	80.0	△5.0	111.1	10.2	79.5	△14.9	46.5	△4.0
9月	88.3	△0.1	71.7	△10.7	73.0	△13.3	224.4	24.8	88.7	1.4	111.3	12.3	91.4	3.8	47.9	△7.7
10月	94.0	8.3	65.8	△19.3	73.4	△7.1	230.7	23.9	94.3	5.1	117.0	22.0	91.6	3.8	44.7	△4.5
11月	89.6	2.2	72.3	6.5	69.2	△14.4	250.3	44.8	93.0	6.3	109.4	10.7	83.9	2.5	43.9	0.4
12月	88.6	△2.1	61.6	△34.4	65.8	△13.2	212.4	△9.8	89.0	△0.6	105.5	8.3	80.3	△9.7	37.8	△17.5
2025年1月	87.7	2.5	66.9	△35.2	74.4	28.0	188.5	29.8	90.6	5.2	111.6	10.7	87.8	8.1	53.4	19.3
2月	r83.5	r△5.5	r64.8	r△7.5	68.7	11.4	r185.2	r2.4	85.8	△4.2	110.9	6.1	84.0	△5.1	52.3	△4.9
3月	p88.3	p6.9	p58.6	p△4.2	p64.0	p0.3	p204.9	p24.3	p89.6	p10.6	p117.4	p9.4	p98.7	p2.4	p49.0	p0.6
4月																
資料出所	奈 良 県															

※鉱工業生産指数調整値、前年比は原指数を使用。

企業倒産・保証状況

令和 7 年 春闘要求妥結状況

2025 年 7 月 1 日現在

1 【日本労働組合総連合会】

- ・ 2025 春季生活闘争 第 6 回回答集計 平均賃金方式
(2024 年 6 月 5 日公表との比較)
- ・ 2025 春季生活闘争 第 6 回回答集計 夏季一時金 (年間)
- ・ 2025 春季生活闘争 第 6 回回答集計 夏季一時金 (夏季)

2 【(一社) 日本経済団体連合会】

- ・ 2025 年 春季労使交渉・大手企業業種別回答状況[了承・妥結含] (加重平均)
- ・ 2025 年 春季労使交渉・中小企業業種別回答状況[了承・妥結含] (加重平均)

3 【(一社) 奈良経済産業協会】

- ・ 令和 7 年 春季労使交渉要求・妥結状況 (県内企業・対前年同企業集計)

業種別		集計組合		昨年同時期		対比		組合員1人あたり平均(加重平均)										
								平均年齢	平均勤続	要求ベース	2025要求		2025回答		昨年実績		対比	
											額	率	額	率	額	率	額	率
		組合数	人員	組合数	人員	組合数	人員				計	計	計	計	計	計		
製造業	～99	1,318	59,835	1,353	59,924	▲ 35	▲ 89	40.23	14.07	258,598	16,242	6.36	11,575	4.48	10,175	4.09	1,400	0.39
	100～299	976	172,606	990	174,947	▲ 14	▲ 2,341	39.57	14.66	273,810	17,448	6.42	13,657	5.02	12,334	4.68	1,323	0.34
	300未満計	2,294	232,441	2,343	234,871	▲ 49	▲ 2,430	39.73	14.52	270,068	17,139	6.40	13,117	4.89	11,775	4.54	1,342	0.35
	300～999	613	324,022	608	328,101	5	▲ 4,079	39.34	15.03	296,474	18,556	6.30	15,737	5.32	14,890	5.22	847	0.10
	1,000～	308	1,099,633	296	1,058,888	12	40,745	39.51	16.00	333,724	20,003	5.99	18,909	5.66	18,667	5.87	242	▲ 0.21
	計	3,215	1,656,096	3,247	1,621,860	▲ 32	34,236	39.50	15.63	317,847	19,322	6.11	17,486	5.50	16,897	5.55	589	▲ 0.05
商業流通	～99	80	3,569	79	3,598	1	▲ 29	44.10	15.19	272,071	15,543	5.82	8,572	3.20	8,589	3.23	▲ 17	▲ 0.03
	100～299	111	20,692	93	17,927	18	2,765	42.51	15.90	279,722	17,076	6.13	10,289	3.69	11,305	4.29	▲ 1,016	▲ 0.60
	300未満計	191	24,261	172	21,525	19	2,736	42.68	15.82	278,674	16,856	6.08	10,043	3.62	10,869	4.13	▲ 826	▲ 0.51
	300～999	124	68,642	113	62,387	11	6,255	40.14	14.17	285,644	17,075	6.04	12,289	4.33	13,233	4.86	▲ 944	▲ 0.53
	1,000～	73	223,743	71	220,538	2	3,205	40.14	13.63	314,783	18,067	5.84	14,855	4.77	15,967	5.33	▲ 1,112	▲ 0.56
	計	388	316,646	356	304,450	32	12,196	40.29	13.86	305,752	17,761	5.90	13,938	4.59	15,052	5.15	▲ 1,114	▲ 0.56
交通運輸	～99	320	11,696	367	13,298	▲ 47	▲ 1,602	47.31	14.30	227,536	15,149	6.92	7,422	3.54	6,089	3.12	1,333	0.42
	100～299	127	22,304	126	21,588	1	716	44.79	13.13	233,860	15,819	7.12	8,939	3.94	7,761	4.00	1,178	▲ 0.06
	300未満計	447	34,000	493	34,886	▲ 46	▲ 886	45.55	13.49	231,878	15,556	7.05	8,375	3.81	7,031	3.66	1,344	0.15
	300～999	94	55,061	94	53,255	0	1,806	41.72	13.32	264,922	17,290	6.50	12,111	4.46	9,100	3.69	3,011	0.77
	1,000～	47	266,641	47	265,330	0	1,311	42.32	15.19	299,917	16,371	5.50	14,265	4.74	9,594	3.24	4,671	1.50
	計	588	355,702	634	353,471	▲ 46	2,231	42.45	14.84	291,570	16,407	5.70	13,416	4.64	9,256	3.31	4,160	1.33
サービス・ホテル	～99	11	407	17	642	▲ 6	▲ 235	39.08	13.40	234,528	9,988	4.24	10,482	4.15	10,092	4.26	390	▲ 0.11
	100～299	9	1,508	9	1,520	0	▲ 12	38.25	10.69	242,787	18,699	7.47	13,699	5.49	9,841	3.39	3,858	2.10
	300未満計	20	1,915	26	2,162	▲ 6	▲ 247	38.36	11.07	241,814	17,828	7.13	13,261	5.30	9,937	3.71	3,324	1.59
	300～999	7	3,097	5	1,721	2	1,376	36.26	12.27	241,050	14,448	5.74	9,972	3.49	7,703	2.97	2,269	0.52
	1,000～	8	234,627	9	233,188	▲ 1	1,439	43.44	17.00	316,034	21,020	6.65	16,029	5.07	11,124	3.72	4,905	1.35
	計	35	239,639	40	237,071	▲ 5	2,568	43.34	16.93	315,216	20,960	6.65	15,961	5.06	11,103	3.71	4,858	1.35
情報・出版	～99	12	602	7	260	5	342	41.53	14.69	240,021	13,248	5.15	13,202	5.86	9,733	4.69	3,469	1.17
	100～299	10	1,889	8	1,616	2	273	36.34	11.50	265,302	13,379	4.82	14,167	5.46	12,237	4.51	1,930	0.95
	300未満計	22	2,491	15	1,876	7	615	37.23	12.18	260,689	13,323	4.89	13,670	5.60	11,961	4.53	1,709	1.07
	300～999	17	9,350	19	10,477	▲ 2	▲ 1,127	37.97	12.15	302,845	17,286	5.85	16,721	5.31	12,927	3.94	3,794	1.37
	1,000～	12	140,326	10	137,955	2	2,371	40.60	15.77	401,993	14,846	6.20	14,303	5.79	11,724	5.76	2,579	0.03
	計	51	152,167	44	150,308	7	1,859	39.70	14.60	371,753	15,481	5.88	15,234	5.64	12,168	5.24	3,066	0.40
金融・保険	～99	3	182	4	169	▲ 1	13	56.80	36.20	395,000	27,650	5.18	17,394	5.64	12,603	5.00	4,791	0.64
	100～299	4	884	5	1,115	▲ 1	▲ 231	36.03	12.19	288,913	15,439	5.36	13,620	4.69	13,665	4.82	▲ 45	▲ 0.13
	300未満計	7	1,066	9	1,284	▲ 2	▲ 218	36.24	12.43	289,982	15,562	5.34	14,007	4.79	13,605	4.83	402	▲ 0.04
	300～999	3	1,315	6	2,838	▲ 3	▲ 1,523	33.49	9.80	292,819	14,061	4.81	13,759	4.70	13,618	4.62	141	0.08
	1,000～	0	0	1	1,795	▲ 1	▲ 1,795								15,788	5.04		
	計	10	2,381	16	5,917	▲ 6	▲ 3,536	34.60	10.87	291,671	14,668	5.03	13,866	4.74	14,285	4.79	▲ 419	▲ 0.05
その他	～99	292	10,836	317	11,447	▲ 25	▲ 611	40.74	12.60	257,115	16,032	6.31	11,586	4.68	10,018	3.93	1,568	0.75
	100～299	139	24,692	141	24,804	▲ 2	▲ 112	40.12	12.23	278,977	17,491	6.27	13,237	4.66	12,744	4.68	493	▲ 0.02
	300未満計	431	35,528	458	36,251	▲ 27	▲ 723	40.29	12.33	272,495	17,060	6.28	12,760	4.66	11,890	4.45	870	0.21
	300～999	89	46,820	89	47,128	0	▲ 308	39.69	12.65	286,424	17,267	6.06	14,845	5.09	13,094	4.61	1,751	0.48
	1,000～	56	128,537	54	129,879	2	▲ 1,342	38.66	14.37	310,765	19,330	6.26	17,778	5.67	15,280	5.14	2,498	0.53
	計	576	210,885	601	213,258	▲ 25	▲ 2,373	39.12	13.70	298,996	18,435	6.22	16,241	5.36	14,039	4.87	2,202	0.49
計	～99	2,036	87,127	2,144	89,338	▲ 108	▲ 2,211	41.12	13.96	257,214	16,062	6.35	10,976	4.38	9,586	3.96	1,390	0.42
	100～299	1,376	244,575	1,372	243,517	4	1,058	40.17	14.37	273,266	17,324	6.39	12,978	4.80	12,017	4.62	961	0.18
	300未満計	3,412	331,702	3,516	332,855	▲ 104	▲ 1,153	40.39	14.28	269,340	16,998	6.38	12,453	4.70	11,361	4.45	1,092	0.25
	300～999	947	508,307	934	505,907	13	2,400	39.64	14.47	292,140	18,092	6.24	14,855	5.08	14,106	5.01	749	0.07
	1,000～	504	2,093,507	488	2,047,573	16	45,934	40.37	15.64	325,243	19,481	6.03	17,441	5.39	16,211	5.19	1,230	0.20
	300以上計	1,451	2,601,814	1,422	2,553,480	29	48,334	40.23	15.42	318,617	19,208	6.07	16,932	5.33	15,784	5.16	1,148	0.17
	計	4,863	2,933,516	4,938	2,886,335	▲ 75	47,181	40.25	15.30	313,105	18,948	6.11	16,399	5.26	15,236	5.08	1,163	0.18

業種別		集計組合		昨年同時期		対比		1組合あたり平均(単純平均)										
								平均年齢	平均勤続	要求ベース	2025要求		2025回答		昨年実績		対比	
											額	率	額	率	額	率	額	率
		組合数	人員	組合数	人員	組合数	人員	計	計	計	計	計	計	計	計			
製造業	～99	1,318	59,835	1,353	59,924	▲ 35	▲ 89	41.12	14.46	255,092	15,938	6.34	10,875	4.26	9,563	3.87	1312	0.39
	100～299	976	172,606	990	174,947	▲ 14	▲ 2,341	39.55	14.59	271,778	17,318	6.42	13,426	4.97	12,049	4.60	1377	0.37
	300未満計	2,294	232,441	2,343	234,871	▲ 49	▲ 2,430	40.39	14.52	262,557	16,525	6.38	11,949	4.58	10,603	4.19	1346	0.39
	300～999	613	324,022	608	328,101	5	▲ 4,079	39.36	15.03	294,795	18,452	6.31	15,522	5.28	14,595	5.15	927	0.13
	1,000～	308	1,099,633	296	1,058,888	12	40,745	39.54	15.41	320,187	19,546	6.10	18,099	5.63	16,892	5.47	1207	0.16
	計	3,215	1,656,096	3,247	1,621,860	▲ 32	34,236	40.08	14.73	274,844	17,161	6.33	13,179	4.82	11,865	4.49	1314	0.33
商業流通	～99	80	3,569	79	3,598	1	▲ 29	43.99	15.23	267,899	15,822	6.01	8,854	3.30	8,403	3.20	451	0.10
	100～299	111	20,692	93	17,927	18	2,765	42.77	16.00	279,631	17,305	6.15	10,127	3.63	11,024	4.19	▲ 897	▲ 0.56
	300未満計	191	24,261	172	21,525	19	2,736	43.21	15.72	274,951	16,688	6.09	9,604	3.50	9,847	3.75	▲ 243	▲ 0.25
	300～999	124	68,642	113	62,387	11	6,255	40.19	14.21	285,226	17,111	6.06	12,239	4.31	13,285	4.87	▲ 1046	▲ 0.56
	1,000～	73	223,743	71	220,538	2	3,205	40.19	14.15	313,775	17,867	5.78	14,224	4.57	14,821	4.98	▲ 597	▲ 0.41
	計	388	316,646	356	304,450	32	12,196	41.43	14.81	285,762	17,051	6.02	11,342	3.97	11,960	4.37	▲ 618	▲ 0.40
交通運輸	～99	320	11,696	367	13,298	▲ 47	▲ 1,602	48.11	14.53	221,082	14,988	7.01	6,793	3.29	5,870	3.12	923	0.17
	100～299	127	22,304	126	21,588	1	716	44.98	13.04	231,387	15,710	7.16	8,807	3.91	7,703	3.98	1104	▲ 0.07
	300未満計	447	34,000	493	34,886	▲ 46	▲ 886	47.02	14.01	224,167	15,149	7.06	7,300	3.48	6,248	3.34	1052	0.14
	300～999	94	55,061	94	53,255	0	1,806	42.41	13.47	262,936	17,227	6.54	11,939	4.45	8,929	3.64	3010	0.81
	1,000～	47	266,641	47	265,330	0	1,311	42.93	15.88	265,171	16,869	6.38	12,536	4.57	9,041	3.36	3495	1.21
	計	588	355,702	634	353,471	▲ 46	2,231	45.51	14.14	234,549	15,495	6.91	8,229	3.75	6,654	3.39	1575	0.36
サービス・ホテル	～99	11	407	17	642	▲ 6	▲ 235	41.98	13.98	206,006	11,200	4.46	10,649	4.95	9,633	4.14	1016	0.81
	100～299	9	1,508	9	1,520	0	▲ 12	38.45	9.70	231,155	17,860	7.45	13,320	5.47	10,111	3.34	3209	2.13
	300未満計	20	1,915	26	2,162	▲ 6	▲ 247	40.21	11.84	219,977	14,833	6.25	11,985	5.23	9,770	3.91	2215	1.32
	300～999	7	3,097	5	1,721	2	1,376	36.92	12.90	241,737	14,057	5.58	10,438	3.66	7,599	2.92	2839	0.74
	1,000～	8	234,627	9	233,188	▲ 1	1,439	43.13	17.00	305,981	21,993	7.05	17,069	5.59	11,512	4.02	5557	1.57
	計	35	239,639	40	237,071	▲ 5	2,568	39.56	13.14	255,098	17,109	6.42	13,161	5.13	10,066	3.83	3095	1.30
情報・出版	～99	12	602	7	260	5	342	38.93	13.27	231,048	13,469	5.40	14,086	6.53	9,733	4.69	4353	1.84
	100～299	10	1,889	8	1,616	2	273	36.48	11.93	261,987	13,299	4.83	13,732	5.37	12,248	4.48	1484	0.89
	300未満計	22	2,491	15	1,876	7	615	37.40	12.50	248,727	13,401	5.08	13,990	6.07	11,619	4.53	2371	1.54
	300～999	17	9,350	19	10,477	▲ 2	▲ 1,127	37.60	11.95	298,508	17,282	5.91	16,763	5.32	12,970	4.04	3793	1.28
	1,000～	12	140,326	10	137,955	2	2,371	37.70	13.02	338,982	18,554	6.59	17,984	6.10	12,370	5.08	5614	1.02
	計	51	152,167	44	150,308	7	1,859	37.56	12.32	294,446	16,308	5.59	15,594	5.66	12,498	4.35	3096	1.31
金融・保険	～99	3	182	4	169	▲ 1	13	56.80	36.20	395,000	27,650	6.00	20,595	5.90	12,429	4.99	8166	0.91
	100～299	4	884	5	1,115	▲ 1	▲ 231	35.77	11.73	285,245	15,598	5.49	13,723	4.80	13,665	4.88	58	▲ 0.08
	300未満計	7	1,066	9	1,284	▲ 2	▲ 218	39.98	16.62	307,196	18,008	5.66	16,013	5.17	13,312	4.91	2701	0.26
	300～999	3	1,315	6	2,838	▲ 3	▲ 1,523	33.50	9.90	293,375	14,012	4.78	13,678	4.67	14,255	4.80	▲ 577	▲ 0.13
	1,000～	0	0	1	1,795	▲ 1	▲ 1,795								15,788	5.04		
	計	10	2,381	16	5,917	▲ 6	▲ 3,536	37.55	14.10	302,013	16,509	5.37	15,235	5.00	13,893	4.87	1342	0.13
その他	～99	292	10,836	317	11,447	▲ 25	▲ 611	42.04	13.52	252,176	15,928	6.51	10,512	4.31	8,675	3.59	1837	0.72
	100～299	139	24,692	141	24,804	▲ 2	▲ 112	40.21	12.27	276,780	17,383	6.26	12,938	4.57	12,440	4.63	498	▲ 0.06
	300未満計	431	35,528	458	36,251	▲ 27	▲ 723	41.36	13.05	260,438	16,398	6.42	11,318	4.40	9,788	3.91	1530	0.49
	300～999	89	46,820	89	47,128	0	▲ 308	39.65	12.54	287,039	17,422	6.05	14,682	5.02	13,768	4.85	914	0.17
	1,000～	56	128,537	54	129,879	2	▲ 1,342	39.11	13.25	306,780	19,360	6.33	16,497	5.33	16,716	5.67	▲ 219	▲ 0.34
	計	576	210,885	601	213,258	▲ 25	▲ 2,373	40.79	12.98	269,328	16,832	6.36	12,315	4.59	10,822	4.17	1493	0.42
計	～99	2,036	87,127	2,144	89,338	▲ 108	▲ 2,211	42.11	14.38	252,760	15,804	6.39	10,185	4.15	8,852	3.74	1333	0.41
	100～299	1,376	244,575	1,372	243,517	4	1,058	40.19	14.32	271,335	17,230	6.40	12,761	4.76	11,744	4.55	1017	0.21
	300未満計	3,412	331,702	3,516	332,855	▲ 104	▲ 1,153	41.23	14.35	260,829	16,381	6.39	11,218	4.41	9,971	4.08	1247	0.33
	300～999	947	508,307	934	505,907	13	2,400	39.69	14.49	291,081	18,043	6.24	14,700	5.05	13,968	4.99	732	0.06
	1,000～	504	2,093,507	488	2,047,573	16	45,934	39.91	15.03	315,401	19,154	6.10	16,889	5.37	16,018	5.25	871	0.12
	300以上計	1,451	2,601,814	1,422	2,553,480	29	48,334	39.77	14.68	299,520	18,425	6.19	15,461	5.16	14,653	5.08	808	0.08
	計	4,863	2,933,516	4,938	2,886,335	▲ 75	47,181	40.73	14.47	273,127	16,973	6.33	12,440	4.65	11,246	4.37	1194	0.28

【額集計】

業種別	集計組合		組合員1人あたり平均(加重平均)			1組合あたり平均(単純平均)		
			2025要求	2025回答	2024実績	2025要求	2025回答	2024実績
	組合数	人員	金額	金額	金額	金額	金額	金額
製造業	601	450,081	1,793,178	1,738,776	1,659,670	1,525,261	1,366,937	1,301,510
商業流通	63	70,904	1,293,357	1,126,367	1,112,280	1,213,080	1,025,402	1,027,381
交通運輸	45	10,576	1,051,406	921,001	888,375	1,161,087	814,039	741,547
サービス・ホテル	1	465	854,000	854,000		854,000	854,000	
情報・出版	16	121,787	1,775,102	1,784,320	1,741,965	1,636,829	1,603,675	1,466,901
その他	139	108,206	1,752,418	1,688,232	1,578,307	1,462,145	1,357,049	1,295,780
計	865	762,019	1,713,019	1,670,005	1,607,551	1,466,071	1,315,496	1,247,416

構成組織	集計組合		組合員1人あたり平均(加重平均)			1組合あたり平均(単純平均)		
			2025要求	2025回答	2024実績	2025要求	2025回答	2024実績
	組合数	人員	金額	金額	金額	金額	金額	金額
UAゼンセン	114	96,443	1,359,232	1,220,976	1,241,602	1,264,749	1,123,730	1,147,059
自動車総連	96	53,129	837,140	1,579,414	1,679,044	1,067,000	1,080,245	1,057,689
電機連合	45	128,317	1,953,776	1,878,976	1,759,334	1,693,150	1,670,625	1,557,037
JAM	220	118,520	1,790,434	1,701,349	1,650,204	1,503,839	1,350,811	1,306,084
電力総連	132	103,233	1,809,168	1,745,798	1,634,585	1,560,791	1,463,061	1,385,964
情報労連	6	115,700	1,774,102	1,786,223	1,765,967	1,686,948	1,629,681	1,155,099
運輸労連	21	2,500	1,251,798	1,178,744	1,013,433	1,185,789	740,696	644,769
JEC連合	63	29,227	1,783,773	1,924,148	1,633,518	1,652,778	1,607,568	1,468,377
私鉄総連	2	120		667,100			734,200	
フード連合	36	14,977	1,660,943	1,634,553	1,384,102	1,515,117	1,447,436	1,349,247
ゴム連合	32	41,766	1,684,104	1,684,167	1,645,129	1,384,827	1,347,291	1,318,238
交通労連	16	7,208	971,178	796,797	764,638	1,032,308	738,030	752,193
紙パ連合	38	19,855	1,505,538	1,431,044	1,384,210	1,359,172	1,229,159	1,136,132
全電線	32	25,893		1,690,293	1,574,556		1,347,859	1,272,663
印刷労連	1		900,000	820,000	790,000	900,000	820,000	790,000
セラミックス連合	9	4,600	1,973,246	1,913,347	1,861,222	1,507,189	1,425,322	1,500,321
メディア労連	2	488	868,705	868,705	1,339,320	1,010,000	1,010,000	1,253,000

※2024実績は昨年同時期実績。ただし、2024実績と2025回答は集計対象組合が異なる。

【月数集計】

業種別	集計組合		組合員1人あたり平均(加重平均)			1組合あたり平均(単純平均)		
			2025要求	2025回答	2024実績	2025要求	2025回答	2024実績
	組合数	人員	月数	月数	月数	月数	月数	月数
製造業	1,498	1,211,967	5.66	5.48	5.42	5.11	4.72	4.69
商業流通	82	101,262	4.30	3.87	3.82	4.18	3.51	3.55
交通運輸	214	162,263	5.21	4.28	4.26	4.99	3.67	3.63
サービス・ホテル	23	224,442	4.58	4.28	4.29	4.55	4.31	3.32
情報・出版	24	67,903	5.57	6.45	5.29	5.43	5.25	4.88
金融・保険	23	11,128	4.42	4.41	4.40	4.59	4.61	4.55
その他	163	112,177	5.04	4.84	4.81	4.86	4.49	4.49
計	2,027	1,891,142	5.35	5.14	5.06	5.03	4.54	4.51

構成組織	集計組合		組合員1人あたり平均(加重平均)			1組合あたり平均(単純平均)		
			2025要求	2025回答	2024実績	2025要求	2025回答	2024実績
	組合数	人員	月数	月数	月数	月数	月数	月数
UAゼンセン	133	137,798	4.43	4.14	4.17	4.34	3.78	3.99
自動車総連	770	683,997	5.75	5.62	5.62	5.03	4.70	4.66
電機連合	49	129,429	5.71	5.37	5.16	5.22	4.93	4.78
JAM	314	146,227	5.29	4.95	5.09	5.03	4.48	4.58
基幹労連	132	92,749	5.92	5.73	5.54	5.70	5.07	4.96
JP労組	4	217,050	4.60	4.30	4.30	4.60	4.33	4.33
電力総連	141	105,337	5.17	4.99	4.94	5.12	4.81	4.73
情報労連	20	60,772	5.41	6.57	5.00	4.82	4.75	4.17
運輸労連	4	30,297	5.00	3.10	3.23	5.00	2.89	3.34
JEC連合	67	37,267	5.62	5.53	5.28	5.31	5.04	5.04
私鉄総連	159	82,725	5.14	4.55	4.53	5.03	3.58	3.49
フード連合	38	14,282	5.32	5.18	4.26	5.21	4.94	4.82
JR連合	12	27,892	5.56	5.04	4.94	5.15	4.35	4.16
航空連合	21	18,010	5.51	4.08	4.07	4.87	4.18	4.19
ゴム連合	32	41,766	5.23	5.23	5.27	4.66	4.52	4.59
交通労連	21	4,329	4.18	3.61	3.49	4.47	3.72	3.55
サービス連合	13	7,026	3.90	3.54	3.63	4.30	3.94	2.81
紙パ連合	18	9,066	5.22	5.19	4.81	5.21	4.67	4.53
全電線	33	25,900	5.32	5.03	4.76	5.18	4.37	4.14
全国ガス	5	1,002	4.71	4.69	4.69	4.88	4.79	4.82
印刷労連	2	268	4.74	3.86	3.83	4.18	3.58	3.48
セラミックス連合	11	6,060	5.38	5.24	5.34	5.16	4.82	5.19
JR総連	1		6.50	5.30	5.20	6.50	5.30	5.20
メディア労連	6	488	5.95	6.03	5.59	5.60	5.64	5.52
全労金	14	6,739	4.55	4.55	4.58	4.54	4.54	4.57
労済労連	7	4,216	4.19	4.16	4.14	4.60	4.53	4.43

※2024実績は昨年同時期実績。ただし、2024実績と2025回答は集計対象組合が異なる。

2025 春季生活闘争 第6回回答集計 夏季一時金(夏季)

【額集計】

業種別	集計組合		組合員1人あたり平均(加重平均)			1組合あたり平均(単純平均)		
			2025要求	2025回答	2024実績	2025要求	2025回答	2024実績
	組合数	人員	金額	金額	金額	金額	金額	金額
製造業	763	434,430	895,114	849,060	806,026	751,068	664,696	631,084
商業流通	54	47,120	597,666	523,015	515,467	560,579	477,615	482,984
交通運輸	122	97,849	688,206	478,011	475,869	618,817	355,732	323,013
サービス・ホテル	1	465	427,000	427,000		427,000	427,000	
情報・出版	14	7,657	865,605	829,058	756,185	788,237	751,744	745,722
その他	148	106,097	879,383	858,356	812,047	735,140	691,747	683,501
計	1,102	693,618	837,277	775,485	738,024	726,102	625,847	593,256

構成組織	集計組合		組合員1人あたり平均(加重平均)			1組合あたり平均(単純平均)		
			2025要求	2025回答	2024実績	2025要求	2025回答	2024実績
	組合数	人員	金額	金額	金額	金額	金額	金額
UAゼンセン	110	99,715	666,334	708,567	594,260	606,984	570,416	568,755
自動車総連	89	24,856	418,570	593,966	566,686	533,500	518,908	493,667
電機連合	9	8,561	703,698	637,582	825,803	678,775	597,107	732,159
JAM	326	149,386	876,181	824,776	800,318	739,306	653,551	624,026
基幹労連	132	92,749	1,010,701	970,181	878,162	816,685	738,046	668,013
電力総連	135	104,652	901,489	881,708	824,408	778,877	740,401	707,550
情報労連	8	1,808	655,415	570,538	655,843	696,446	670,092	676,567
運輸労連	113	96,459	688,505	477,610	475,121	614,641	339,928	306,153
JEC連合	56	24,748	905,791	858,973	834,434	820,189	760,296	731,339
フード連合	21	6,681	791,936	775,999	715,916	667,227	636,876	614,474
ゴム連合	34	42,177	838,822	840,277	820,234	683,731	663,866	644,887
交通労連	4	559		318,809	405,468		354,758	378,610
紙パ連合	43	20,617	747,363	712,966	687,697	678,247	605,916	554,952
印刷労連	5	11,182	752,606	745,229	680,363	676,057	663,830	578,086
セラミックス連合	15	8,980	948,980	1,017,930	985,935	738,292	723,302	713,724
メディア労連	2	488	434,352	434,352	669,660	505,000	505,000	626,500

※2024実績は昨年同時期実績。ただし、2024実績と2025回答は集計対象組合が異なる。

【月数集計】

業種別	集計組合		組員1人あたり平均(加重平均)			1組合あたり平均(単純平均)		
			2025要求	2025回答	2024実績	2025要求	2025回答	2024実績
	組合数	人員	月数	月数	月数	月数	月数	月数
製造業	1,506	1,012,150	2.82	2.71	2.69	2.55	2.32	2.32
商業流通	79	79,492	1.90	1.74	1.81	1.95	1.66	1.75
交通運輸	78	92,580	2.76	2.19	2.19	2.54	2.08	2.04
サービス・ホテル	39	230,411	1.90	2.13	2.13	2.14	1.93	1.59
情報・出版	22	10,474	2.88	2.79	2.72	2.84	2.77	2.52
金融・保険	21	10,955	2.21	2.20	2.20	2.29	2.27	2.27
その他	163	109,973	2.54	2.47	2.45	2.47	2.29	2.33
計	1,908	1,546,035	2.72	2.52	2.52	2.51	2.28	2.28

構成組織	集計組合		組員1人あたり平均(加重平均)			1組合あたり平均(単純平均)		
			2025要求	2025回答	2024実績	2025要求	2025回答	2024実績
	組合数	人員	月数	月数	月数	月数	月数	月数
UAゼンセン	132	128,930	2.03	2.08	2.00	2.05	1.86	1.95
自動車総連	723	577,814	2.89	2.80	2.77	2.54	2.33	2.33
電機連合	11	9,651	2.35	2.05	2.50	2.28	2.02	2.41
JAM	441	179,435	2.62	2.44	2.51	2.49	2.20	2.23
基幹労連	132	92,749	2.96	2.87	2.77	2.85	2.53	2.48
JP労組	4	217,050		2.15	2.15		2.16	2.16
電力総連	145	107,606	2.61	2.54	2.49	2.58	2.45	2.42
情報労連	20	4,631	2.90	2.90	2.64	2.95	2.79	2.29
運輸労連	4	30,297		1.55	1.63		1.38	1.82
JEC連合	56	25,590	2.74	2.59	2.63	2.63	2.48	2.49
私鉄総連	6	556		1.28	1.30		1.38	1.32
フード連合	24	7,293	2.57	2.51	2.61	2.39	2.27	2.32
JR連合	34	37,198	2.99	2.78	2.77	2.74	2.44	2.42
航空連合	26	22,954	2.09	2.02	2.03	2.06	1.96	2.05
ゴム連合	34	42,177	2.61	2.61	2.63	2.32	2.24	2.25
交通労連	15	2,212		1.96	1.51		1.90	1.57
サービス連合	23	11,592	1.85	1.65	1.90	2.09	1.74	1.48
紙パ連合	23	9,316	2.59	2.58	2.39	2.56	2.23	2.21
印刷労連	5	11,182	2.51	2.47	2.38	2.28	2.19	2.11
セラミックス連合	20	10,859	2.61	2.79	2.85	2.46	2.30	2.50
JR総連	3	5,500	3.18	2.79	2.70	3.17	2.83	2.77
メディア労連	6	488	2.98	3.02	2.78	2.80	2.82	2.75
全労金	14	6,739	2.25	2.26	2.27	2.25	2.26	2.27
労済労連	7	4,216	2.14	2.12	2.11	2.40	2.29	2.27

※2024実績は昨年同時期実績。ただし、2024実績と2025回答は集計対象組合が異なる。

2025年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況[了承・妥結合](加重平均)

2025年5月22日

[第1回集計]

(一社)日本経済団体連合会

業 種	2025年			2024年	
	社 数	回答・妥結額	アップ率	妥結額	アップ率
	社	円	%	円	%
非 鉄 ・ 金 属	8	20,796	6.21	20,595	6.42
食 品	6	19,933	5.46	18,107	5.10
繊 維	13	19,435	5.61	18,486	5.50
紙 ・ パ ル プ	3	17,578	5.52	14,590	4.70
印 刷	2	18,458	5.59	16,343	5.17
化 学	17	(従) 20,845	5.84	16,728	4.81
鉄 鋼	9	20,043	5.79	37,528	12.04
機 械 金 属	4	21,202	6.08	22,141	6.67
電 機	9	(従) 18,998	5.15	(従) 16,658	4.75
自 動 車	8	16,957	4.72	18,081	5.19
造 船	3	20,918	5.94	25,324	7.61
建 設	4	(従) 30,946	5.64	(従) 31,384	5.85
商 業	3	(従) 15,368	3.73	(従) 14,769	3.69
鉄 道	3	(従) 19,173	5.47	(従) 15,479	4.61
運 輸	1	—	4.04	—	3.13
情 報 通 信	3	23,900	7.97	28,913	10.03
航 空	1	—	5.87	—	5.70
総 平 均	社 97	円 19,342 (19,375)	% 5.38 (5.55)	円 19,835 (19,150)	% 5.75 (5.71)
製 造 業 平 均	82	18,985 (19,081)	5.34 (5.58)	20,185 (18,799)	5.95 (5.74)
非 製 造 業 平 均	15	20,234 (20,985)	5.48 (5.41)	18,978 (21,066)	5.30 (5.58)

- (注) 1)調査対象は、原則として従業員500人以上、主要22業種大手244社
2)21業種160社(65.6%)の回答を把握しているが、うち63社は平均金額不明などのため集計より除外
3)平均欄の()内は一社あたりの単純平均
4)(従)は従業員平均の数値を含む
5)集計社数が2社に満たない場合など数字を伏せた業種があるが、平均には含まれる
6)上記回答・妥結額は、定期昇給(賃金体系維持分)等を含む
7)2025年の回答・妥結額とアップ率は、2024年の集計企業の数値(同対象比較)

2025年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況[了承・妥結含](加重平均)

2025年6月20日

[第1回集計]

(一社)日本経済団体連合会

業 種		2025年			2024年		
		社 数	回答額 (了承・妥結含)	アップ率	社 数	回答額 (了承・妥結含)	アップ率
製 造 業	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属	12 ^社	16,712 ^円	5.79 [%]	13 ^社	14,082 ^円	5.06 [%]
	機 械 金 属	50	12,549	4.64	49	10,877	4.09
	電 気 機 器	5	17,377	5.98	7	13,636	5.06
	輸 送 用 機 器	7	8,995	3.32	7	10,874	4.09
	化 学	10	15,637	5.68	13	11,113	4.20
	紙 ・ パ ル プ	8	14,025	5.18	7	10,844	4.05
	窯 業	6	6,872	2.60	5	7,406	2.86
	繊 維	12	6,686	2.97	8	7,707	3.28
	印 刷 ・ 出 版	6	9,993	3.24	6	7,719	2.48
	食 品	12	10,753	4.03	10	15,053	6.02
	そ の 他 製 造 業	22	9,089	3.35	23	8,533	3.20
製 造 業 平 均		150	12,312	4.51	148	11,042	4.12
			(10,829)	(4.06)		(10,148)	(3.88)
非 製 造 業	商 業	26	12,073	4.47	23	10,188	4.01
	金 融	6	9,842	3.56	2	3,703	1.36
	運 輸 ・ 通 信	25	8,569	3.41	21	8,102	3.13
	土 木 ・ 建 設	14	16,953	5.56	10	11,527	4.22
	ガ ス ・ 電 気	8	9,106	3.19	7	8,694	2.86
	そ の 他 非 製 造 業	22	10,911	4.01	15	10,450	3.96
非 製 造 業 平 均		101	11,119	4.12	78	9,286	3.53
			(10,851)	(4.09)		(9,021)	(3.47)
総 平 均		251	11,826	4.35	226	10,420	3.92
			(10,838)	(4.07)		(9,759)	(3.74)

- 1) 本調査は、地方別経済団体の協力により、原則従業員数500人未満の17業種754社を対象に実施
- 2) 17業種264社(35.0%)の回答を把握しているが、うち13社は平均金額不明等のため、集計より除外
- 3) 上記回答・妥結額は、定期昇給(賃金体系維持分)等を含む
- 4) 製造業平均、非製造業平均、総平均欄の()内の数値は、単純平均
- 5) 2024年の数値は、2024年6月13日付第1回集計結果

令和7年 春季労使交渉要求・妥結結果（県内企業・対前年同企業集計）

（一社）奈良経済産業協会

令和7年6月27日 ＜第2回集計＞

（単純平均）

単位：円

	令和7年										令和6年							
	要求				妥結				対前年比		要求				妥結			
	集計	基準賃金	金額	アップ率	集計	基準賃金	金額	アップ率	金額	ポイント	集計	基準賃金	金額	アップ率	集計	基準賃金	金額	アップ率
全産業	18社	278,259	13,589	4.88%	28社	298,139	13,497	4.52%	4,203	1.29	18社	269,631	9,937	3.68%	28社	287,366	9,294	3.23%
製造業	14社	277,066	12,741	4.59%	18社	300,464	15,898	5.29%	7,198	2.28	14社	269,130	8,727	3.24%	18社	288,549	8,700	3.01%
繊維工業	2社	242,334	15,803	6.52%	2社	242,334	11,183	4.61%	2,463	0.85	2社	231,634	14,262	6.15%	2社	231,634	8,720	3.76%
金属工業	2社	273,403	10,500	3.84%	3社	301,989	10,087	3.34%	2,566	0.90	2社	284,321	8,000	2.81%	3社	307,650	7,521	2.44%
化学ゴム	4社	293,728	16,267	5.53%	4社	293,728	14,953	5.09%	5,138	1.61	4社	281,905	9,864	3.49%	4社	281,905	9,815	3.48%
その他	5社	295,196	10,940	3.70%	8社	330,782	21,092	6.37%	11,800	3.39	5社	284,344	7,040	2.47%	8社	311,686	9,292	2.98%
非製造業	4社	282,434	16,560	5.86%	10社	293,953	9,176	3.12%	-1,187	-0.51	4社	271,388	14,173	5.22%	10社	285,235	10,363	3.63%
自動車小売	2社	285,103	16,666	5.84%	2社	285,103	12,079	4.23%	1,762	0.46	2社	273,568	11,287	4.12%	2社	273,568	10,317	3.77%
サービス・その他	1社	299,735	14,348	4.78%	7社	301,362	8,143	2.70%	-2,213	-0.82	1社	287,792	14,518	5.04%	7社	293,513	10,356	3.52%



令和 7 年 3 月 17 日

【照会先】政策統括官付参事官付賃金福祉統計室

室 長 田中 伸彦

室長補佐 野々部 恵美子

賃金第一係

(代表電話) 03(5253)1111(内線 7656, 7634)

(直通電話) 03(3595)3147

令和 6 年賃金構造基本統計調査の概況

目 次	
調査の概要	1 頁
利用上の注意	3 頁
主な用語の定義	4 頁
結果の概要	
1 一般労働者の賃金	
(1) 賃金の推移	6 頁
(2) 性別にみた賃金	7 頁
(3) 学歴別にみた賃金	8 頁
(4) 企業規模別にみた賃金	9 頁
(5) 産業別にみた賃金	10 頁
(6) 雇用形態別にみた賃金	12 頁
(7) 勤続年数階級別にみた賃金	14 頁
(8) 役職別にみた賃金	15 頁
(9) 在留資格区分別にみた賃金	15 頁
(10) 新規学卒者の学歴別にみた賃金	16 頁
(11) 都道府県別にみた賃金	16 頁
2 短時間労働者の賃金	
(1) 性別にみた賃金	17 頁
(2) 企業規模別にみた賃金	18 頁
(3) 産業別にみた賃金	18 頁
統計表	19 頁

令和 6 年賃金構造基本統計調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載しています。

アドレス (https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou_a.html)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計「賃金構造基本統計」の作成を目的とする統計調査であり、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにするものである。

2 調査の範囲

(1) 地域

日本全国（ただし、一部島しょ部を除く。）

(2) 産業

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく 16 大産業〔「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（外国公務を除く。）〕

(3) 事業所

事業所母集団データベース（令和 3 年次フレーム）の事業所を母集団として、上記(2)に掲げる産業に属し、5 人以上の常用労働者を雇用する民営事業所（5～9 人の事業所については企業規模が 5～9 人の事業所に限る。）及び 10 人以上の常用労働者を雇用する公営事業所から、都道府県、産業及び事業所規模別に無作為抽出した 78,679 事業所を客体とした。

3 調査事項

事業所の属性及び雇用形態別労働者数、企業全体の常用労働者数、労働者の性、雇用形態、就業形態、最終学歴、新規学卒者への該当性、年齢、勤続年数、役職、職種、経験年数、実労働日数、所定内実労働時間数、超過実労働時間数、きまって支給する現金給与額、超過労働給与額、令和 5 年 1 月から令和 5 年 12 月までの 1 年間の賞与、期末手当等特別給与額、在留資格

4 調査の時期

令和 6 年 6 月分の賃金等（賞与、期末手当等特別給与額については原則として令和 5 年 1 月から令和 5 年 12 月までの 1 年間）について、令和 6 年 7 月に調査を行った。

5 調査の方法

調査票の配布は、複数の調査事業所を有し、これらの事業所の報告を一括して行うことを厚生労働大臣が指定する企業（以下「一括調査企業」という。）にあっては厚生労働省が業務を委託する民間事業者（以下「民間事業者」という。）から、一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業所（以下「一括調査企業以外の事業所」という。）にあっては厚生労働省から、それぞれ郵送することにより行った。

調査票の回収は、（ア）記入済みの調査票を郵送する方式、（イ）インターネットを利用したオンライン報告方式、（ウ）調査票の様式により記入した光ディスクを郵送する方式のうちいずれかの方法により、以下のとおり回収した。

- (1) 一括調査企業
(ア) 及び(ウ)については民間事業者が、(イ)については厚生労働省が回収した。
- (2) 一括調査企業以外の事業所
(ア) 及び(ウ)については都道府県労働局又は労働基準監督署が郵送により回収した。
ただし、一部の事業所については、都道府県労働局若しくは労働基準監督署の職員又は統計調査員が訪問し、回収した。(イ)については厚生労働省が回収した。

6 集計・推計方法

都道府県、産業、事業所規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した労働者数の加重平均により賃金等を算出した。

7 調査系統

- (1) 一括調査企業
 - (ア) 調査票の配布
厚生労働省 — 民間事業者 — 報告者
 - (イ) 調査票の回収
(オンライン調査以外)
厚生労働省 — 民間事業者 — 報告者
(オンライン調査)
厚生労働省 — 報告者
- (2) 一括調査企業以外の事業所
 - (ア) 調査票の配布
厚生労働省 — 報告者
 - (イ) 調査票の回収
(オンライン調査以外)
厚生労働省 — 都道府県労働局 — (労働基準監督署) — (調査員・職員) — 報告者
(オンライン調査)
厚生労働省 — 報告者

8 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

調査対象数：78,679 事業所 有効回答数：58,375 事業所 有効回答率：74.2%

なお、本概況では、有効回答を得た58,375事業所のうち、10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所(50,682事業所)について集計した。

利用上の注意

- 1 本概況に用いている「賃金」は、令和6年6月分として支払われた所定内給与額の平均をいう。
- 2 賃金カーブとは、年齢（階級）とともに変化する賃金の状況をグラフで表したものをいう。
- 3 年齢階級別の図の線上の●印は賃金のピークを示す。
- 4 統計表に用いている符号等
「＊」は、調査回答数が少ない等、利用に際し注意を要する場合を示す。
「…」は、計数を表章することが不適当な場合を示す。
「－」は、該当する数値がない場合を示す。
- 5 本概況では、10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所について、次の要件を満たす常用労働者を集計している。
 - (1) 調査対象期日の令和6年6月30日（給与締切日の定めがある場合には、6月における最終給与締切日）現在において、年齢が満15歳以上のもの。
 - (2) 令和6年6月分の給与の算定期間（例えば、毎月25日が給与締切日であれば、5月26日～6月25日の期間、給与締切日がない場合は、6月1日～6月30日の期間）中に、実労働日数が18日以上であって、1日当たりの所定内実労働時間数が5時間以上のもの（ただし、短時間労働者については、1日以上であって、1日当たり1時間以上9時間未満のもの。）。
 - (3) 令和6年6月分の所定内給与額が50.0千円以上のもの（ただし、短時間労働者については、1時間当たり所定内給与額が400円以上のもの。）。

主な用語の定義

「常用労働者」

次のいずれかに該当する労働者をいう。

- (1) 期間を定めずに雇われている労働者
- (2) 1か月以上の期間を定めて雇われている労働者

「賃金」

本概況に用いている「賃金」は、調査実施年6月分の所定内給与額の平均をいう。

「所定内給与額」とは、労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により6月分として支給された現金給与額（きまって支給する現金給与額）のうち、超過労働給与額（①時間外勤務手当、②深夜勤務手当、③休日出勤手当、④宿日直手当、⑤交替手当として支給される給与をいう。）を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいう。

「1時間当たり賃金」

短時間労働者について、労働者ごとに賃金を所定内実労働時間数で除したものを平均した額をいう。

「企業規模」

調査労働者の属する企業の全常用労働者数の規模をいい、本概況では、常用労働者1,000人以上を「大企業」、100～999人を「中企業」、10～99人を「小企業」に区分している。

「就業形態」

常用労働者を「一般労働者」と「短時間労働者」に区分している。

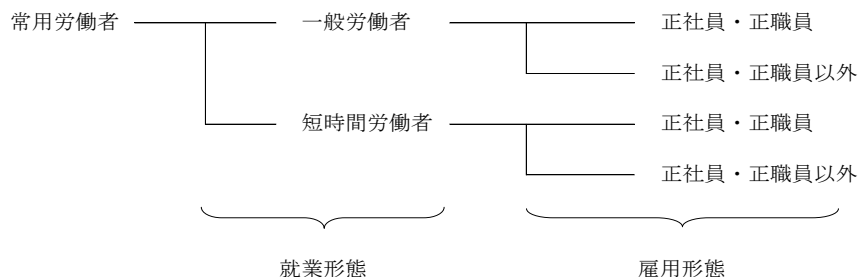
「一般労働者」とは、「短時間労働者」に該当しない通常の所定労働時間・日数の労働者をいう。

「短時間労働者」とは、同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

「雇用形態」

常用労働者を「正社員・正職員」と「正社員・正職員以外」に区分している。

「正社員・正職員」とは、事業所で正社員、正職員とする者をいい、「正社員・正職員以外」とは、正社員・正職員に該当しない者をいう。



「年齢」

調査対象期日現在の満年齢の平均をいう。

「勤続年数」

労働者がその企業に雇い入れられてから調査対象期日までに勤続した年数の平均をいう。

「役職」

一般労働者のうち、雇用期間の定めのない者について、役職者を「部長級」、「課長級」、「係長級」等の階級に区分し、役職者以外の者を「非役職者」としている。

「在留資格区分」

常用労働者のうち外国人労働者について、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格に基づき、以下のとおり区分している。ただし、特別永住者及び外交又は公用の在留資格をもって在留する者を除く。

在留資格区分	含まれる在留資格
専門的・技術的分野（特定技能を除く）	教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能
特定技能	特定技能1号、特定技能2号
身分に基づくもの	永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者
技能実習	技能実習
留学（資格外活動）	留学
その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）	文化活動、短期滞在、研修、家族滞在、特定活動

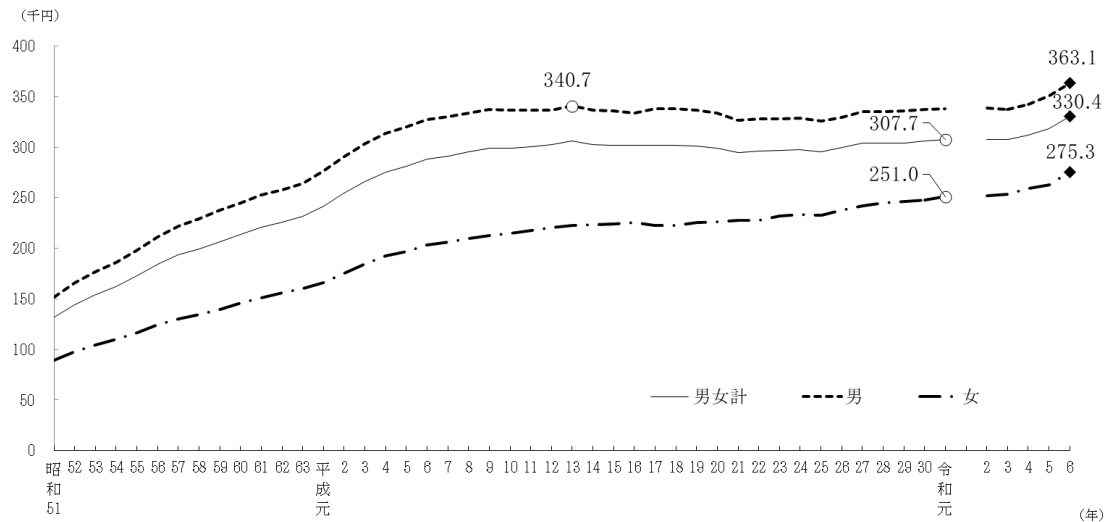
結果の概要

1 一般労働者の賃金

(1) 賃金の推移

賃金は、男女計 330.4 千円、男性 363.1 千円、女性 275.3 千円となっている。
男女間賃金格差（男＝100）は、75.8 となっている。（第 1 図、第 1 表、付表 1）

第 1 図 性別賃金の推移



注： 1) 平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。
2) 令和2年より有効回答率を考慮した推計方法に変更している。
3) 線上の○印は令和元年以前における賃金のピークを、◆印は本概況での公表値を示す。

第 1 表 性別賃金、対前年増減率及び男女間賃金格差、対前年差の推移

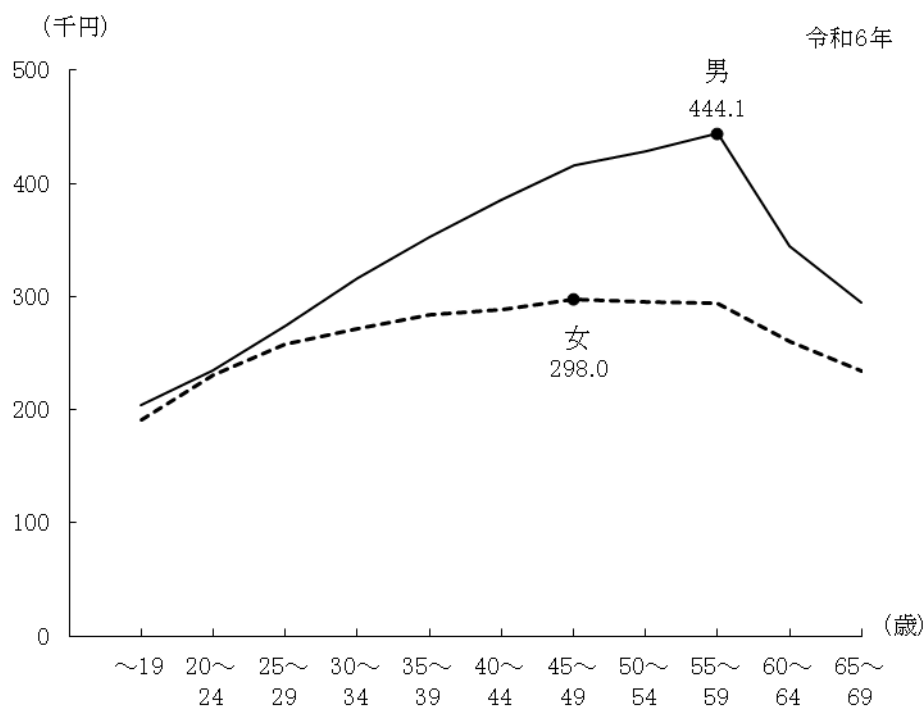
年 ¹⁾	男女計		男		女		男女間賃金格差 (男＝100)	
	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	対前年差 ²⁾ (ポイント)	
平成 13 (2001) 年	305.8	1.2	340.7	1.2	222.4	0.8	65.3	-0.2
14 (2002)	302.6	-1.0	336.2	-1.3	223.6	0.5	66.5	1.2
15 (2003)	302.1	-0.2	335.5	-0.2	224.2	0.3	66.8	0.3
16 (2004)	301.6	-0.2	333.9	-0.5	225.6	0.6	67.6	0.8
17 (2005)	302.0	0.1	337.8	1.2	222.5	-1.4	65.9	-1.7
18 (2006)	301.8	-0.1	337.7	0.0	222.6	0.0	65.9	0.0
19 (2007)	301.1	-0.2	336.7	-0.3	225.2	1.2	66.9	1.0
20 (2008)	299.1	-0.7	333.7	-0.9	226.1	0.4	67.8	0.9
21 (2009)	294.5	-1.5	326.8	-2.1	228.0	0.8	69.8	2.0
22 (2010)	296.2	0.6	328.3	0.5	227.6	-0.2	69.3	-0.5
23 (2011)	296.8	0.2	328.3	0.0	231.9	1.9	70.6	1.3
24 (2012)	297.7	0.3	329.0	0.2	233.1	0.5	70.9	0.3
25 (2013)	295.7	-0.7	326.0	-0.9	232.6	-0.2	71.3	0.4
26 (2014)	299.6	1.3	329.6	1.1	238.0	2.3	72.2	0.9
27 (2015)	304.0	1.5	335.1	1.7	242.0	1.7	72.2	0.0
28 (2016)	304.0	0.0	335.2	0.0	244.6	1.1	73.0	0.8
29 (2017)	304.3	0.1	335.5	0.1	246.1	0.6	73.4	0.4
30 (2018)	306.2	0.6	337.6	0.6	247.5	0.6	73.3	-0.1
令和 元 (2019)	307.7	0.5	338.0	0.1	251.0	1.4	74.3	1.0
※令和 元 (2019) 年 ²⁾	306.0	...	336.1	...	249.8	...	74.3	...
2 ²⁾ (2020)	307.7	0.6	338.8	0.8	251.8	0.8	74.3	0.0
3 (2021)	307.4	-0.1	337.2	-0.5	253.6	0.7	75.2	0.9
4 (2022)	311.8	1.4	342.0	1.4	258.9	2.1	75.7	0.5
5 (2023)	318.3	2.1	350.9	2.6	262.6	1.4	74.8	-0.9
6 (2024)	330.4	3.8	363.1	3.5	275.3	4.8	75.8	1.0

注： 1) 平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。
2) 令和2年より有効回答率を考慮した推計方法に変更しているため、令和2年の対前年増減率及び対前年差(ポイント)は、同じ推計方法で集計した令和元年の数値を基に算出している。
「※令和元(2019)年²⁾」は、令和2年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を参考として掲載したものである。

(2) 性別にみた賃金

男女別に賃金カーブをみると、男性では、年齢階級が高くなるにつれて賃金も高く、55～59歳で444.1千円（20～24歳の賃金を100とすると189.6）と賃金がピークとなり、その後下降している。女性では、45～49歳の298.0千円（同129.2）がピークとなっているが、男性に比べ賃金の上昇が緩やかとなっている。（第2図、第2表）

第2図 性、年齢階級別賃金



第2表 性、年齢階級別賃金、対前年増減率及び年齢階級間賃金格差

年齢階級	男女計			男			女		
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	年齢階級間 賃金格差 (20～24歳 =100)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	年齢階級間 賃金格差 (20～24歳 =100)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	年齢階級間 賃金格差 (20～24歳 =100)
年齢計 ¹⁾	330.4	3.8	142.1	363.1	3.5	155.0	275.3	4.8	119.4
～19歳	199.3	4.9	85.7	203.6	6.5	86.9	191.3	1.5	83.0
20～24	232.5	3.5	100.0	234.2	2.1	100.0	230.6	5.0	100.0
25～29	267.2	3.4	114.9	274.7	2.6	117.3	258.1	5.0	111.9
30～34	299.5	4.7	128.8	316.3	4.7	135.1	271.6	4.6	117.8
35～39	328.7	4.4	141.4	352.3	4.3	150.4	284.3	5.3	123.3
40～44	351.4	3.7	151.1	385.5	3.7	164.6	288.4	4.2	125.1
45～49	372.7	4.8	160.3	416.0	4.8	177.6	298.0	5.8	129.2
50～54	380.4	2.5	163.6	428.2	2.5	182.8	295.4	3.3	128.1
55～59	392.0	4.1	168.6	444.1	3.9	189.6	294.0	4.4	127.5
60～64	317.7	3.9	136.6	344.7	3.1	147.2	259.9	5.4	112.7
65～69	275.5	2.1	118.5	294.3	0.3	125.7	234.0	7.8	101.5
年齢 (歳)	44.1			44.9			42.7		
勤続年数 (年)	12.4			13.9			10.0		

注： 1) 年齢計には70歳以上の労働者を含む。

(3) 学歴別にみた賃金

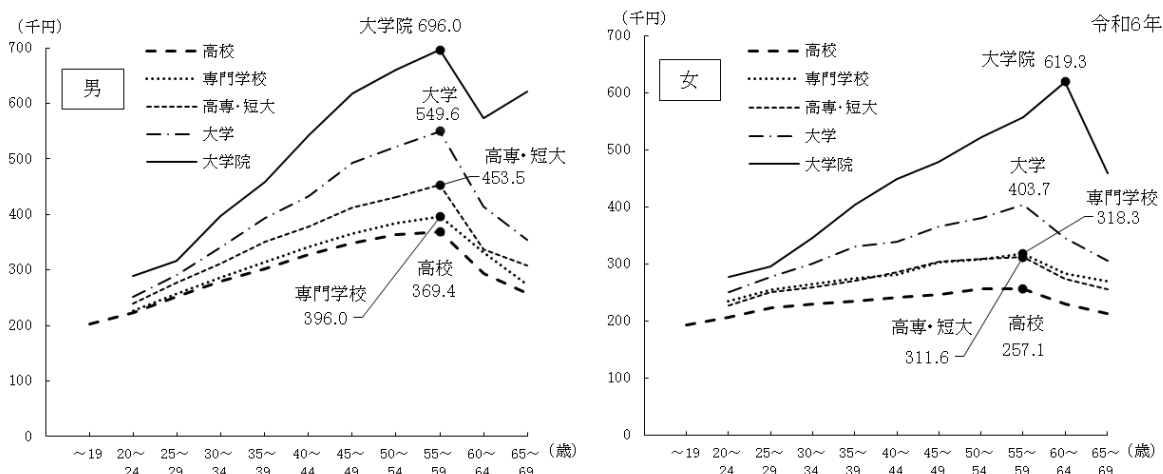
学歴別に賃金をみると、男女計では、高校 288.9 千円、専門学校 306.9 千円、高専・短大 307.2 千円、大学 385.8 千円、大学院 497.0 千円となっている。男女別にみると、男性では、高校 313.2 千円、大学 417.7 千円、女性では、高校 237.7 千円、大学 315.1 千円となっている。（第3表、第3図）

第3表 学歴、性、年齢階級別賃金及び対前年増減率

性、年齢階級		高校		専門学校		高専・短大		大学		大学院	
		賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)
男女計	年齢計 ¹⁾	288.9	2.5	306.9	2.2	307.2	3.3	385.8	4.4	497.0	4.3
	～19歳	199.8	4.3	—	—	—	—	—	—	—	—
	20～24	217.3	0.5	231.0	3.6	230.4	4.7	250.8	4.6	286.2	4.5
	25～29	243.0	1.0	256.1	2.8	258.6	4.1	283.9	4.1	311.6	5.2
	30～34	265.4	2.7	276.3	2.4	279.6	7.8	325.2	5.2	388.0	7.7
	35～39	282.9	2.2	296.8	2.8	299.1	5.3	373.2	5.4	448.9	2.2
	40～44	301.1	2.6	315.9	2.7	312.0	2.6	406.2	2.9	525.5	5.5
	45～49	316.7	2.0	337.2	1.2	330.1	4.5	459.2	6.6	593.5	6.0
	50～54	327.6	2.5	350.0	1.4	341.2	0.5	491.7	3.8	639.6	4.9
	55～59	331.3	2.7	355.5	1.7	348.3	2.3	527.2	5.6	678.2	5.5
	60～64	273.3	2.7	305.4	7.2	292.0	0.4	404.9	5.6	580.3	-9.8
	65～69	242.4	2.7	270.9	-0.1	273.7	3.1	349.5	-5.2	586.2	-3.7
	年齢(歳)	46.2		43.1		44.7		41.6		42.2	
	勤続年数(年)	13.9		11.5		13.1		11.9		11.8	
男	年齢計 ¹⁾	313.2	2.3	331.2	1.7	364.4	2.7	417.7	4.5	513.7	4.6
	～19歳	203.1	5.6	—	—	—	—	—	—	—	—
	20～24	223.3	0.4	226.3	1.4	239.9	6.3	251.5	3.8	288.8	2.3
	25～29	252.6	0.7	257.5	2.2	277.2	3.7	290.3	2.9	316.3	6.0
	30～34	280.5	2.5	287.0	2.9	311.4	9.9	340.5	5.4	397.1	8.7
	35～39	302.3	2.3	313.3	2.7	350.4	8.6	392.8	4.8	458.5	1.8
	40～44	328.2	2.8	341.4	2.1	378.3	4.3	433.0	3.0	543.0	6.7
	45～49	348.2	2.1	364.9	-0.3	413.3	2.8	493.3	7.2	618.0	6.8
	50～54	362.8	2.0	384.2	0.9	432.0	-1.4	521.6	4.5	661.6	6.3
	55～59	369.4	2.5	396.0	-0.4	453.5	2.3	549.6	5.6	696.0	6.0
	60～64	293.4	2.2	330.9	9.9	336.4	-6.2	413.6	5.9	573.2	-12.8
	65～69	257.2	3.3	272.5	-5.5	307.2	6.4	354.2	-5.6	621.1	-0.4
	年齢(歳)	46.2		43.5		44.0		43.7		42.4	
	勤続年数(年)	15.1		13.1		14.9		13.7		12.5	
女	年齢計 ¹⁾	237.7	3.1	281.3	3.5	284.2	3.9	315.1	5.3	420.9	3.2
	～19歳	193.1	1.4	—	—	—	—	—	—	—	—
	20～24	206.9	0.5	234.0	5.0	226.8	3.9	250.2	5.6	278.0	9.7
	25～29	223.7	3.6	254.9	3.2	251.0	4.8	276.7	6.0	296.1	2.6
	30～34	229.3	2.8	264.5	2.0	259.7	6.1	300.0	5.0	345.3	2.5
	35～39	235.2	2.0	275.1	4.2	270.5	2.9	331.3	7.5	403.2	3.5
	40～44	241.6	2.9	281.9	2.8	285.7	3.0	338.9	4.1	448.5	1.1
	45～49	247.0	1.6	303.8	5.0	303.2	5.6	365.7	7.5	479.9	2.5
	50～54	255.9	3.2	307.4	2.3	309.0	1.9	381.4	2.4	522.7	-0.9
	55～59	257.1	4.4	318.3	3.5	311.6	2.8	403.7	4.6*	558.2	1.4
	60～64	230.4	5.2	282.9	4.9	273.7	4.4	345.8	2.3	619.3	9.2
	65～69	212.3	3.3	269.8	6.6	256.2	2.3	306.0	-2.8	459.3	-11.8
	年齢(歳)	46.2		42.7		44.9		37.0		40.9	
	勤続年数(年)	11.4		9.7		12.4		8.2		8.9	

注： 1) 年齢計には70歳以上の労働者を含む。

第3図 学歴、性、年齢階級別賃金



(4) 企業規模別にみた賃金

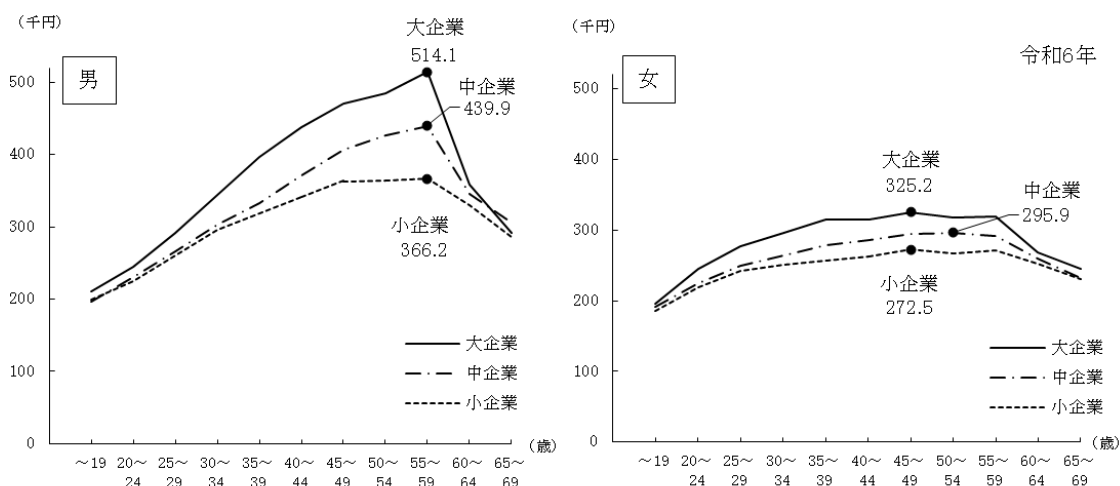
企業規模別に賃金をみると、男女計では、大企業 364.5 千円、中企業 323.1 千円、小企業 299.3 千円となっている。男女別にみると、男性では、大企業 403.4 千円、中企業 355.6 千円、小企業 324.5 千円、女性では、大企業 296.6 千円、中企業 271.3 千円、小企業 255.5 千円となっている。（第4表、第4図）

第4表 企業規模、性、年齢階級別賃金、対前年増減率及び企業規模間賃金格差

性、年齢階級		大企業			中企業			小企業		
		賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	企業規模間 賃金格差 ¹⁾ 【大企業=100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	企業規模間 賃金格差 ¹⁾ 【大企業=100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	企業規模間 賃金格差 ¹⁾ 【大企業=100】
男女計	年齢計 ²⁾	364.5	5.3	88.6 (90.0)	323.1	3.8	88.6 (90.0)	299.3	1.8	82.1 (85.0)
	～19歳	206.5	7.1	94.1 (97.9)	194.3	2.9	94.1 (97.9)	194.5	4.2	94.2 (96.8)
	20～24	244.7	4.6	92.9 (94.4)	227.3	2.9	92.9 (94.4)	221.8	3.3	90.6 (91.8)
	25～29	284.8	5.2	90.8 (93.6)	258.7	2.1	90.8 (93.6)	252.1	2.6	88.5 (90.7)
	30～34	326.1	6.1	88.3 (90.3)	287.8	3.7	88.3 (90.3)	278.7	3.6	85.5 (87.5)
	35～39	369.8	8.1	84.7 (89.4)	313.1	2.4	84.7 (89.4)	296.8	2.0	80.3 (85.0)
	40～44	396.3	6.1	85.8 (88.8)	340.1	2.6	85.8 (88.8)	313.8	2.3	79.2 (82.1)
	45～49	419.7	6.9	86.8 (89.2)	364.3	4.0	86.8 (89.2)	329.8	2.4	78.6 (82.0)
	50～54	425.0	1.8	89.1 (86.5)	378.6	4.8	89.1 (86.5)	329.9	0.0	77.6 (79.1)
	55～59	452.6	5.4	85.1 (85.6)	385.0	4.8	85.1 (85.6)	332.8	2.0	73.5 (76.0)
	60～64	332.7	6.0	95.2 (97.5)	316.7	3.5	95.2 (97.5)	304.4	1.9	91.5 (95.2)
	65～69	275.0	-0.7	102.4 (97.9)	281.7	3.8	102.4 (97.9)	270.2	1.9	98.3 (95.7)
	年齢(歳)	42.8			44.0			45.7		
	勤続年数(年)	13.5			12.4			11.2		
男	年齢計 ²⁾	403.4	4.3	88.2 (88.3)	355.6	4.1	88.2 (88.3)	324.5	1.5	80.4 (82.7)
	～19歳	210.2	8.6	93.7 (97.8)	197.0	4.1	93.7 (97.8)	199.5	4.3	94.9 (98.8)
	20～24	244.9	2.3	94.0 (93.4)	230.1	2.8	94.0 (93.4)	224.8	1.8	91.8 (92.2)
	25～29	291.8	3.5	91.3 (92.6)	266.5	2.1	91.3 (92.6)	260.2	2.3	89.2 (90.2)
	30～34	343.7	4.6	88.2 (88.1)	303.1	4.6	88.2 (88.1)	295.4	4.2	85.9 (86.2)
	35～39	396.9	7.9	83.9 (88.9)	333.1	1.9	83.9 (88.9)	318.3	1.9	80.2 (84.9)
	40～44	438.1	6.2	84.6 (87.8)	370.6	2.4	84.6 (87.8)	341.7	2.3	78.0 (81.0)
	45～49	470.8	6.9	86.4 (88.5)	406.7	4.3	86.4 (88.5)	363.4	2.1	77.2 (80.8)
	50～54	484.1	2.2	88.2 (85.6)	427.2	5.4	88.2 (85.6)	363.9	-0.3	75.2 (77.0)
	55～59	514.1	4.1	85.6 (84.5)	439.9	5.5	85.6 (84.5)	366.2	1.4	71.2 (73.1)
	60～64	358.4	4.2	96.5 (97.2)	345.7	3.4	96.5 (97.2)	329.5	1.3	91.9 (94.5)
	65～69	291.4	-11.9	104.8 (88.3)	305.3	4.5	104.8 (88.3)	286.2	2.4	98.2 (84.4)
	年齢(歳)	43.6			44.8			46.5		
	勤続年数(年)	15.3			13.9			12.2		
女	年齢計 ²⁾	296.6	8.0	91.5 (95.6)	271.3	3.4	91.5 (95.6)	255.5	2.9	86.1 (90.5)
	～19歳	196.3	2.1	97.1 (98.0)	190.6	1.2	97.1 (98.0)	184.9	3.6	94.2 (92.8)
	20～24	244.6	7.2	91.7 (95.4)	224.4	3.0	91.7 (95.4)	218.5	4.8	89.3 (91.3)
	25～29	276.3	8.1	90.3 (95.3)	249.6	2.5	90.3 (95.3)	241.7	3.1	87.5 (91.7)
	30～34	295.2	8.4	89.3 (94.9)	263.6	2.1	89.3 (94.9)	251.2	2.8	85.1 (89.8)
	35～39	314.1	8.5	88.6 (92.2)	278.4	4.3	88.6 (92.2)	256.8	2.5	81.8 (86.6)
	40～44	314.4	6.8	90.9 (94.1)	285.9	3.2	90.9 (94.1)	262.6	2.3	83.5 (87.2)
	45～49	325.2	8.6	90.7 (94.2)	295.0	4.6	90.7 (94.2)	272.5	3.6	83.8 (87.8)
	50～54	318.2	5.4	93.0 (95.0)	295.9	3.1	93.0 (95.0)	267.4	-0.2	84.0 (88.7)
	55～59	319.8	7.1	91.1 (95.0)	291.3	2.7	91.1 (95.0)	271.6	4.1	84.9 (87.4)
	60～64	268.4	7.1	96.9 (99.5)	260.1	4.2	96.9 (99.5)	252.3	5.4	94.0 (95.5)
	65～69	244.4	21.1	94.7 (112.0)	231.4	2.3	94.7 (112.0)	230.3	4.0	94.2 (109.8)
	年齢(歳)	41.4			42.7			44.3		
	勤続年数(年)	10.4			9.9			9.6		

注： 1) () 内は、令和5年の数値である。
2) 年齢計には70歳以上の労働者を含む。

第4図 企業規模、性、年齢階級別賃金



(5) 産業別にみた賃金

産業別に賃金をみると、男女計では、「電気・ガス・熱供給・水道業」（437.5 千円）が最も高く、次いで「金融業，保険業」（410.6 千円）となっており、「宿泊業，飲食サービス業」（269.5 千円）が最も低くなっている（第5－1表、第5－2表、第5図）。

第5－1表 産業、年齢階級別賃金及び対前年増減率

令和6年

年齢階級			鉱業，採石業，砂利採取業		建設業		製造業		電気・ガス・熱供給・水道業		情報通信業		運輸業，郵便業		卸売業，小売業		金融業，保険業	
			賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)
男女計	賃金 (千円)	年齢計 ¹⁾	372.3	1.5	352.6	0.9	318.6	4.1	437.5	6.7	391.0	2.6	304.7	3.5	343.6	7.5	410.6	4.4
		～19歳	212.5	4.4	203.6	2.3	198.1	7.0	204.2	7.7	200.4	4.7	204.5	3.0	199.7	-1.4	183.9	8.4
		20～24	267.4	9.6	238.9	2.3	216.8	4.3	244.4	8.5	249.1	2.5	234.9	4.4	230.6	-0.9	250.5	9.1
		25～29	324.3	13.2	273.2	1.4	249.8	4.3	298.5	6.9	287.7	1.5	266.4	7.2	266.1	1.8	298.2	5.9
		30～34	351.4	5.5	306.5	0.0	282.4	4.8	370.5	4.4	349.8	6.2	292.0	5.9	292.8	2.8	359.3	4.2
		35～39	396.6	6.1	340.2	1.9	313.8	2.8	429.6	3.1	390.9	1.0	308.1	4.3	327.5	6.0	419.3	4.5
		40～44	438.3	6.1	357.8	0.3	341.9	5.0	472.6	5.5	439.5	3.5	318.8	1.2	363.4	6.9	464.3	3.0
		45～49	385.0	-0.5	399.4	3.2	356.5	3.2	506.8	6.5	474.5	3.3	327.0	2.1	396.7	9.1	487.5	3.7
		50～54	420.6	-0.1	407.5	-3.5	374.4	2.2	556.5	6.7	485.2	3.8	327.8	2.4	416.3	10.3	496.6	6.5
		55～59	398.6	-6.4	437.3	1.1	390.6	3.5	563.5	8.3	520.5	5.1	333.5	4.3	426.4	13.0	471.9	2.5
		60～64	347.9	-1.7	389.8	8.3	294.6	5.8	318.9	16.2	330.9	-11.5	279.0	1.6	316.2	9.2	362.3	9.3
		65～69	273.2	-0.4	333.1	5.7	247.7	11.9	299.3	5.7*	307.3	11.0	245.4	2.9	253.9	-10.1	346.7	7.0
	年齢（歳）		48.0		45.3		43.8		43.5		40.8		48.1		43.5		43.7	
	勤続年数（年）		14.1		13.4		14.9		18.2		11.9		13.5		13.6		13.9	

年齢階級			不動産業，物品賃貸業		学術研究，専門・技術サービス業		宿泊業，飲食サービス業		生活関連サービス業，娯楽業		教育，学習支援業		医療，福祉		複合サービス事業		サービス業（他に分類されないもの）	
			賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)
男女計	賃金 (千円)	年齢計 ¹⁾	371.6	9.0	401.8	1.3	269.5	3.9	285.7	2.5	376.2	-0.3	306.4	2.8	306.9	1.6	285.8	0.0
		～19歳	204.2	12.1	195.4	2.4	194.6	7.3	200.1	6.0	188.3	5.4	199.0	4.5	188.2	6.0	206.7	4.3
		20～24	259.6	11.7	245.3	5.0	221.0	7.0	224.5	4.1	232.5	3.8	244.0	4.9	213.5	5.4	222.1	0.4
		25～29	292.6	7.4	295.2	1.4	243.1	5.7	252.8	3.6	267.5	3.2	274.9	5.2	239.0	2.8	244.7	0.4
		30～34	337.5	11.9	352.8	6.6	263.1	6.4	274.1	3.0	310.5	-0.4	296.3	7.6	258.8	1.5	263.3	-1.5
		35～39	416.5	19.9	398.0	2.8	282.9	4.0	295.7	2.5	350.2	1.6	307.2	4.6	287.7	-0.1	289.3	3.1
		40～44	414.3	11.4	434.8	5.8	295.2	4.1	322.5	2.9	387.8	1.2	310.0	-0.4	313.4	0.8	302.1	-0.3
		45～49	427.0	6.5	458.1	0.7	307.1	6.5	331.2	5.0	420.0	2.4	330.4	5.1	346.2	-0.5	325.5	4.6
		50～54	431.9	3.0	479.8	0.0	305.3	4.1	316.7	-1.1	436.8	-2.1	326.4	1.3	369.6	2.0	316.1	-3.3
		55～59	446.6	5.6	496.6	0.0	292.5	1.2	317.1	0.2	466.4	-2.4	333.6	1.2	380.6	6.7	319.7	-2.7
		60～64	339.7	7.5	411.4	-11.5	264.6	5.3	264.4	3.8	451.1	-2.9	318.9	0.6	240.9	-3.3	276.1	3.6
		65～69	251.2	6.0	373.8	-0.3	226.3	1.3	215.3	1.9	422.0	-0.5	303.6	-3.4	203.3	0.6	242.7	3.7
	年齢（歳）		43.3		42.9		42.8		42.7		44.3		43.4		45.0		45.7	
	勤続年数（年）		10.4		12.7		9.4		10.8		12.3		9.4		16.5		9.1	

注： 1) 年齢計には70歳以上の労働者を含む。

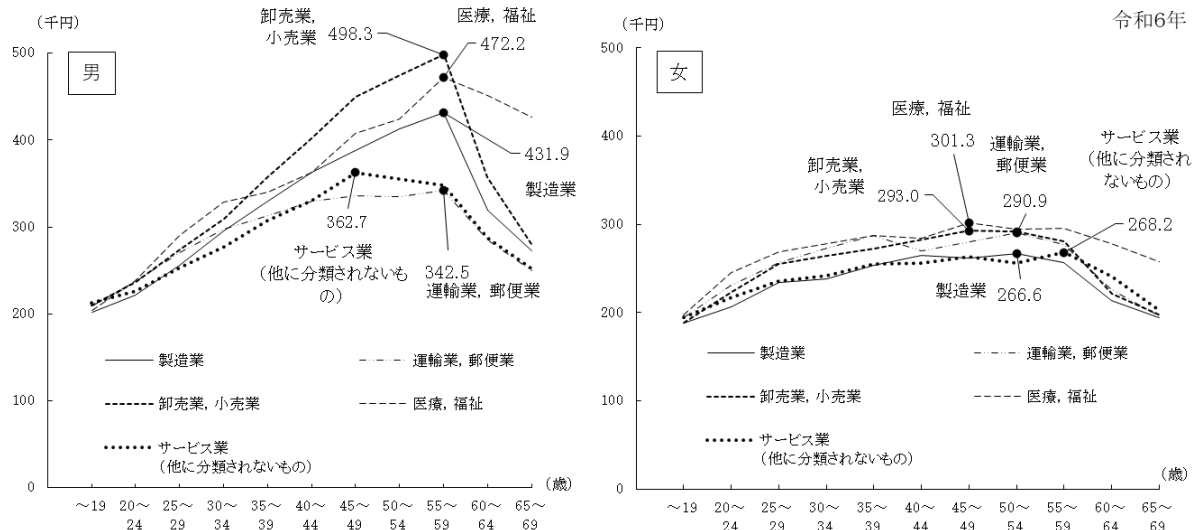
第5－2表 産業、性、年齢階級別賃金及び対前年増減率

令和6年

性、年齢階級		鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業（他に分類されないもの）
男	年齢計 ¹⁾	380.1	365.6	344.0	451.5	412.3	312.4	386.2	514.2	416.0	435.1	301.0	318.3	433.2	368.5	333.7	307.3
	～19歳	207.6	204.8	202.2	204.2	188.3	209.3	209.5	181.9	207.6	195.1	194.8	195.4	191.8	203.7	194.1	212.7
	20～24	258.5	240.0	222.1	244.9	249.6	237.0	236.9	258.8	268.5	245.5	221.7	222.7	234.0	238.4	221.4	226.8
	25～29	320.6	276.6	256.3	301.8	293.1	270.4	274.3	326.4	313.9	304.9	252.6	262.9	282.4	289.9	242.8	253.0
	30～34	353.5	317.5	295.1	375.4	366.7	297.7	309.2	432.5	364.9	365.4	278.9	287.4	335.8	329.0	267.8	277.4
	35～39	402.7	352.2	329.5	435.4	407.9	312.8	356.9	513.2	469.1	425.2	308.3	318.6	391.9	339.6	300.2	307.7
	40～44	449.3	374.8	363.4	487.9	461.6	330.0	402.3	597.7	477.1	469.5	324.3	351.0	443.5	363.2	334.3	329.9
	45～49	396.9	424.1	387.5	525.0	496.8	335.9	450.1	670.3	478.9	503.5	343.9	376.7	487.6	407.4	373.7	362.7
	50～54	438.6	426.9	412.7	576.4	507.1	335.3	475.2	658.7	494.4	529.0	350.3	370.2	507.4	424.1	407.5	354.7
	55～59	415.4	453.2	431.9	583.4	542.1	342.5	498.3	590.0	524.0	538.3	342.5	367.4	528.1	472.2	424.9	347.6
	60～64	354.8	403.7	319.6	326.1	333.7	285.3	357.4	427.7	368.1	431.2	300.4	290.9	469.6	451.7	258.2	287.4
	65～69	276.9	336.5	272.1	309.1*	310.4	250.0	280.3	354.6	255.9	381.5	256.5	227.4	440.1	426.5	212.0	252.2
	賃金（年齢計）の対前年増減率（%）	0.9	0.4	2.7	7.1	1.2	3.0	8.4	3.4	10.3	1.1	3.8	1.2	-0.6	3.3	1.9	-0.1
	年齢（歳）	48.3	45.6	44.0	43.9	42.0	49.0	44.3	43.8	44.4	44.0	43.7	44.2	47.0	42.9	45.6	47.1
	勤続年数（年）	14.4	13.8	15.9	18.9	12.9	14.0	15.2	15.7	11.4	14.0	10.3	12.2	14.1	9.7	17.8	10.4
女	年齢計 ¹⁾	318.5	275.7	243.7	348.6	333.8	267.7	266.5	323.6	293.1	321.3	233.7	248.4	323.5	282.1	252.8	248.4
	～19歳*	257.8	188.8	188.2	203.8	217.9	194.0	188.8	184.2	200.3	197.6	194.4	202.5	186.8	197.0	183.7	194.9
	20～24	313.9	232.2	206.7	242.8	248.1	230.9	223.4	244.3	247.0	244.9	220.5	225.5	232.0	245.5	205.7	217.0
	25～29	345.1	255.9	234.1	284.0	278.9	256.5	255.5	274.8	268.2	280.7	235.0	245.1	260.1	269.4	234.0	235.4
	30～34	336.6	256.6	238.5	338.6	316.4	272.9	264.4	299.8	291.8	322.8	244.2	258.2	288.7	278.6	240.2	241.4
	35～39	354.1	271.5	254.0	394.0	346.5	287.7	272.9	332.1	318.8	330.8	244.8	263.1	308.3	287.6	256.5	255.5
	40～44	371.2	276.4	265.0	368.4	371.9	270.0	282.9	353.1	293.2	351.9	247.9	276.4	327.5	284.1	264.5	256.4
	45～49	310.0	288.2	262.1	386.6	397.2	280.6	293.0	353.9	331.5	346.3	258.1	267.8	357.0	301.3	283.6	263.2
	50～54	311.7	299.7	266.6	414.0	409.5	290.9	291.6	355.3	321.4	350.9	243.0	253.2	378.5	294.1	287.7	256.7
	55～59	302.8	318.9	257.1	416.7	428.7	277.3	280.9	351.4	306.3	361.6	234.3	252.7	389.5	296.1	276.4	268.2
	60～64	255.5	266.4	214.0	244.9*	304.2	226.4	221.3	302.5	257.0	308.9	222.2	226.5	415.9	278.4	207.1	241.1
	65～69	233.6	269.7	194.0	209.7	246.0	196.2	197.7	341.8	235.1*	305.8	191.8	198.4	370.8	257.7	186.1	202.6
	賃金（年齢計）の対前年増減率（%）	2.8	3.1	6.7	2.2	5.2	9.9	5.2	5.7	6.1	2.5	5.4	5.2	2.2	3.4	1.1	1.0
	年齢（歳）	46.0	43.3	43.3	41.2	37.6	43.9	42.1	43.6	41.5	40.3	41.9	41.1	41.7	43.6	44.0	43.3
	勤続年数（年）	12.4	10.8	11.9	14.0	9.1	11.2	10.7	12.4	8.8	9.7	8.4	9.3	10.7	9.3	13.9	6.9

注： 1）年齢計には70歳以上の労働者を含む。

第5図 主な産業、性、年齢階級別賃金



(6) 雇用形態別にみた賃金

雇用形態別に賃金をみると、男女計では、正社員・正職員 348.6 千円に対し、正社員・正職員以外 233.1 千円となっている。男女別にみると、男性では、正社員・正職員 376.9 千円に対し、正社員・正職員以外 259.2 千円、女性では、正社員・正職員 294.2 千円に対し、正社員・正職員以外 210.3 千円となっている。

雇用形態間賃金格差（正社員・正職員＝100）は、男女計 66.9、男性 68.8、女性 71.5 となっている。男女計でみると賃金格差が最も大きいのは、企業規模別では大企業（61.2）で、産業別では「卸売業，小売業」（58.8）となっている。（第6－1表、第6－2表、第6－3表、第6図）

第6－1表 雇用形態、性、年齢階級別賃金、対前年増減率及び雇用形態間賃金格差

令和6年

年齢階級	男女計					男					女				
	正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外		
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員=100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】
年齢計 ²⁾	348.6	3.7	233.1	2.9	66.9 (67.4)	376.9	3.7	259.2	1.6	68.8 (70.1)	294.2	4.4	210.3	3.3	71.5 (72.2)
～19歳	201.6	4.6	179.4	5.1	89.0 (88.5)	205.2	6.0	184.2	8.3	89.8 (87.9)	194.1	1.2	174.8	2.1	90.1 (89.3)
20～24	237.0	3.6	197.3	1.3	83.2 (85.2)	238.2	2.6	199.0	-1.5	83.5 (87.0)	235.7	4.8	195.8	3.2	83.1 (84.4)
25～29	272.8	3.5	219.6	1.5	80.5 (82.1)	278.7	2.7	227.2	-0.8	81.5 (84.4)	265.1	4.9	214.4	3.7	80.9 (81.9)
30～34	308.5	4.9	221.9	0.2	71.9 (75.3)	322.9	5.2	232.8	-2.2	72.1 (77.6)	282.2	4.4	213.4	1.4	75.6 (77.9)
35～39	340.3	4.1	221.6	0.5	65.1 (67.4)	359.5	4.3	239.7	-0.6	66.7 (69.9)	299.6	4.6	209.6	1.0	70.0 (72.5)
40～44	366.8	3.4	222.6	0.9	60.7 (62.2)	393.4	3.5	245.3	-0.1	62.4 (64.6)	308.0	3.8	211.4	1.8	68.6 (70.0)
45～49	390.5	4.3	227.9	4.7	58.4 (58.1)	424.0	4.3	264.4	7.6	62.4 (60.5)	320.8	5.4	212.9	4.0	66.4 (67.2)
50～54	403.7	2.4	223.3	0.5	55.3 (56.4)	439.0	2.5	250.7	-4.5	57.1 (61.3)	324.1	2.8	212.6	4.0	65.6 (64.8)
55～59	420.4	3.9	228.0	2.8	54.2 (54.8)	459.1	4.2	264.9	0.2	57.7 (60.0)	327.2	3.4	209.0	3.6	63.9 (63.8)
60～64	356.8	2.1	271.6	5.7	76.1 (73.5)	382.2	2.6	298.7	4.8	78.2 (76.6)	299.2	3.0	217.0	3.9	72.5 (71.9)
65～69	319.8	2.3	238.7	3.0	74.6 (74.1)	337.4	1.7	256.1	0.5	75.9 (76.8)	276.1	6.4	203.8	8.0	73.8 (72.7)
年齢(歳)	42.9		50.6			43.8		53.3			41.1		48.2		
勤続年数(年)	12.8		10.2			14.1		12.0			10.4		8.6		

注： 1) () 内は、令和5年の数値である。

2) 年齢計には70歳以上の労働者を含む。

第6－2表 雇用形態、性、企業規模別賃金、対前年増減率及び雇用形態間賃金格差

令和6年

企業規模	男女計					男					女				
	正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外		
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】
大企業	391.9	3.8	239.8	4.6	61.2 (60.8)	422.9	3.6	269.8	4.3	63.8 (63.4)	327.0	6.1	215.3	4.1	65.8 (67.1)
中企業	342.0	4.5	233.6	2.5	68.3 (69.7)	371.5	5.2	256.9	0.4	69.2 (72.5)	289.3	3.4	211.1	3.1	73.0 (73.2)
小企業	309.1	1.8	219.2	0.5	70.9 (71.8)	331.4	1.5	243.7	-0.8	73.5 (75.2)	266.5	2.8	199.0	2.8	74.7 (74.7)

注： 1) () 内は、令和5年の数値である。

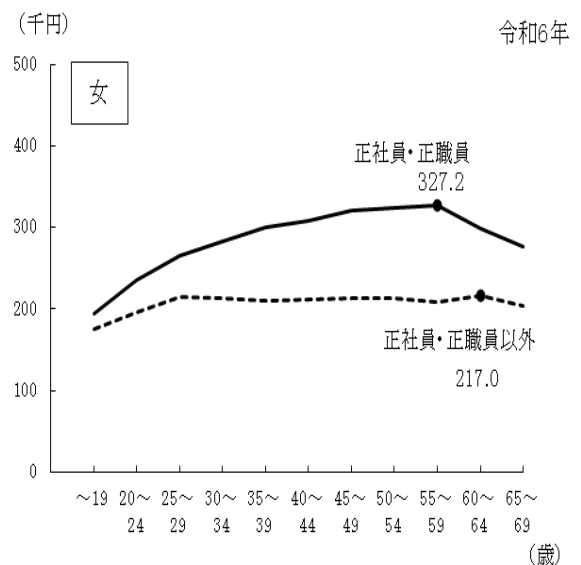
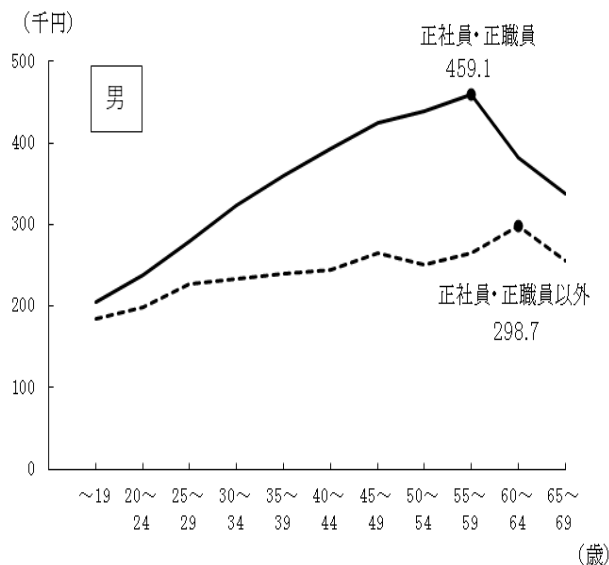
第6-3表 雇用形態、性、産業別賃金、対前年増減率及び雇用形態間賃金格差

令和6年

産 業	男女計					男					女				
	正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外		
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員=100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員=100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員=100】
鉱業、採石業、砂利採取業	372.0	0.6	377.5	12.2	101.5 (91.0)	378.7	-0.2	399.2	14.2	105.4 (92.2)	324.4	3.0	254.1	9.7	78.3 (73.5)
建設業	356.5	0.8	296.2	0.2	83.1 (83.6)	368.7	0.1	316.1	2.3	85.7 (83.9)	281.2	3.7	223.7	1.5	79.6 (81.2)
製造業	334.9	3.1	221.0	7.5	66.0 (63.3)	354.8	2.8	247.6	4.2	69.8 (68.9)	262.8	4.5	191.4	6.5	72.8 (71.5)
電気・ガス・熱供給・水道業	449.0	6.6	269.2	2.4	60.0 (62.4)	460.6	6.9	290.5	4.9	63.1 (64.3)	369.0	2.9	214.1	-3.6	58.0 (61.9)
情報通信業	401.5	3.4	288.6	-4.3	71.9 (77.7)	421.5	2.2	309.8	-8.3	73.5 (81.9)	345.4	6.0	249.2	-0.4	72.1 (76.7)
運輸業、郵便業	315.0	3.4	229.0	3.6	72.7 (72.6)	320.6	3.0	238.9	3.5	74.5 (74.1)	284.5	10.1	207.3	4.4	72.9 (76.8)
卸売業、小売業	370.3	8.0	217.8	3.2	58.8 (61.5)	402.5	9.0	252.1	3.2	62.6 (66.2)	296.7	5.4	195.1	2.1	65.8 (67.9)
金融業、保険業	418.7	3.9 *	301.6	18.1	72.0 (63.3)	521.5	2.6 *	403.5	29.4	77.4 (61.4)	331.1	5.8	230.1	4.5	69.5 (70.3)
不動産業、物品賃貸業	391.9	9.1	255.9	12.6	65.3 (63.3)	435.3	10.3	278.5	14.0	64.0 (61.9)	308.3	5.9	230.7	11.4	74.8 (71.1)
学術研究、専門・技術サービス業	412.8	2.2	305.2	-5.8	73.9 (80.2)	443.7	2.1	345.1	-8.1	77.8 (86.4)	333.7	3.2	244.9	0.6	73.4 (75.3)
宿泊業、飲食サービス業	295.4	4.0	204.2	3.4	69.1 (69.5)	319.5	4.3	221.3	3.4	69.3 (69.9)	258.8	5.5	195.0	3.3	75.3 (76.9)
生活関連サービス業、娯楽業	311.8	1.6	211.2	5.2	67.7 (65.4)	341.1	0.9	223.0	4.9	65.4 (62.9)	271.2	4.3	203.5	5.3	75.0 (74.3)
教育、学習支援業	392.8	-0.1	258.2	-7.0	65.7 (70.6)	445.5	-0.8	311.0	-8.2	69.8 (75.5)	340.5	2.4	229.0	-1.1	67.3 (69.6)
医療、福祉	316.2	2.8	232.1	2.7	73.4 (73.5)	379.0	3.5	264.5	1.1	69.8 (71.5)	290.7	3.3	222.9	3.4	76.7 (76.6)
複合サービス事業	341.1	2.4	223.6	-0.4	65.6 (67.4)	364.2	2.1	243.1	0.3	66.7 (68.0)	285.8	2.8	197.1	-0.4	69.0 (71.2)
サービス業 (他に分類されないもの)	316.0	0.4	234.1	-1.4	74.1 (75.5)	332.4	0.3	244.8	-1.6	73.6 (75.1)	274.3	2.2	223.5	-1.3	81.5 (84.4)

注： 1) () 内は、令和5年の数値である。

第6図 雇用形態、性、年齢階級別賃金



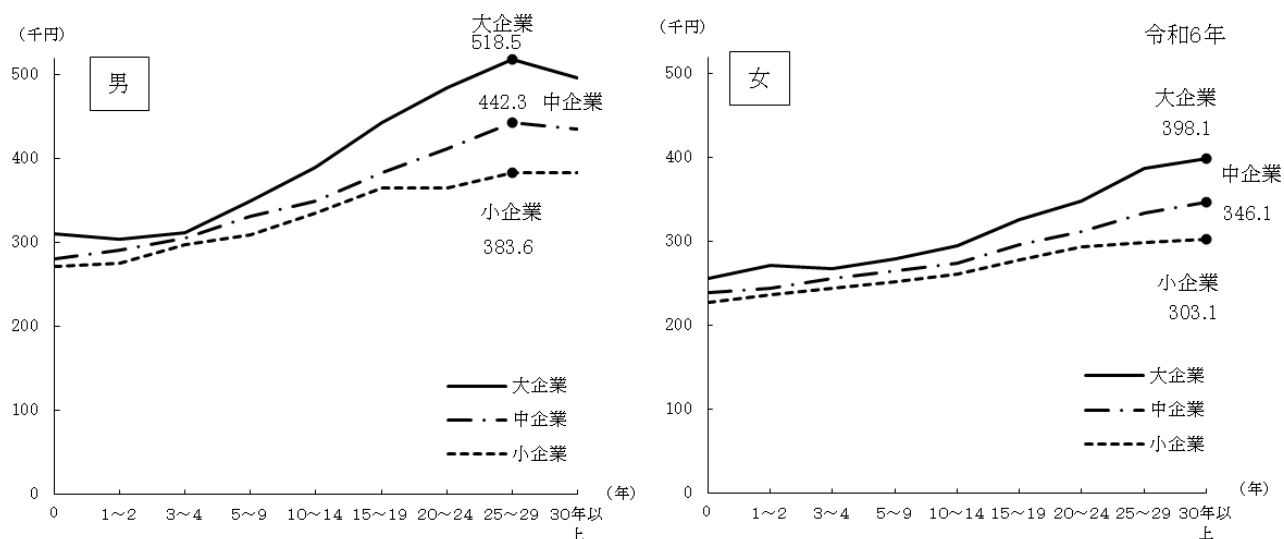
(7) 勤続年数階級別にみた賃金

勤続年数階級別に賃金をみると、賃金が最も高い勤続年数階級は、男女計では、30 年以上 433.9 千円、男性では、25～29 年 457.7 千円、女性では、30 年以上 359.6 千円となっている（第 7 表、第 7 図）。

第 7 表 勤続年数階級、性、企業規模別賃金及び対前年増減率

性、企業規模		0 年		1～2 年		3～4 年		5～9 年		10～14 年		15～19 年		20～24 年		25～29 年		30 年以上	
		賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)
		令和 6 年																	
男女計	企業規模計	266.5	5.2	271.8	3.0	283.1	4.0	303.7	4.7	327.2	3.3	367.9	4.8	393.0	3.2	428.7	3.5	433.9	2.5
	大企業	284.7	9.6	287.9	4.9	292.0	6.1	320.3	6.6	353.5	5.0	407.2	6.7	445.8	3.5	487.5	3.8	477.4	2.1
	中企業	259.9	1.8	268.8	3.0	282.4	3.6	303.7	6.2	320.4	3.0	353.3	3.4	380.8	4.2	414.6	4.4	416.2	3.3
	小企業	253.2	4.1	258.9	0.9	274.7	2.2	286.9	0.7	309.8	2.1	335.7	3.8	342.3	1.1	360.2	0.8	366.0	2.5
男	企業規模計	287.9	5.1	289.4	1.4	304.5	3.2	329.6	4.9	357.2	3.4	400.4	5.0	425.5	2.4	457.7	3.5	452.6	2.4
	大企業	310.7	9.3	303.6	1.0	312.1	4.4	349.1	7.0	389.9	4.6	442.7	5.8	484.0	2.0	518.5	4.5	496.4	2.0
	中企業	280.2	1.7	290.3	3.6	304.5	3.5	331.1	7.4	349.6	3.8	383.2	3.7	412.0	3.3	442.3	3.3	434.5	3.5
	小企業	272.0	4.1	275.2	-0.5	297.1	1.9	309.0	-0.1	335.6	2.4	365.0	4.8	365.5	0.6	383.6	0.9	382.9	2.7
女	企業規模計	241.6	5.1	251.0	5.3	256.0	5.4	265.5	4.3	276.8	3.3	301.3	5.0	317.9	6.6	343.3	4.1	359.6	4.1
	大企業	255.8	8.7	270.9	10.4	267.7	8.7	278.6	6.0	294.7	6.8	326.1	8.6	347.8	9.1	387.3	2.0	398.1	5.2
	中企業	238.6	2.7	244.7	2.3	255.6	4.2	265.2	4.2	274.0	1.9	296.5	3.8	311.5	5.4	334.2	6.3	346.1	3.3
	小企業	226.7	3.6	236.3	3.2	243.7	3.4	251.8	2.3	261.3	1.3	277.8	2.2	292.9	5.6	298.4	4.0	303.1	0.6

第 7 図 勤続年数階級、性、企業規模別賃金



(8) 役職別にみた賃金

一般労働者のうち、雇用期間の定めのない者について、役職別の賃金をみると、男女計では、部長級 627.2 千円、課長級 512.0 千円、係長級 385.9 千円となっている。男女別にみると、男性では、部長級 636.4 千円、課長級 522.4 千円、係長級 396.3 千円、女性では、部長級 549.9 千円、課長級 458.1 千円、係長級 354.0 千円となっている。（第 8 表）

第 8 表 役職、性別賃金、対前年増減率及び役職・非役職間賃金格差

令和 6 年

役職	男女計					男					女				
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	役職・非役職 間賃金格差 ¹⁾ (非役職者=100)	年齢 (歳)	勤続 年数 (年)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	役職・非役職 間賃金格差 ¹⁾ (非役職者=100)	年齢 (歳)	勤続 年数 (年)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	役職・非役職 間賃金格差 ¹⁾ (非役職者=100)	年齢 (歳)	勤続 年数 (年)
部長級	627.2	5.2	207.1 (204.7)	53.0	22.2	636.4	5.3	195.5 (193.7)	53.0	22.6	549.9	5.5	203.4 (200.2)	52.7	19.4
課長級	512.0	4.3	169.1 (168.6)	49.3	20.7	522.4	4.3	160.4 (160.5)	49.3	21.0	458.1	6.3	169.5 (165.5)	49.3	19.2
係長級	385.9	4.1	127.4 (127.4)	45.6	17.8	396.3	3.7	121.7 (122.6)	45.4	18.1	354.0	5.4	131.0 (129.0)	46.0	16.9
非役職者	302.8	4.0	100.0 (100.0)	41.5	10.5	325.6	4.4	100.0 (100.0)	41.8	11.4	270.3	3.8	100.0 (100.0)	41.0	9.3

注： 1) () 内は、令和 5 年の数値である。

(9) 在留資格区分別にみた賃金

外国人労働者の賃金は 242.7 千円で、在留資格区分別にみると、専門的・技術的分野（特定技能を除く）292.0 千円、特定技能 211.2 千円、身分に基づくもの 300.3 千円、技能実習 182.7 千円、その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）226.5 千円となっている（第 9 表）。

第 9 表 外国人労働者の在留資格区分別賃金及び対前年増減率

令和 6 年

在留資格区分 ¹⁾	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	年齢 (歳)	勤続年数 (年)
外国人労働者計	242.7	4.3	32.8	3.3
専門的・技術的分野（特定技能を除く）	292.0	-1.6	32.4	3.3
特定技能	211.2	6.7	28.8	2.2
身分に基づくもの	300.3	13.4	45.3	6.5
技能実習	182.7	0.6	27.0	1.7
その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）	226.5	-2.1	30.0	1.7

注： 1) 在留資格区分については、5 頁「主な用語の定義「在留資格区分」」を参照。
「留学（資格外活動）」を含めた 6 区分となる。

(10) 新規学卒者の学歴別にみた賃金

新規学卒者の賃金を学歴別にみると、男女計で高校 197.5 千円、専門学校 222.8 千円、高専・短大 223.9 千円、大学 248.3 千円、大学院 287.4 千円となっている（第 10 表）。

第 10 表 新規学卒者の性、学歴別賃金及び対前年増減率

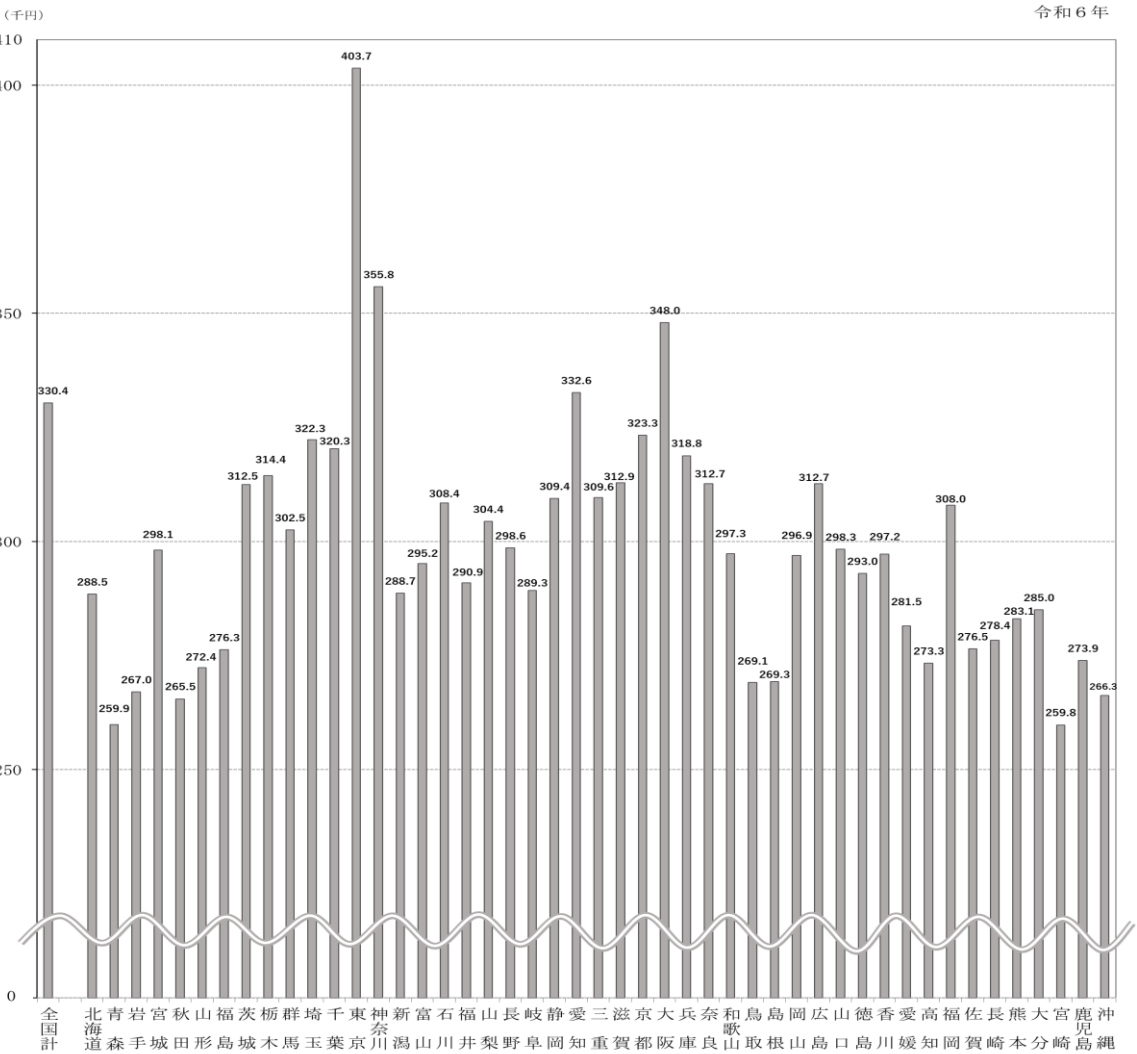
令和 6 年

性	高校		専門学校		高専・短大		大学		大学院	
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)
男女計	197.5	5.7	222.8	3.9	223.9	4.3	248.3	4.6	287.4	4.1
男	200.5	6.1	219.3	4.0	231.0	3.7	251.3	4.6	290.2	2.5
女	191.7	4.6	224.8	3.6	221.1	4.4	244.9	4.5	278.1	6.6

(11) 都道府県別にみた賃金

都道府県別の賃金をみると、全国計（330.4 千円）よりも賃金が高かったのは 4 都府県（東京都、神奈川県、愛知県、大阪府）となっており、最も高かったのは、東京都（403.7 千円）となっている（第 8 図）。

第 8 図 都道府県別賃金（男女計）



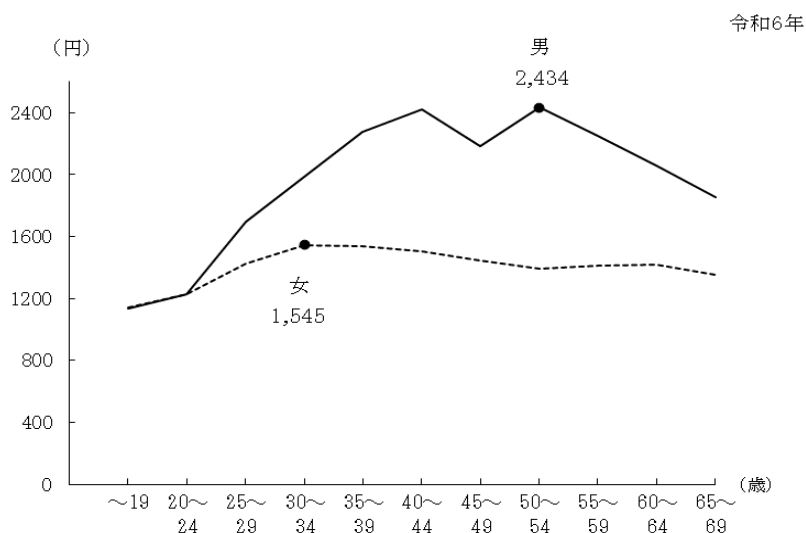
2 短時間労働者の賃金

(1) 性別にみた賃金

短時間労働者の1時間当たり賃金は、男女計1,476円、男性1,699円、女性1,387円となっている。

男女別に1時間当たり賃金を年齢階級別にみると、1時間当たり賃金が最も高い年齢階級は、男性では、50～54歳で2,434円、女性では、30～34歳で1,545円となっている。（第9図、第11表）

第9図 短時間労働者の性、年齢階級別1時間当たり賃金



第11表 短時間労働者の性、年齢階級別1時間当たり賃金、対前年増減率及び年齢階級間賃金格差

年齢階級	男女計			男			女		
	1時間 当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 (%)	年齢階級間 賃金格差 (20～24歳 =100)	1時間 当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 (%)	年齢階級間 賃金格差 (20～24歳 =100)	1時間 当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 (%)	年齢階級間 賃金格差 (20～24歳 =100)
年齢計 ¹⁾	1,476	4.5	120.2	1,699	2.5	138.7	1,387	5.7	112.8
～19歳	1,137	3.1	92.6	1,134	1.2	92.6	1,139	4.5	92.6
20～24	1,228	2.2	100.0	1,225	0.1	100.0	1,230	4.7	100.0
25～29	1,523	6.7	124.0	1,693	10.1	138.2	1,425	4.9	115.9
30～34	1,653	1.5	134.6	1,985	-3.3	162.0	1,545	3.8	125.6
35～39	1,674	8.6	136.3	2,275	2.5	185.7	1,539	10.3	125.1
40～44	1,644	5.3	133.9	2,422	-3.4	197.7	1,503	7.1	122.2
45～49	1,551	5.2	126.3	2,182	-6.5	178.1	1,444	8.1	117.4
50～54	1,540	6.1	125.4	2,434	13.6	198.7	1,390	3.3	113.0
55～59	1,536	4.7	125.1	2,253	-1.4	183.9	1,413	6.3	114.9
60～64	1,566	2.5	127.5	2,059	-9.2	168.1	1,422	7.4	115.6
65～69	1,536	4.9	125.1	1,856	5.2	151.5	1,353	5.0	110.0
年齢(歳)	45.9			43.1			47.0		
勤続年数(年)	6.5			5.4			6.9		
実労働日数(日)	14.1			13.0			14.5		
1日当たり所定内 実労働時間数(時間)	5.2			5.2			5.2		

注： 1) 年齢計には70歳以上の労働者を含む。

(2) 企業規模別にみた賃金

企業規模別に1時間当たり賃金をみると、男女計では、大企業1,413円、中企業1,638円、小企業1,424円となっている。男女別にみると、男性では、大企業1,527円、中企業2,089円、小企業1,605円、女性では、大企業1,365円、中企業1,458円、小企業1,358円となっている。
(第12表)

第12表 短時間労働者の企業規模、性別1時間当たり賃金、
対前年増減率及び企業規模間賃金格差

令和6年

企業規模	男女計			男			女		
	1時間 当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 (%)	企業規模間 賃金格差 ¹⁾ (大企業=100)	1時間 当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 (%)	企業規模間 賃金格差 ¹⁾ (大企業=100)	1時間 当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 (%)	企業規模間 賃金格差 ¹⁾ (大企業=100)
大企業	1,413	4.1	100.0 (100.0)	1,527	0.7	100.0 (100.0)	1,365	6.1	100.0 (100.0)
中企業	1,638	7.3	115.9 (112.4)	2,089	8.8	136.8 (126.6)	1,458	5.6	106.8 (107.3)
小企業	1,424	2.0	100.8 (102.8)	1,605	-4.3	105.1 (110.6)	1,358	5.2	99.5 (100.3)

注： 1) () 内は、令和5年の数値である。

(3) 産業別にみた賃金

産業別に1時間当たり賃金をみると、男女計で1時間当たり賃金が最も高い産業は、「教育，学習支援業」（2,627円）となっている。男女別にみると、男性では、「医療，福祉」（3,833円）、女性では、「教育，学習支援業」（2,219円）となっている。（第13表）

第13表 短時間労働者の産業、性別1時間当たり賃金及び対前年増減率

令和6年

産 業	男女計		男		女	
	1時間当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 (%)	1時間当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 (%)	1時間当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 (%)
鉱業，採石業，砂利採取業	1,556	19.8	1,562	14.4	1,550	26.7
建設業	1,535	-2.7	1,719	-2.8	1,433	0.2
製造業	1,238	5.7	1,411	7.1	1,188	4.9
電気・ガス・熱供給・水道業	1,683	6.6	1,803	0.0	1,597	14.1
情報通信業	1,784	9.2	1,751	1.1	1,795	12.3
運輸業，郵便業	1,291	0.2	1,406	-1.3	1,207	1.6
卸売業，小売業	1,217	1.1	1,237	-2.4	1,210	2.9
金融業，保険業	1,864	13.7	* 2,715	30.1	1,759	9.7
不動産業，物品賃貸業	1,342	7.2	1,323	7.4	1,355	7.2
学術研究，専門・技術サービス業	1,698	-0.8	2,137	1.9	1,536	-0.6
宿泊業，飲食サービス業	1,190	4.8	1,188	4.1	1,191	5.0
生活関連サービス業，娯楽業	1,246	-0.6	1,232	-3.8	1,254	1.0
教育，学習支援業	2,627	1.7	3,243	1.6	2,219	1.4
医療，福祉	2,086	3.4	3,833	-3.7	1,742	8.3
複合サービス事業	1,359	4.8	1,438	4.7	1,320	4.8
サービス業(他に分類されないもの)	1,364	7.5	1,431	9.6	1,330	6.2

統計表

付表1 一般労働者の性別賃金、対前年増減率、男女間賃金格差及び対前年差の推移（昭和51年～令和6年）

年 ¹⁾²⁾	男女計		男		女		男女間 賃金格差 (男=100)	対前年差 ³⁾ (ポイント)
	賃金 (千円)	対前年 増減率 ³⁾ (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 ³⁾ (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 ³⁾ (%)		
昭和 51 (1976) 年	131.8	...	151.5	...	89.1	...	58.8	...
52 (1977)	144.5	9.6	166.0	9.6	97.9	9.9	59.0	0.2
53 (1978)	153.9	6.5	176.7	6.4	104.2	6.4	59.0	0.0
54 (1979)	162.4	5.5	186.3	5.4	109.9	5.5	59.0	0.0
55 (1980)	173.1	6.6	198.6	6.6	116.9	6.4	58.9	-0.1
56 (1981)	184.1	6.4	211.4	6.4	124.6	6.6	58.9	0.0
57 (1982)	193.3	5.0	222.0	5.0	130.1	4.4	58.6	-0.3
58 (1983)	199.4	3.2	229.3	3.3	134.7	3.5	58.7	0.1
59 (1984)	206.5	3.6	237.5	3.6	139.2	3.3	58.6	-0.1
60 (1985)	213.8	3.5	244.6	3.0	145.8	4.7	59.6	1.0
61 (1986)	220.6	3.2	252.4	3.2	150.7	3.4	59.7	0.1
62 (1987)	226.2	2.5	257.7	2.1	155.9	3.5	60.5	0.8
63 (1988)	231.9	2.5	264.4	2.6	160.0	2.6	60.5	0.0
平成 元 (1989) 年	241.8	4.3	276.1	4.4	166.3	3.9	60.2	-0.3
2 (1990)	254.7	5.3	290.5	5.2	175.0	5.2	60.2	0.0
3 (1991)	266.3	4.6	303.8	4.6	184.4	5.4	60.7	0.5
4 (1992)	275.2	3.3	313.5	3.2	192.8	4.6	61.5	0.8
5 (1993)	281.1	2.1	319.9	2.0	197.0	2.2	61.6	0.1
6 (1994)	288.4	2.6	327.4	2.3	203.0	3.0	62.0	0.4
7 (1995)	291.3	1.0	330.0	0.8	206.2	1.6	62.5	0.5
8 (1996)	295.6	1.5	334.0	1.2	209.6	1.6	62.8	0.3
9 (1997)	298.9	1.1	337.0	0.9	212.7	1.5	63.1	0.3
10 (1998)	299.1	0.1	336.4	-0.2	214.9	1.0	63.9	0.8
11 (1999)	300.6	0.5	336.7	0.1	217.5	1.2	64.6	0.7
12 (2000)	302.2	0.5	336.8	0.0	220.6	1.4	65.5	0.9
13 (2001)	305.8	1.2	340.7	1.2	222.4	0.8	65.3	-0.2
14 (2002)	302.6	-1.0	336.2	-1.3	223.6	0.5	66.5	1.2
15 (2003)	302.1	-0.2	335.5	-0.2	224.2	0.3	66.8	0.3
16 (2004)	301.6	-0.2	333.9	-0.5	225.6	0.6	67.6	0.8
17 (2005)	302.0	0.1	337.8	1.2	222.5	-1.4	65.9	-1.7
18 (2006)	301.8	-0.1	337.7	0.0	222.6	0.0	65.9	0.0
19 (2007)	301.1	-0.2	336.7	-0.3	225.2	1.2	66.9	1.0
20 (2008)	299.1	-0.7	333.7	-0.9	226.1	0.4	67.8	0.9
21 (2009)	294.5	-1.5	326.8	-2.1	228.0	0.8	69.8	2.0
22 (2010)	296.2	0.6	328.3	0.5	227.6	-0.2	69.3	-0.5
23 (2011)	296.8	0.2	328.3	0.0	231.9	1.9	70.6	1.3
24 (2012)	297.7	0.3	329.0	0.2	233.1	0.5	70.9	0.3
25 (2013)	295.7	-0.7	326.0	-0.9	232.6	-0.2	71.3	0.4
26 (2014)	299.6	1.3	329.6	1.1	238.0	2.3	72.2	0.9
27 (2015)	304.0	1.5	335.1	1.7	242.0	1.7	72.2	0.0
28 (2016)	304.0	0.0	335.2	0.0	244.6	1.1	73.0	0.8
29 (2017)	304.3	0.1	335.5	0.1	246.1	0.6	73.4	0.4
30 (2018)	306.2	0.6	337.6	0.6	247.5	0.6	73.3	-0.1
令和 元 (2019) 年	307.7	0.5	338.0	0.1	251.0	1.4	74.3	1.0
※令和 元 (2019) 年 ³⁾	306.0	...	336.1	...	249.8	...	74.3	...
2 ³⁾ (2020)	307.7	0.6	338.8	0.8	251.8	0.8	74.3	0.0
3 (2021)	307.4	-0.1	337.2	-0.5	253.6	0.7	75.2	0.9
4 (2022)	311.8	1.4	342.0	1.4	258.9	2.1	75.7	0.5
5 (2023)	318.3	2.1	350.9	2.6	262.6	1.4	74.8	-0.9
6 (2024)	330.4	3.8	363.1	3.5	275.3	4.8	75.8	1.0

注： 1) 10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所に関する集計は、昭和51年以降行っている。
2) 平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。
3) 令和2年より有効回答率を考慮した推計方法に変更しているため、令和2年の対前年増減率及び対前年差(ポイント)は、同じ推計方法で集計した令和元年の数値を基に算出している。
「※令和元(2019)年³⁾」は、令和2年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を参考として掲載したものである。

付表２ 一般労働者の性、雇用形態別賃金及び雇用形態間賃金格差の推移

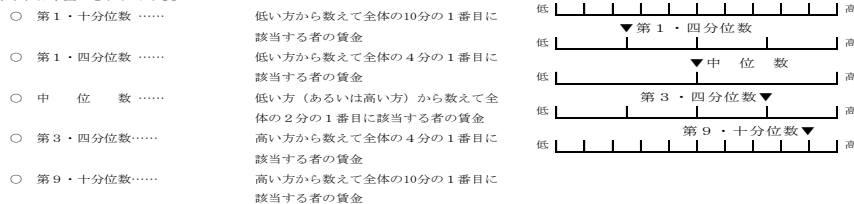
年 ¹⁾²⁾	男女計			男			女		
	正社員・正職員	正社員・正職員以外		正社員・正職員	正社員・正職員以外		正社員・正職員	正社員・正職員以外	
	賃金 (千円)	賃金 (千円)	雇用形態間 賃金格差 【正社員・正職員 ＝100】	賃金 (千円)	賃金 (千円)	雇用形態間 賃金格差 【正社員・正職員 ＝100】	賃金 (千円)	賃金 (千円)	雇用形態間 賃金格差 【正社員・正職員 ＝100】
平成 17 (2005) 年	318.5	191.4	60.1	348.1	221.3	63.6	239.2	168.4	70.4
18 (2006)	318.8	191.0	59.9	348.5	222.8	63.9	240.3	165.4	68.8
19 (2007)	318.2	192.9	60.6	347.5	224.3	64.5	243.3	168.8	69.4
20 (2008)	316.5	194.8	61.5	345.3	224.0	64.9	243.9	170.5	69.9
21 (2009)	310.4	194.6	62.7	337.4	222.0	65.8	244.8	172.1	70.3
22 (2010)	311.5	198.1	63.6	338.5	228.8	67.6	244.0	170.9	70.0
23 (2011)	312.8	195.9	62.6	339.6	222.2	65.4	248.8	172.2	69.2
24 (2012)	317.0	196.4	62.0	343.8	218.4	63.5	252.2	174.8	69.3
25 (2013)	314.7	195.3	62.1	340.4	216.9	63.7	251.8	173.9	69.1
26 (2014)	317.7	200.3	63.0	343.2	222.2	64.7	256.6	179.2	69.8
27 (2015)	321.1	205.1	63.9	348.3	229.1	65.8	259.3	181.0	69.8
28 (2016)	321.7	211.8	65.8	349.0	235.4	67.4	262.0	188.6	72.0
29 (2017)	321.6	210.8	65.5	348.4	234.5	67.3	263.6	189.7	72.0
30 (2018)	323.9	209.4	64.6	351.1	232.5	66.2	265.3	187.9	70.8
令和 元 (2019) 年	325.4	211.2	64.9	351.5	234.8	66.8	269.4	189.1	70.2
※令和 元 (2019) 年 ³⁾	324.1	209.6	64.7	349.6	232.4	66.5	268.7	188.7	70.2
2 ³⁾ (2020)	324.2	214.8	66.3	350.7	240.2	68.5	269.2	193.3	71.8
3 (2021)	323.4	216.7	67.0	348.8	241.3	69.2	270.6	195.4	72.2
4 (2022)	328.0	221.3	67.5	353.6	247.5	70.0	276.4	198.9	72.0
5 (2023)	336.3	226.6	67.4	363.6	255.0	70.1	281.8	203.5	72.2
6 (2024)	348.6	233.1	66.9	376.9	259.2	68.8	294.2	210.3	71.5

注： 1) 雇用形態別に関する集計は平成17年以降行っている。
2) 平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。
3) 令和2年より有効回答率を考慮した推計方法に変更している。
「※令和元(2019)年³⁾」は、令和2年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を参考として掲載したものである。

付表３ 一般労働者の賃金階級、性、企業規模別労働者割合

賃 金 階 級	男女計				男				女			
	企業規模計	大企業	中企業	小企業	企業規模計	大企業	中企業	小企業	企業規模計	大企業	中企業	小企業
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
計 (千円)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
～ 99.9	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1
100.0 ～ 119.9	0.2	0.2	0.1	0.3	0.1	0.1	0.1	0.2	0.3	0.3	0.2	0.6
120.0 ～ 139.9	0.5	0.5	0.4	0.7	0.3	0.2	0.2	0.4	0.9	0.8	0.8	1.3
140.0 ～ 159.9	1.5	1.3	1.4	1.9	0.8	0.6	0.8	1.1	2.6	2.5	2.3	3.3
160.0 ～ 179.9	4.1	3.0	4.1	5.3	2.4	1.4	2.6	3.3	7.0	5.8	6.7	8.7
180.0 ～ 199.9	6.4	5.0	6.9	7.5	4.4	3.1	5.0	5.3	9.7	8.2	9.8	11.4
200.0 ～ 219.9	8.0	6.5	8.6	9.1	6.0	4.7	6.4	6.9	11.5	9.6	12.1	12.9
220.0 ～ 239.9	8.8	7.1	9.6	9.7	7.1	5.6	7.8	8.1	11.6	9.8	12.4	12.5
240.0 ～ 259.9	9.1	7.7	9.7	10.1	8.0	6.5	8.4	9.2	11.1	9.9	11.7	11.7
260.0 ～ 279.9	8.5	7.8	8.7	8.9	7.9	7.0	8.1	8.8	9.4	9.2	9.7	9.2
280.0 ～ 299.9	7.4	7.0	7.6	7.7	7.2	6.4	7.4	8.1	7.7	8.1	7.9	7.0
300.0 ～ 319.9	6.5	5.9	6.5	7.1	6.7	5.7	6.7	8.1	6.0	6.1	6.2	5.5
320.0 ～ 339.9	5.4	5.4	5.4	5.5	5.9	5.6	5.9	6.4	4.5	5.1	4.6	3.8
340.0 ～ 359.9	4.6	4.7	4.4	4.7	5.3	5.2	5.1	5.8	3.4	4.0	3.3	2.7
360.0 ～ 379.9	3.9	4.3	3.9	3.6	4.7	4.7	4.7	4.6	2.7	3.5	2.5	2.0
380.0 ～ 399.9	3.3	3.6	3.2	3.0	4.0	4.1	4.0	3.8	2.1	2.7	1.9	1.6
400.0 ～ 449.9	6.5	7.6	6.0	5.6	8.1	9.0	7.7	7.4	3.7	5.2	3.3	2.4
450.0 ～ 499.9	4.4	5.7	4.0	3.2	5.8	7.3	5.4	4.4	2.0	2.9	1.6	1.3
500.0 ～ 549.9	3.1	4.2	2.8	2.1	4.2	5.5	3.9	3.0	1.3	2.0	1.1	0.7
550.0 ～ 599.9	2.1	3.0	1.8	1.2	2.8	4.0	2.6	1.7	0.7	1.2	0.5	0.4
600.0 ～ 699.9	2.5	4.0	2.1	1.2	3.5	5.5	3.1	1.6	0.8	1.3	0.6	0.4
700.0 ～ 799.9	1.4	2.5	1.0	0.5	1.9	3.5	1.4	0.7	0.4	0.7	0.3	0.2
800.0 ～ 899.9	0.7	1.3	0.5	0.3	1.0	1.8	0.8	0.5	0.2	0.4	0.1	0.1
900.0 ～ 999.9	0.4	0.6	0.3	0.1	0.5	0.9	0.5	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0
1000.0 ～ 1199.9	0.4	0.5	0.4	0.2	0.5	0.7	0.6	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
1200.0 ～	0.4	0.5	0.5	0.2	0.6	0.7	0.8	0.3	0.1	0.2	0.1	0.1
平 均 値 (千円)	330.4	364.5	323.1	299.3	363.1	403.4	355.6	324.5	275.3	296.6	271.3	255.5
第1・十分位数 ¹⁾ (千円)	191.8	200.1	191.9	184.7	206.4	218.9	204.0	199.0	177.7	181.3	180.1	172.1
第1・四分位数 ¹⁾ (千円)	229.7	243.7	227.3	220.3	249.9	267.9	244.7	239.4	207.5	215.1	208.9	199.4
中 位 数 ¹⁾ (千円)	287.2	313.0	281.1	271.5	316.7	350.8	309.0	296.6	251.3	266.3	249.7	238.7
第3・四分位数 ¹⁾ (千円)	379.9	430.5	367.9	344.4	422.4	482.0	410.4	374.1	309.3	337.9	304.3	288.3
第9・十分位数 ¹⁾ (千円)	512.3	589.2	492.2	440.5	564.5	649.8	543.9	474.3	394.1	438.8	378.9	353.5
十分位分散係数 ²⁾	0.56	0.62	0.53	0.47	0.57	0.61	0.55	0.46	0.43	0.48	0.40	0.38
四分位分散係数 ²⁾	0.26	0.30	0.25	0.23	0.27	0.31	0.27	0.23	0.20	0.23	0.19	0.19

注： 1) 十分位数とは、分布の形を示す値である。具体的には、該当労働者を賃金の低い者から高い者へと一列に並べたとき、以下の説明内容に該当する者の賃金である。
図示すれば下図のとおりである。



2) 分散係数とは、分布の広がりやを示す指標の一つであり、次の算式により計算された数値をいう。一般に、その値が小さいほど分布の広がりやの程度が小さいことを示す。

$$\begin{aligned} \text{○ 十分位分散係数} &= \frac{\text{第9・十分位数} - \text{第1・十分位数}}{2 \times \text{中位数}} & \text{○ 四分位分散係数} &= \frac{\text{第3・四分位数} - \text{第1・四分位数}}{2 \times \text{中位数}} \end{aligned}$$

付表4 短時間労働者の1時間当たり賃金階級、性、企業規模別労働者割合

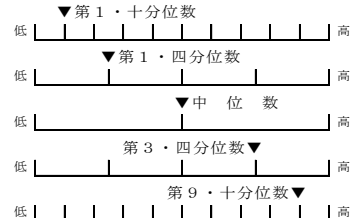
令和6年

1時間当たり賃金階級	男女計				男				女			
	企業規模計	大企業	中企業	小企業	企業規模計	大企業	中企業	小企業	企業規模計	大企業	中企業	小企業
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
～ 599 (円)	0.1	0.2	0.1	0.1	0.2	0.3	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1
600 ～ 649	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0
650 ～ 699	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1
700 ～ 719	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
720 ～ 739	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1
740 ～ 759	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
760 ～ 779	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1
780 ～ 799	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
800 ～ 819	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1
820 ～ 839	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2
840 ～ 859	0.1	0.0	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.0	0.1	0.1
860 ～ 879	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.3	0.1	0.1	0.1	0.2
880 ～ 899	0.5	0.2	0.5	0.9	0.5	0.3	0.4	0.9	0.5	0.2	0.5	0.9
900 ～ 949	3.6	1.9	3.6	5.9	3.4	2.0	3.4	5.8	3.6	1.8	3.7	5.9
950 ～ 999	6.9	5.2	6.6	9.5	6.5	4.9	5.9	9.4	7.0	5.3	6.8	9.6
1,000 ～ 1,049	10.8	9.9	10.5	12.2	10.0	9.9	9.6	10.7	11.1	10.0	10.9	12.8
1,050 ～ 1,099	11.0	11.3	10.6	11.1	10.3	11.3	9.9	9.1	11.3	11.3	10.9	11.8
1,100 ～ 1,149	11.4	12.6	10.9	10.3	11.4	12.9	10.2	10.0	11.5	12.4	11.2	10.4
1,150 ～ 1,199	8.5	9.9	8.3	6.6	8.4	9.7	8.4	6.4	8.5	10.0	8.3	6.7
1,200 ～ 1,299	13.9	15.9	13.5	11.4	14.0	15.7	14.0	11.5	13.8	16.0	13.3	11.4
1,300 ～ 1,399	8.2	9.2	7.9	7.2	8.1	9.0	7.9	7.1	8.3	9.2	7.9	7.3
1,400 ～ 1,499	5.3	5.9	5.0	4.8	5.3	6.3	4.4	4.7	5.3	5.7	5.2	4.9
1,500 ～ 1,599	3.8	4.0	3.7	3.6	3.6	3.4	3.6	4.0	3.9	4.2	3.8	3.5
1,600 ～ 1,799	4.5	4.3	5.1	4.3	4.1	3.9	4.0	4.6	4.7	4.4	5.6	4.2
1,800 ～ 1,999	2.7	2.4	3.0	2.8	2.1	1.6	2.4	2.8	2.9	2.7	3.2	2.8
2,000 ～ 2,199	1.8	1.4	1.8	2.3	1.6	1.1	1.5	2.3	1.8	1.5	1.9	2.3
2,200 ～ 2,399	1.0	0.9	1.2	1.2	1.0	0.6	1.1	1.6	1.1	1.0	1.2	1.0
2,400 ～ 2,599	0.8	0.6	0.9	0.9	0.9	0.6	1.0	1.2	0.7	0.6	0.8	0.8
2,600 ～ 2,799	0.4	0.4	0.5	0.4	0.5	0.3	0.6	0.6	0.4	0.5	0.5	0.3
2,800 ～ 2,999	0.4	0.4	0.5	0.4	0.5	0.4	0.5	0.6	0.4	0.4	0.5	0.4
3,000 ～	3.5	3.0	5.0	2.9	6.4	5.1	10.1	5.2	2.3	2.2	2.9	2.1
平均値 (円)	1,476	1,413	1,638	1,424	1,699	1,527	2,089	1,605	1,387	1,365	1,458	1,358
第1・十分位数 ¹⁾ (円)	986	1,010	988	961	988	1,009	993	960	986	1,010	987	961
第1・四分位数 ¹⁾ (円)	1,061	1,081	1,064	1,031	1,066	1,081	1,073	1,035	1,059	1,081	1,061	1,030
中位数 ¹⁾ (円)	1,179	1,191	1,189	1,145	1,190	1,190	1,207	1,171	1,174	1,192	1,182	1,138
第3・四分位数 ¹⁾ (円)	1,391	1,380	1,434	1,382	1,421	1,382	1,493	1,457	1,382	1,379	1,414	1,362
第9・十分位数 ¹⁾ (円)	1,848	1,756	1,991	1,867	2,114	1,787	3,029	2,134	1,787	1,745	1,871	1,785
十分位分散係数 ²⁾	0.37	0.31	0.42	0.40	0.47	0.33	0.84	0.50	0.34	0.31	0.37	0.36
四分位分散係数 ²⁾	0.14	0.13	0.16	0.15	0.15	0.13	0.17	0.18	0.14	0.13	0.15	0.15

注：1) 分位数とは、分布の形を示す値である。具体的には、該当労働者を賃金の低い者から高い者へと一列に並べたとき、以下の説明内容に該当する者の賃金である。

図示すれば下図のとおりである。

- 第1・十分位数 …… 低い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の賃金
- 第1・四分位数 …… 低い方から数えて全体の4分の1番目に該当する者の賃金
- 中位数 …… 低い方（あるいは高い方）から数えて全体の2分の1番目に該当する者の賃金
- 第3・四分位数 …… 高い方から数えて全体の4分の1番目に該当する者の賃金
- 第9・十分位数 …… 高い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の賃金



2) 分散係数とは、分布の広がりを示す指標の一つであり、次の算式により計算された数値をいう。一般に、その値が小さいほど分布の広がりの程度が小さいことを示す。

$$\begin{aligned} \text{十分位分散係数} &= \frac{\text{第9・十分位数} - \text{第1・十分位数}}{2 \times \text{中位数}} & \text{四分位分散係数} &= \frac{\text{第3・四分位数} - \text{第1・四分位数}}{2 \times \text{中位数}} \end{aligned}$$

定期給与の推移（全国・奈良県）

年 月 項 目	全 国				奈 良 県							
	産 業 計				産 業 計				製 造 業			
	規模30人 以上	対前年 同月比	規模 5人 以上	対前年 同月比	規模30人 以上	対前年 同月比	規模 5人 以上	対前年 同月比	規模30人 以上	対前年 同月比	規模 5人 以上	対前年 同月比
	金額(円)		金額(円)		金額(円)		金額(円)		金額(円)		金額(円)	
平成27年平均	290,940	0.5	260,577	0.3	249,529	0.8	224,887	1.3	313,736	0.2	284,805	-0.6
平成28年平均	292,593	0.6	261,183	0.2	247,716	-0.7	225,242	0.1	309,387	-1.4	283,984	-0.3
平成29年平均	294,010	0.4	262,407	0.5	250,719	1.3	231,259	2.6	312,721	1.1	280,655	-1.1
平成30年平均	295,944	0.7	264,570	0.9	246,585	-1.7	225,666	-2.3	301,370	-3.6	280,982	0.1
令和元年平均	296,064	0.1	264,180	-0.2	245,584	-0.4	222,947	-1.3	300,287	-0.4	273,997	-2.5
令和2年平均	293,056	-1.1	262,325	-0.7	247,530	0.8	222,410	-0.2	298,391	-0.6	268,554	-2.0
令和3年平均	296,652	1.2	263,739	0.5	243,086	-1.8	213,503	-3.9	298,732	0.2	268,997	0.2
令和4年平均	303,496	2.4	267,461	1.4	256,714	5.6	226,816	6.3	300,791	0.7	276,110	2.7
令和5年平均	308,436	1.6	270,229	1.1	246,523	-4.0	221,483	-2.4	297,954	-0.9	280,608	1.6
令和6年1月	306,323	1.2	274,770	1.1	262,440	4.4	232,030	2.2	287,247	-1.4	264,718	-3.4
2月	308,062	1.9	276,230	1.5	259,718	3.6	230,177	0.9	304,112	3.2	280,898	0.5
3月	312,109	2.1	279,231	1.5	256,851	3.7	228,344	0.8	300,680	2.0	277,641	-0.5
4月	316,529	2.3	283,316	1.6	269,867	6.8	238,672	2.7	309,290	3.5	284,504	0.2
5月	315,038	2.8	281,665	2.0	260,584	3.8	232,306	0.3	304,546	3.4	281,256	0.7
6月	317,112	2.8	283,880	2.1	266,808	5.1	238,230	2.2	313,361	6.7	292,519	4.2
7月	317,490	2.8	283,858	2.2	262,891	3.4	239,878	3.8	309,211	4.9	294,185	5.5
8月	315,918	3.2	282,038	2.4	263,100	4.7	237,760	4.4	311,125	7.7	292,874	5.2
9月	316,549	2.8	282,810	2.2	267,032	5.5	241,160	4.9	316,688	7.5	298,029	5.6
10月	319,057	2.9	284,948	2.3	271,321	3.9	243,709	4.8	314,222	6.3	297,066	4.1
11月	319,881	3.1	285,231	2.5	272,011	2.5	244,919	4.0	324,664	9.3	306,202	6.8
12月	319,913	3.1	285,298	2.4	272,088	2.5	245,114	4.0	322,557	6.4	322,557	7.7
令和7年1月	314,095	2.6	280,617	2.2	255,458	-2.6	235,213	1.3	313,506	9.1	296,503	12.0
2月	313,462	1.8	280,243	1.4	254,712	-1.9	234,702	1.9	305,086	0.3	287,372	2.3
3月	316,657	1.4	282,931	1.4	260,007	1.2	239,996	5.1	311,220	3.5	292,568	5.4
4月	323,962	2.3	289,291	2.1								

毎月勤労統計調査（全国・確報）

毎月勤労統計調査（地方月報）

厚生労働省奈良労働局 発表
令和7年6月27日(金)
午前8時30分解禁

【照会先】

職業安定部職業安定課

課長 尾崎 和雄

地方労働市場情報官 北村 充康

電話 0742-32-0208 (内線363)

奈良県の一般職業紹介状況(令和7年5月分)について

令和7年5月の有効求人倍率は1.19倍
就業地別有効求人倍率は1.36倍

県内の雇用情勢については、引き続き求人が求職を上回って推移しており、一部の求人に持ち直しの動きが見られる。今後も物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。

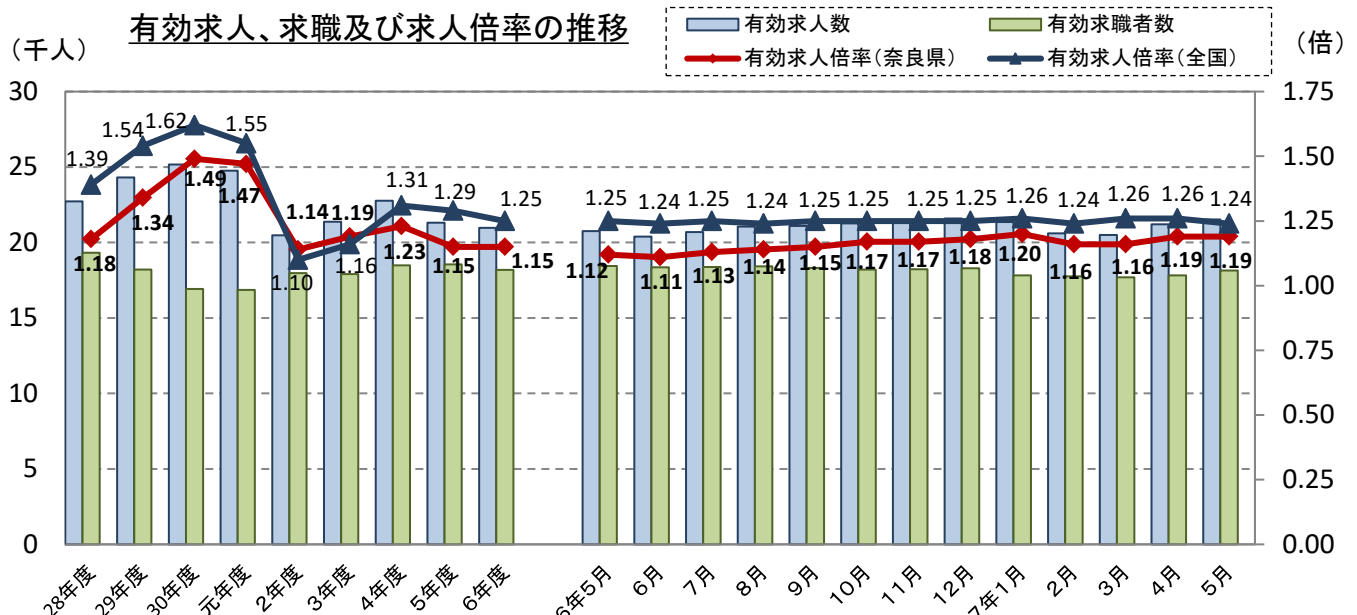
- ◎ 有効求人倍率は1.19倍で、前月と同水準
- ◎ 就業地別有効求人倍率は1.36倍で、前月より0.01ポイント減少
- ◎ 新規求人倍率は1.97倍で、前月より0.06ポイント減少

◆ 有効求人、求職、求人倍率の状況

- 有効求人数(季節調整値)は21,524人で、前月に比べて321人増加し、1.5%増となりました。
- 有効求職者数(季節調整値)は18,150人で、前月に比べて334人増加し、1.9%増となりました。
- 有効求人倍率(季節調整値)は1.19倍となり、前月と同水準となりました。

有効求人倍率(季節調整値)

5月	奈良県	1.19倍	近畿	1.16倍	全国	1.24倍
4月	奈良県	1.19倍	近畿	1.16倍	全国	1.26倍



(注) 1. 月別の数値は季節調整値である。なお、令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。
2. 年度計は原数値である。

※ 求人倍率や求人数には、県内のハローワークが受理した求人数を用いた「受理地別」、実際の就業地が県内である求人数を用いた「就業地別」があり、本資料において「就業地別」の記載がないものは、「受理地別」を用いています。

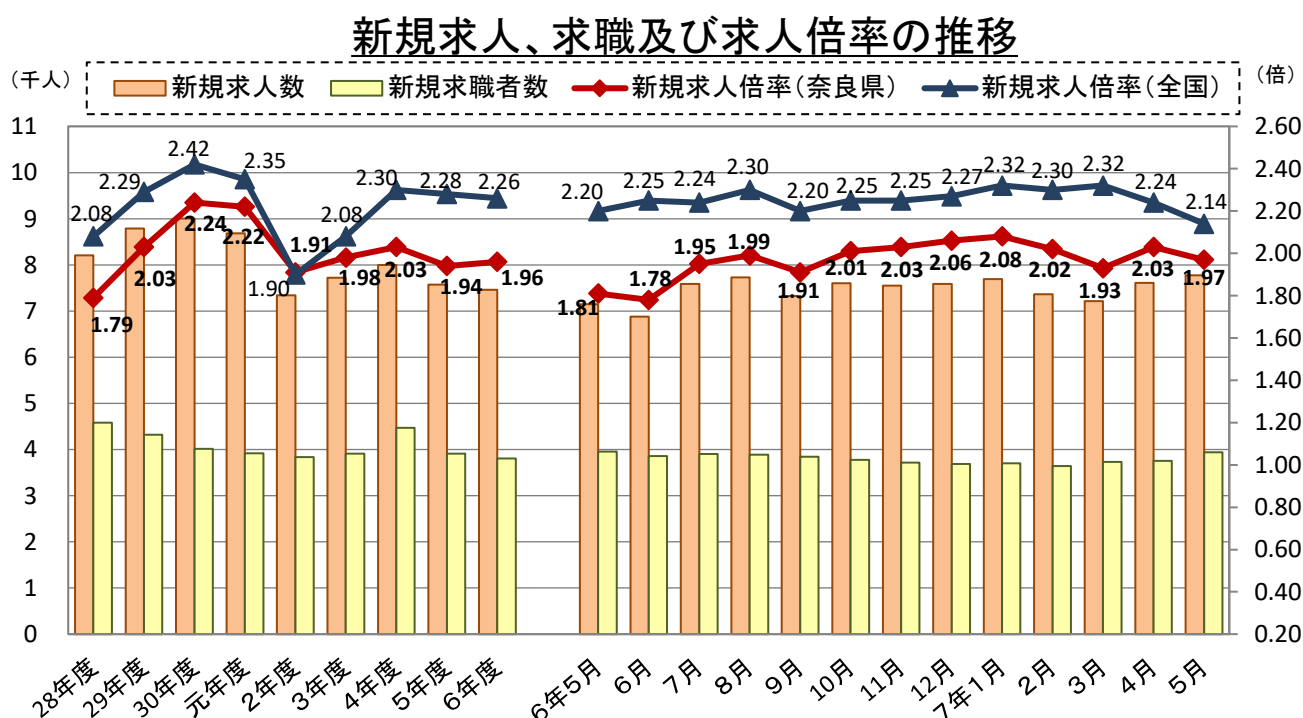
※ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、特段の記載があるものを除き、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれています。

◆ 新規求人、求職、求人倍率の状況

- 新規求人数(季節調整値)は 7,773人で、前月に比べて166人増加し、2.2%増となりました。
- 新規求職者数(季節調整値)は 3,937人で、前月に比べて183人増加し、4.9%増となりました。
- 新規求職者(常用)の状況から
 - 在職者は 965人となり、前年同月と比較すると 7.7%減となりました。
 - 離職者は 2,693人となり、前年同月と比較すると 3.6%減となりました。
 - 離職者のうち事業主都合離職者は 579人となり、前年同月と比較すると13.8%減となりました。
 - 離職者のうち自己都合離職者は 1,842人となり、前年同月と比較すると 0.5%増となりました。
- 新規求人倍率(季節調整値)は 1.97倍となり、前月に比べて 0.06ポイント下回りました。

新規求人倍率(季節調整値)

5月	奈良県	1.97倍	近畿	2.15倍	全国	2.14倍
4月	奈良県	2.03倍	近畿	2.22倍	全国	2.24倍



(注) 年度別の数値は原数値で、月別の数値は季節調整値である。なお、令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

◆ 産業別新規求人の状況

- 新規求人数の多い産業は、次のとおりです。

- P 医療、福祉は 2,587人で、前年同月と比べて、13.4%増となりました。
- E 製造業は 835人で、前年同月と比べて、2.5%増となりました。
- H 運輸業、郵便業は 1,087人で、前年同月と比べて、16.1%増となりました。
- I 卸売業、小売業は 606人で、前年同月と比べて、5.8%減となりました。
- R サービス業(他に分類されないもの)は 638人で、前年同月と比べて、9.9%減となりました。
- S.T 公務(他に分類されるものを除く)・その他は 179人で、前年同月と比べて、21.1%減となりました。
- M 宿泊業、飲食サービス業は 507人で、前年同月と比べて、7.0%増となりました。
- D 建設業は 367人で、前年同月と比べて、7.8%減となりました。

- 主な産業(300人以上)のうち前年同月比で新規求人数の増加・減少が多い産業は、次のとおりです。

- 【増加】 P 医療、福祉は 2,587人で、前年同月と比べて、13.4%増となりました。
- E 製造業は 835人で、前年同月と比べて、2.5%増となりました。
- H 運輸業、郵便業は 1,087人で、前年同月と比べて、16.1%増となりました。
- M 宿泊業、飲食サービス業は 507人で、前年同月と比べて、7.0%増となりました。
- 【減少】 R サービス業(他に分類されないもの)は 638人で、前年同月と比べて、9.9%減となりました。
- I 卸売業、小売業は 606人で、前年同月と比べて、5.8%減となりました。
- D 建設業は 367人で、前年同月と比べて、7.8%減となりました。

産業別一般新規求人状況（新産業分類区分）（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

奈良労働局

令和7年5月

産 業 別		新規求人数			
		令和7年5月	令和7年4月	令和6年5月	対前年比
A.B. 農、林、漁業(01～04)		58	131	48	20.8
C 鉱業、砕石業、砂利採取業(05)		0	0	0	0.0
D 建設業(06～08)		367	449	398	▲ 7.8
(06 総合工事業)		171	246	229	▲ 25.3
E 製造業(09～32)		835	840	815	2.5
09 食料品製造業		145	144	131	10.7
10 飲料・たばこ・飼料製造業		24	10	29	▲ 17.2
11 繊維工業		57	85	51	11.8
12 木材・木製品製造業(家具を除く)		31	27	20	55.0
13 家具・装備品製造業		11	14	7	57.1
14 パルプ・紙・紙加工品製造業		38	53	29	31.0
15 印刷・同関連業		23	22	31	▲ 25.8
16 化学工業		64	59	53	20.8
17 石油製品・石炭製品製造業		0	0	5	▲ 100.0
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)		148	132	130	13.8
19 ゴム製品製造業		39	12	31	25.8
21 窯業・土石製品製造業		20	18	18	11.1
22 鉄鋼業		10	4	17	▲ 41.2
23 非鉄金属製造業		4	10	4	0.0
24 金属製品製造業		67	75	61	9.8
25 はん用機械器具製造業		44	41	23	91.3
26 生産用械器具製造業		23	23	40	▲ 42.5
27 業務用機械器具製造業		3	6	4	▲ 25.0
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業		18	11	13	38.5
29 電気機械器具製造業		26	43	16	62.5
30 情報通信機械器具製造業		0	0	3	▲ 100.0
31 輸送用機械器具製造業		15	14	53	▲ 71.7
20, 32 その他の製造業		25	37	46	▲ 45.7
F 電気・ガス・熱供給・水道業(33～36)		4	5	6	▲ 33.3
G 情報通信業(37～41)		39	29	47	▲ 17.0
(39 情報サービス業)		33	25	38	▲ 13.2
H 運輸業、郵便業(42～49)		1,087	550	936	16.1
I 卸売業、小売業(50～61)		606	705	643	▲ 5.8
50～55 卸売業		158	144	155	1.9
56～61 小売業		448	561	488	▲ 8.2
(56 各種商品小売業)		18	43	24	▲ 25.0
J 金融業、保険業(62～67)		12	38	7	71.4
K 不動産業、物品賃貸業(68～70)		52	75	73	▲ 28.8
L 学術研究、専門・技術サービス業(71～74)		179	233	194	▲ 7.7
M 宿泊業、飲食サービス業(75～77)		507	439	474	7.0
(76 飲食店)		396	333	320	23.8
N 生活関連サービス業、娯楽業(78～80)		242	188	224	8.0
O 教育、学習支援業(81, 82)		141	118	89	58.4
P 医療、福祉(83～85)		2,587	2,991	2,282	13.4
(83 医療業)		627	879	630	▲ 0.5
(85 社会保険・社会福祉・介護事業)		1,958	2,109	1,647	18.9
Q 複合サービス事業(86, 87)		59	38	57	3.5
R サービス業(他に分類されないもの)(88～96)		638	656	708	▲ 9.9
(91 職業紹介・労働者派遣業)		172	139	134	28.4
(92 その他の事業サービス業)		345	387	402	▲ 14.2
S. T 公務(他に分類されるものを除く)・その他(97, 98, 99)		179	165	227	▲ 21.1
合 計		7,592	7,650	7,228	5.0
事業所規模	29人以下	4,550	4,495	4,188	8.6
	30～99人	2,118	1,917	2,108	0.5
	100～299人	715	970	715	0.0
	300～499人	64	167	57	12.3
	500～999人	144	88	146	▲ 1.4
	1000人以上	1	13	14	▲ 92.9

(注) 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。

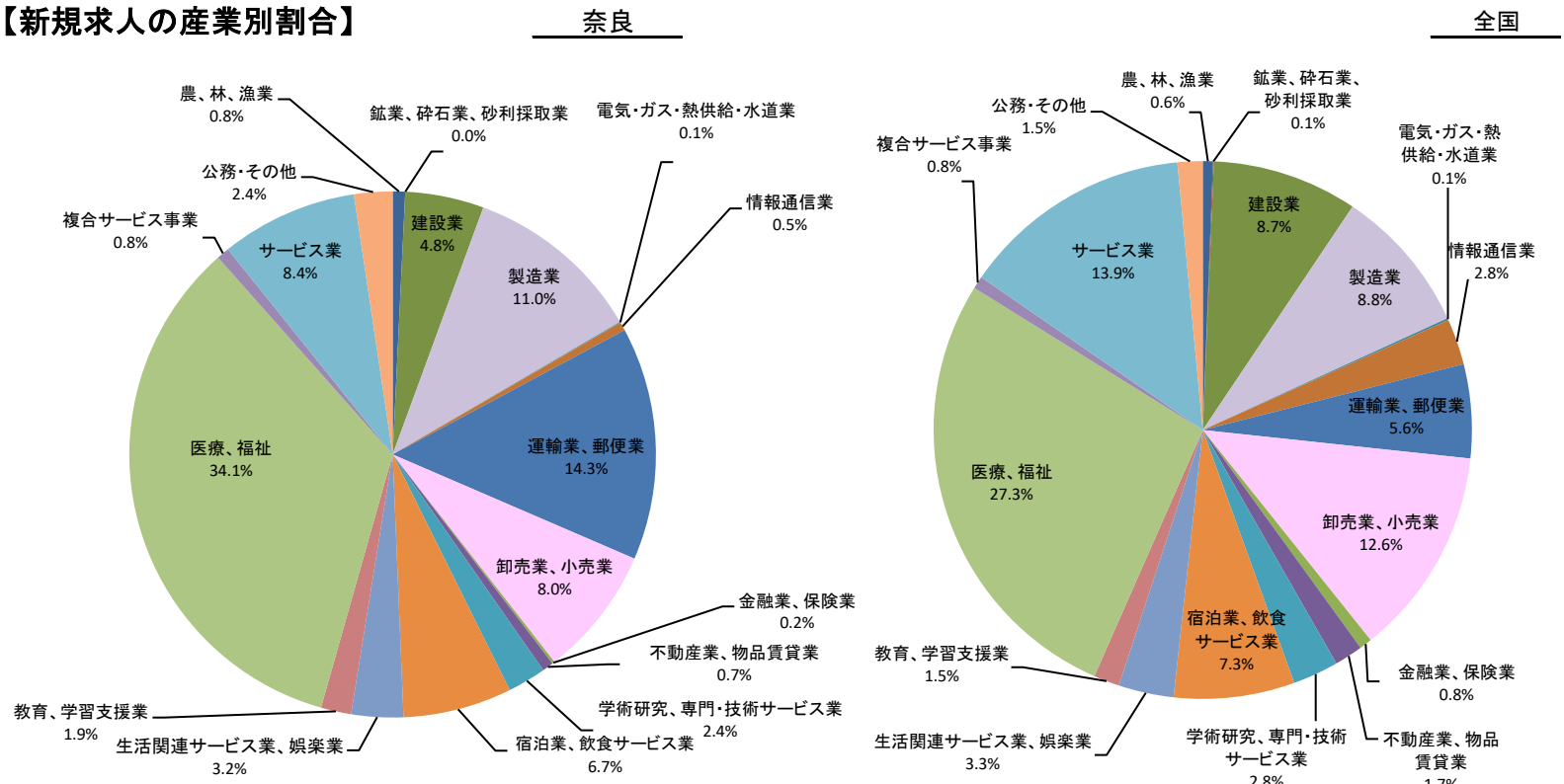
【産業別新規求人数】

奈良労働局

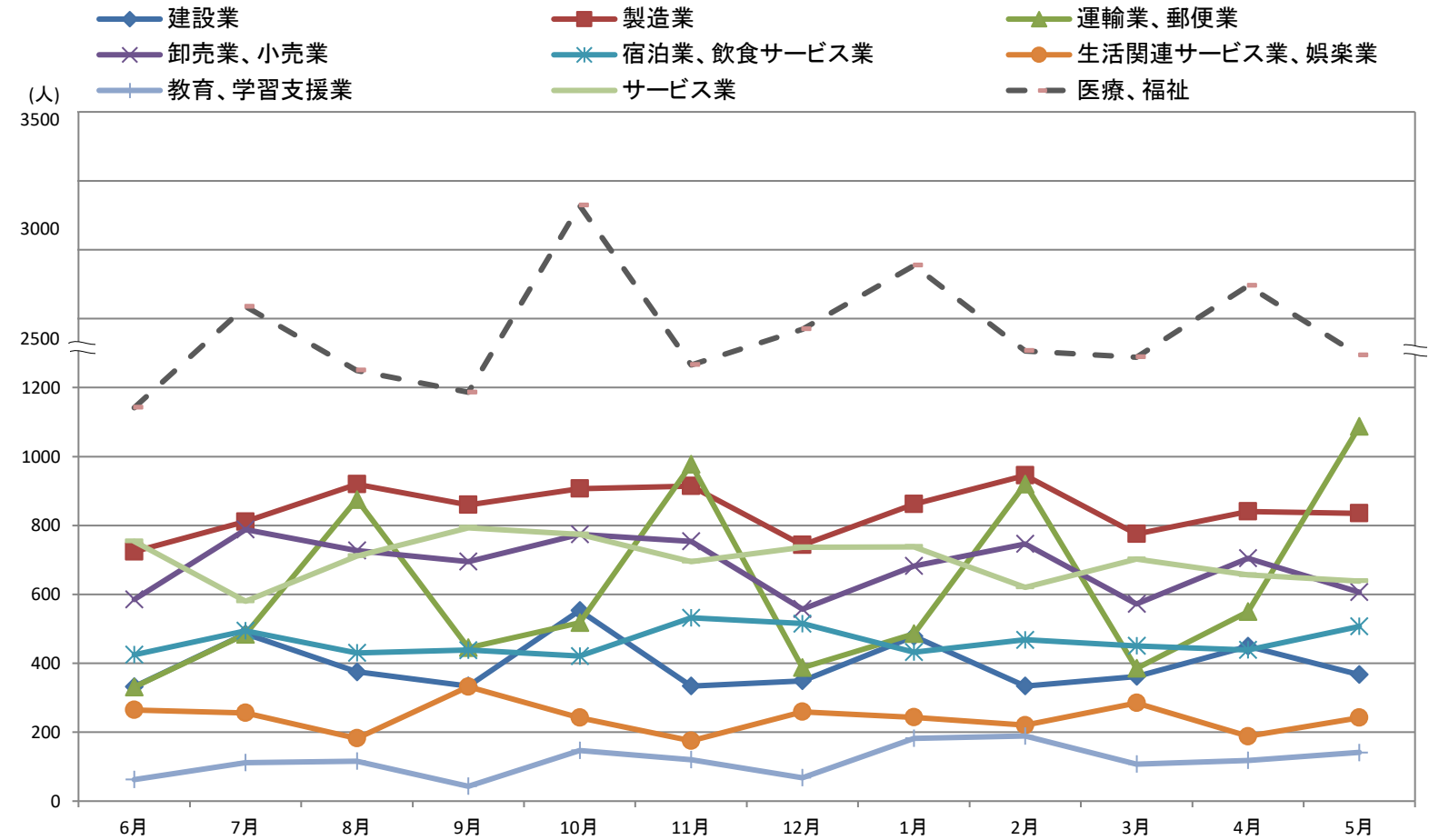
産 業 別	新規求人数(人)			前年同月比			全国 全数
	全数	パートを除く	パートタイム	全数	パートを除く	パートタイム	
A.B. 農、林、漁業(01～04)	58	17	41	20.8	41.7	13.9	4,766
C 鉱業、砕石業、砂利採取業(05)	0	0	0	0.0	0.0	0.0	427
D 建設業(06～08)	367	319	48	▲ 7.8	▲ 9.9	9.1	68,681
E 製造業(09～32)	835	531	304	2.5	4.1	▲ 0.3	68,998
F 電気・ガス・熱供給・水道業(33～36)	4	4	0	▲ 33.3	▲ 20.0	▲ 100.0	894
G 情報通信業(37～41)	39	34	5	▲ 17.0	▲ 5.6	▲ 54.5	21,723
H 運輸業、郵便業(42～49)	1,087	984	103	16.1	20.7	▲ 14.9	44,328
I 卸売業、小売業(50～61)	606	241	365	▲ 5.8	▲ 24.2	12.3	98,882
J 金融業、保険業(62～67)	12	7	5	71.4	133.3	25.0	5,905
K 不動産業、物品賃貸業(68～70)	52	36	16	▲ 28.8	▲ 20.0	▲ 42.9	13,415
L 学術研究、専門・技術サービス業(71～74)	179	148	31	▲ 7.7	▲ 12.4	24.0	21,619
M 宿泊業、飲食サービス業(75～77)	507	162	345	7.0	5.2	7.8	57,001
N 生活関連サービス業、娯楽業(78～80)	242	86	156	8.0	19.4	2.6	26,089
O 教育、学習支援業(81, 82)	141	40	101	58.4	66.7	55.4	12,156
P 医療、福祉(83～85)	2,587	1,167	1,420	13.4	12.2	14.3	214,272
Q 複合サービス事業(86, 87)	59	46	13	3.5	24.3	▲ 35.0	5,925
R サービス業(他に分類されないもの)(88～96)	638	340	298	▲ 9.9	▲ 3.1	▲ 16.5	109,072
S, T 公務(他に分類されるものを除く)・その他(97, 98, 99)	179	53	126	▲ 21.1	▲ 46.5	▲ 1.6	11,865
合 計	7,592	4,215	3,377	5.0	4.2	6.1	786,018

(注) 令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分による。

【新規求人の産業別割合】



【主要産業における新規求人数の推移】



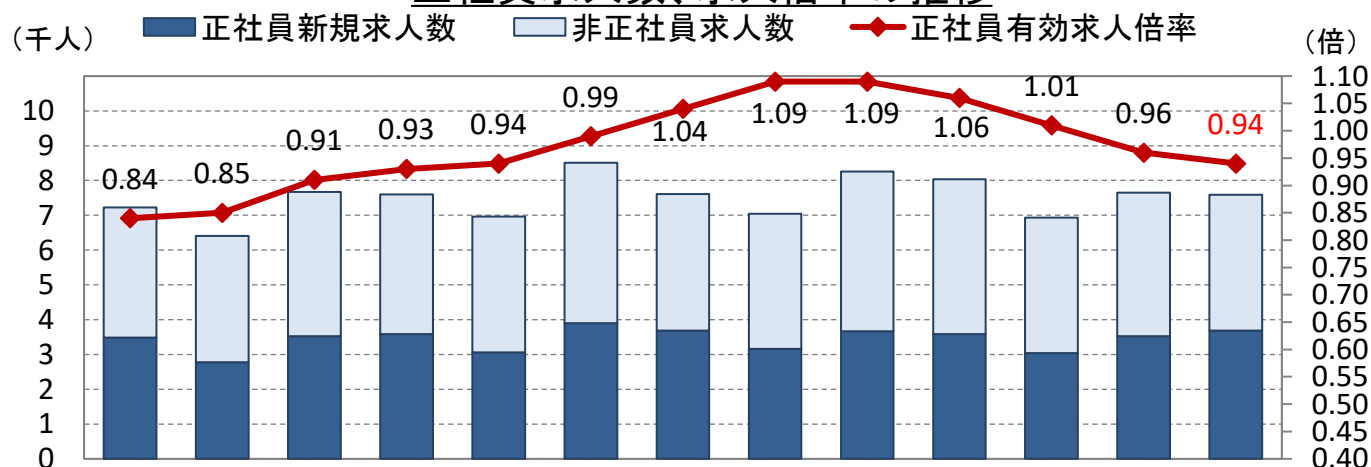
◆ 正社員求人の状況

- 正社員有効求人倍率(原数値)は 0.94倍で、前年同月と比較すると0.10ポイント上回りました。
- 正社員新規求人数は3,684人で、前年同月と比較すると5.8%増となりました。
- 新規求人数に占める正社員求人の割合は 48.5%となりました。
前年同月と比較すると0.3ポイント増となりました。

正社員有効求人倍率(原数値)

5月	奈良県	0.94倍	近畿	0.88倍	全国	0.98倍
4月	奈良県	0.96倍	近畿	0.90倍	全国	0.99倍
6年5月	奈良県	0.84倍	近畿	0.84倍	全国	0.94倍
5年5月	奈良県	0.84倍	近畿	0.88倍	全国	0.96倍

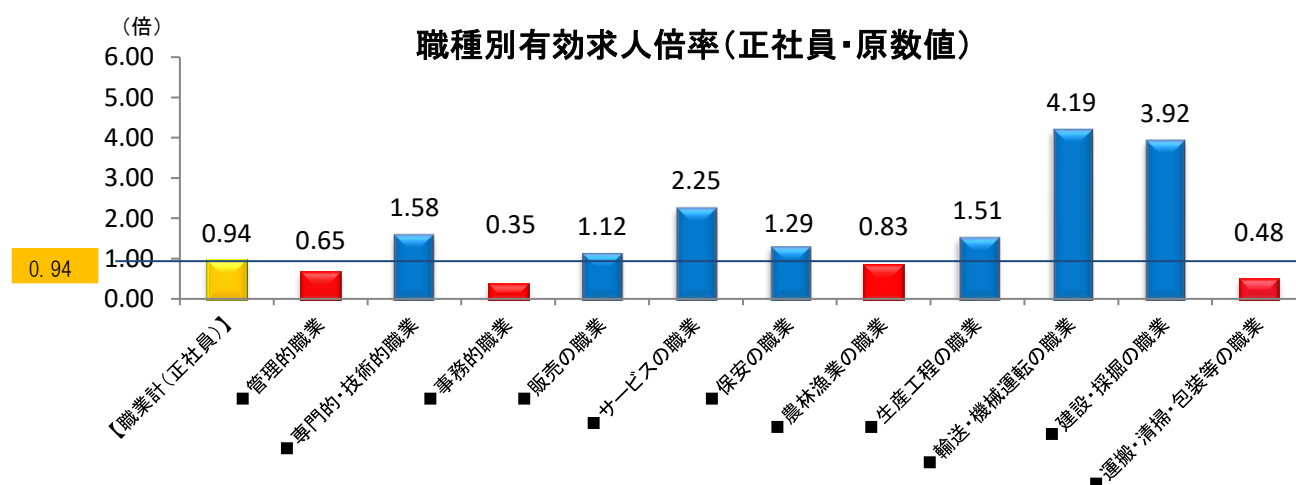
正社員求人数、求人倍率の推移



	6年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	7年1月	2月	3月	4月	5月
正社員新規求人数	3,483	2,781	3,520	3,585	3,064	3,899	3,691	3,160	3,670	3,588	3,038	3,528	3,684
新規求人正社員割合	48.2	43.4	45.9	47.2	44.0	45.8	48.5	44.9	44.5	44.6	43.8	46.1	48.5
正社員有効求人倍率	0.84	0.85	0.91	0.93	0.94	0.99	1.04	1.09	1.09	1.06	1.01	0.96	0.94

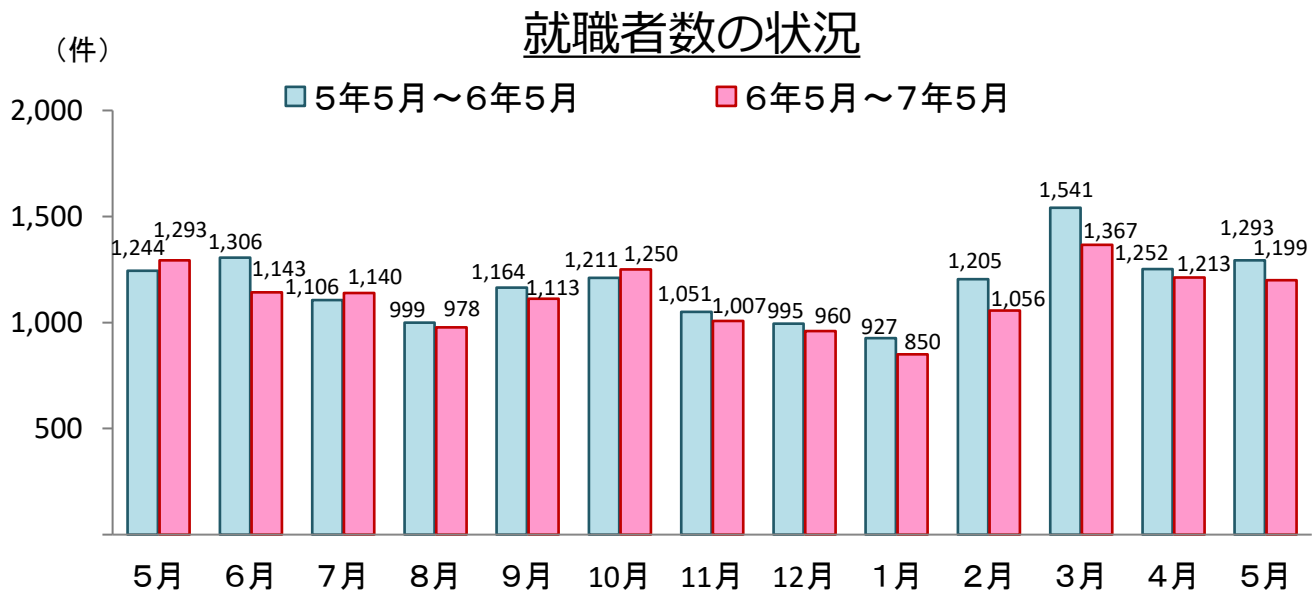
(注) 正社員有効求人倍率は、正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の月間有効求職者には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

- 正社員の職業別有効求人倍率については、管理的職業、事務的職業、農林漁業の職業、運搬・清掃・包装等の職業で、職業計(0.94)を下回っている状況となっています。



◆ 就職の状況

- 就職件数は1,199件で、前年同月に比べて7.3%減となりました。
一般フルタイムは 431件(前年同月比17.7%減)、パートは 768件(前年同月比0.1%減)です。
- 正社員就職件数は 333件で、前年同月に比べて15.9%減となりました。
就職件数(全数)に占める正社員就職件数の割合は 27.8%で、前年同月に比べて2.8ポイント減となりました。



◆ 就業地別の求人数を用いた求人倍率

- 就業地別有効求人倍率は **1.36倍**となり、前月を0.01ポイント下回りました。
- 就業地別新規求人倍率は **2.16倍**となり、前月を0.22ポイント下回りました。

参考: 就業地別の統計を取り始めた2005年(平成17年)2月以降の就業地別有効求人倍率の過去最高値は、令和元年5月の1.74倍。

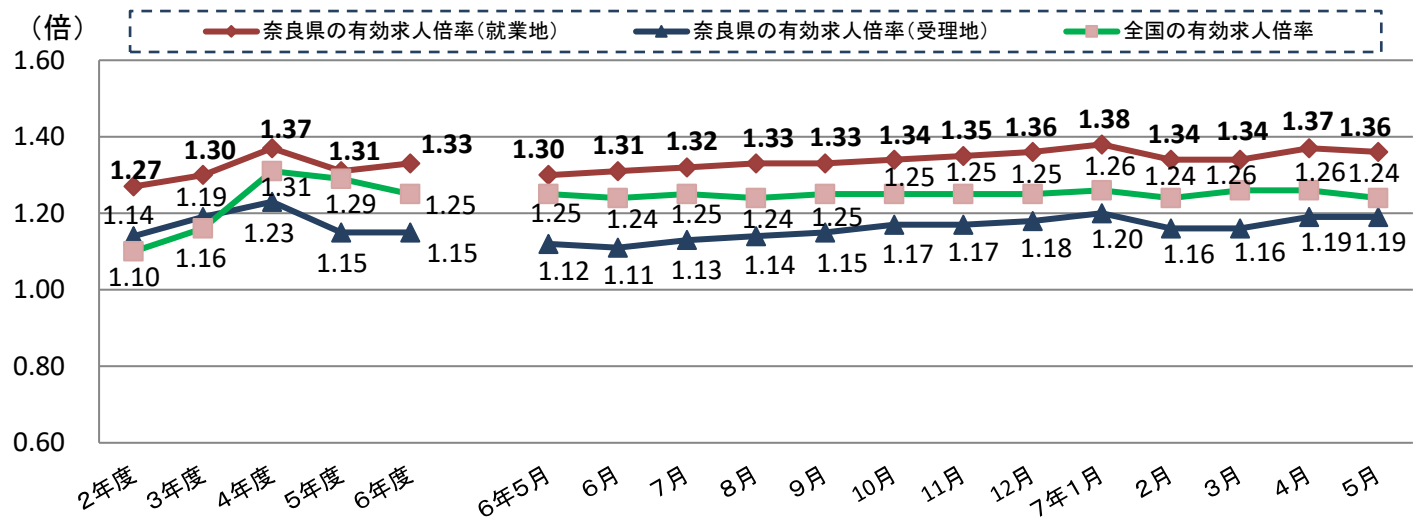
- 就業地別の有効求人数(季節調整値)は 24,675人で、前月に比べて180人増加し、0.7%増となりました。
- 就業地別の新規求人数(季節調整値)は 8,518人で、前月に比べて428人減少し、4.8%減となりました。

「就業地別の求人数」とは、
全国のハローワークで受理した求人から、実際の就業地が奈良県内となっている求人数を抽出し、これを用いて就業地別求人倍率を算出しました。

(注) ・就業地として複数の市区町村が挙げられている求人については、求人数を該当の市区町村に割り当てることにより集計しています。

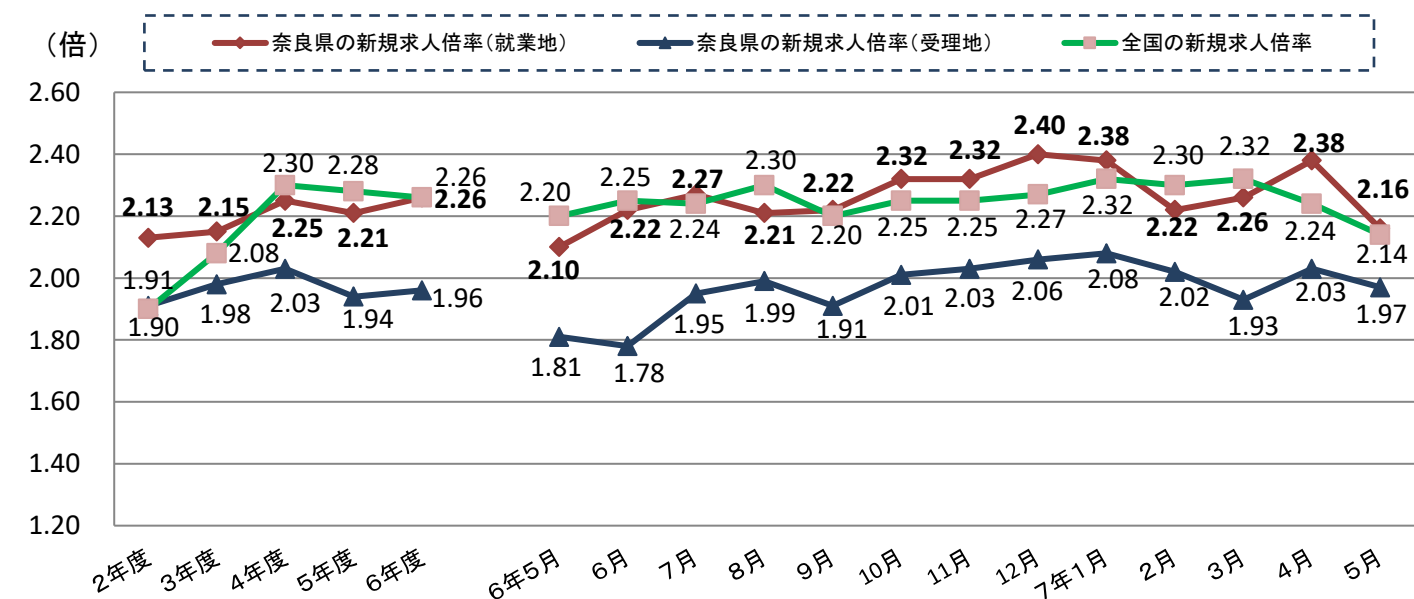
※通常、公表している求人倍率(1ページ、2ページ、5ページ等)は、県内のハローワークが受理した求人数を用いて算出したもので、受理地別求人倍率と言います。
※求職者数は、受理地別求人倍率と同じ数値を用いています。

有効求人倍率の推移(就業地別・受理地別)



年度計は原数値であり、月別の数値は季節調整値である。
令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。

新規求人倍率の推移(就業地別・受理地別)



年度計は原数値であり、月別の数値は季節調整値である。
令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。

5月 有効求人倍率 (季節調整値)	府県名	奈良	滋賀	京都	大阪	兵庫	和歌山	近畿	全国
	受理地別	③ 1.19	⑤ 1.02	① 1.29	② 1.21	⑥ 1.00	④ 1.15	1.16	1.24
	就業地別	① 1.36	③ 1.30	② 1.31	⑥ 1.05	⑤ 1.15	④ 1.23	1.15	

5月 新規求人倍率 (季節調整値)	府県名	奈良	滋賀	京都	大阪	兵庫	和歌山	近畿	全国
	受理地別	④ 1.97	⑥ 1.76	① 2.64	② 2.30	⑤ 1.83	③ 2.05	2.15	2.14
	就業地別	③ 2.16	② 2.19	① 2.59	⑤ 2.07	⑥ 2.04	④ 2.11	2.14	

※受理地別・就業地別各求人倍率の①～⑥は、近畿各労働局内の順位を記載している。

公共職業安定所別 業務取扱状況

令和7年5月

職業紹介状況

(単位：人、%)

		奈良局計	奈 良	大和高田	桜 井	下 市	大和郡山
1	新規求職	4,096	1,532	1,402	412	221	529
2	月間有効求職	19,239	7,041	6,567	2,152	996	2,483
3	紹 介	4,270	1,639	1,421	411	234	565
4	就 職	1,196	392	444	122	103	135
	雇用保険受給者	344	122	120	31	30	41
	雇用保険受給者の早期再就職	382	173	126	33	17	33
5	新規求人	7,592	3,402	2,166	699	447	878
6	月間有効求人	20,693	8,593	5,885	2,192	1,363	2,660
7	充 足	1,091	410	376	114	84	107
8	就職率 % (新規)	29.2	25.6	31.7	29.6	46.6	25.5
9	充足率 % (新規)	14.4	12.1	17.4	16.3	18.8	12.2

※雇用保険受給者の早期再就職数＝3月実績

・ハローワーク利用登録者による数値を用いており、令和3年9月以降は充足のみ、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した数値を含みます。

(単位：倍)

求人倍率	新規	1.85	2.22	1.54	1.70	2.02	1.66
	有効	1.08	1.22	0.90	1.02	1.37	1.07

求人倍率は原数値

雇用保険

(単位：人、日、千円)

一般	受給資格決定	1,482	582	477	162	61	200
	初 回 受 給 者	1,289	575	391	120	65	138
	受給者実人員	4,123	1,703	1,316	400	193	511
基本手当 基本	給 付 延 日 数	102,447	41,658	33,466	9,597	4,769	12,957
	給 付 金 額	536,341	223,299	173,733	47,436	23,577	68,297
	支 給 終 了 者	547	208	195	57	20	67

・受給資格決定件数は速報値であり、修正があり得ます。

最 近 の 雇 用 失 業 情 勢 (1) 【主要指標】

奈良労働局職業安定部

項 目 年 月		新 規				新規求人	有効				有効求人	就職率				充 足		充 足 率		紹介件数		相談件数 (一般)		
		求 職		求 人		倍 率 (季調)	求 職		求 人		倍 率 (季調)	就 職		新 規				新 規						
																		前年比	前年比					
		求 職	前年比	求 人	前年比	(季調)	求 職	前年比	求 人	前年比	(季調)	就 職	前年比	新 規	前年比	充 足	前年比	新 規	前年比		前年比		前年比	
平成26年度		60,541	▲ 3.0	82,362	▲ 1.7	1.36	253,048	▲ 6.4	225,223	▲ 0.6	0.89	20,613	▲ 7.4	34.0	▲ 1.7	18,348	▲ 7.2	22.3	▲ 1.3	109,675	▲ 14.2	203,304	▲ 6.4	
平成27年度		58,675	▲ 3.1	92,815	12.7	1.58	244,184	▲ 3.5	253,703	12.6	1.04	19,815	▲ 3.9	33.8	▲ 1.9	17,619	▲ 4.0	19.0	▲ 4.6	99,604	▲ 9.2	197,780	▲ 2.7	
平成28年度		54,959	▲ 6.3	98,468	6.1	1.79	231,819	▲ 5.1	272,781	7.5	1.18	19,222	▲ 3.0	35.0	1.2	17,103	▲ 2.9	17.4	▲ 1.6	88,798	▲ 10.8	212,767	7.6	
平成29年度		51,867	▲ 5.6	105,419	7.1	2.03	218,522	▲ 5.7	291,747	7.0	1.34	18,514	▲ 3.7	35.7	0.7	16,529	▲ 3.4	15.7	▲ 1.7	80,026	▲ 9.9	204,115	▲ 4.1	
平成30年度		48,199	▲ 7.1	108,079	2.5	2.24	203,047	▲ 7.1	302,096	3.5	1.49	17,289	▲ 6.6	35.9	0.2	15,242	▲ 7.8	14.1	▲ 1.6	69,072	▲ 13.7	195,540	▲ 4.2	
平成31年度		46,994	▲ 2.5	104,187	▲ 3.6	2.22	202,222	▲ 0.4	297,141	▲ 1.6	1.47	16,115	▲ 6.8	34.3	▲ 1.6	14,146	▲ 7.2	13.6	▲ 0.5	64,946	▲ 6.0	194,293	▲ 0.6	
令和2年度		46,022	▲ 2.1	88,059	▲ 15.5	1.91	215,697	6.7	245,614	▲ 17.3	1.14	14,536	▲ 9.8	31.6	▲ 2.7	12,958	▲ 8.4	14.7	1.1	62,936	▲ 3.1	223,110	14.8	
令和3年度		46,879	1.9	92,631	5.2	1.98	214,969	▲ 0.3	256,595	4.5	1.19	14,584	0.3	31.1	▲ 0.5	13,006	0.4	14.0	▲ 0.7	62,110	▲ 1.3	221,170	▲ 0.9	
令和4年度		48,269	3.0	98,113	5.9	2.03	221,725	3.1	273,188	6.5	1.23	14,950	2.5	31.0	▲ 0.1	13,256	1.9	13.5	▲ 0.5	56,163	▲ 9.6	215,109	▲ 2.7	
令和5年度		46,938	▲ 2.8	90,875	▲ 7.4	1.94	222,631	0.4	255,770	▲ 6.4	1.15	14,136	▲ 5.4	30.1	▲ 0.9	12,487	▲ 5.8	13.7	0.2	52,986	▲ 5.7	210,488	▲ 2.1	
令和5年	4月	5,346	▲ 1.5	6,965	▲ 20.7	1.73	20,084	2.0	21,276	▲ 7.2	1.14	1,387	▲ 0.1	25.9	0.3	1,228	0.5	17.6	3.7	4,577	▲ 6.5	18,341	▲ 7.6	
	5	4,289	1.7	7,669	▲ 1.1	2.02	20,114	1.3	21,036	▲ 5.5	1.16	1,244	▲ 2.3	29.0	▲ 1.2	1,128	0.4	14.7	0.2	4,554	▲ 4.2	18,386	▲ 1.2	
	6	3,892	▲ 3.3	7,559	▲ 3.2	2.06	19,956	1.7	20,736	▲ 7.0	1.16	1,306	▲ 1.4	33.6	0.7	1,152	▲ 0.7	15.2	0.3	4,680	▲ 5.4	18,543	▲ 2.2	
	7	3,485	0.9	7,370	▲ 9.0	1.94	18,772	1.8	20,961	▲ 5.0	1.17	1,106	▲ 3.5	31.7	▲ 1.5	946	▲ 4.3	12.8	0.6	4,068	0.6	17,601	2.9	
	8	3,643	▲ 2.0	7,890	0.4	2.04	18,540	1.7	21,409	▲ 4.3	1.18	999	▲ 4.1	27.4	▲ 0.6	903	▲ 4.1	11.4	▲ 0.6	3,851	▲ 7.5	17,902	▲ 2.6	
	9	3,838	▲ 1.7	7,248	▲ 9.5	1.92	18,407	1.3	21,135	▲ 7.2	1.15	1,164	▲ 4.5	30.3	▲ 0.9	1,026	▲ 4.0	14.2	0.8	4,369	▲ 6.3	17,633	▲ 3.3	
	10	3,871	0.7	8,051	▲ 8.4	1.93	18,277	▲ 0.3	21,628	▲ 6.9	1.15	1,211	▲ 1.5	31.3	▲ 0.7	1,075	▲ 0.3	13.4	1.1	4,472	▲ 1.6	18,101	2.5	
	11	3,370	▲ 1.3	7,550	▲ 4.1	1.90	17,802	▲ 0.0	21,409	▲ 7.7	1.15	1,051	▲ 11.7	31.2	▲ 3.7	929	▲ 10.3	12.3	▲ 0.9	4,045	▲ 5.0	16,695	▲ 1.2	
	12	2,891	▲ 0.7	6,794	▲ 7.5	1.82	16,895	1.1	20,842	▲ 5.7	1.13	995	▲ 2.5	34.4	▲ 0.7	858	▲ 4.0	12.6	0.4	3,107	▲ 2.8	14,875	▲ 0.1	
	令和6年	1月	4,230	▲ 5.4	8,186	▲ 7.5	1.97	17,389	0.2	21,284	▲ 6.0	1.13	927	▲ 3.9	21.9	0.3	779	▲ 7.9	9.5	▲ 0.1	4,523	▲ 10.5	17,011	▲ 1.4
	2	4,221	▲ 4.5	8,496	▲ 5.2	1.91	17,941	▲ 2.0	22,454	▲ 6.5	1.13	1,205	▲ 15.9	28.5	▲ 3.9	1,077	▲ 15.5	12.7	▲ 1.5	5,795	▲ 3.8	17,967	▲ 0.6	
	3	3,862	▲ 13.5	7,097	▲ 11.2	1.97	18,454	▲ 4.1	21,600	▲ 7.2	1.13	1,541	▲ 10.4	39.9	1.4	1,386	▲ 14.6	19.5	▲ 0.8	4,945	▲ 12.0	17,433	▲ 9.2	
令和6年度		45,650	▲ 2.7	89,488	▲ 1.5	1.96	218,280	▲ 2.0	251,514	▲ 1.7	1.15	13,409	▲ 5.1	29.4	▲ 0.7	11,759	▲ 5.8	13.1	▲ 0.6	51,046	▲ 3.7	208,882	▲ 0.8	
令和6年	4月	5,414	1.3	7,240	3.9	1.89	19,721	▲ 1.8	20,615	▲ 3.1	1.13	1,252	▲ 9.7	23.1	▲ 2.8	1,092	▲ 11.1	15.1	▲ 2.5	4,813	5.2	19,207	4.7	
	5	4,397	2.5	7,228	▲ 5.8	1.81	19,940	▲ 0.9	20,098	▲ 4.5	1.12	1,293	3.9	29.4	0.4	1,183	4.9	16.4	1.7	4,696	3.1	18,938	3.0	
	6	3,501	▲ 10.0	6,403	▲ 15.3	1.78	19,288	▲ 3.3	19,186	▲ 7.5	1.11	1,143	▲ 12.5	32.6	▲ 1.0	990	▲ 14.1	15.5	0.3	4,097	▲ 12.5	16,700	▲ 9.9	
	7	3,832	10.0	7,670	4.1	1.95	18,688	▲ 0.4	20,005	▲ 4.6	1.13	1,140	3.1	29.7	▲ 2.0	974	3.0	12.7	▲ 0.1	4,228	3.9	18,739	6.5	
	8	3,483	▲ 4.4	7,599	▲ 3.7	1.99	18,253	▲ 1.5	20,490	▲ 4.3	1.14	978	▲ 2.1	28.1	0.7	832	▲ 7.9	10.9	▲ 0.5	3,636	▲ 5.6	17,196	▲ 3.9	
	9	3,609	▲ 6.0	6,966	▲ 3.9	1.91	18,058	▲ 1.9	20,714	▲ 2.0	1.15	1,113	▲ 4.4	30.8	0.5	999	▲ 2.6	14.3	0.1	4,267	▲ 2.3	17,386	▲ 1.4	
	10	3,928	1.5	8,506	5.7	2.01	18,177	▲ 0.5	21,789	0.7	1.17	1,250	3.2	31.8	0.5	1,083	0.7	12.7	▲ 0.7	4,551	1.8	19,061	5.3	
	11	3,155	▲ 6.4	7,606	0.7	2.03	17,589	▲ 1.2	21,640	1.1	1.17	1,007	▲ 4.2	31.9	0.7	853	▲ 8.2	11.2	▲ 1.1	3,796	▲ 6.2	16,460	▲ 1.4	
	12	2,684	▲ 7.2	7,043	3.7	2.06	16,672	▲ 1.3	21,477	3.0	1.18	960	▲ 3.5	35.8	1.4	829	▲ 3.4	11.8	▲ 0.8	2,972	▲ 4.3	14,781	▲ 0.6	
	令和7年	1月	4,044	▲ 4.4	8,256	0.9	2.08	16,756	▲ 3.6	21,826	2.5	1.20	850	▲ 8.3	21.0	▲ 0.9	757	▲ 2.8	9.2	▲ 0.3	4,063	▲ 10.2	16,717	▲ 1.7
	2	3,758	▲ 11.0	8,036	▲ 5.4	2.02	17,265	▲ 3.8	22,216	▲ 1.1	1.16	1,056	▲ 12.4	28.1	▲ 0.4	953	▲ 11.5	11.9	▲ 0.8	5,109	▲ 11.8	16,564	▲ 7.8	
	3	3,845	▲ 0.4	6,935	▲ 2.3	1.93	17,873	▲ 3.1	21,458	▲ 0.7	1.16	1,367	▲ 11.3	35.6	▲ 4.3	1,214	▲ 12.4	17.5	▲ 2.0	4,818	▲ 2.6	17,133	▲ 1.7	
令和7年度		9,396	▲ 4.2	15,242	5.3		38,723	▲ 2.4	41,705	2.4		2,412	▲ 5.2	25.7	▲ 0.2	2,192	▲ 3.6	14.4	▲ 1.3	8,737	▲ 8.1	36,923	▲ 3.2	
令和7年	4月	5,215	▲ 3.7	7,650	5.7	2.03	19,183	▲ 2.7	21,012	1.9	1.19	1,213	▲ 3.1	23.3	0.2	1,101	0.8	14.4	▲ 0.7	4,467	▲ 7.2	18,707	▲ 2.6	
	5	4,181	▲ 4.9	7,592	5.0	1.97	19,540	▲ 2.0	20,693	3.0	1.19	1,199	▲ 7.3	28.7	▲ 0.7	1,091	▲ 7.8	14.4	▲ 2.0	4,270	▲ 9.1	18,216	▲ 3.8	
	6																							
	7																							
	8																							
	9																							
	10																							
	11																							
	12																							
	令和8年	1月	</																					

※令和6年12月以前の季節調整値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。
※紹介件数には、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した数値は含まず。

最近の雇用失業情勢（2）【主要指標】

奈良労働局職業安定部

項 目		新規適用事業所数		廃止事業所数		月末事業所数		被 保 険 者 数		資 格 取 得 数		資 格 喪 失 数						受給資格決定件数		受給者実人員		受給率	事務組合委託数		
			前年対比		前年対比	(平均)	前年対比	(平均)	前年対比		前年対比		前年対比	解雇数	前年対比	離職票 交付数	前年対比	(基本)	前年対比	(基本)	前年対比		事業所数 (平均)	前年対比	
年 月																									
平成23年度		802	1.8	904	50.2	16,580	0.3	214,859	1.5	42,447	▲ 4.6	39,869	7.8	4,031	8.9	27,646	5.3	20,021	▲ 1.3	77,902	▲ 8.2	2.93	5,912	▲ 1.6	
平成24年度		788	▲ 1.7	627	▲ 30.6	16,663	0.5	216,528	0.8	43,109	1.6	40,920	2.6	4,324	7.3	29,184	5.6	19,818	▲ 1.0	76,886	▲ 1.3	2.87	5,866	▲ 0.8	
平成25年度		835	6.0	766	22.2	16,779	0.7	219,796	1.5	44,347	2.9	40,689	▲ 0.6	2,816	▲ 34.9	28,230	▲ 3.3	17,534	▲ 11.5	71,164	▲ 7.4	2.63	5,857	▲ 0.2	
平成26年度		799	▲ 4.3	709	▲ 7.4	16,866	0.5	224,214	2.0	47,066	6.1	41,730	2.6	3,487	23.8	28,296	0.2	16,904	▲ 3.6	61,268	▲ 13.9	2.23	5,836	▲ 0.4	
平成27年度		797	▲ 0.3	720	1.6	16,966	0.6	229,182	2.2	45,688	▲ 2.9	41,020	▲ 1.7	3,237	▲ 7.2	28,130	▲ 0.6	16,439	▲ 2.8	59,098	▲ 3.5	2.10	5,811	▲ 0.4	
平成28年度		937	17.6	643	▲ 10.7	17,165	1.2	234,281	2.3	48,571	6.3	41,345	0.8	2,492	▲ 23.0	27,766	▲ 1.3	14,657	▲ 10.8	50,723	▲ 14.2	1.77	5,796	▲ 0.3	
平成29年度		962	2.7	515	▲ 19.9	17,604	3.8	243,140	3.8	48,309	▲ 0.5	41,751	1.0	2,342	▲ 6.0	28,385	2.2	14,068	▲ 4.0	47,572	▲ 6.2	1.60	5,946	2.6	
平成30年度		759	▲ 21.1	569	10.5	17,886	1.6	246,581	1.4	47,429	▲ 1.8	43,993	5.4	2,411	3.0	29,691	4.6	13,410	▲ 4.7	44,252	▲ 7.0	1.47	6,015	1.2	
平成31年度		717	▲ 25.6	584	▲ 11.1	18,030	0.8	249,927	1.4	47,422	▲ 0.0	43,640	▲ 0.8	2,398	▲ 0.5	29,184	▲ 1.7	13,508	0.7	44,233	▲ 0.0	1.45	6,014	▲ 0.0	
令和2年度		868	21.1	495	▲ 15.2	18,351	1.8	251,074	0.5	44,182	▲ 6.8	43,729	0.2	2,550	6.3	28,385	▲ 2.7	14,487	7.2	53,265	20.4	1.74	6,046	0.5	
令和3年度		766	▲ 11.8	551	11.3	18,696	1.9	251,598	0.2	43,828	▲ 0.8	43,599	▲ 0.3	1,950	▲ 23.5	27,914	▲ 1.7	13,106	▲ 9.5	50,387	▲ 5.4	1.64	6,116	1.2	
令和4年度		751	▲ 2.0	597	8.4	18,839	0.8	251,004	▲ 0.2	44,502	1.5	43,547	▲ 0.1	1,999	2.5	28,792	3.2	13,256	1.1	47,754	▲ 5.2	1.56	6,136	0.3	
令和5年度		782	4.1	592	▲ 0.8	19,015	0.9	250,942	▲ 0.0	44,939	1.0	43,510	▲ 0.1	2,286	14.4	29,721	3.2	13,444	1.4	49,969	4.6	1.63	6,134	▲ 0.0	
令和5年	4月	99	7.6	49	22.5	18,957	0.9	247,458	▲ 1.4	6,207	▲ 23.0	7,998	1.2	437	9.3	5,612	4.3	1,616	▲ 4.2	3,574	0.3	1.42	6,147	▲ 0.1	
	5	72	20.0	60	62.2	18,974	0.8	251,382	▲ 0.6	7,654	39.2	3,672	4.7	215	33.5	2,432	7.8	1,441	7.5	4,155	8.9	1.63	6,142	▲ 0.1	
	6	88	4.8	67	17.5	18,998	0.8	251,917	0.1	3,702	▲ 2.4	3,192	0.1	164	47.7	2,118	3.2	1,179	3.2	4,300	6.3	1.68	6,126	▲ 0.1	
	7	64	▲ 12.3	55	27.9	19,009	0.7	251,906	0.1	3,171	▲ 5.3	3,185	▲ 4.2	172	6.8	2,167	▲ 0.5	1,099	17.4	4,606	7.9	1.80	6,121	▲ 0.2	
	8	52	▲ 11.9	32	▲ 42.9	19,031	0.8	251,530	0.0	2,892	1.2	3,223	2.7	162	40.9	2,194	3.1	1,006	▲ 1.6	4,806	4.8	1.87	6,118	▲ 0.2	
	9	53	▲ 20.9	164	7.9	18,924	0.7	251,149	▲ 0.0	2,768	▲ 7.9	3,133	▲ 1.5	165	16.2	2,254	3.7	1,013	▲ 2.4	4,599	6.2	1.80	6,104	▲ 0.4	
	10	60	30.4	36	▲ 20.0	18,952	0.8	250,890	0.1	3,584	3.3	3,782	▲ 5.3	131	▲ 40.5	2,433	▲ 1.0	1,132	▲ 0.9	4,505	8.2	1.76	6,114	▲ 0.1	
	11	70	45.8	21	▲ 36.4	19,004	1.0	251,361	0.2	3,251	9.1	2,804	2.7	140	23.9	1,862	3.2	983	▲ 1.5	4,157	3.2	1.63	6,128	▲ 0.2	
	12	49	▲ 12.5	20	▲ 58.3	19,034	1.1	251,535	0.2	2,693	11.7	2,596	7.2	208	61.2	1,747	10.4	814	10.6	3,892	2.1	1.52	6,140	0.1	
	令和6年	1月	68	21.4	33	▲ 5.7	19,069	1.2	250,901	0.3	3,010	6.9	3,622	4.3	185	79.6	2,507	5.8	1,112	10.8	3,939	3.4	1.55	6,143	0.2
	2	57	▲ 8.1	25	19.0	19,103	1.1	250,678	0.3	2,973	▲ 5.4	3,181	▲ 0.6	133	▲ 3.6	2,250	15.3	1,054	1.3	3,777	3.5	1.48	6,157	0.4	
	3	50	4.2	30	0.0	19,125	1.2	250,596	0.5	3,034	▲ 2.8	3,122	▲ 10.3	174	▲ 15.5	2,145	▲ 12.8	995	▲ 15.0	3,659	▲ 0.5	1.44	6,167	0.5	
令和6年度		712	▲ 9.0	579	▲ 2.2	19,189	0.9	251,834	0.4	43,691	▲ 2.8	44,052	1.2	2,406	5.2	29,823	0.3	13,280	▲ 1.2	50,136	0.3	1.63	6,106	▲ 0.5	
令和6年	4月	95	▲ 4.0	66	34.7	19,154	1.0	248,639	0.5	6,224	0.3	8,131	1.7	493	12.8	5,628	0.3	1,703	5.4	3,746	4.8	1.48	6,158	0.2	
	5	73	1.4	46	▲ 23.3	19,182	1.1	252,703	0.5	7,812	2.1	3,812	3.8	235	9.3	2,414	▲ 0.7	1,388	▲ 3.7	4,167	0.3	1.62	6,154	0.2	
	6	60	▲ 31.8	60	▲ 10.4	19,181	1.0	252,975	0.4	3,377	▲ 8.8	3,122	▲ 2.2	144	▲ 12.2	1,988	▲ 6.1	1,050	▲ 10.9	4,148	▲ 3.5	1.61	6,130	0.1	
	7	68	6.3	65	18.2	19,183	0.9	252,870	0.4	3,291	3.8	3,446	8.2	141	▲ 18.0	2,396	10.6	1,162	5.7	4,794	4.1	1.86	6,115	▲ 0.1	
	8	57	9.6	45	40.6	19,191	0.8	252,778	0.5	2,747	▲ 5.0	3,149	▲ 2.3	221	36.4	2,212	0.8	1,069	6.3	4,634	▲ 3.6	1.80	6,103	▲ 0.2	
	9	49	▲ 7.5	126	▲ 23.2	19,114	1.0	252,418	0.5	2,605	▲ 5.9	3,188	1.8	141	▲ 14.5	2,216	▲ 1.7	1,009	▲ 0.4	4,594	▲ 0.1	1.79	6,074	▲ 0.5	
	10	73	21.7	28	▲ 22.2	19,155	1.1	251,799	0.4	3,549	▲ 1.0	4,072	7.7	210	60.3	2,605	7.1	1,254	10.8	4,389	▲ 2.6	1.71	6,084	▲ 0.5	
	11	40	▲ 42.9	21	0.0	19,174	0.9	252,090	0.3	2,917	▲ 10.3	2,608	▲ 7.0	122	▲ 12.9	1,801	▲ 3.3	934	▲ 5.0	4,073	▲ 2.0	1.59	6,087	▲ 0.7	
	12	45	▲ 8.2	28	40.0	19,187	0.8	252,185	0.3	2,607	▲ 3.2	2,563	▲ 1.3	147	▲ 29.3	1,700	▲ 2.7	765	▲ 6.0	4,029	3.5	1.57	6,086	▲ 0.9	
	令和7年	1月	57	▲ 16.2	26	▲ 21.2	19,223	0.8	251,413	0.2	2,825	▲ 6.1	3,618	▲ 0.1	179	▲ 3.2	2,533	1.0	1,039	▲ 6.6	4,005	1.7	1.57	6,088	▲ 0.9
	2	44	▲ 22.8	14	▲ 44.0	19,262	0.8	251,196	0.2	2,696	▲ 9.3	2,979	▲												

※令和6年4月以降の受給資格決定件数は速報値であり、修正があり得ます。

令和 6 年 度 奈 良 県 の 最 低 賃 金 改 定 状 況

件名		最低賃金額				引上げ額		引上げ率		答申日	公示日 発効日	影響率 (基礎調査)	専門部会 開催状況
		改正前		現行									
		日額	時間額	日額	時間額	日額	時間額	日額	時間額				
奈良県最低賃金			936		986		50		5.34%	R6. 8. 5	R6. 8. 30 R6. 10. 1	23.9%	7月24日 7月29日 8月1日 8月2日
新産別	奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金		905		*986 905	※奈良県最低賃金適用 R6. 10. 1～				R3. 10. 28	R3. 11. 29 R3. 12. 29		
	奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金		891		*986 891					R3. 10. 28	R3. 11. 29 R3. 12. 29		
	奈良県自動車小売業最低賃金		892		*986 892					R3. 10. 28	R3. 11. 29 R3. 12. 29		
旧産別	奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金 (製材熟練等)	6,527	*986 816	日額については平成元年度以降 金額凍結 ※時間額については奈良県最低賃金適用						S63. 12. 2	S63. 12. 26 H 1. 1. 25		

地域別・年次別最低賃金額及び引き上げ率の推移

		R2年度			R3年度			R4年度			R5年度			R6年度		
		最低賃金額	時間額 引上率	発効年月日	最低賃金額	時間額 引上率	発効年月日	最低賃金額	時間額 引上率	発効年月日	最低賃金額	時間額 引上率	発効年月日	最低賃金額	時間額 引上率	発効年月日
A ラ ン ク	東 京	1,013	0.00	R1.10.1	1,041	2.76	R3.10.1	1,072	2.98	R4.10.1	1,113	3.82	R5.10.1	1,163	4.49	R6.10.1
	神 奈 川	1,012	0.10	R2.10.1	1,040	2.77	R3.10.1	1,071	2.98	R4.10.1	1,112	3.83	R5.10.1	1,162	4.50	R6.10.1
	大 阪	964	0.00	R1.10.1	992	2.90	R3.10.1	1,023	3.13	R4.10.1	1,064	4.01	R5.10.1	1,114	4.70	R6.10.1
	埼 玉	928	0.22	R2.10.1	956	3.02	R3.10.1	987	3.24	R4.10.1	1,028	4.15	R5.10.1	1,078	4.86	R6.10.1
	愛 知	927	0.11	R2.10.1	955	3.02	R3.10.1	986	3.25	R4.10.1	1,027	4.16	R5.10.1	1,077	4.87	R6.10.1
	千 葉	925	0.22	R2.10.1	953	3.03	R3.10.1	984	3.25	R4.10.1	1,026	4.27	R5.10.1	1,076	4.87	R6.10.1
	京 都	909	0.00	R1.10.1	937	3.08	R3.10.1	968	3.31	R4.10.9	1,008	4.13	R5.10.6	1,058	4.96	R6.10.1
B ラ ン ク	兵 庫	900	0.11	R2.10.1	928	3.11	R3.10.1	960	3.45	R4.10.1	1,001	4.27	R5.10.1	1,052	5.09	R6.10.1
	静 岡	885	0.00	R1.10.4	913	3.16	R3.10.2	944	3.40	R4.10.5	984	4.24	R5.10.1	1,034	5.08	R6.10.1
	三 重	874	0.11	R2.10.1	902	3.20	R3.10.1	933	3.44	R4.10.1	973	4.29	R5.10.1	1,023	5.14	R6.10.1
	広 島	871	0.00	R1.10.1	899	3.21	R3.10.1	930	3.45	R4.10.1	970	4.30	R5.10.1	1,020	5.15	R6.10.1
	滋 賀	868	0.23	R2.10.1	896	3.23	R3.10.1	927	3.46	R4.10.6	967	4.31	R5.10.1	1,017	5.17	R6.10.1
	北 海 道	861	0.00	R1.10.3	889	3.25	R3.10.1	920	3.49	R4.10.2	960	4.35	R5.10.1	1,010	5.21	R6.10.1
	茨 城	851	0.24	R2.10.1	879	3.29	R3.10.1	911	3.64	R4.10.1	953	4.61	R5.10.1	1,005	5.46	R6.10.1
	栃 木	854	0.12	R2.10.1	882	3.28	R3.10.1	913	3.51	R4.10.1	954	4.49	R5.10.1	1,004	5.24	R6.10.1
	岐 阜	852	0.12	R2.10.1	880	3.29	R3.10.1	910	3.41	R4.10.1	950	4.40	R5.10.1	1,001	5.37	R6.10.1
	富 山	849	0.12	R2.10.1	877	3.30	R3.10.1	908	3.53	R4.10.1	948	4.41	R5.10.1	998	5.27	R6.10.1
	長 野	849	0.12	R2.10.1	877	3.30	R3.10.1	908	3.53	R4.10.1	948	4.41	R5.10.1	998	5.27	R6.10.1
	福 岡	842	0.12	R2.10.1	870	3.33	R3.10.1	900	3.45	R4.10.8	941	4.56	R5.10.6	992	5.42	R6.10.5
	山 梨	838	0.12	R2.10.9	866	3.34	R3.10.1	898	3.70	R4.10.20	938	4.45	R5.10.1	988	5.33	R6.10.1
	奈 良	838	0.12	R2.10.1	866	3.34	R3.10.1	896	3.46	R4.10.1	936	4.46	R5.10.1	986	5.34	R6.10.1
	群 馬	837	0.24	R2.10.3	865	3.35	R3.10.2	895	3.47	R4.10.8	935	4.47	R5.10.5	985	5.35	R6.10.4
	新 潟	831	0.12	R2.10.1	859	3.37	R3.10.1	890	3.61	R4.10.1	931	4.61	R5.10.1	985	5.80	R6.10.1
	石 川	833	0.12	R2.10.7	861	3.36	R3.10.7	891	3.48	R4.10.8	933	4.71	R5.10.8	984	5.47	R6.10.5
	福 井	830	0.12	R2.10.2	858	3.37	R3.10.1	888	3.50	R4.10.2	931	4.84	R5.10.1	984	5.69	R6.10.5
	岡 山	834	0.12	R2.10.3	862	3.36	R3.10.2	892	3.48	R4.10.1	932	4.48	R5.10.1	982	5.36	R6.10.2
	和 歌 山	831	0.12	R2.10.1	859	3.37	R3.10.1	889	3.49	R4.10.1	929	4.50	R5.10.1	980	5.49	R6.10.1
	徳 島	796	0.38	R2.10.4	824	3.52	R3.10.1	855	3.76	R4.10.6	896	4.80	R5.10.1	980	9.38	R6.11.1
	山 口	829	0.00	R1.10.5	857	3.38	R3.10.1	888	3.62	R4.10.13	928	4.50	R5.10.1	979	5.50	R6.10.1
	宮 城	825	0.12	R2.10.1	853	3.39	R3.10.1	883	3.52	R4.10.1	923	4.53	R5.10.1	973	5.42	R6.10.1
	香 川	820	0.24	R2.10.1	848	3.41	R3.10.1	878	3.54	R4.10.1	918	4.56	R5.10.1	970	5.66	R6.10.2
	島 根	792	0.25	R2.10.1	824	4.04	R3.10.2	857	4.00	R4.10.5	904	5.48	R5.10.6	962	6.42	R6.10.12
	愛 媛	793	0.38	R2.10.3	821	3.53	R3.10.1	853	3.90	R4.10.5	897	5.16	R5.10.6	956	6.58	R6.10.13
	福 島	800	0.25	R2.10.2	828	3.50	R3.10.1	858	3.62	R4.10.6	900	4.90	R5.10.1	955	6.11	R6.10.5
C ラ ン ク	鳥 取	792	0.25	R2.10.2	821	3.66	R3.10.6	854	4.02	R4.10.6	900	5.39	R5.10.5	957	6.33	R6.10.5
	佐 賀	792	0.25	R2.10.2	821	3.66	R3.10.6	853	3.90	R4.10.2	900	5.51	R5.10.14	956	6.22	R6.10.17
	山 形	793	0.38	R2.10.3	822	3.66	R3.10.2	854	3.89	R4.10.6	900	5.39	R5.10.14	955	6.11	R6.10.19
	大 分	792	0.25	R2.10.1	822	3.79	R3.10.6	854	3.89	R4.10.5	899	5.27	R5.10.6	954	6.12	R6.10.5
	青 森	793	0.38	R2.10.3	822	3.66	R3.10.6	853	3.77	R4.10.5	898	5.28	R5.10.7	953	6.12	R6.10.5
	長 崎	793	0.38	R2.10.3	821	3.53	R3.10.2	853	3.90	R4.10.8	898	5.28	R5.10.13	953	6.12	R6.10.12
	鹿 児 島	793	0.38	R2.10.3	821	3.53	R3.10.2	853	3.90	R4.10.6	897	5.16	R5.10.6	953	6.24	R6.10.5
	岩 手	793	0.38	R2.10.3	821	3.53	R3.10.2	854	4.02	R4.10.20	893	4.57	R5.10.4	952	6.61	R6.10.27
	高 知	792	0.25	R2.10.3	820	3.54	R3.10.2	853	4.02	R4.10.9	897	5.16	R5.10.8	952	6.13	R6.10.9
	熊 本	793	0.38	R2.10.1	821	3.53	R3.10.1	853	3.90	R4.10.1	898	5.28	R5.10.8	952	6.01	R6.10.5
	宮 崎	793	0.38	R2.10.3	821	3.53	R3.10.6	853	3.90	R4.10.6	897	5.16	R5.10.6	952	6.13	R6.10.5
	沖 縄	792	0.25	R2.10.3	820	3.54	R3.10.8	853	4.02	R4.10.6	896	5.04	R5.10.8	952	6.25	R6.10.9
	秋 田	792	0.25	R2.10.1	822	3.79	R3.10.1	853	3.77	R4.10.1	897	5.16	R5.10.1	951	6.02	R6.10.1
全国加重平均額		902			930			961			1,004			1,055		

令和6年度 奈良地方最低賃金審議会 開催状況

(1) 本 審

奈 良 労 働 局

年度	第 1 回	第 2 回	第 3 回
通 算	第508回	第509回	第510回
	開催日 令和6年7月2日（火）	開催日 令和6年7月29日（月）	開催日 令和6年8月5日（月）
内 容	○ 奈良県最低賃金の改正について（諮問） ○ 奈良県最低賃金改正の審議の進め方について ○ 審議日程について ○ 運営小委員会の設置, 委員の選出及び委員の指名について	○ 令和6年度地域別最低賃金額改正の目安について（報告） ○ 奈良県最低賃金専門部会委員の任命について ○ 関係労使の意見聴取について	○ 奈良県最低賃金専門部会の審議結果について ○ 奈良県最低賃金の改正決定について（答申） ○ 奈良県特定最低賃金改正の必要性の有無について（諮問）
年度	第 4 回	第 5 回	
通 算	第511回	第512回	
	開催日 令和6年8月21日（水）	開催日 令和7年3月7日（金）	
内 容	○ 運営小委員会の審議結果について ○ 奈良県特定最低賃金の改正の必要性の有無について（答申） ○ 意見に関する異議申出について	○ 奈良県特定最低賃金改正の申出に関する意向表明について ○ 令和7年度奈良県特定最低賃金にかかる必要性審議の進め方について	

令和6年度 奈良地方最低賃金審議会 各専門部会 開催状況

(2) 専門部会

最 低 賃 金 名	第 1 回	第 2 回	第 3 回
	開催日 令和6年7月24日（水）	開催日 令和6年7月29日（月）	開催日 令和6年8月1日（木）
奈 良 県 最 低 賃 金	○ 部会長及び部会長代理の選出について ○ 専門部会の進め方について ○ 専門部会の審議日程について ○ 関係資料について ○ 令和6年度最低賃金に関する基礎調査結果について	○ 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について ○ 金額の審議について	○ 金額の審議について
	第 4 回	第 5 回	
	開催日 令和6年8月2日（金）	開催日 令和6年8月7日（月）	
	○ 金額の審議について ○ 部会報告書の作成 【 結審状況 】 時間額：986円【936円＋50円】 発効日：令和6年10月1日	第4回で結審につき開催なし	
奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	改正の必要性なしにつき開催なし		
奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金	改正の必要性なしにつき開催なし		
奈良県自動車小売業最低賃金	改正の必要性なしにつき開催なし		

令和6年度 奈良地方最低賃金審議会 運営小委員会 開催状況

(3) 運営小委員会

奈良労働局

第 1 回

開催日 令和6年8月7日(水)

○委員長及び委員長代理の選出について

○奈良県特定最低賃金改正決定の必要性の有無について

新しい資本主義の
グランドデザイン及び実行計画
2025年改訂版

令和7年6月13日

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画
2025年改訂版
(目次)

I. 賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現	1
1. 成長型経済の起点となる実質賃金 1 %上昇のノルムの定着	1
2. デフレ時代に固定化されたあらゆる制度の見直し	1
3. 労働供給制約社会の中での「稼ぐ力」の向上	2
II. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画の推進	2
1. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化	4
(1) 官公需における価格転嫁策の強化	4
(2) 労務費等の価格転嫁の更なる推進	6
(3) 中小企業・小規模事業者の知的財産の保護の強化	8
2. サービス業を中心とした中小企業・小規模事業者の生産性向上	8
(1) 業種別の「省力化投資促進プラン」の実行	9
(2) 全国的なサポート体制を通じた業種別の「省力化投資促進プラン」の徹底的な伴走支援と業種横断的な支援の充実	10
(3) 12 業種における省力化投資の具体策	10
(4) 成長志向の中小企業・小規模事業者の挑戦支援	18
(5) 地域の中小企業・小規模事業者における人材の確保	19
3. 事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化	20
(1) M&A の売手側の経営者に対する支援策の強化	21
(2) 経営者から信頼される官民の M&A 支援機能の強化	22
(3) 経営能力に優れた M&A の買手とのマッチング等の支援	22
(4) 地域金融機関による事業継続に向けたコンサルティングの促進	23
(5) 事業承継税制等の検討	23
(6) 経営者保証に依存しない融資の促進と事業承継の際の解除の促進	23
4. 地域で活躍する人材の育成と処遇改善	24
(1) アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成	24
(2) AI 等の技術の進展に応じた幅広い労働者のリ・スキリング	24
(3) 社内外のスキル・賃金水準の可視化と効果的な情報提供	25
(4) 医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げ	25
5. 最低賃金の引上げ	26
III. 投資立国の実現	27
1. 中堅企業の創出・成長加速	27
2. 新たな勝ち筋となる分野での研究開発・輸出の後押し	28
(1) ヘルスケア	29
(2) 防災	30
(3) 農林水産業・食品産業	30
(4) コンテンツ産業活性化戦略の実行	32
(5) 観光	36

(6) 対外経済連携・海外ビジネス展開の推進	37
(7) 対日直接投資の呼び込みの加速化	38
3. GX・DXの着実な推進	38
(1) GX	38
(2) DX	42
4. 経済安全保障等の投資の強化	47
5. PEファンド等への成長投資の強化	47
6. 国内投資のボトルネックである産業用地の確保	48
7. 指名委員会等設置会社の機関設計等の企業統治改革・資本市場改革	48
IV. 「スタートアップ育成5か年計画」の強化.....	49
1. 地方におけるスタートアップの創出など人材・ネットワークの構築	49
2. 資金供給の強化と出口戦略の多様化	51
3. オープンイノベーション・調達の推進	53
V. 科学技術・イノベーション力の強化.....	55
1. 産業競争力を高めることを軸とした戦略的に重要な技術領域への一気通貫での支援	55
2. 基礎研究の成果を国内で産業化するエコシステムの確立	55
3. 大学等の高度な研究・教育と戦略的投資の好循環の実現	56
4. デジタル関連サービスの海外展開	57
5. 先端科学技術分野の取組強化とフロンティアの開拓	57
(1) 量子技術	57
(2) フュージョンエネルギー	58
(3) マテリアル分野	58
(4) 宇宙	58
(5) 海洋	59
(6) 健康・医療	59
(7) 大阪・関西万博	62
VI. 人への投資・多様な人材の活躍推進.....	62
1. 三位一体の労働市場改革の加速	62
(1) リ・スキリングを始めとする能力向上支援	62
(2) 個々の企業の実態に応じたジョブ型人事の導入と人的資本に関する情報開示の充実	63
(3) 労働移動の円滑化	63
2. 多様な人材の活躍推進	64
(1) 副業・兼業の推進	64
(2) 同一労働・同一賃金制の施行の徹底など非正規雇用労働者の処遇改善 ..	64
(3) 働き方改革関連法施行後5年を踏まえた働き方改革の総点検	65
(4) 女性の活躍推進	66
(5) 外国人材の受入れに関する制度整備	66
(6) 留学モビリティの拡大、教育の国際化	66
3. 産業人材育成プラン	66

VII. 資産運用立国の取組の深化	69
1. 資産運用立国の更なる推進	69
2. 家計の安定的な資産形成	70
3. 中小企業等の成長に資する金融サービスの充実と多様な資産運用商品の提供	71
4. 企業価値の向上・コーポレートガバナンス	72
5. 資産運用業・アセットオーナーシップの更なる高度化	73
VIII. 地方経済の高度化	74
1. 地方におけるイノベーション拠点の強化	74
2. 企業資金の地方への呼び込み	74
3. 地方経済を支える新時代のインフラ整備・安心の確保	75
(1) ワット・ビット連携の推進	75
(2) 地方の自動運転の社会実装の加速化・地域交通のり・デザイン	76
(3) 光ファイバ・5G等のデジタルインフラの整備	77
(4) 広域交通インフラの整備、国土強靱化、防災・減災投資の加速	77
(5) 文化芸術・スポーツを通じた地方創生	78
4. 福島を始め東北における新産業の創出・能登半島地震からの復旧・復興	78
IX. 新しい資本主義実現に向けた取組の確実な推進	79
1. 全府省庁における予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の総点検と見直し	79
2. フォローアップ等	79
(1) フォローアップ	80
(2) EBPM の推進	80
(3) 行政保有データの利用制約の緩和	80
(4) 官と民の連携	80

1. 賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現

1. 成長型経済の起点となる実質賃金1%上昇のノルムの定着

賃上げこそが成長戦略の要である。

新しい資本主義では、これまで、賃上げ・設備投資・スタートアップ育成・イノベーションのための施策に一体的に取り組むとともに、社会全体での賃上げの機運醸成に向けて粘り強く官民連携での取組を進めてきた。

今年の春季労使交渉に向けては、ベースアップを念頭に大幅な賃上げへの協力を呼び掛けるとともに、賃上げ環境の整備に加速して取り組んできた。

その結果、日本経済は、現在、33年ぶりの高水準となった昨年を更に上回り、2年連続で5%を上回る水準となっている春季労使交渉での賃上げ¹、過去最高水準の設備投資²、600兆円を超える名目GDPなど、30年間の長きにわたるデフレ経済から完全脱却する歴史的チャンスを手に入れている。

我が国経済は、現在、「賃上げと投資がけん引する成長型経済」へと移行できるか否かの分岐点にあり、この成長型経済を実現するためには、現在の賃上げのすう勢が、我が国の雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者、地方で働く皆様にも行き渡るように取り組むことで、賃上げを起点として、賃上げと投資の好循環を確実なものとし、さらに、その好循環の拡大と加速を図ることが重要である³。

2029年度までの5年間で、日本経済全体で、実質賃金で年1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

この賃上げのノルム（社会通念）の定着のため、今般、「新しい資本主義実行計画」を改訂し、賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現に向けて、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の実行を通じた中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備、投資立国の実現、スタートアップ育成と科学技術・イノベーション力の強化、人への投資・多様な人材の活躍推進、資産運用立国の取組の深化、地方経済の高度化等に、官民が連携して取り組む。

2. デフレ時代に固定化されたあらゆる制度の見直し

日本経済を、賃上げと投資の好循環による成長軌道に確実に乗せていくためには、足元での円安等を背景としたコストプッシュインフレ・物価高への対応を進めるとともに、物価が上昇基調になったことを踏まえ、予算・税制における長年据え置かれたままの様々な公的制度について、国民生活へ深刻な影響が及ばないよう、見直しを進める必要がある。すなわち、国が民間に賃上げと価格転嫁を呼び掛けるだけでなく、今こそ、国が賃上げと価格転嫁の先導役になり、日本経済を絶対にデフレ時代に後戻りさせることのないように、官の取組を進めなければならない。

この観点から、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」において、①働き手の賃上げ原資を確保するための官公需における価格転嫁の徹底、②公定価格（医療・介護・保育・福祉等）の引上げに取り組むとともに、政府自身が物価上昇を上回る賃金上昇の実現に向けて率先垂範すべく、③全府省庁における予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の総点検と見直しを進めることにより、官側の制度がデフレ時代から長年にわたり変更されずに固定化されていないか、それが成長型経済の実現を阻害することになっていないか、あらゆる角度から総点検し、デフレ時

代に固定化されたあらゆる官側の制度の抜本見直しによる我が国のインフレへの対応力の強化を進める。また、官民で消費者のデフレマインドを払拭していく。

3. 労働供給制約社会の中での「稼ぐ力」の向上

官が先導役となって我が国のデフレ心理を払拭した上で、我が国が本格的な労働供給制約社会へと突入し、人手不足が深刻化する中であっても、企業・産業の供給力、すなわち、「稼ぐ力」を高めることで、賃上げと投資の好循環の拡大と加速を図る必要がある。

すなわち、我が国のものづくりの強みをいかして、アジアなど成長市場の活力を取り込み、進化した製造業が勝ち筋を追求するとともに、地方においてサービス業等の生産性向上を実現するといった課題の克服が必要である。

このため、刻々と変化する国際経済環境の中であっても、諸外国における政策変更に揺るがされることなく、GX分野での150兆円超の成長志向型カーボンプライシングの制度化、DX分野での50兆円超のAI・半導体産業基盤フレーム、経済安全保障分野でのサプライチェーン国内回帰策など、国内投資について、予見可能性を高め、規制・制度・支援一体で推し進めていく。また、中堅企業の創出・成長加速、新たな勝ち筋となる分野の研究開発・輸出の後押し、PEファンド（プライベート・エクイティ・ファンド：未上場企業の株式への出資を行うファンド）等への成長投資の強化等を通じて、我が国における投資の量と質の双方を大幅に強化する。さらに、地方におけるスタートアップ・エコシステムの形成と創業後の成長促進の観点からの「スタートアップ育成5か年計画」の強化、大学と企業の双方での科学技術・イノベーション力の強化に取り組む。

海外市場と両輪で、我が国の成長のドライバーとなり得るのは、地方に眠る活力である。伸びしろのある地方においてこそ、賃上げと投資の好循環を拡大させることが重要であり、企業版ふるさと納税の制度改善や、大企業やスタートアップの積極的な投資による拠点整備に大胆なインセンティブが働くよう、税制も含めた環境整備に取り組む。こうした取組も含め、様々なアイデアを実現することにより、全国各地での新しい形の企業城下町の形成を一気呵成に進めていく。

同時に、こうした「稼ぐ力」の向上のための取組と併せて、構造的な賃上げのための三位一体の労働市場改革等の人への投資と多様な人材の活躍推進、国民の長期・安定的な資産形成を支援する「資産運用立国」の取組について、手綱を緩めることなく加速して取り組んでいく。

個別の短期的課題には適切に対処しつつ、それがこうした30年ぶりの我が国の構造的な経済回復のチャレンジを停滞させることのないよう、スピード感を持って取組を進める。

II. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の推進

賃上げこそが成長戦略の要である。

2029年度までの5年間で、日本経済全体で、実質賃金で年1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

特に、我が国の雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備を通じ、全国津々浦々で物価上昇に負けない賃上げを早急に実

現・定着させるため、2029 年度までの 5 年間で集中的に取り組む政策対応を「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」の施策パッケージとして以下に示し、政策資源を総動員してこれを実行する。

具体的には、官公需も含めた価格転嫁・取引適正化、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A 等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める。

取り分け、サービス業を中心に最低賃金の引上げの影響を大きく受ける、人手不足が取り分け深刻と考えられる 12 業種については、業種ごとに生産性向上の目標を掲げ、2029 年度までの 5 年間で集中的な省力化投資・生産性向上を実現するための「省力化投資促進プラン」を強力に実行する。

また、最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を 5 年間で集中的に実施する。

～国・自治体・業種ごとの価格転嫁状況の徹底的な可視化と改善～

中小企業・小規模事業者の賃上げと経営変革の原資の確保のため、地方の中小企業・小規模事業者の需要の多くを占める自治体の官公需（17.4 兆円（2023 年度））及び国・独立行政法人等の官公需（11.0 兆円）において、低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入・活用を進めるとともに、自治体における両制度の導入状況の可視化や重点支援地方交付金の徹底活用等を通じ、的確な発注手続の実施と徹底した価格転嫁を進める。また、価格転嫁率が低い業種を中心に、中小受託取引適正化法の執行強化及び労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の徹底等により、原材料費やエネルギーコストの転嫁はもとより、労務費を含む価格転嫁の商習慣化を社会全体に定着させる。

～5 年間 60 兆円の官民での生産性向上投資と全国 2,000 を超える者によるきめ細かな支援～

2030 年度 135 兆円・2040 年度 200 兆円という新たな官民国内投資目標を必ず達成するため、その重要な担い手である中小企業・小規模事業者が、労働供給制約下においても省力化等を通じて生産性を向上させることができるよう、2029 年度までの 5 年間でおおむね 60 兆円程度（中小企業実態基本調査ベース）の生産性向上のための投資を実現する。このため、12 業種の「省力化投資促進プラン」の実行とともに、全国約 2,200 か所の商工会・商工会議所や中小企業団体中央会等でデジタル支援ツールも活用した全国規模でのサポート、全国約 500 機関の地域金融機関による賃上げ等に悩む中小企業・小規模事業者に対する政府の支援等の紹介やデジタル支援ツールを活用した支援、希望する中小企業・小規模事業者に対する専門家派遣や徹底した伴走支援、複数年にわたる生産性向上支援を通じて、おおむね 60 兆円 of 生産性向上投資を官民で実現する。

～336 万者の経営者全員がいつでも事業承継・M&A 等を相談できる支援体制の構築～

336 万者の中小企業・小規模事業者のうち、約 100 万者では経営者の年齢が 70 歳以上であり、こうした経営者の高齢化などを背景に黒字廃業も増加している現状を踏まえ、希望する全ての経営者が、自らの意向や経営基盤の状況に基づき、事業承

継・M&A 等の選択肢も含めて先々の経営判断を計画的に行うことができる事業環境を整備する。

～地域で活躍する人材の育成と処遇改善～

国民生活を支えている就業人口の約6割を占める現場人材の持続的な賃上げを実現するためには、高度なスキルを身につけて生産性を高めつつ、処遇を含め、より魅力ある職業としていくことが必要である。アドバンスト・エッセンシャルワーカー（デジタル技術等も活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー）の育成や、AI等の技術トレンドを踏まえた幅広い労働者のリ・スキリング、医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げに取り組むことを通じ、全国津々浦々のそれぞれの地域で、労働者個人が、自らの意思に基づき、活躍できる環境を整備する。

～地方創生のための地方での賃上げ環境整備の後押し～

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に定める、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等について、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、各種の交付金等を活用して、国としても後押しする。その際、地域の労使ともよくコミュニケーションを取って取組を進めることとする。

1. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化

これまでの官民の価格転嫁の取組により、価格転嫁率は徐々に上昇してきている。他方で、「価格転嫁が全くできない」と回答した企業も、その比率は減少しているものの残っており、価格転嫁対策等の取引適正化を更に徹底して進めることが必要である⁴。また、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産が大企業等との取引において適切に保護されることが重要である。

中小企業・小規模事業者が「成長型経済」の競争に向けた経営変革にチャレンジするためには、まず、積極的な賃上げと投資を可能とするだけの十分な原資を確保することのできる環境を整備する必要がある。

社会全体で適切な取引慣行の定着に向けて、労務費等の価格転嫁について、中小受託取引適正化法を踏まえた業所管省庁の執行体制強化や、労働基準監督署の活用等により、業種別・規模別での改善策の徹底を図るとともに、地方の中小企業・小規模事業者にとって重要度の高い「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」を以下のとおり、新たに策定し、関係省庁一丸となってこれを強力に実行する。

また、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産の保護の強化と活用促進に取り組む。

（１）官公需における価格転嫁策の強化

地方部ほど官公需が都道府県GDPに占める割合が高く、地方経済において官公需は重要な役割を果たしている⁵。中小企業・小規模企業者の賃上げ・投資の原資の確保の観点から、関係省庁が連携し、総合的に取り組むため、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」として、以下を強力に実行する。

① 労務費等の価格転嫁の徹底

官公需については、発注側の目線だけではなく、受注側の目線でも、その在り方

が適切かを検証すべきであり、そうした観点から、官公需法に基づき閣議決定されている「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の中で実施が明記されている「物価上昇に伴うスライド対応」、「期中改定」等の対応の徹底を進める。自治体に対しても、同基本方針に沿った対応の徹底を図る必要があり、通知の発出にとどまらず、その結果のフォローを徹底する。

官公需における適切な価格転嫁の実施に向けて、国・独立行政法人等と自治体の双方が必要となる予算を確保する。

取り分け、義務的経費の物価上昇対応分については、概算要求段階を含む予算編成過程において的確な対応を行う。国立大学法人運営費交付金についても、現場の実情を踏まえて適切に対応する。自治体の財政負担については、的確に地方財政計画に計上し、その上で、適切に地方財政措置を実施するとともに、年度途中の対応のための重点支援地方交付金については、必要な事業者にできる限り広く行き渡るよう更なる活用を徹底するなど、適切な対応を実施する。これらの対応に当たっては、特に以下の点に留意して取組を進める。

- ・ 予算における単価等が、最低賃金の上昇やエネルギー代金の値上がりに対応できるようにする。発注における予定価格も同様な対応を行うとともに、前年度の低入札の価格が次年度の予定価格の検討のベースとなることは厳格に禁止する。
- ・ 契約後も、年度途中の物価上昇や最低賃金の上昇に適切に対応する。また、長期継続契約も含め、契約後の状況に応じて必要な契約変更を実施する。指定管理者制度においても、期中における様々な物価や最低賃金の上昇などを委託料に適切に反映する。その際、可能な限り手続の簡素化に努める。
- ・ 土地改良工事の場合は、受益者負担に配慮する。

さらに、一般廃棄物処理業等において、価格転嫁の重要性についての認識が十分に進んでいない自治体が多いとの指摘があることを踏まえ、政府が発出した価格転嫁の取組を自治体等に促す通知について、その更なる周知徹底及びフォローアップを行い、結果につなげていく。その際、業種ごとの価格交渉・価格転嫁の好事例の横展開等を図る。

② 国・独立行政法人等の低入札価格調査制度

低入札価格調査の対象となった事業のうち、失格となった事業が1%にも満たないなど、受注側の目線からは、低入札価格調査制度が機能していない。国・独立行政法人等において、低入札価格調査制度を適切に運用するように改め、また、工事以外の請負契約にも、その導入を拡大する。

また、同制度の調査対象となる契約は、おおむね予定価格の60%未満の極めて低い入札率であり、原則的に失格とする。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、最低制限価格制度の導入も含めた抜本的改革も検討する。

加えて、同制度に基づく調査の中では、最低賃金の支払、社会保険などの法定福利費、履行計画書、配置人数、応札した価格での積算書などの調査を徹底するとともに、調査実施後の点検についても、大幅に強化する。

低入札価格調査制度の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに検証し、同種の発注について同様の取扱いを徹底する。

③ 自治体の低入札価格調査制度・最低制限価格制度

低入札価格調査制度・最低制限価格制度について、工事関係以外では、制度未導入の自治体が非常に多く、特に市町村においては、約7割で未導入となっている⁶。また、未導入の理由について、「必要性を認識していない」と回答する自治体が多いのも大きな問題との指摘がある。これを踏まえ、特別な理由がない限り、発注に際しては最低制限価格制度等を付す運用を徹底する。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、制度面での抜本的改革も検討する。

また、自治体における両制度の導入状況について、一覧性を持って可視化する。工事関係での速やかな導入の徹底に加え、工事契約以外の請負契約にも拡大する。

最低制限価格制度等の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに示し、統一的な基準を作成する。

「下請かけこみ寺」において、中小企業・小規模事業者等からの官公需に関する苦情や相談を積極的に受け付けることや、個々の相談概要を総務省と共有して対応状況を確認する仕組み等を設けることに加え、各自治体において適切に対応されるよう、的確な助言・指導を実施する。

各市町村における基準値等について、都道府県で一定の方向付けを行うなど、マンパワー的にも厳しい市町村現場を支えられるよう、仕組みを見直す。

④ 的確な発注のための具体的な取組

官公需において、緊急時対応のための地域要件の設定や、新技術を使って工期を短くするといった、価格以外の要素を評価する取組を徹底する。

スライド条項やキャンセルポリシー等の契約約款のひな型を作成・周知する。オープンカウンター方式を採用する場合は、適切な地域要件を付すとともに、提出された見積書等に記載された価格が契約履行に支障を来すような著しく低い価格となっていないか等を確認する。

有資格者に見合った適切な公共工事設計労務単価の設定を行う。また、改正建設業法に基づく「労務費の基準」について、交通誘導警備員を含む幅広い職種について作成することを検討する。

あわせて、各分野の様々な課題に真摯に向き合い、的確な対応を進める。

- ・ 燃料小売業において、石油組合と災害協定を締結している国等又は地方公共団体について、当該石油組合との随意契約が可能であり、国は積極的にこの制度を活用するとともに、自治体にも積極的な活用を促す。
- ・ 警備業・ビルメンテナンス業において、分離発注を徹底する。
- ・ 警備業において、危険業務などの警備業務の割増加算をルール化する。
- ・ 印刷業において、国の契約形態の多くが物品購入契約となっているが、これを請負契約とする。
- ・ 印刷業において、コンテンツ版バイ・ドール契約を徹底する。
- ・ 電気の託送料金に関するレベニューキャップ制度において、国の承認後の状況の変化に応じて必要な費用（レベニューキャップ）を適切に変更する。
- ・ NP0等への委託に係る間接事務費について、事業の内容に応じ適切に設定する。

また、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の入札制度について、その見直しの要否の検討を含め、的確な対応を進める。

（２）労務費等の価格転嫁の更なる推進

近年、労務費を含む中小企業・小規模事業者の価格転嫁率は全体では改善傾向にあるが、業種別に見ても、例えばトラック運送・広告・放送コンテンツ等の業種を始めとして更なる改善が必要であり、同時に、中小企業間や中小企業・小規模事業者間の価格転嫁も課題である。業種ごとに様々なサプライチェーンの形態が存在することにも鑑み、業所管省庁において労務費等の価格転嫁の進捗を業種別にきめ細かに把握するとともに、中小企業間、中小企業・小規模事業者間の取引への対応を含めて更なる取引適正化を推進する。

①中小受託取引適正化法の執行強化のための体制強化と対応厳格化

取引先との協議を適切に行わない代金額の決定を禁止するなどの措置を講じるとともに、業所管省庁に指導・助言の権限を新たに付与する、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制を抜本強化するとともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対応を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を図る。

取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築する。

中小企業の取引適正化を一層推進するため、中小受託取引適正化法違反により勧告を受けた企業には、行為の内容や中小企業との取引への影響等の観点に留意しつつ、補助金交付や入札参加資格を停止する方策を検討し、措置していく。

②パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性確保

パートナーシップ構築宣言を行った企業数は本年5月には約7万社に増加し、その全ての宣言企業が、それぞれの受注先の8割以上から価格協議に応じたと評価されている。他方で、業界によっては同宣言が浸透していないことから、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図る。また、一部の企業は問題となり得る行為を受注先から指摘されている点も踏まえ、宣言内容に違反する企業の宣言掲載を取りやめ、一定期間、生産性向上関連の補助金における加点措置や賃上げ促進税制の対象から除外するといった対応等により、宣言の実効性確保に取り組む。

③「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」のサプライチェーン全体への徹底

労務費転嫁指針は徐々に浸透してきているものの、労務費転嫁指針の認知度が半数にも達していない状況を踏まえ、コストに占める労務費の割合が高い、あるいは、労務費の転嫁率が低いといった、特に対応が必要な重点22業種については、サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組む。

④ サプライチェーンの深い層まで労務費等の価格転嫁を浸透させるための労働基準監督署の活用

労務費等の価格転嫁の必要性を中小企業・小規模事業者間の取引を含めてサプライチェーンの深い層の経営者にまで浸透させるため、新たに、労働基準監督署（全国で 321 か所）が、企業への監督指導等の機会を捉え、労務費転嫁指針の活用や公正取引委員会・中小企業庁等の窓口の活用も含め、中小企業・小規模事業者の賃上げの原資の確保に向けた働き掛けを実施する。

⑤ 官民でのデフレマインドの払拭

我が国でも、この 20 年間で「自分が気に入った付加価値には対価を払う」、「購入する際に安さよりも利便性を重視」といった価格よりも付加価値を重視する消費者は徐々に増加している。小売業・サービス業などでの価格転嫁を進めていくためにも、「良い物・良いサービスには適正な良い値がつく」ということが社会全体の意識として受け入れられるよう、官民で消費者のデフレマインドを払拭していくため、消費者への周知・啓発を行う。

（３）中小企業・小規模事業者の知的財産の保護の強化

中小企業庁の調査によると、利益の主な使い道として「研究開発」を挙げる中小企業は売上高を大きく成長させる傾向にある⁷。他方で、大企業等との取引関係の中で中小企業・小規模事業者が知的財産侵害を受けるケースも見られることに鑑み、政府全体で中小企業等の知財経営リテラシーの向上や、侵害抑止強化に向けた制度の構築に取り組む。また、公正取引委員会においては、実態調査と、その結果を踏まえた適切な知的財産取引のための独占禁止法上の指針の策定と遵守徹底に取り組む。加えて、中小企業・小規模事業者への知財の活用促進により、その「稼ぐ力」を高めていくため、知財経営支援ネットワーク（特許庁、工業所有権情報・研修館、日本弁理士会、中小企業庁が、日本商工会議所と連携して中小企業・小規模事業者を知財の観点から支援する枠組み）を通じた好事例の創出や伴走支援、知財経営支援人材の育成等も併せて実施していく。

2. サービス業を中心とした中小企業・小規模事業者の生産性向上

足元では企業の人手不足感はバブル期以来の高水準まで増加しており、特に国内の雇用の 7 割を支える中小企業・小規模事業者、同じく雇用の 7 割を支えるサービス業で深刻な状況である。今後も我が国の生産年齢人口は減少し、労働供給制約がますます厳しくなることが見込まれる一方で、いまだ十分な省力化投資やデジタル化が進んでいない現状を踏まえ、労働供給制約下であっても中小企業・小規模事業者が付加価値の向上を実現できるよう、本年から2029年度までの5年間を集中取組期間として、省力化投資・デジタル化投資を通じた、生産性向上を集中的に後押しする。

取り分け生産性向上の必要が大きい「最低賃金引上げの影響を大きく受ける業種」や「人手不足が深刻な業種」⁸について、業種別の「省力化投資促進プラン」を新たに策定した。この中で、業種ごとの生産性向上の目標を設定するとともに、2029年度までの5年間を集中取組期間として、業種の特徴を踏まえたきめ細かな対応や支援策の充実、全国的なサポート体制の整備に取り組む。

また、成長志向の中小企業・小規模事業者が、自社の付加価値向上のための投資

に積極的に取り組むことができるように取組を強化する。

（１）業種別の「省力化投資促進プラン」の実行

サービス業を中心に、最低賃金引上げの影響を大きく受ける、人手不足が取り分け深刻と考えられる12業種（飲食業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）、その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）、製造業、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、農林水産業）については、その生産性を向上させる必要性が一層高いことに鑑み、各業所管省庁において、官民での取組の目標と具体策を「省力化投資促進プラン」として公表する。

ここで定める目標は、我が国の生産年齢人口が減少し、労働供給制約が今後ますます厳しくなる中であっても、地域経済を支える中小企業・小規模事業者が成長し続けていくために政府が目指すべきものであり、これに向けた集中的な省力化投資・デジタル化投資等を後押しする。

同プランの中では、こうした業種の多くがサービス業であることを踏まえ、各業所管省庁が業種ごとの課題や優良事例を捉えて、きめ細かに各業種の生産性向上を後押しするとともに、全国的なサポート体制を整備する。

全国の中小企業・小規模事業者にとって具体的に何をすれば投資・業務プロセスの見直し等による生産性向上の効果を得られるかについて、指導やアドバイスの体制の充実を行うとともに、分かりやすい周知と普及啓発に努め、全国の中小企業・小規模事業者の現場への浸透を図る。

その際、生産性向上の促進には業種ごとに業務プロセスを踏まえた実態把握が不可欠である。各業種の優良事例や効果的な省力化投資のポイントを踏まえ、i) 各業種のフロントヤードでの業務効率化の鍵となる製品・システムの導入促進、ii) 各業種の実情に応じたバックオフィスでのデジタルツールの導入促進を後押しするとともに、一部の先行企業が実施している先駆的な省力化の取組を業界全体に横展開・浸透させていく方策も含め、2029年度までを中心とするロードマップに基づき、着実に取組を実施する。

省力化投資の知識・経験の不足が、中小企業・小規模事業者の省力化投資のボトルネックになっている⁹。「業務の標準化が難しい」という中小企業・小規模事業者の声も踏まえ、サービス業も含めて、業所管省庁として、省力化投資の前提となる業務プロセスの見直しの支援や、業界内での業務・規格の標準化などの取組を支援していく。あわせて、必要となる制度・規制の見直しや、地域での省エネルギー化の取組を進めていく。

業種ごとの特徴を踏まえ、生産性向上支援策と官公需も含めた価格転嫁・取引適正化を両輪で進めることが重要であることを踏まえて対応を進める。

なお、各業種で設定されている生産性目標は、省力化投資を中心としつつ、本施策パッケージの「1. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化」、「3. 事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化」等を含めた総合的な取組により達成を図るものである。

今後の対応として、業種別の省力化投資の規模や市場規模の把握、関連する補助金や融資等の実態や効果の分析、中小企業・小規模事業者による過剰投資を招かないような効果的な情報提供を行う。これも含めて、省力化投資促進プランの策定と実行のための関係府省連絡会議において、施策の継続的な進捗管理とそれも踏まえた内容の充実を図る。

同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、中小企業・小規模事業者の成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等を通じた中小企業・小規模事業者の挑戦支援を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図る。

(2) 全国的なサポート体制を通じた業種別の「省力化投資促進プラン」の徹底的な伴走支援と業種横断的な支援の充実

特に地方のサービス業や小規模な企業にとっては、生産性向上に向けた取組を行うためのノウハウ・人的資源・資金面での経営基盤が不足していること、また、現在の政府の支援策へのアクセスや申請時の事務的負担にも課題がある点を踏まえ、全国的に、希望する中小企業・小規模事業者に徹底的に伴走支援を行う新たなサポート体制を整備することを検討する。その際、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等においても、人手不足の影響等により厳しい環境に置かれた事業者等を下支えし、地域経済の回復・成長に貢献することは、地域金融機関自身の事業基盤の存立にも関わる重要な役割と位置付けられていることを踏まえ、地域金融機関が付加価値の高いコンサルティング機能を提供し、中小企業・小規模事業者の省力化投資を支援するよう促す。

カタログ式・オーダーメイド式の省力化投資補助金について、広く各業種や地方の中小企業・小規模事業者が利用できるよう、引き続き運用を改善するとともに、支援メニュー等の拡充を行う。また、業務改善助成金、各業種での設備投資等を支援する補助金等の強化を図る。あわせて、生産性革命推進事業（ものづくり補助金、IT導入補助金、事業承継・M&A補助金、小規模事業者持続化補助金、成長加速化補助金）や新事業進出補助金等の強化を図る。

また、警備業等のその他の業種についても、人手不足等の実態や動向を踏まえ、省力化投資・デジタル化投資等の課題・効果を業所管省庁を中心に検討した上で、省力化投資促進プランの対象業種に追加する。

(3) 12業種における省力化投資の具体策

①飲食業

i) 目標

飲食業の労働生産性を2029年度までに35%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

飲食業は、約400万人の雇用を創出しているが、パート・アルバイトの割合が多く、中小企業がほとんどを占めている。人手不足も、調理・接客・店舗管理の全ての工程で顕著であり、特に店舗管理を担う店長等の不足が深刻である。一方、調理工程では、調理・食器洗浄ロボット、接客工程では、モバイルオーダー・セルフレジ、配膳・下膳ロボット、店舗管理工程では、在庫・販売・人事管理のITツールの導入により省力化を実現する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・規模や業態に応じた細やかな省力化の指針や優良事例等をまとめたガイドブック（業界行動計画）を2025年度中に策定する。また、生産性向上に資する取組を積極的に行っている飲食業者を表彰する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成

金パッケージ等の活用を推進する。あわせて、日本政策金融公庫における設備投資への資金繰り支援の活用も推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、農林水産省と厚生労働省が連携し、新たに日本食品衛生協会等の協力も得ることで、これまで国としてのアプローチが弱かった中規模事業者層も含め、支援策の徹底的な周知を図る。

v) 主なKPI

2025年度中に、約40万者の飲食業を営む企業の7割に支援策を周知する。また、2030年までに、生産性を向上する等、「持続的な食料システムの確立に向けた取組を促進する事業活動計画」の認定を累計100件行う。

②宿泊業

i) 目標

宿泊業の労働生産性を2029年度までに35%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

宿泊業は、長期的に人手不足状態が続いており、直近では、観光需要の回復等に伴い人手不足感が更に高まっている。また、小規模事業者が多く省力化が十分に進んでいない傾向がある。一方、リアルタイムでどこからでも予約情報の確認ができ、会計との連携など全体の業務フローを効率化するPMS（予約等管理システム）やフロント業務の作業負担を削減する自動チェックイン機の導入により省力化を実現する優良事例も存在する。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、観光地・観光産業における人材不足対策事業（設備投資補助）の活用も推進する。また、自動チェックイン機器等を通じた情報の照合による本人確認により、従業員との面接を不要とする旅館業法におけるフロント規制の緩和（2025年3月通知改正）により省力化を推進する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。あわせて、日本政策金融公庫における設備投資への資金繰り支援の活用も推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制を、自治体、関係省庁、宿泊事業者団体等と連携して構築する。さらに、各都道府県の生活衛生営業指導センターにおいて、専門家による伴走型の相談支援を実施する。

v) 主なKPI

2025年度から2029年度において、補助制度活用件数を年900件、施策ホームページ閲覧数を年40万PV、説明会・相談会の参加人数を年500人達成する。

③小売業

i) 目標

小売業の労働生産性を2029年度までに28%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

小売業は労働集約的な産業であり、生産性も他業種と比べて低い。接客対応やレジでの精算、店内清掃等の店舗運営に大きく人手を要しているのが現状である。一方、POSレジ、シフト管理など、DX推進に向けた基盤整備を進めたり、掃除ロボットや遠隔接客システムを活用したり、省力化を実現したりする優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、IT導入、外注、協働、人的投資等の省力化に関する取組に関する、分かりやすく、きめ細かな優良事例集を作成する。さらに、業界団体とも連携した情報共有体制や説明会、セミナー等の開催や、業界紙等の広報チャネルの活用により優良事例の情報提供・横展開を実施する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、複数の業界団体等を通じて情報提供を実施する。また、中小企業支援機関等によるプッシュ型支援と、アドバイザーの伴走による専門的支援の組合せにより、業界団体に属さない中小・小規模事業者を含め、幅広い事業者にアプローチする。

v) 主なKPI

2026年度以降、業界団体等との懇談会を年に5回程度行い、各回延べ約4,300社に適時情報発信する。補助制度活用件数を年1,000件達成する。

④生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）

i) 目標

生活関連サービス業のうち、理容業、美容業、クリーニング業の労働生産性を2029年度までに29%向上し、冠婚葬祭業の労働生産性を2029年度までに24%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

理容業、美容業、クリーニング業においては、中小零細企業や個人・家族経営が多く、経営者の高齢化が進んでおり、自動券売機、POSレジや、会計管理システム等の導入により、できる限り店舗の運営管理業務を中心に省力化を推進し、付加価値の高い施術やサービスに注力できる環境整備が必要である。また、冠婚葬祭業においても、顧客、受注、請求、入金等の情報をシステムで一元管理することで、コアとなる接客以外の事務作業の省力化が必要である。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、冠婚葬祭業においては、IT導入等の省力化の取組に関するきめ細かな事例集を作成し、業界団体とも連携した説明会等の開催等により優良事例の情報提供・横展開を実施する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。あわせて、日本政策金融公庫における設備投資への資金繰り支援の活用も推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、業界団体等を通じた情報提供を実施する。また、中小企業支援機関等によるプッシュ型

支援と、アドバイザーの伴走による専門的支援の組合せにより、業界団体に属さない中小・小規模事業者を含め、幅広い事業者にアプローチする。理容業、美容業、クリーニング業では、生活衛生営業指導センターを中心に、専門家による伴走型の相談支援を実施する。

v) 主なKPI

2025年度から2029年度にかけて、理容業、美容業、クリーニング業では、省力化支援施策に関するセミナー等を年250回開催する。また、伴走型の相談支援を年1,000件実施する。冠婚葬祭業では、補助制度活用件数を年平均110件以上とする。

⑤その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）

i) 目標

自動車整備業の労働生産性を2029年度までに25%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。また、ビルメンテナンス業の労働生産性を2029年度までに25%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

自動車整備業においては、専門学校への入学者が20年で半減し、人手不足と高齢化が進展し、省力化が急務である。対応策として、システム導入による入庫・作業管理、スキャンツールによる故障探求の効率化等が有効である。ビルメンテナンス業においては、清掃作業を行う従事者が8割を占める労働集約型産業であり、心理的・肉体的負担から人手不足が続く、省力化投資の後押しが必要である。対応策として、ロビー等の面積が広く平らな区画は清掃ロボットに任せることや、現場作業員やパート従事者の出退勤を効率的に管理する勤怠管理システムの導入が有効である。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、自動車整備業では、スキャンツール補助金の活用を推進する。また、柔軟な人材育成・配置を可能とするため、自動車整備士資格の実務要件の見直し等を進める。ビルメンテナンス業では、省力化の好事例集の発行や、省力化に関するイベント等の優良事例の横展開を支援する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、自動車整備業においては、業界団体に補助金の周知・相談を行うアドバイザーを設置し、省力化投資に資する支援措置を全ての事業者に周知し、その利用を促す。ビルメンテナンス業においても、業界団体と連携し、各種補助金等に関する情報提供を行い、業界団体の広報チャネルから効果的に周知を行う。

v) 主なKPI

2029年度までに、自動車整備業では、スキャンツール導入率を100%にする。2025年度から2029年度までにおいて、ビルメンテナンス業では、オンラインセミナーの延べ接続数を年2,800回とする。

⑥製造業

i) 目標

製造業の労働生産性を2029年度までに24%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

繊維工業、プラスチック製品製造業、食品製造業等の一部の製造業では、中小企業の割合が高く、労働集約的な業態であることから、全産業平均よりも労働生産性が低い状況である。一方、ロボット導入による省力化やIoTシステム導入による稼働状況の見える化・稼働率の向上等の製造工程の効率化や会計システム導入による管理業務の効率化などの省力化の優良事例がある。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。また、現場のニーズに合わせた多品種少量生産に対応するロボットの開発支援を行う。さらに、ものづくり白書、中小企業白書において優良事例を紹介する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、複数の業界団体等を通じて情報提供を実施する。また、業界団体に属さない事業者に対しても、取引適正化の業界への働き掛けや、特定技能制度を担う民間団体を通じた生産性向上等の条件付けなど、多方面からアプローチを実施する。さらに、食品製造業においては、食品企業、機械メーカー、研究機関等から構成される「食品企業生産性向上フォーラム」を通じて、施策情報をきめ細かく発信し、トータルでサポートする体制を構築する。

v) 主なKPI

2025年度から2029年度までにおいて、IT導入補助制度活用件数を年平均7,500件以上とする。2030年までに「食品企業生産性向上フォーラム」会員企業数を9,000社とする。

⑦運輸業

i) 目標

運輸業の労働生産性を2029年度までに、鉄道分野18%、自動車（物流）分野25%、自動車（旅客運送）分野26%、水運分野22%、造船・船用工業分野含む輸送用機械器具製造業分野21%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。また、航空分野では、2029年度までに労働生産性を5%向上することを目指す（2024年度比・実質値）。

ii) 課題と省力化事例

運輸業はいずれの分野においても人手不足が深刻化しており、自動車（物流・旅客運送）分野においては、中小企業が多く、帳簿等を紙で管理していたり、配車計画や運行ルートを手書きで作成したり、DX化が遅れている。一方、乗務員及び管理者の業務負担を軽減する運行管理、乗務日報自動作成、勤務管理のシステムや、配車アプリ、キャッシュレス決済の導入や庫内作業の効率化に資する自動化機器により、省力化を実現する優良事例も存在する。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、運送事業者や物流事業者について、業務効率化等に資するシステム・設備の導入支援を継続する。また、業界団体

- による事業者向けセミナー等を通じて優良事例の情報提供・横展開を実施する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、ＩＴ導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、省力化ニーズのある事業者に支援が行き届くよう、国土交通省本省・運輸局・支局が一体となり、全国各地における幅広いサポート体制を構築するとともに、専門家による相談・助言対応も含めたＤＸ化の支援を実施する。

v) 主なKPI

鉄道分野では、2029年度において、省力化・効率化の取組を行う中小鉄軌道事業者の割合を工務部門50%、電気部門45%にする。自動車（物流・旅客運送分野）では、ＤＸ等により業務の効率化を図る。海事分野では、関係団体との説明会等において事業成果や優良事例を周知する。航空分野では、毎年、省力化投資に係る支援制度や優良事例の説明会を実施する。

⑧建設業

i) 目標

建設業の労働生産性を2029年度までに9%向上することを目指す（2024年度比・実質値）。

ii) 課題と省力化事例

建設業は、他産業と比較して労働生産性が低い水準にとどまっており、また、就業者の高齢化が進行していることから、将来的な人手不足を見込んだ労働生産性の向上が喫緊の課題となっている。さらに、中小建設業者におけるICT活用は依然として課題がある状況である。一方、ウェアラブルカメラを用いた遠隔監視による労務・安全管理、ドローンによる測量等の導入による現場業務の省力化、就業管理、工事原価作成等のシステムの導入によるバックオフィス業務の省力化を実現する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、ICT活用の際の基本的な考え方や留意すべき点をまとめた指針（ICT指針）及び優良事例集（ICT事例集）を建設業者に広く周知する。また、ICTを活用した迅速かつ効率的な応急復旧体制構築の補助事業の活用を推進することにより、建設業におけるICT活用の理解増進・普及拡大を図る。あわせて、技術者の専任義務の緩和等による、人員配置の合理化措置について周知を行い、施策の活用促進を図る。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、ＩＴ導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、政府は関係機関と連携し、ICT活用を積極的に促進するための各種施策を実施し、自治体は、建設業者に対しICT活用の指導・助言等を行い、関係団体においては、政府・自治体による施策も活用し、積極的なICT活用を行うとともに、現場ニーズについて整理・集約し、関係者全体で省力化を目指す体制を構築する。

v) 主なKPI

2029年度までに年間実労働時間（１人当たり）を全産業平均並みまで減少させる

（2023年度の建設業は2,018時間に対し全産業は1,956時間）。また、説明会を通じ建設業者に対し省力化投資を促進するための支援施策や優良事例について周知を行う。

⑨医療

i) 目標

労働生産性の向上の取組により、医師・看護師等の時間外労働の削減、合理的な配置基準の見直しを目指す。また、2020年代に最低賃金1,500円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

ii) 課題と省力化事例

85歳以上を中心に高齢者数は2040年頃のピークまで増加すると見込まれる。また、生産年齢人口の減少に伴い、医療従事者の確保は更に困難となることが見込まれるため、働き方改革等による労働環境の改善や、医療DX、タスクシフト・シェア等の省力化の取組を着実に推進していくことが重要となる。

iii) 省力化促進策

- ・省力化を具体化する施策として、看護業務の効率化に資する電子カルテへの音声入力及びバイタルサイン値等の自動反映、インカム等の導入支援、医師の労働時間の短縮に資するICT機器の導入支援、中小・小規模事業者に対するIT導入補助金の活用を進めていく。また、電子カルテ情報の標準化等の医療DX推進のための情報基盤の整備を進めるとともに、医療現場のニーズに即したサービスの技術開発や、医療負担の軽減に資するものを含む医療機器等の開発・実装を推進する。さらに、看護業務の効率化の優良事例集の充実を図る。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、各都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センターに、労務管理や医業経営の専門家であるアドバイザーを配置し、省力化の取組に関する助言や、公的支援、優良事例の紹介等を行う。

v) 主なKPI

2030年までに、おおむね全ての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す。2029年度までに長時間労働となる医療機関に勤務する医師の時間外労働の目標時間数を1,410時間にする（現状は1,860時間）。

⑩介護・福祉

i) 目標

労働生産性の向上の取組により、介護分野では、老人保健施設、介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護指定施設で、2029年までに8.1%、2040年までに33.2%の業務効率化を目指す。障害福祉分野では、ICT活用等により業務量の縮減を行う事業所の比率を2029年に90%以上を目指す。また、2020年代に最低賃金1,500円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

ii) 課題と省力化事例

介護分野では、サービス需要が高まる一方、生産年齢人口が急速に減速していくことが見込まれる中、テクノロジー等を活用し、職員の業務負担軽減やケアの質の向上に資する生産性向上の重要性が高まっている。また、障害福祉分野では、人手不足が恒常化しているところ、提供するサービスが多様で、かつ小規模な事業所も多く、介護分野に比べて生産性向上の取組が遅れているのが現状である。両分野共

に、インカムを活用したコミュニケーションの効率化、音声入力による記録、見守りセンサー、移乗支援機器等の介護テクノロジーの活用等の省力化の優良事例がある。

iii) 省力化促進策

- ・介護テクノロジー導入支援事業等の活用を推進する。また、優良事例の横展開を具体化する施策として、介護分野における生産性向上ガイドラインをセミナー等も通じて広く周知するとともに、介護現場の生産性向上の取組が特に優れた介護事業者を表彰し、事例集を作成・周知することで優良事例の横展開を図る。加えて、介護現場におけるAI技術の活用を促進する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、各都道府県にワンストップ型の相談窓口を設置し、現場の課題に応じた適切な機器の選定等について助言を行う。さらに、小規模事業者の生産性向上の取組等の伴走支援ができる人材育成による機能強化を図る。

v) 主なKPI

2029年までに、介護分野は、ICT・介護ロボット等の導入事業者割合を90%にする。また、残業時間を減少又は維持するとともに、離職率を低下させる。障害福祉分野は、ワンストップ型相談窓口を47都道府県全てに設置する。

⑪保育

i) 目標

保育現場へのICTの導入等により、保育士が子供と向き合う時間を確保する。また、2020年代に最低賃金1,500円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

ii) 課題と省力化事例

保育士の人手不足は深刻な状況にあり、配置基準の改善や「こども誰でも通園制度」の制度化に伴い、今後も保育士の確保は必要である。保育士を退職した理由として、仕事量が多いことや労働時間が長いことが挙げられ、また、非効率な事務作業や紙での業務によって子供と向き合う時間が取れないといった課題がある。一方、これらの課題に対し、①保育に関する計画・記録や②保護者との連絡、③登降園管理、④実費徴収等のキャッシュレス決済（いわゆる4機能）など保育の周辺業務や補助業務をICT活用により解決する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、ICT導入の目的・種類・効果・導入のステップ、導入事例をまとめたハンドブックを事業者に広く周知する。また、ICT等を活用した業務システムの導入補助の活用を推進する。さらに、ICT環境整備についてのロールモデルとなる事例の創出を行い、横展開を行うための「保育ICTラボ」事業を実施する。
- ・さらに、IT導入補助金の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、保育事業者支援コンサルタントが巡回を行い、ICT化の推進に関する助言や指導を実施する事業の活用や、自治体において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者など

で構成される協議会を設置し、地域のICT導入園の事例紹介や、勉強会・研修会の開催等を実施する取組を更に促進する。

v) 主なKPI

2026年度までに登降園管理機能を始めとする4機能をいずれも導入している施設の割合を20%とする。2029年度までに事務作業等時間を2026年度比で10%減少させる。

⑫農林水産業

i) 目標

農業では1経営体当たりの生産量を2030年までに2023年比で約1.8倍にすることを目指す。林業では2030年に木材生産に係る林業経営体の労働生産性を2022年比で5割向上することを目指す。水産業は操業の効率化・生産性の向上等により、2030年に漁業就業者1人当たりの漁業生産量を2020年比で3割向上することを目指す。

ii) 課題と省力化事例

農林水産業では、いずれも就業者の急速な減少や高齢化が見込まれており、人手不足を解消し、産業の持続的な発展を図るためには生産性向上が不可欠である。一方、ロボット・AI・IoT等の先端技術やデータを活用したスマート技術により省力化を実現する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・スマート技術を具体化する施策として、農業では、スマート農業技術活用促進法に基づき、税制措置や金融等の優遇措置により、栽培方式の転換やスマート農業技術の開発を集中的に後押しする。また、新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、初動5年間で構造転換を集中的に推進するため、スマート農業技術活用促進集中支援プログラムにより、重点開発目標に沿った迅速な技術開発、生産方式の転換、農地の大区画化、情報通信環境の整備等を実施する。
- ・林業では、スマート林業技術の開発・現場実装に向けた支援を加速化するとともに、地域の多様な関係者がデジタル技術をフル活用するための拠点（デジタル林業戦略拠点）を全国に展開する。
- ・水産業では、スマート水産業普及推進事業により、スマート化の伴走者の育成支援、スマート機器導入支援を行う。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、農業では、全国の普及指導センターへの相談窓口の設置等を通じて、民間事業者や関係団体等との連携を促進する。林業では、デジタル林業戦略拠点にコーディネータを派遣し、伴走支援をできる体制を構築する。水産業では、各都道府県又は漁業関係団体に拠点を設置し、スマート化の伴走支援体制を構築する。

v) 主なKPI

2030年までに、農業分野では、スマート農業技術を活用した面積の割合を50%とする。林業分野では、デジタル林業戦略拠点を25都道府県で展開する。水産業では、2027年までにデジタル水産業戦略拠点を11地域で展開する。

（４）成長志向の中小企業・小規模事業者の挑戦支援

中小企業・小規模事業者の成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等により、成長志向の中小企業・小規模事業者の挑戦を支援する。

①成長志向の中小企業・小規模事業者の恒常的創出に向けたエコシステムの創出

地域経済の好循環を生み出すためには、中小企業が果たしている役割を可視化し、地域経済に波及力のある中小企業・小規模事業者の成長意欲を高め、「100億企業」が次々と生まれてくるメカニズムを構築することで、賃上げ、外需獲得、域内の仕入れ等を通じ、地域経済が成長することが重要である。そのため、経営者ネットワークの構築等を通じて成長企業の裾野を拡大するとともに、売上高100億円を目指す成長志向の中小企業の大胆な投資への支援（成長加速化補助金等）を切れ目なく強力に進めるほか、経営強化税制の活用、リスクマネーの供給促進等を通じ、中小企業・小規模事業者の成長投資を強力に後押しする。

これらの取組を通じ、成長志向の企業が中小企業・小規模事業者から中堅企業、更にその先へと成長していくことを後押しするシームレスな政策体系を構築する。

②成長志向の中小企業・小規模事業者へのソフトインフラ構築

足下で中小企業が直面する事業転換、革新的な新商品・サービスの開発、販路開拓、海外展開、M&A、人材育成等の課題について官民連携して取り組むことを通じ、成長志向の中小企業・小規模事業者へのソフトインフラを構築する。

③新たな成長加速マッチングサービスの普及

成長志向の中小企業・小規模事業者が、自社の基本情報や挑戦しようとする課題を入力すれば、これまで接点のなかった金融機関・投資機関からの資金調達の機会を得たり、商工会・商工会議所等の支援機関や税理士・中小企業診断士・弁護士等の専門家からの成長提案・助言を得たりすることを可能とする、新たな成長加速マッチングサービスを普及させ、中小企業の成長を後押しするとともに、民間支援サービスの活性化を図る。

（５）地域の中小企業・小規模事業者における人材の確保

地方の中小企業・小規模事業者における省力化投資、DX、新製品・サービス開発、新規事業開拓等を推進するためには、経営者を補佐する専門的な知見やマネジメント経験を有する経営人材の確保が必要である。他方で、都市部の経営人材が地方の中小企業・小規模事業者にフルタイムで転職することには一定のハードルがあることから、「週1副社長」（都市部の経営人材が、副業・兼業の形式で週に1回程度、地方の中小企業等の経営に関与すること）といった取組¹⁰を進めるなど、そうした経営人材の副業・兼業を一層促進することを含め、地域の経営人材の確保・育成に取り組む。また、地方の人手不足分野の企業における人材確保に取り組むとともに、副業・兼業のマッチングを進める。

①地域の経営人材のマッチング機能の強化

地域企業経営人材マッチング促進事業（金融庁・経済産業省による、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）のデータベースを活用した地域金融機関経由でのマッチング事業。通称「レビキャリ」。）・プロフェッショナル人材事業（内閣府地方創生推進室による、民間等のデータベースを活用した、各道府県の人材拠点経由でのマッチング支援事業）・先導的人材マッチング事業（内閣府地方創生推進室による、民間等のデータベースを活用した、地域金融機関等経由でのマッチング支援事業）といった人材マッチング支援を行う既存の

3事業について、副業・兼業にも重点を置きつつ、地域企業、仲介事業者等及び経営人材のなり手各々の目線に立った支援内容の見直し・拡充を図るとともに、上記3事業におけるレビキャリ・民間のデータベースの双方向の活用の在り方を含めた事業間連携や地域金融機関と民間人材事業者の連携を通じたマッチング機能の強化に向けた見直しに取り組む。

経営経験のない若年層であっても、地域中小企業に期間限定で雇用し、経営者の直下で経営経験を積ませることで、起業や事業承継の担い手の育成につなげるとともに、地域中小企業における若者の新しい視点・スキルによる成長を促す取組を促進する。

あわせて、地方自治体による地域企業の人材マッチングの取組を促進する。

②地方自治体・農協・地域金融機関の職員の副業・兼業の推進

地方公務員の副業・兼業について、地域課題解決につながる活動を幅広く認める観点から、許可基準の弾力化の検討を加速する。また、農協職員による農作業への従事や販路開拓などの副業の促進に向けた働き掛けや、地域金融機関の職員の副業・兼業の普及を進める。

③地域内での人事・採用機能や専門人材の共有化

地域の中堅企業等であっても人事を専門に担当する人材がいる企業は4割にとどまるなど、地域の中小企業・小規模事業者の多くは、「稼ぐ力」の向上に不可欠な人事戦略・人員配置を検討し、必要な人材を外部から確保する機能を十分に有していない。民間事業者等が地域内のハブになって、商工会・商工会議所、地域金融機関、自治体等と連携して、人材の副業・兼業等を通じながら、地域内で人事機能や専門人材の知見を共有化するといった先進事例の横展開を促す。

④人手不足分野における人材確保支援の強化や副業・兼業のマッチング推進

地方の生活インフラを支える物流、医療・介護、子育て等の分野における人材確保のため、118か所のハローワークに設置している専門窓口の増設を図るとともに、これまで行ってきた、業界連携による就職面接会等の開催、求職者への担当者制による個別相談、窓口相談や事業所へのアウトリーチによる企業への求人条件や求人票の助言指導に一層効果的に取り組む。

ハローワークにおいて、長時間労働とならないための予防対策に関する留意点を十分に周知しつつ、副業・兼業のマッチングを推進するとともに、支援する他の関係機関との連携を図る。

⑤商工会・商工会議所における経営支援体制の強化

小規模企業振興基本計画を踏まえ、商工会・商工会議所の経営指導員等の人件費・事業費の確保やデジタルツールの活用等による支援の質の向上・業務効率化、広域的な支援体制の構築等を進め、小規模事業者の支援体制の充実を図っていく。

3. 事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化

336万者の中小企業・小規模事業者のうち、約100万者では経営者の年齢が70歳以上である¹¹。こうした経営者の高齢化などを背景に廃業は増加し、その半数以上は黒字企業であるという現状や、若い経営者の企業ほど新商品開発等の新たな取組

に積極的であるという傾向¹²を踏まえ、中小企業・小規模事業者の経営者が、自らの意向や経営基盤の状況に基づき、事業承継・M&A等の選択肢も含めて先々の経営判断を計画的に行うことができる事業環境を社会全体として作り上げる観点から、中小企業・小規模事業者の事業承継・M&Aに関する様々な障壁を取り払うための以下の施策から成る「事業承継・M&Aに関する新たな施策パッケージ」を策定し、これに取り組む。

具体的には、M&A後の不安を解消するスキーム等のM&Aの売手側の経営者に対する支援策の強化、M&Aを仲介する機関の登録制度の実効的運用に加え、新たな専門家の資格制度の創設の検討等の経営者から信頼される官民のM&A支援機能の強化、経営能力に優れたM&Aの買手とのマッチングの支援等の取組を進める。

この中で、地域において経営者との継続的な関係の中で経営課題を把握できる立場にある地域金融機関においても、中小企業・小規模事業者の計画的な事業承継・M&Aを積極的に支援するよう促す。

相続税・贈与税の100%を猶予する事業承継税制（特例措置）に関し令和7年度与党税制改正大綱において「事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する」と記載されていることに鑑み、事業承継に係る政策の在り方の検討を進める。

また、労働者の雇用の維持や働く環境の重要性に鑑み、事業承継・M&A時において、労働者の保護に関する法令等にとった対応を徹底する。

（１）M&Aの売手側の経営者に対する支援策の強化

M&Aの売手となる中小企業・小規模企業の経営者からすると、従業員の雇用維持や経営者自身の金銭面・生活面に対する不安、自社の事業の評価や信頼できる支援機関が分からないといったことを背景に、そもそもM&Aの検討を躊躇（ちゅうちょ）する人が多い。こうした売手の経営者の課題に寄り添い、中小企業・小規模企業の経営者がM&Aを経営の選択肢の一つとできるよう支援策を強化する。

①M&A後の不安を解消するスキームの普及

雇用維持や経営者保証の解除など売手企業としての重要な条件を遵守しない不適切な買手の問題に対する不安に対処するため、M&A後に同意事項に反した場合に買戻し又は解除を可能とするスキームの検討・普及を図る。

②経営者の再チャレンジに対する支援の拡充

廃業費用が出せないがゆえに事業を畳むことを決断できないという中小企業・小規模事業者のニーズに応えるため、事業承継・M&A補助金を活用して廃業・再チャレンジの支援を強化する。

③中小企業・小規模事業者のM&A市場における取引相場の醸成

中小企業・小規模事業者のM&Aにおける取引実績が可視化されておらず、自社の譲渡価格の相場の把握が困難な状況であることを踏まえ、M&A支援機関登録制度を通じてM&Aの取引データを集計し個者を特定できない形で公開することにより、譲渡価格の相場観の醸成につなげる。

④全国各地での事業承継・M&Aキャラバン（仮称）の実施

将来の経営に漠然とした不安を抱えつつ、自社の具体的な経営課題として事業承継・M&Aにどのように取り組んでよいか分からない経営者に対して気付きの機会を提供するため、商工会・商工会議所等の支援機関や税理士・中小企業診断士・弁護士等の専門家が、事業承継・引継ぎ支援センターに経営者を紹介することに対するインセンティブを検討する。

また、事業承継・M&Aの意向を有する中小企業・小規模事業者向けに、全国各地でのシンポジウム等を実施することで、成功事例の共有を図る。

⑤実質的な財務状況の把握の促進

自らの事業に価値があるのか分からないといった声に対応するため、希望する中小企業・小規模事業者に対して税理士・会計士等による、個人資産と事業資産の分別、事業自体が持っている稼ぐ力の数値化を集中的に実施し、事業価値の可視化を図るとともに、必要に応じて適切な支援機関（事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会、よろず支援拠点等）への橋渡しを促進する。

⑥事業承継・引継ぎ支援センターの周知・広報

公的相談窓口として全国47都道府県に設置されている中小企業庁の事業承継・引継ぎ支援センターについて、中小企業・小規模事業者の経営者への認知度を更に高めていくため、地方での広報活動を集中的に実施する。

（２）経営者から信頼される官民のM&A支援機能の強化

経営者からするとふだんの経営に関わりのない民間のM&Aアドバイザーの専門知識や倫理観を信用しきれないという課題に対処するとともに、公的な総合窓口である中小企業庁の事業承継・引継ぎ支援センターの体制を強化する。

①M&Aアドバイザー個人の質・倫理観の向上

M&Aの実施に当たっては、財務、税務、法務等の専門支援が総合的に求められる一方で、M&Aアドバイザーの専門知識には大きなバラつきがあることや、業界全体での規律の浸透を図るためには組織レベルでの規律に加えてM&Aアドバイザー個人レベルでの規律浸透が求められることから、新たな資格制度を検討し、支援人材の育成を図る。

②事業承継・引継ぎ支援センターの体制強化

事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、今後見込まれる事業承継ニーズや将来に向けた支援人材の育成にも対応する観点から、金融機関や地域の税理士・会計士等の人材の活用などにより事業承継・引継ぎ支援センターの支援体制を強化する。また、同センターによる都道府県のエリアを越えたM&Aのマッチングを促進する。

（３）経営能力に優れたM&Aの買手とのマッチング等の支援

一般的に経営者の年齢が若い企業ほど新たな取組に積極的で、事業承継を実施した企業は、承継後に成長を加速させる傾向にある。M&A後の事業の成長加速の観点

から、経営能力に優れたM&Aの買手とのマッチング、成長を志向する中堅・中小企業の連続M&A、計画的な事業統合（PMI（Post Merger Integration））を推進する。

①経営能力のある経営者へのマッチング支援

有望な事業を引き継ぎたい個人と優秀な経営者を迎えたい中小企業とのマッチングを進めるため、後継者となる個人がM&Aを行う場合の買収資金を供給するサーチファンド及び収益性が低く投資資金が集まりにくい小型案件を扱う事業承継ファンドに対する資金供給を後押しする。

②計画的なPMIの推進

円滑な M&A のためには M&A 前後の事業統合（PMI）が計画的に実施される必要があることから、中小企業・小規模事業者に対する PMI の重要性を事業承継・引継ぎ支援センターや地域金融機関を通じて周知するとともに、事業承継・M&A 補助金等の予算措置を活用して効果的な PMI を促していく。

（４）地域金融機関による事業継続に向けたコンサルティングの促進

中小企業・小規模事業者にとって、身近で信頼できる経営の相談先として地銀・信金・信組等の地域金融機関が果たすべき役割は大きい。昨年、金融庁では、金融機関が顧客企業に提案するソリューションの一例として、PMIを含むM&A支援について監督指針に規定したところであるが、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の事業の持続可能性を支える観点から、金融機関が、顧客企業との継続的な関係の中で、経営者の状況も踏まえつつ事業承継・M&Aを含む事業継続のためのプランが検討されているかについても確認するよう改めて促していく。

（５）事業承継税制等の検討

相続税・贈与税の100%を猶予する事業承継税制（特例措置（措置の適用に必要となる特例承継計画の提出期限が2026年3月に到来、対象となる相続・贈与の期限が2027年12月に到来））に関し、令和7年度与党税制改正大綱において「事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する」と記載されていることに鑑み、事業承継に係る政策の在り方の検討を進める。

「アトツギ甲子園」や後継者育成プログラムの提供などを通じ、事業を承継する後継者の経営能力の育成を図る。

（６）経営者保証に依存しない融資の促進と事業承継の際の解除の促進

新規の債務については、「経営者保証に関するガイドライン」において、金融機関は、①法人と経営者の一体性の解消、②法人のみの資産・収益力で借入金を返済できる財務状況、③金融機関への適切な情報開示、という3要件が満たされる場合には、経営者保証を求めない可能性を検討することが定められており、金融庁の監督指針においても、金融機関に対し、同ガイドラインに沿った対応及びそのための体制整備が規定されている。こうした取組により、経営者保証を付した融資の割合は徐々に減少しているものの、民間金融機関の新規融資のうち5割で経営者保証が付いている状況¹³に鑑み、中小企業庁、金融庁、財務省とで連携し、上記3要件を満たす経営を中小企業・小規模事業者の経営者に対して推進し、経営者保証に依存

しない融資慣行の確立を進めていく。

既存の債務については、経営者保証が残っている場合も多く、M&Aや事業承継の支障となるという指摘もある。こうした状況に対応するため、昨年、金融庁において、事業承継・M&Aの際に、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、経営者保証の解除の可能性を検討するよう、監督指針の改訂が行われたところであるが、全ての金融機関において改訂監督指針の趣旨に沿った対応が徹底されるよう、中小企業庁と金融庁が連携して取り組んでいく。

4. 地域で活躍する人材の育成と処遇改善

それぞれの地域で、労働者個人が、自らの意思に基づき、活躍できることが重要である。そのため、あらゆる労働者が、生成AI等のデジタル技術の台頭も踏まえた今後の産業と労働市場の見通しやその中での働き方の選択肢に関する十分な情報を得つつ生涯を通じて自ら働き方を選択でき、リ・スキリングなどによる能力向上や仕事について行った努力が、確実に賃金向上という形で報われるという社会の実現のために、良質な雇用の提供や、地域で活躍する多様な人材の活躍を推進するための環境整備を進める。また、賃上げの流れが地方にも波及するよう、地方版政労使会議を引き続き開催する。

(1) アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成

社会の様々な機能を現場で支えるエッセンシャルワーカーについては人手不足がより一層深刻化し、サービスの持続性自体が課題となってきた。

人手不足の現場（自動車運転業（物流・人流）、建設・土木業、製品・機械等の製造・加工業（修理・検査を含む。）、介護業、観光業、飲食業等）で、デジタル技術の活用を含めて、現場人材のスキルが正当に評価され、そうした者の実際の処遇が改善されることが重要である。そのため、既存の公的資格ではカバーできていない産業や職種におけるスキルの階層化・標準化のために、厚生労働大臣が外部労働市場にも通じる民間検定を認定する団体等検定制度の普及と活用を進めるべく、業所管省庁から、業界団体等を通じて同制度の積極的な活用に向けた働き掛けを強化し、そうした業種における現場人材の育成につなげる。あわせて、建設キャリアアップシステムなどを参考に、業界団体等と連携し、技術・技能や経験を客観的に評価し、処遇につなげる仕組みの導入を促進する取組を進め、能力・経験に応じた処遇改善につなげていく。

Ⅵ. 3に記載の「産業人材育成プラン」を策定し、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンスト・エッセンシャルワーカー（デジタル技術等も活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー）の育成に取り組む。

(2) AI等の技術の進展に応じた幅広い労働者のリ・スキリング

生成AIが人間の業務を自動化・代替することで、将来的に一部の事務職等の労働需要が減少する可能性がある。こうした環境変化や技術トレンドも踏まえ、非正規雇用で働く者を含む幅広い労働者に対する効果的なリ・スキリング支援に取り組む。

保育や介護などの分野を含め一定の資格や実務経験を持つ人材が現場のデジタル化に必要なスキルを学ぶ場合等においては、既存資格や実務経験に付加する事項を

学ぶものである点を踏まえ、受講期間が比較的短いリ・スキリングについても、現在の支援事業の成果をいかし、支援策を強化する。

2022年度から2026年度末までの230万人のデジタル人材の育成（「デジタル田園都市国家構想総合戦略」で設定）に向けた取組について技術トレンドも踏まえた支援を着実に推進する。そのためにも、関係省庁等のAI・データの専門家を含むデジタル人材育成の取組について、その進捗確認及び横串を通じた推進に加え、必要に応じて新たな人材育成策を講じることで、政府全体でデジタル人材育成を機能させる体制を確保し、その取組を効果的に加速する。また、個人が継続的な学びと目的を持ったキャリア形成を行うことができるよう、個人のデジタルスキルの情報の蓄積・可視化や証明を可能とするデジタル基盤の整備を進めるとともに、スキルごとのトレンド等を企業側、研修事業者も含め市場全体で利用できるための環境整備を行う。

職業訓練等の機会が少ない非正規雇用労働者等が、離職することなく、働きながら学ぶことで、より待遇の高い仕事に挑戦できるよう、オンライン訓練の地域偏在を踏まえて、国及び地方の適切な役割分担に留意しつつ、都道府県による委託訓練に加えて、高齢・障害・求職者雇用支援機構を通じたオンライン訓練の全国展開を行う。

労働者が、キャリアコンサルタント等の継続的な支援を受けつつ、労働市場に関する情報等を活用して、自律的にキャリアを考え、スキルアップやより高度な職務に挑戦できる環境の整備を進める。

加えて、2028年技能五輪国際大会の日本開催を契機として、関係省庁や業界団体、技能士等とも連携しつつ、中学・高校生の段階から若年層に対する技能尊重の機運醸成を図るとともに、技能労働者のスキル向上に向けた支援策を強化する。

（３）社内外のスキル・賃金水準の可視化と効果的な情報提供

労働者個人が社内外の職種の需給動向やリ・スキリングして身に付けるべきスキル・賃金水準を具体的に把握できるよう、官民の求人・求職・キャリアアップ情報を共有化し、キャリアコンサルタントや求職者等に分かりやすく発信する取組を加速する。まず、昨年度から着手した厚生労働省の求人情報の収集・分析事業について、その対象地域・職種を拡大するとともに、経験や資格の有無と賃金との関係进行分析し、これらの結果を、職業情報提供サイト（job tag）等を通じて発信する。

厚生労働省が運営する職場情報総合サイト（しょくばらぼ）、職業情報提供サイト（job tag）の内容の充実と利便性向上を図るとともに、こうした情報提供サイトにばらばらに掲載されている情報に労働者個人がワンストップでアクセスできるプラットフォームを構築する。

こうしたプラットフォームを通じ、企業規模にかかわらず、経験者採用が普通の選択肢となるための労働市場の整備にも努める。

（４）医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げ

全国の医療、介護、障害福祉分野など医療・福祉の現場では、有業者のおよそ7人に1人である900万人の方々が働いており、地域を支える一大産業となっている。

他方、こうした分野で働く方々の処遇については公的に価格が定まっており、近年の物価高騰や賃金上昇の中で、他産業のようにコストの増加分を価格に転嫁することができない。賃上げで先行する他産業との人材確保の競争が厳しくなる中、他産業と比較して有効求人倍率が高くなっている状況にある。今後、高齢者の増加と

生産年齢人口の減少が進む中で、将来にわたって必要なサービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保することは喫緊の課題である。

公定価格の分野においても、医療・介護・障害福祉等における賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかり図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある。このため、これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、次期報酬改定を始めとした必要な対応策において、令和7年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。

未来を担う子供たちの命と育成を支える重要な役割を果たす保育士・幼稚園教諭等の方々の処遇改善は極めて重要である。しかしながら、保育士・幼稚園教諭等の処遇は全産業平均と比べ低い状況に置かれている。平成25年度以降、累計で約34%の処遇の改善を図ってきているが、引き続き、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善について目標として掲げた他職種と遜色ない処遇の実現に向けて、「こども未来戦略」に基づき、更なる処遇改善を進めていく。

介護、障害福祉、保育における令和6年人事院勧告を踏まえた地域区分への対応については、隣接した市町村等との級地格差による人材確保への影響も踏まえ、早急に検討を行い、次期報酬改定までに必要な見直しを実施する。

5. 最低賃金の引上げ

最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。

政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&Aに関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。

また、EU指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として加盟国に示されている¹⁴。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」には、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等が定められている。国は、計画を踏まえ、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活用して後押しする。その中で、各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金における重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な

取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。

地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定3要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

Ⅲ. 投資立国の実現

2030年度135兆円、2040年度200兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。

このためには、国内経済で回り始めた賃上げと投資の循環の動きをより強固なものにするために、海外市場とこうした循環を結び付けることによって、グローバル市場で稼ぐ力を強化していくことが重要である。

経済産業省の試算によると、国内投資拡大に向けた足下の官民の取組を継続し、2030年度135兆円・2040年度200兆円という新たな官民国内投資目標を実現することができれば、人口減少下でも拡大する内需が成長をけん引するとともに、不確実性が高まる国際環境の中においても世界にとって不可欠な製品・サービスの輸出が拡大することがあいまって、2040年度に名目GDPは約1,000兆円となるなど、中長期的な経済成長を実現していくことが可能になる。

この将来見通しの実現のため、GX、DX（AI・データ）等の次世代投資（研究開発やソフトウェア、ロボット・通信機器等）を1.8倍にするべく、製造業では、GX・革新技術による差別化や、DXによるサービス化等を通じ、新需要の創出、高付加価値化を実現する。また、情報通信業・専門サービス業では、新需要の開拓等を通じ、新たな付加価値を創出する。加えて、エッセンシャルサービス業は、省力化設備・サービスを駆使するアドバンスト・エッセンシャルサービス業への変化を図る。

このためにも、「金利のある世界」に移行し、国際的な不確実性が高まる中でも、企業が保有する現預金を積極的に国内で波及効果の大きな投資に振り向けるよう、企業統治改革、資本市場改革に加え、思い切った償却措置による投資促進策など諸外国の措置・動向も踏まえつつ、予算・税制によるインセンティブ措置も含めた、企業からの国内投資を引き出すための大胆な方策を検討する。

あわせて、こうした産業構造の変化に応じた人材需要を踏まえ、各産業における生産性向上・省力化の取組、人材育成の取組等を政府全体で総合的に推進する。

これらを含め、200兆円の目標の実現を見据えた国内投資喚起とグローバルサウス等の需要取り込みのための「輸出拡大・多角化支援パッケージ」として、以下の取組を進める。

1. 中堅企業の創出・成長加速

国内に9,000者存在している中堅企業は、設備投資、人的投資、賃上げの全ての側面で、国内経済の成長と地方創生のけん引役となるポテンシャルを有している¹⁵。賃上げにつながる設備投資の支援に加え、世界市場の中でオンリーワンの製品・サービスを抱える中堅企業の輸出や研究開発を大胆に後押しする施策を具体化し、中

<注釈一覧>

- ¹ 基礎資料P1: 春季労使交渉における賃上げ率の推移（連合調査）
- ² 基礎資料P2: 民間企業設備投資額の推移と官民国内投資目標
- ³ 基礎資料P3: 賃金と民間設備投資の関係
- ⁴ 基礎資料P4～5: 中小企業の価格転嫁の状況
業種別の価格転嫁率（2024年9月調査）
- ⁵ 基礎資料P6: 公的需要が都道府県GDPに占める割合
- ⁶ 基礎資料P7: 低入札価格調査制度や最低制限価格制度を導入している地方自治体数
- ⁷ 基礎資料P8: 中小企業における研究開発投資・知的財産の重要性
- ⁸ 基礎資料P9～10: 職業別 有効求人倍率の動向
業種別 最低賃金の影響率
- ⁹ 基礎資料P11～12: 省力化投資の検討における課題
職場におけるロボット利用の省力化効果
- ¹⁰ 基礎資料P13: 地域経営人材の活躍状況
- ¹¹ 基礎資料P14: 中小企業・小規模事業者数の経営者年齢の分布
- ¹² 基礎資料P15: 代表者年齢別 事業における新たな取組
- ¹³ 基礎資料P16: 金融機関別の新規融資に占める経営者保証が付いている融資件数の割合の推移
- ¹⁴ 基礎資料P17: 海外の最低賃金における指標
- ¹⁵ 基礎資料P18: 中堅企業等の10年間における設備投資、人材投資、給与総額の伸び
- ¹⁶ 基礎資料P19: 従業員規模別 研究開発投資（対売上高）
- ¹⁷ 基礎資料P20: 中小企業における海外展開の課題
- ¹⁸ 基礎資料P21: 世界の高齢化率（65歳以上人口割合）の推移
- ¹⁹ 基礎資料P22: 世界の自然災害発生件数
- ²⁰ 基礎資料P23: 海外の日本食レストラン店舗数
- ²¹ 基礎資料P24: 訪日外国人の旅行消費（2023年4-12月）
- ²² 基礎資料P25: 企業誘致に関する地域の課題
- ²³ 基礎資料P26: 地方におけるスタートアップの現状
- ²⁴ 基礎資料P27: 世界のベンチャーキャピタル投資額におけるディープテック関連の投資額
- ²⁵ 基礎資料P28～29: 官民合わせた研究開発投資額の伸び率の国際比較
重要技術の研究における日本の順位
- ²⁶ 基礎資料P30: 被引用回数トップ10%の論文数の推移
- ²⁷ 基礎資料P31～33: 労働移動の円滑度と賃金上昇の関係
生成AIの影響を受ける労働者の割合
生成AIによる自動化対象率と平均年収との関係
- ²⁸ 基礎資料P34～35: リ・スキリングによる賃金の変化
国の在職者への学び直し支援策
- ²⁹ 基礎資料P36～37: 企業が職務給に対して感じているメリット
職務給を採用した企業で働く社員における転職の希望状況
- ³⁰ 基礎資料P38: 若手・中堅社員におけるキャリア形成の意識

³¹ 基礎資料P39:副業・兼業からの学びによる効果

³² 基礎資料P40:副業・兼業を容認している企業の割合

<法律名一覧>

法律名につき、以下の略語等を用いている。

中小受託取引適正化法	下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 41 号）による改正後の下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）
官公需法	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）
改正建設業法	建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 49 号）による改正後の建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
容器包装リサイクル法	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）
下請法改正法（中小受託取引適正化法）	下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律による改正後の下請代金支払遅延等防止法
独占禁止法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）
旅館業法	旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）
スマート農業技術活用促進法	農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和 6 年法律第 63 号）
次世代医療基盤法	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成 29 年法律第 28 号）
改正食料・農業・農村基本法	食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 44 号）による改正後の食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）
改正森林経営管理法	森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 48 号）による改正後の森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）
改正漁業災害補償法	漁業災害補償法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 31 号）による改正後の漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）
労働基準法	労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
JICA 法	独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）
地球温暖化対策推進法	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
改正温対法	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 56 号）による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律
人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律	人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和 7 年法律第 53 号）
情報流通プラットフォーム対処法	特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）
情報処理の促進に関する法律	情報処理の促進に関する法律（昭和 45 年法律第 90 号）
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
官民データ活用推進基本法	官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律	スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和 6 年法律第 58 号）
経済安全保障推進法	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和 4 年法律第 43 号）
グリーン購入法	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
宇宙活動法	人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成 28 年法律第 76 号）
臨床研究法	臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）
共生社会の実現を推進するための認知症基本法	共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和 5 年法律第 65 号）
産業競争力強化法	産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）
働き方改革関連法	働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）
パートタイム・有期雇用労働法	短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）
改正物流法	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 23 号）による改正後の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）
貨物自動車運送事業法	貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）
改正女性活躍推進法	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 63 号）による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）
利息制限法	利息制限法（昭和 29 年法律第 100 号）
改正 G X 推進法	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 52 号）による改正後の脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和 5 年法律第 32 号）
改正資源法	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
再資源化事業等高度化法	資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和 6 年法律第 41 号）
地域交通法	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）

新しい資本主義の
グランドデザイン及び実行計画
2025年改訂版
基礎資料集

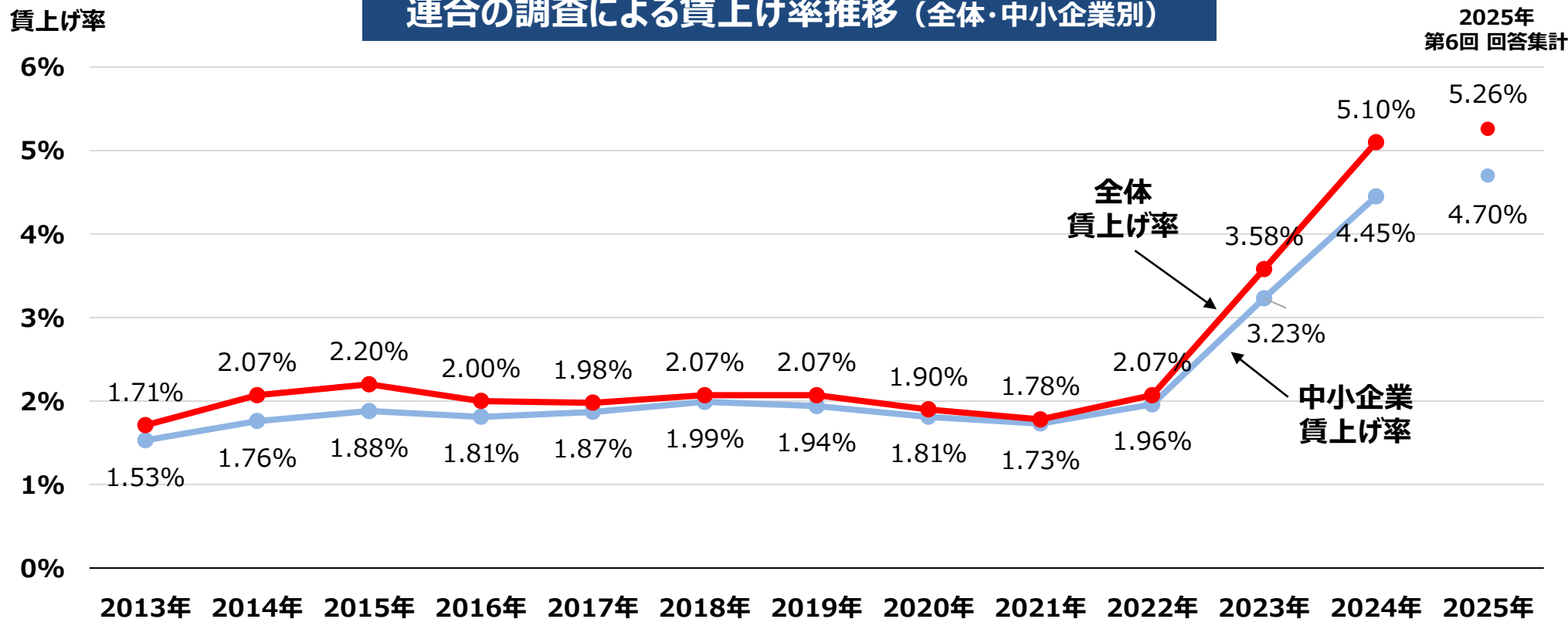
令和7年6月13日

春季労使交渉における賃上げ率の推移（連合調査）

- 連合の調査によると、2024年の賃上げ率は5.10%、中小企業に限った賃上げ率は4.45%となった。
- 2025年の賃上げ率は、6月5日に公表された第6回 回答集計^{（注）}では5.26%、中小企業に限った率は4.70%。

（注）春季労使交渉の集計結果は、初回集計（3月）から最終集計（7月）まで、7回に分けて結果が公表される。

連合の調査による賃上げ率推移（全体・中小企業別）



（注1）調査対象は各労働組合のうち、平均賃金方式（労働者1人当たり平均賃金について賃上げ要求を行い、決定され、これを基準として労働者全体の賃金の改定が行われる方式）で回答を引き出した組合。中小企業は組合員数300人未満の企業。2024年は全体が5,284組合、中小企業が3,816組合。

2025年は第6回 回答集計（なお、2024年の第6回 回答集計は、全体賃上げ率5.08%、中小企業賃上げ率4.45%）。

（注2）賃上げ率は、各企業の定昇相当込み賃上げ率について、組合員数による加重平均を行った値を用いている。

（出所）連合「2024春季生活闘争第7回（最終）回答集計結果」（2024年7月3日公表）、連合「2025春季生活闘争第6回回答集計結果」（2025年6月5日公表）を基に作成。

民間企業設備投資額の推移と官民国内投資目標

- 近年、日本企業による設備投資額は増加を続けており、2023年度は101.8兆円と、1991年度（102.7兆円）から32年ぶりに100兆円台を回復。
- 2030年度135兆円、2040年度200兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。

民間企業設備投資額の推移と官民国内投資目標

(兆円)

200

150

100

50

0

1980年度 1981年度 1982年度 1983年度 1984年度 1985年度 1986年度 1987年度 1988年度 1989年度 1990年度 1991年度 1992年度 1993年度 1994年度 1995年度 1996年度 1997年度 1998年度 1999年度 2000年度 2001年度 2002年度 2003年度 2004年度 2005年度 2006年度 2007年度 2008年度 2009年度 2010年度 2011年度 2012年度 2013年度 2014年度 2015年度 2016年度 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 2022年度 2023年度 ... 2030年度 ... 2040年度

200兆円
(2040年度官民国内投資目標)

135兆円
(2030年度官民国内投資目標)

102.7

101.8

46.2

60.2

88.0

87.0

72.5

87.0

85.9

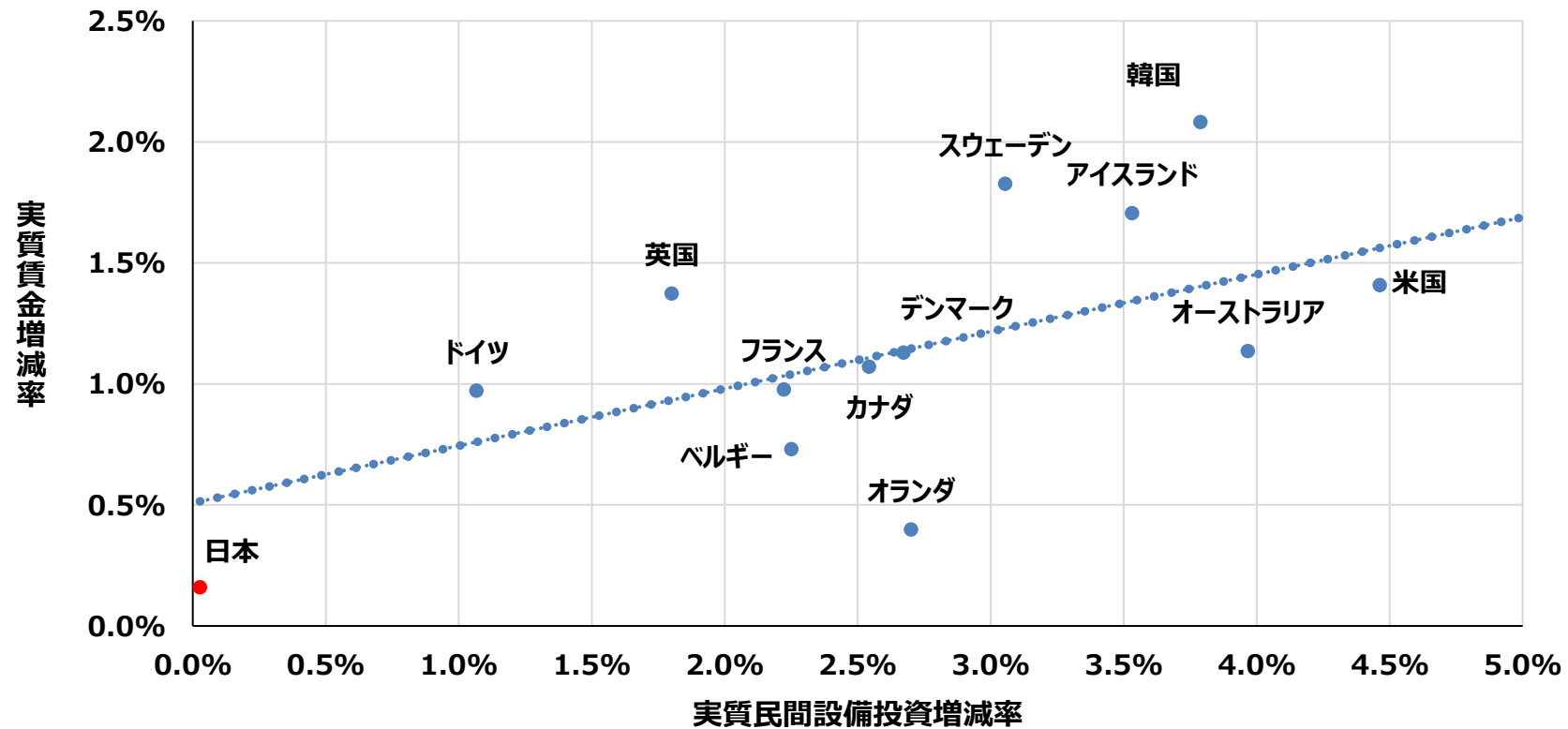
(注) 「民間企業設備」の名目値。1993年度以前の数値は、2015年（平成27年）基準支出側GDP系列簡易遡及。

(出所) 内閣府「国民経済計算」、経団連「国内投資の拡大に向けて」（2025年1月27日 国内投資拡大のための官民連携フォーラム 資料5）を基に作成。

賃金と民間設備投資の関係

- 国内投資の増加は、労働生産性の向上を通じて賃金上昇につながる。
- 日本は、設備投資と賃金の両方とも上昇率が低い。

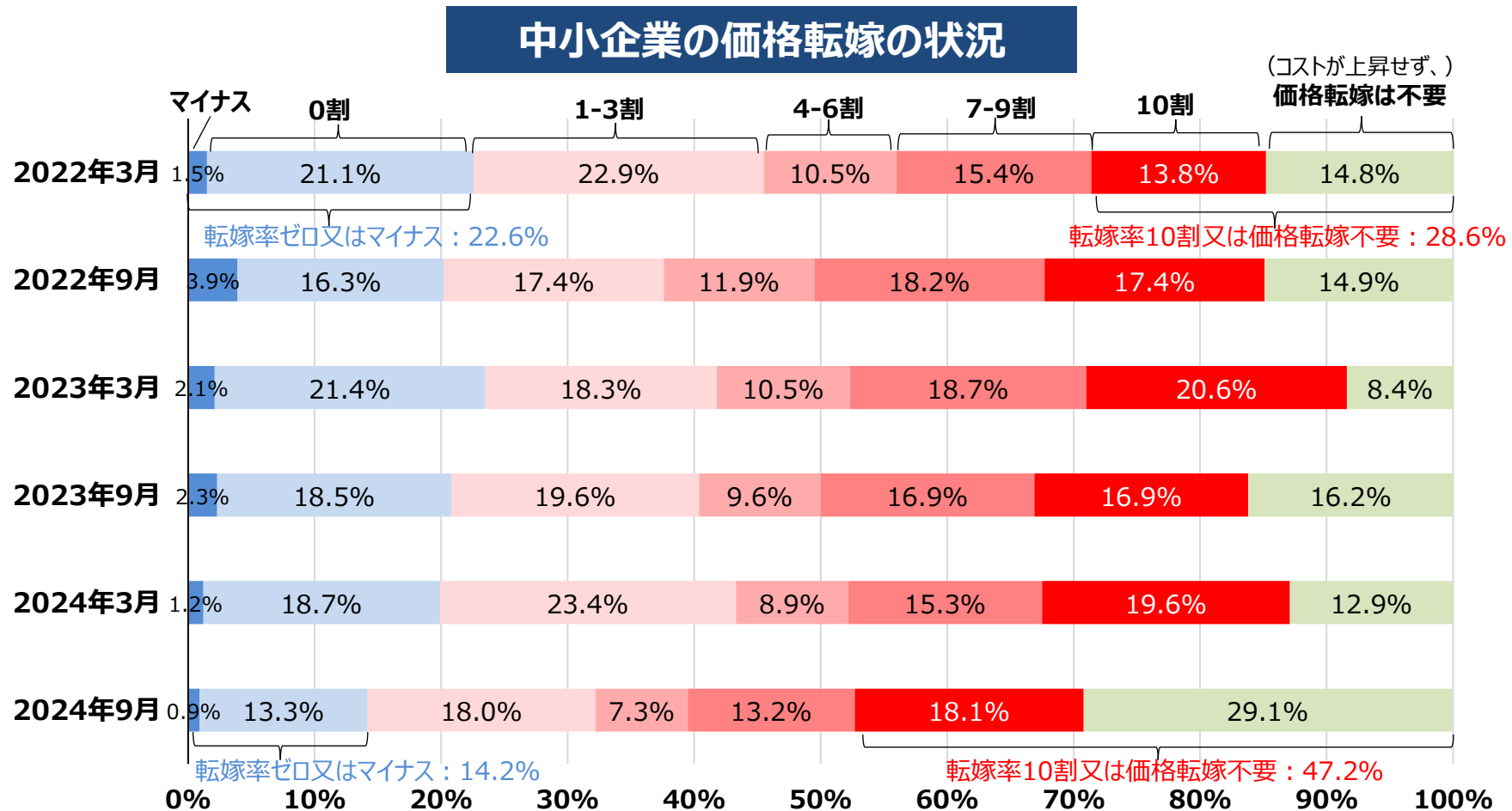
賃金と民間設備投資の関係（1991-2021年の年平均増減率）



(注) 実質賃金（縦軸）は総雇用者報酬（実質値）を従業者数で割り、「正規労働者の平均労働時間/全労働者の平均労働時間」を乗じたもの。
すなわち労働者の平均労働時間の変化に伴う影響を取り除いた推移を示している。民間設備投資（横軸）は住宅を除く民間設備投資の実質値。
(出所) 経済産業省資料（元データはOECD Data Explorer）を基に作成。

中小企業の価格転嫁の状況

- 中小企業庁の調査によると、「価格転嫁率10割（コストを全て価格転嫁できた）」又は「（コストが上昇せず、）価格転嫁は不要」と回答した中小企業の割合は、2022年3月時点で28.6%であったが、2024年9月時点で47.2%に上昇。
- 他方、「価格転嫁率0割（価格転嫁が全くできない）」と回答した企業も比率が減少しているとはいうものの（22.6%→14.2%）、残っており、転嫁対策の徹底が必要。



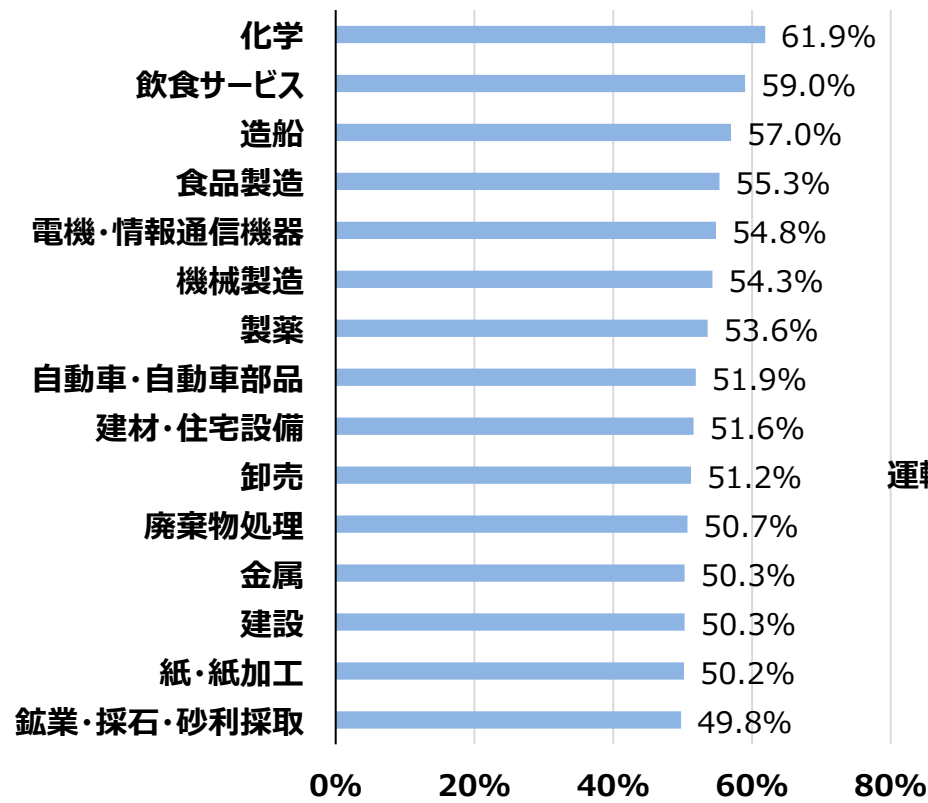
(注) 各年4月から9月末頃において、中小企業30万社に対して実施したアンケート調査（2024年9月調査の回答数は51,282社）の結果を集計したもの。
(出所) 中小企業庁「価格交渉促進月間フォローアップ調査」を基に作成。

業種別の価格転嫁率（2024年9月調査）

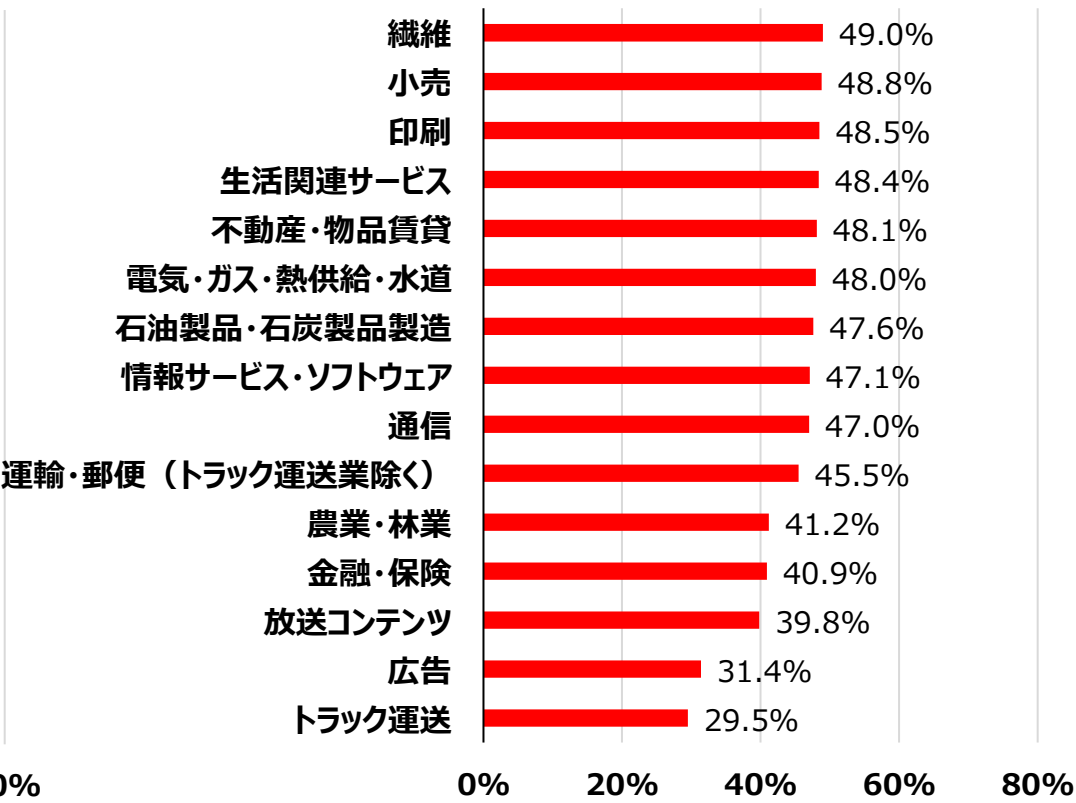
- 2024年9月調査における業種別の平均的な価格転嫁率は、化学（61.9%）、飲食サービス（59.0%）、造船（57.0%）、食品製造（55.3%）、電機・情報通信機器（54.8%）で高い。
- 一方、トラック運送（29.5%）、広告（31.4%）、放送コンテンツ（39.8%）、金融・保険（40.9%）、農業・林業（41.2%）などの価格転嫁率が低い業種も存在し、事業所管省庁と連携した下請法の執行強化など更なる取組が必要。

業種別の価格転嫁率（2024年9月調査）

全産業平均（49.7%）より高い業種



全産業平均（49.7%）より低い業種

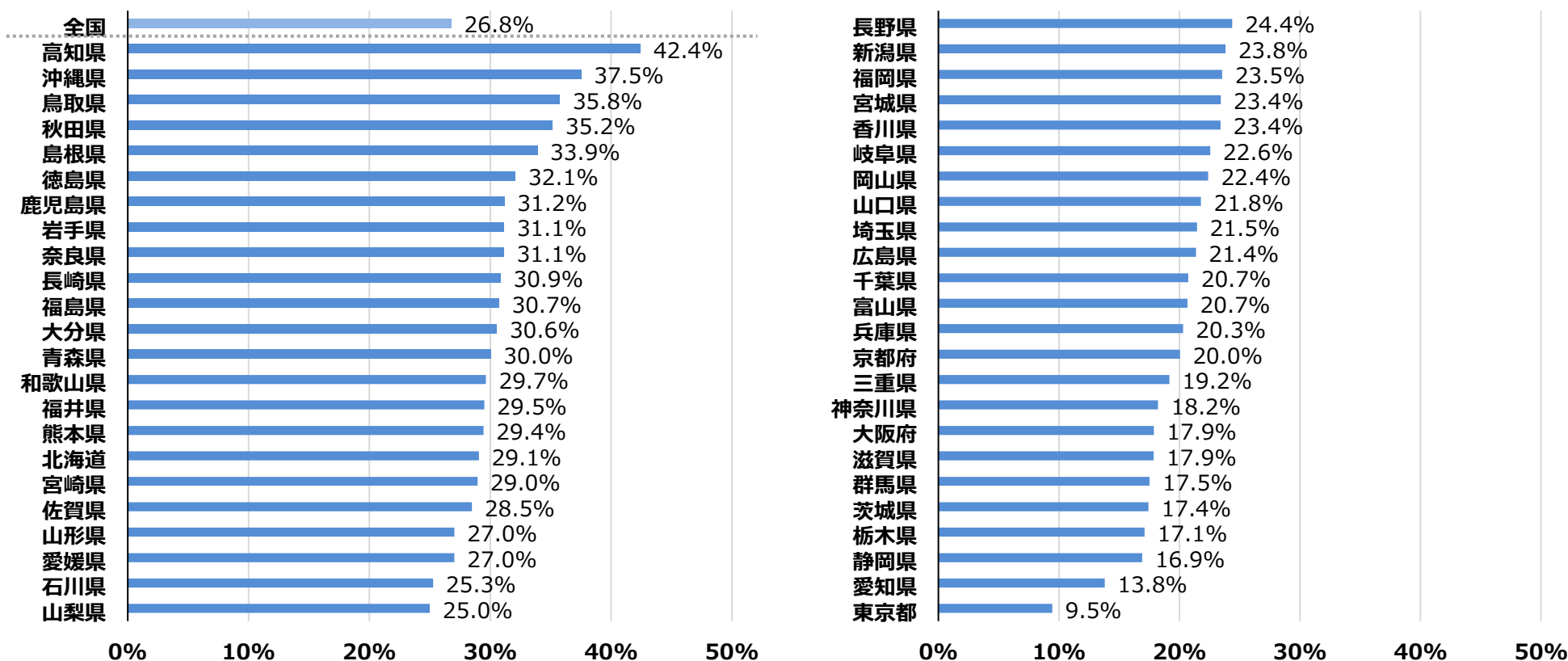


（注） 各年 4 月から 9 月末頃において、中小企業30万社に対して実施したアンケート調査（2024年9月調査の回答数は51,282社）の結果を集計したもの。
（出所） 中小企業庁「価格交渉促進月間フォローアップ調査」を基に作成。

公的需要が都道府県GDPに占める割合

- 2021年度における日本の国内総生産（554.6兆円）のうち公的需要（政府最終消費、公的固定資本など）の大きさは148.5兆円。全体の26.8%を占めており、日本経済に重要な役割を担っている。
- 公的需要が都道府県GDPに占める割合は、高知県（42.4%）、沖縄県（37.5%）、鳥取県（35.8%）、秋田県（35.2%）、島根県（33.9%）など、地方部ほど公的需要が占める割合が高く、官公需は地域経済に重要な存在。

公的需要が都道府県GDPに占める割合（2021年度）

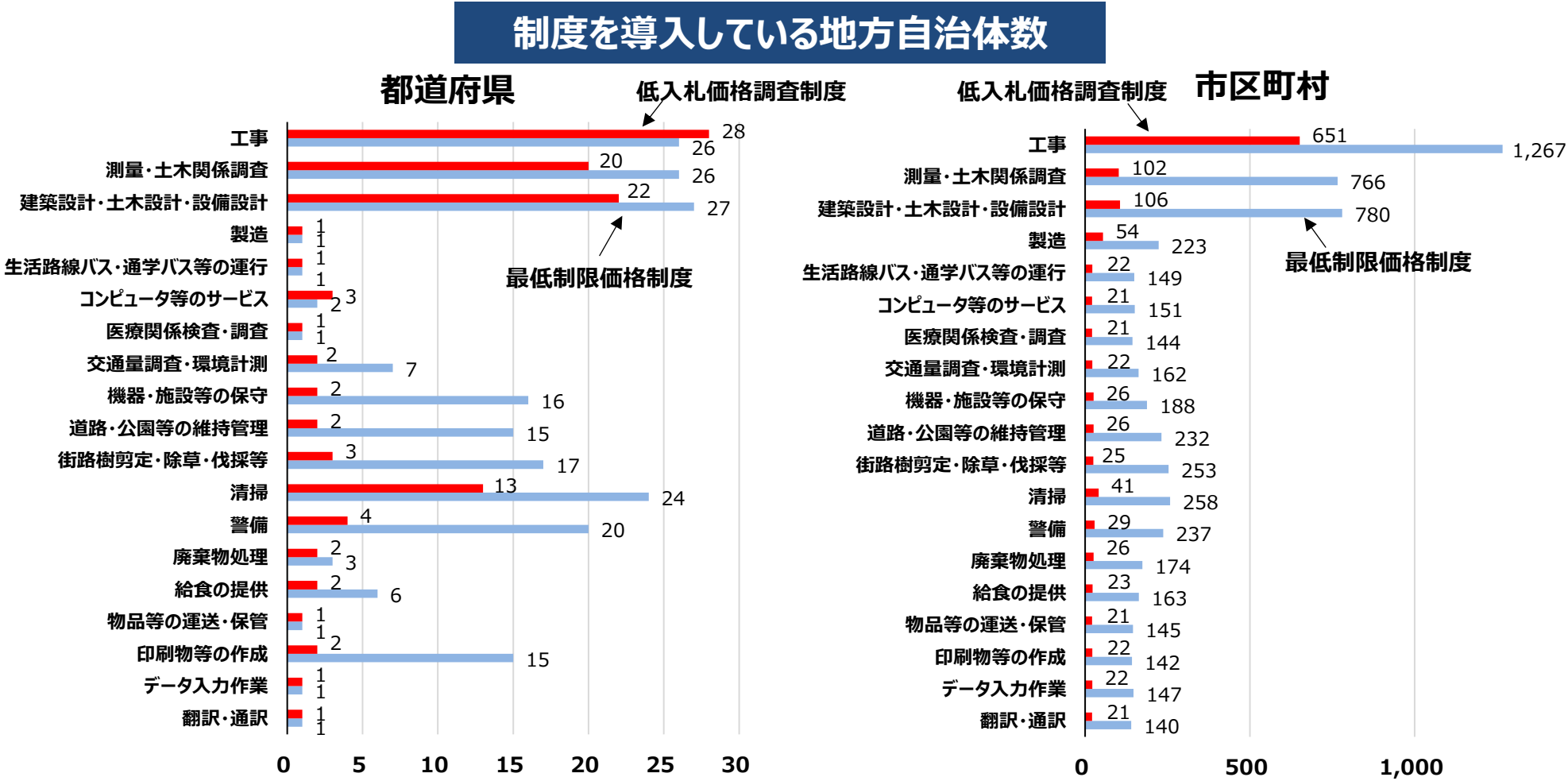


（注） 都道府県の数値は、「公的需要」（「地方政府等最終消費支出」、「公的固定資本形成」、「公的在庫変動」の合計値）を県内総生産で割った値。
全国の数値は、「公的需要」（「政府最終消費支出」、「公的固定資本形成」、「公的在庫変動」の合計値）を国内総生産で割った値。いずれも名目値。

（出所） 内閣府「県民経済計算」（各都道府県）、内閣府「国民経済計算」（全国）を基に作成。

低入札価格調査制度や最低制限価格制度を導入している地方自治体数

- 地方の官公需契約においては、低入札価格調査制度や最低制限価格制度（あらかじめ最低制限価格を設けた上で、当該価格以上の申込みの中で、最も価格が低い者を落札者とする制度）の導入が可能。
- これらの制度について、全ての都道府県及び約95%の市区町村において、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度が導入されているが、工事契約以外の契約については、特に市区町村において、制度の導入が進んでいない状況。

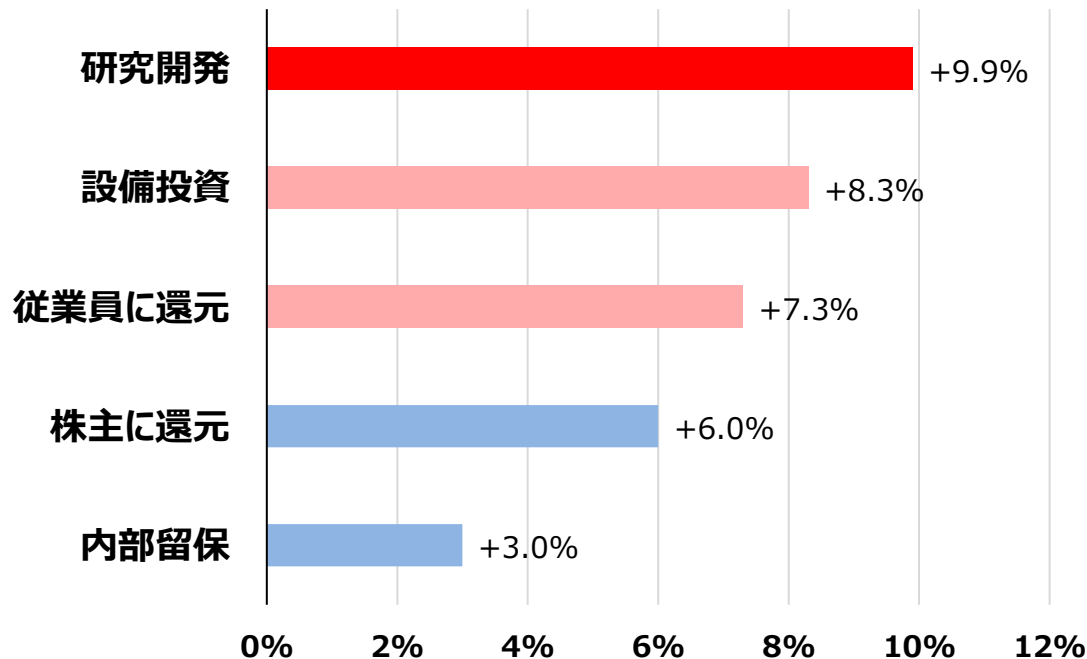


（出所）総務省「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に関する実態調査の結果」（2025年1月）を基に作成。

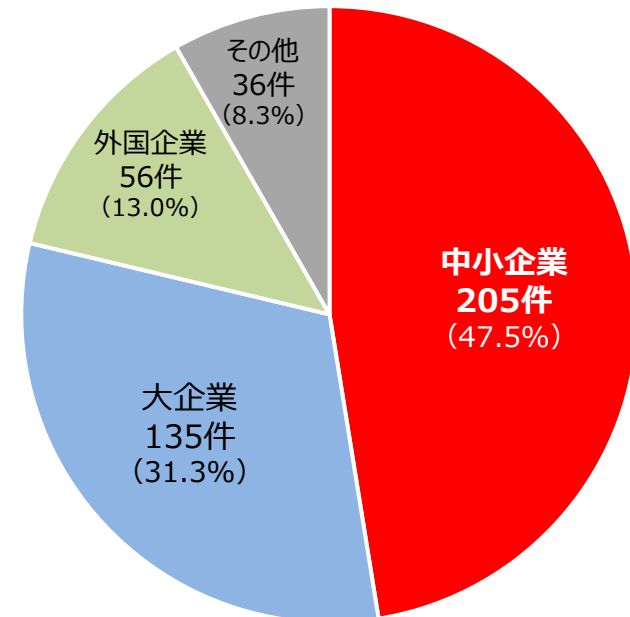
中小企業における研究開発投資・知的財産の重要性

- 研究開発投資を「利益の主な使い道」として挙げている中小企業は、「株主に還元」、「内部留保」を挙げた中小企業と比較して、売上高を大きく成長させる傾向にある。
- 国内の知的財産訴訟（特許権等侵害訴訟事件）における権利者の47.5%は中小企業。さらに、知的財産の侵害は「侵害されたら訴訟で取り返す」ことが前提となっているが、資金・人材が潤沢でない中小企業は、そもそも提訴を躊躇（ちゅうちょ）し、泣き寝入りしている場合もあるとの声がある。
- 中小企業の知的財産の活用促進と保護を図る必要。

利益の主な使い道別 中小企業の
売上高増加率（中央値）



知的財産訴訟（特許権等侵害訴訟事件）
における権利者の内訳



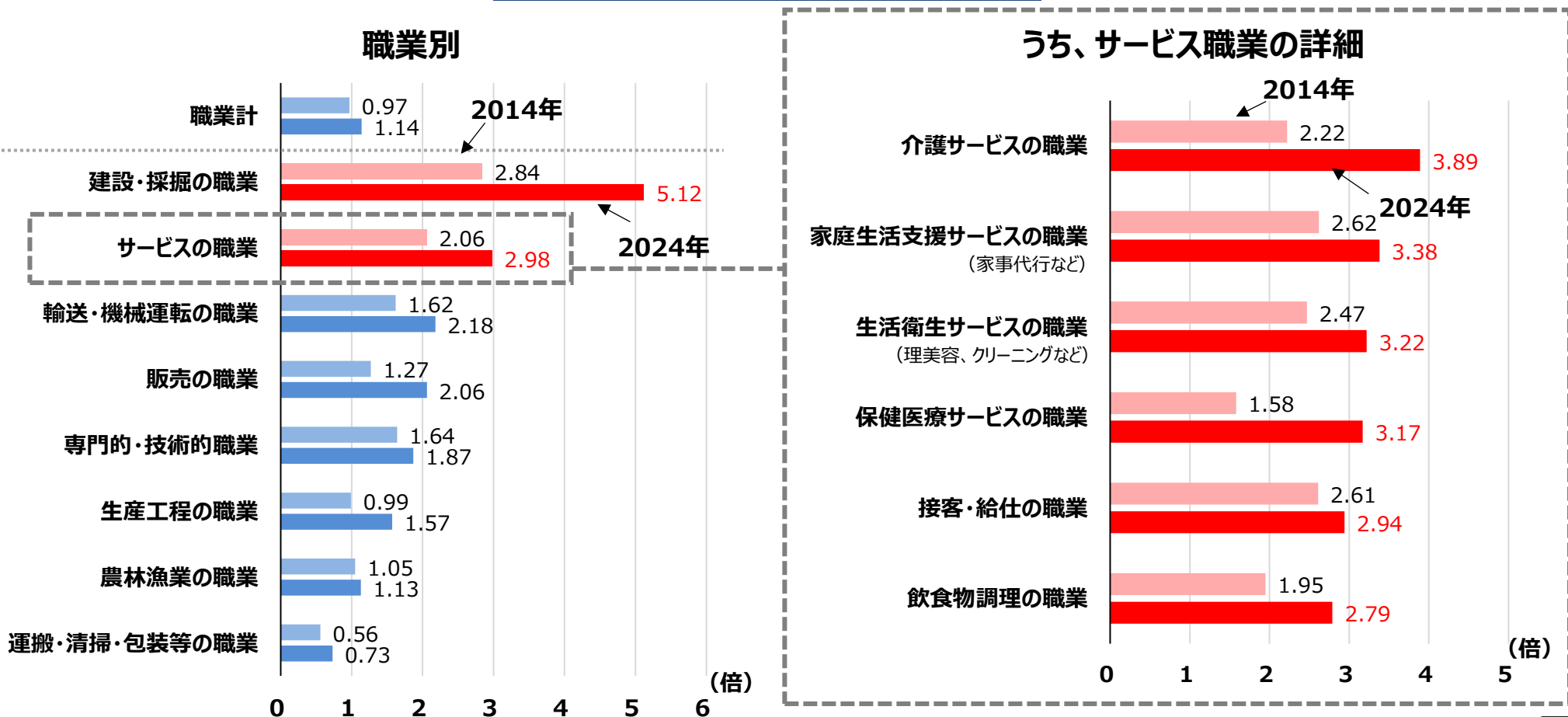
（注） ここでいう「訴訟件数」とは、裁判所ウェブサイトに掲載された判決（特許権等侵害事件、期間は2009年1月1日-2018年12月31日）に基づいて特許庁が調査した判決の件数を示しており、必ずしも実際の訴訟の件数を表すものではないことに留意。

（出所） 中小企業庁「2022年版 中小企業白書」、日本商工会議所・東京商工会議所「知的財産政策に関する意見」、特許庁「実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り方」を基に作成。

職業別 有効求人倍率の動向

- 有効求人倍率（有効求人数を、有効求職者数で割った値）は、2014年の0.97倍から1.14倍に上昇。多様な職種で有効求人倍率が1倍を超えており、人手不足が深刻化しつつある。
- 特に人手不足が深刻な職種は、建設・採掘（5.12倍）、サービス（2.98倍）など。サービス職の中では、介護（3.89倍）、家庭生活支援（3.38倍）などのサービスで有効求人倍率が高い状況。

職業別 有効求人倍率の動向

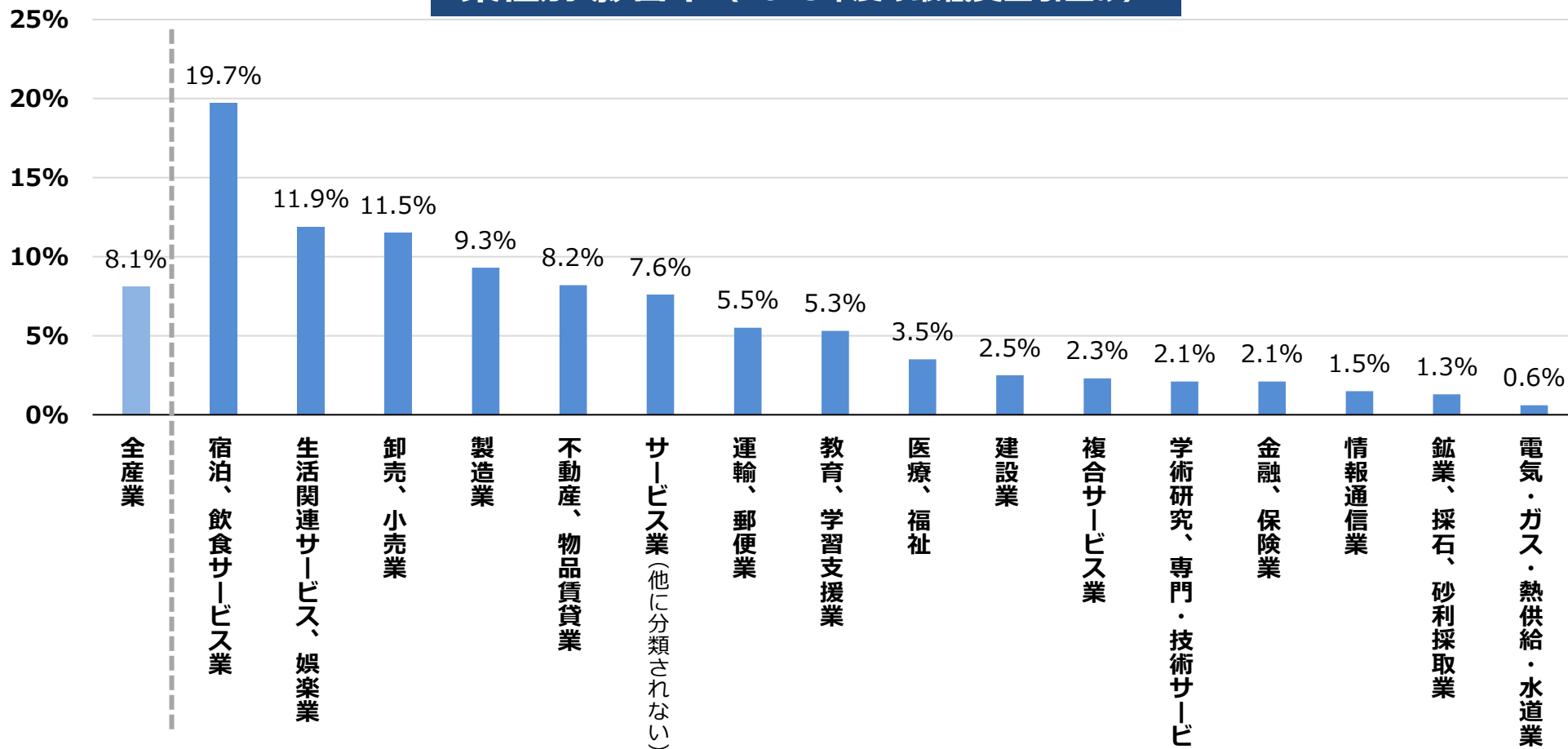


業種別 最低賃金の影響率

- 2023年度の最低賃金引き上げの影響率（賃金を引き上げなければ、その年の引き上げ後の最低賃金を下回ることとなる労働者の割合）は全国平均で8.1%（大企業を含む全企業規模での平均）。
- 宿泊・飲食業（19.7%）、生活関連・娯楽業（11.9%）、卸売・小売業（11.5%）が大きい。

影響率

業種別 影響率（2023年度の最低賃金引き上げ）



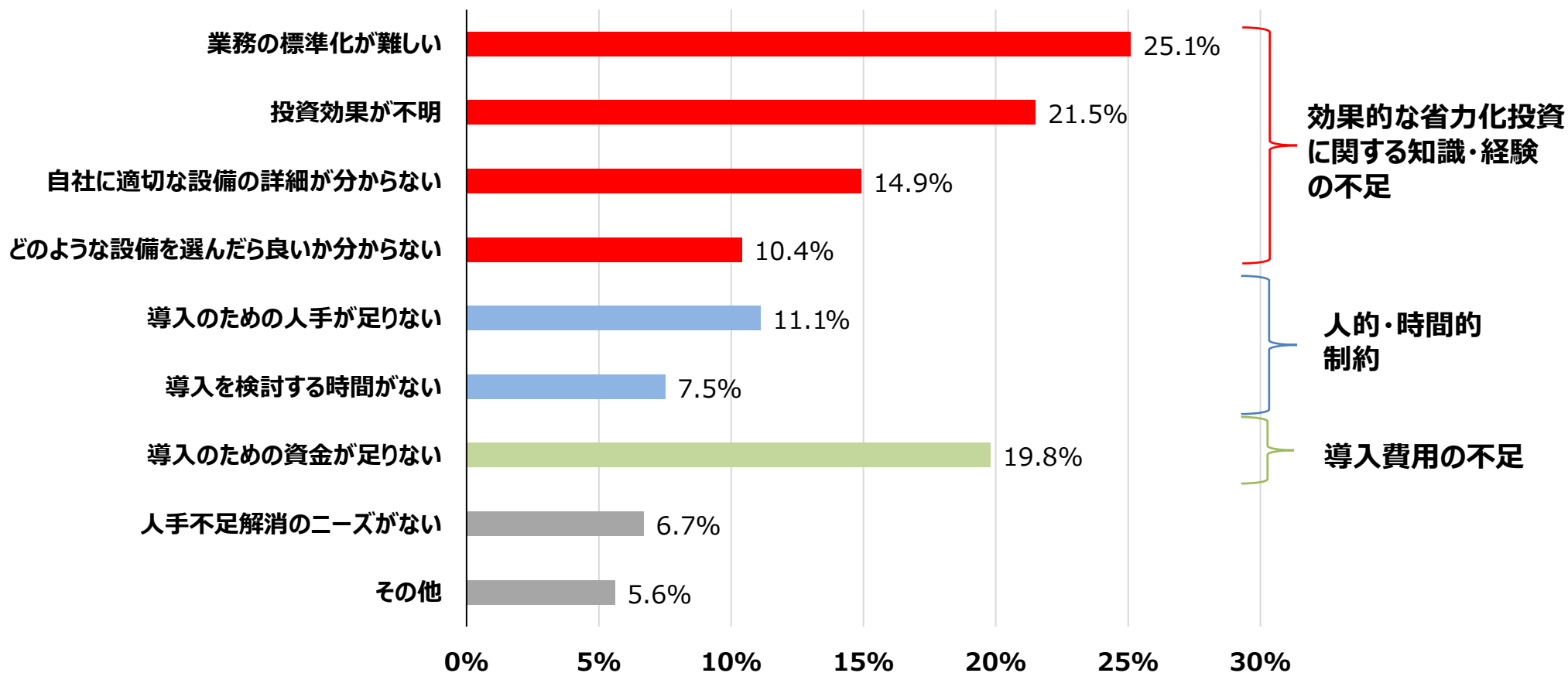
（注） 2023年度の地域別最低賃金額（全国加重平均1,004円）を下回る労働者数の割合。

（出所） 厚生労働省「人手不足の状況、最低賃金の影響、生産性向上等の支援策について」（2025年1月17日）を基に作成。

省力化投資の検討における課題

- 中小企業が省力化投資を検討する際の課題として、「業務の標準化が難しい」、「投資効果が不明」、「導入のための資金が足りない」を挙げる回答が多い。

省力化投資の検討における課題（複数回答）

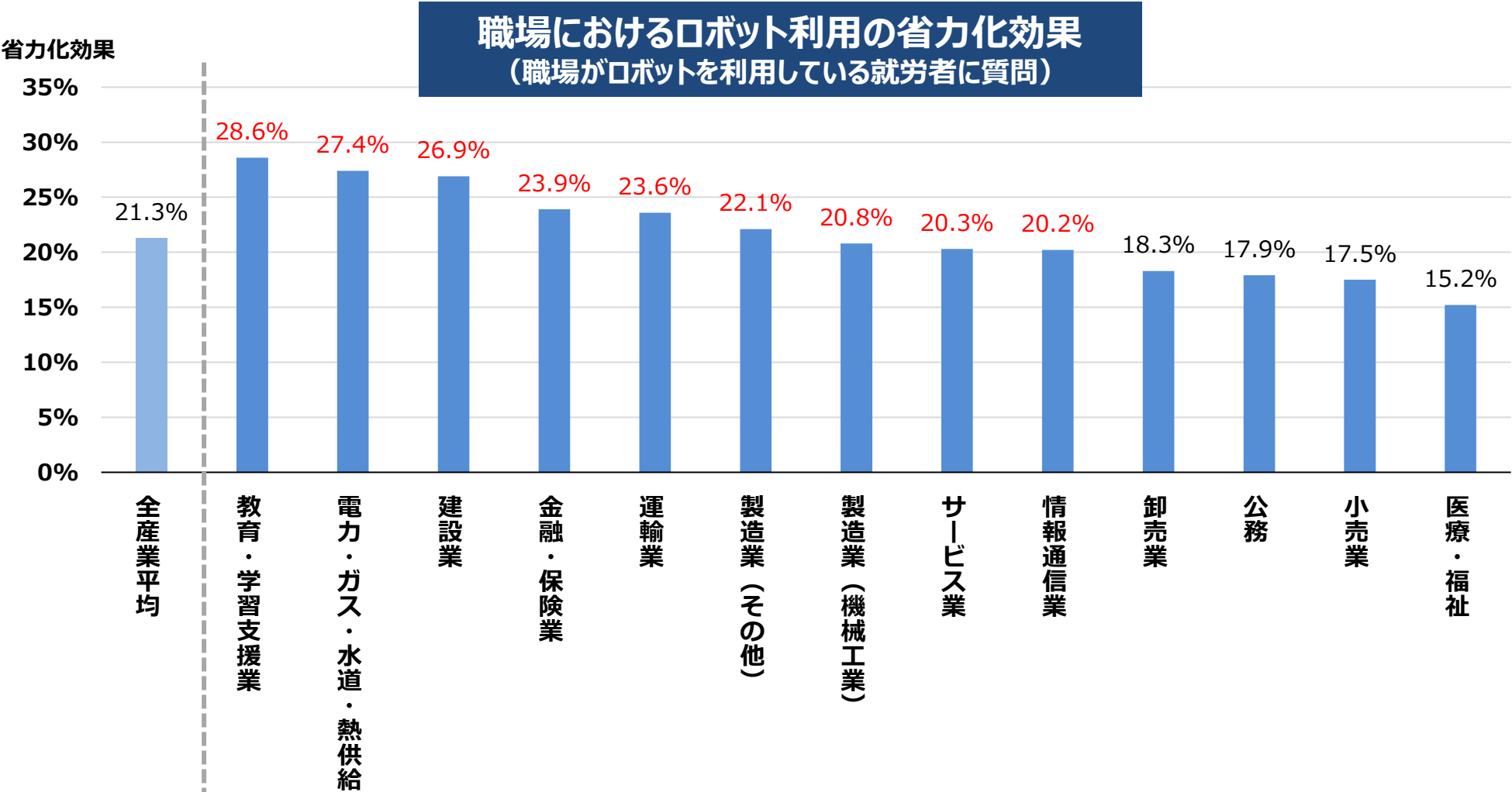


（注） 「人手不足対応を目的とした設備投資の検討における課題」について質問した回答を集計したもの（回答数は19,887社）。

（出所） 中小企業庁「2024年版 中小企業白書」を基に作成。

職場におけるロボット利用の省力化効果

○ 職場がロボット（産業用ロボット、サービスロボット）を使用している就労者に対し、ロボット導入の省力化効果を尋ねたところ、サービス業を含む多くの業種で職場全体の業務の2割程度を削減する効果があると認識されている。



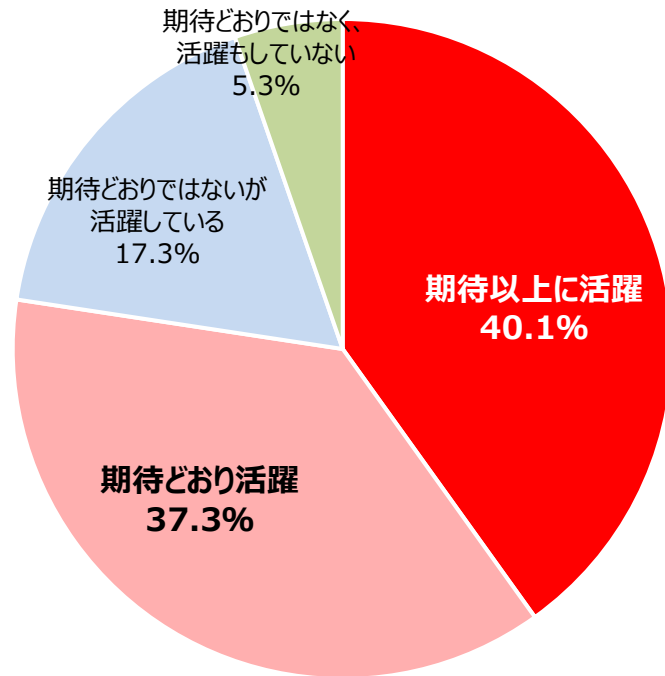
(注) 2024年10月に、20歳以上の就労者12,763人に対し、ロボット利用による省力化効果（ロボットがなかった場合との比較）を尋ねた結果（8,633人が回答）。
ここでのロボットは、産業用ロボット、サービスロボットのいずれかを指す。産業用ロボットのみの場合には22.1%、サービスロボットのみの場合には19.5%の省力化効果があるとの結果となっている。

(出所) 森川正之「人工知能・ロボットのマクロ経済効果：サーベイに基づく概算」（RIETI Discussion Paper Series 24-J-033）を基に作成。

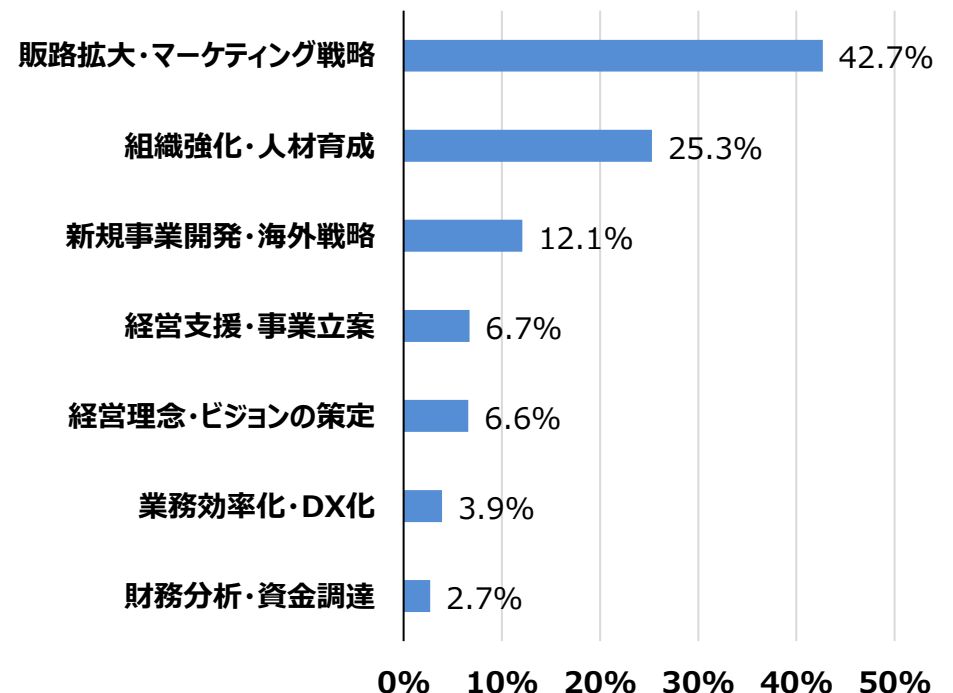
地域経営人材の活躍状況

- 鳥取県が実施している「とっとり週 1 副社長プロジェクト」は、県内企業と都市部の人材のマッチングを行い、都市部の人材に副業・兼業の形で、鳥取県企業の「副社長」として、週 1 回程度、企業経営に携わってもらう仕組み（「プロフェッショナル人材事業」における取組）。
- 当該プロジェクトにより採用された「週 1 副社長」について、受入れ企業の 8 割が「期待以上・期待どおりに活躍している」と高く評価。販路拡大・マーケティングや、組織強化、新規事業開発など、多方面で活躍している。

「週 1 副社長」の活躍状況 (受入れ企業に対する調査、単数回答)



「週 1 副社長」の採用時のミッション (受入れ企業に対する調査、単数回答)



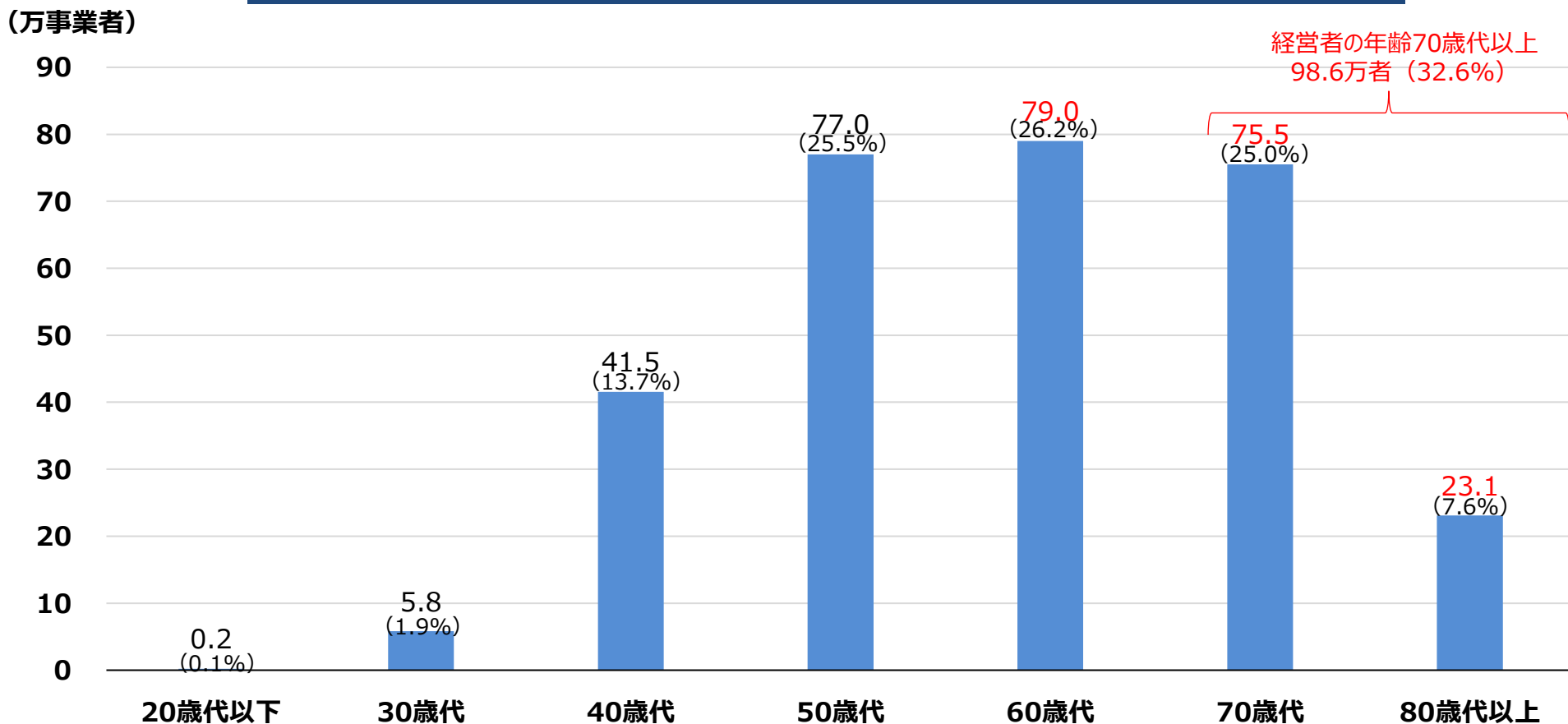
(注) 2023年度までに「週 1 副社長」を受け入れた鳥取県内企業143社に対するアンケート調査（うち75社が回答）。

(出所) とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点「週 1 副社長プロジェクト 週 1 ととりで副業兼業」を基に作成。

中小企業・小規模事業者数の経営者年齢の分布

- 中小企業・小規模事業者数は、経営者の年齢が60歳代の事業者が最も多く、79.0万者存在。
- また、経営者の年齢が70歳以上の事業者数は98.6万者（70歳代75.5万者、80歳代以上23.1万者）であり、事業承継が必要な層が多く存在。

経営者年齢別 中小企業・小規模事業者数の分布（2023年6月現在）



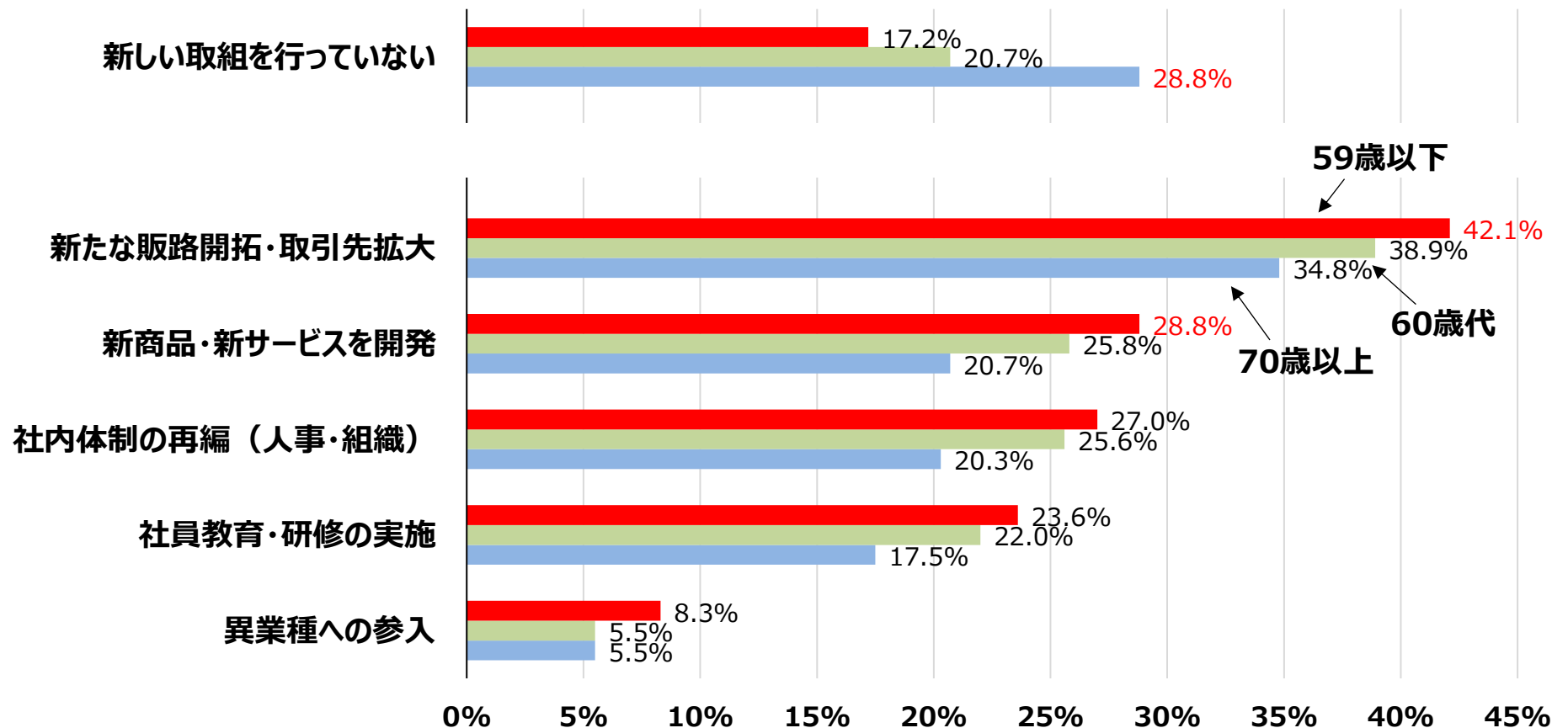
(注) 合計302.2万者。当該調査の対象は、建設業、製造業、情報通信業、運輸・郵便業、卸売・小売業、不動産・物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス、宿泊・飲食サービス業、生活関連サービス・娯楽業、サービス業（他に分類されないもの）。

(出所) 中小企業庁「中小企業実態基本調査（令和5年確報（令和4年度決算実績））」（2024年7月30日公表）を基に作成。

代表者年齢別 事業における新たな取組

- 新たな取組を行っていない企業は、70歳以上の経営者の企業が28.8%と最も高い。
- これに対し、若い経営者の企業ほど、新たな販路開拓・取引先拡大（42.1%）や、新商品・サービスの開発（28.8%）など、新たな取組を行う傾向にある。

代表者年齢別 事業における新たな取組（複数回答）



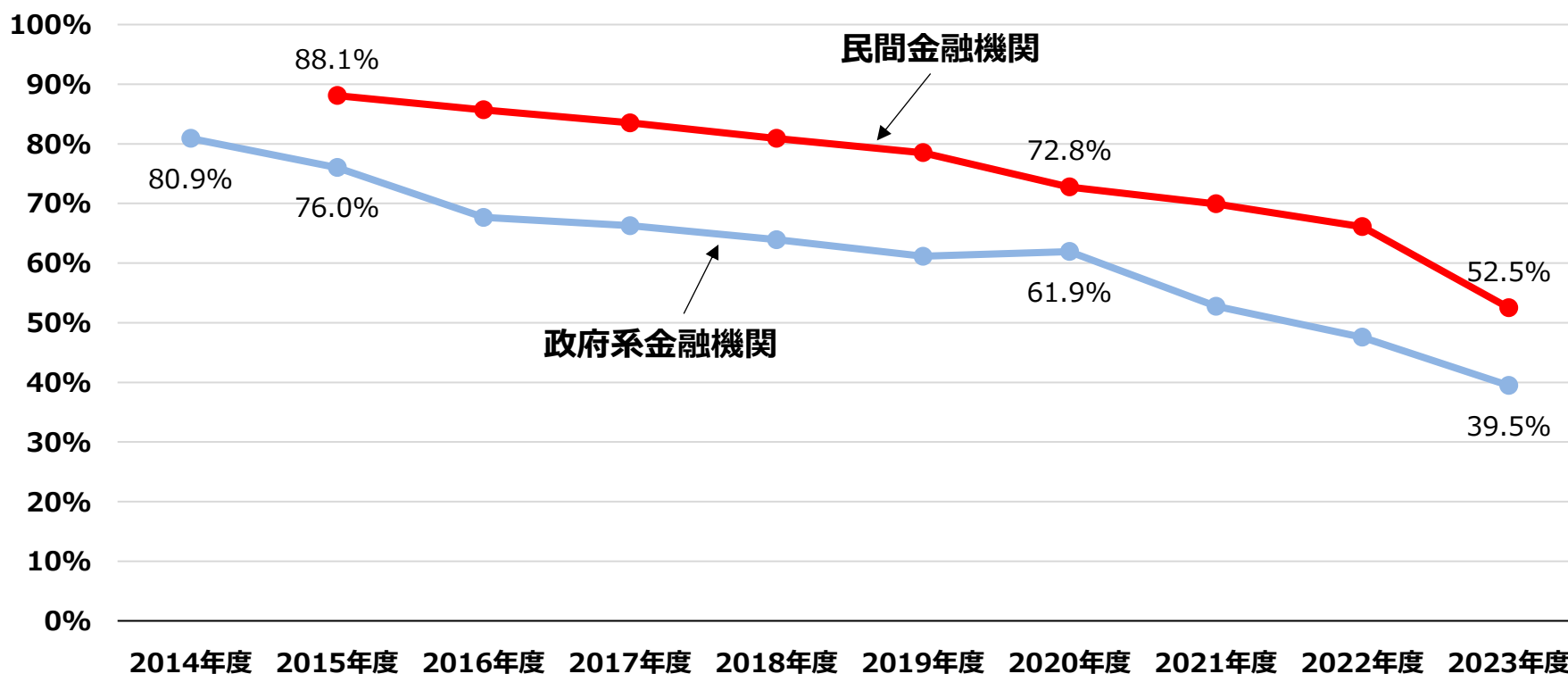
（注） 2023年7月14日-8月10日にかけて、各商工会議所管内の会員企業に対して実施したアンケート調査の結果（4,062社が回答）。

（出所）日本商工会議所「事業承継に関する実態アンケート」（2024年3月22日公表）を基に作成。

金融機関別の新規融資に占める経営者保証が付いている融資件数の割合の推移

- 経営者保証ガイドラインにおいては、金融機関は、①法人と経営者の一体性の解消、②法人のみの資産・収益力で借入れを返済できる財務状況、③金融機関への適切な情報開示、という要件が満たされる場合には、経営者保証を求めない可能性を検討する、と定められている。
- 経営者保証が付いている融資の割合は徐々に減少しているものの、引き続き、民間の新規融資のうち 5 割で経営者保証が付いている。

金融機関別の新規融資に占める経営者保証が付いている融資件数の割合の推移



(出所) 中小企業庁「政府系金融機関における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績」、金融庁「民間金融機関における「経営者保証に関するガイドライン」等の活用実績」を基に作成。

海外の最低賃金における指標

- EU指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として加盟国に示されている。

EU指令(「適正な最低賃金に関する指令」)

※ 2022年10月制定、同年11月施行。

4. Member States shall use indicative reference values to guide their assessment of **adequacy of statutory minimum wages**. To that end, **they may use** indicative reference values commonly used at international level such as **60% of the gross median wage and 50% of the gross average wage**, and/or indicative reference values used at national level.

4. 加盟国は、**法定最低賃金の適正性**を評価するための指標として、指標的な参照値を使用しなければならない。そのため、**加盟国は**、国際的に一般的に使用されている指標的参照値、例えば、**賃金の中央値の60%や賃金の平均値の50%**、及び/又は、国内レベルで使用されている指標的参考値を使用することができる。

経済財政運営と改革の基本方針 2025
～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～

令和7年6月13日

経済財政運営と改革の基本方針 2025 (目次)

第1章 マクロ経済運営の基本的考え方 ————— 1

1. 日本経済を取り巻く環境と目指す道
2. 当面のリスクへの対応及び賃上げを起点とした成長型経済の実現
3. 人口減少下における持続可能な経済社会の構築
4. 人中心の国づくり
5. 不確実性が高まる国際情勢への備え

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現 ————— 6

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～
 - (1) 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行
 - (2) 三位一体の労働市場改革及び中堅・中小企業による賃上げの後押し

2. 地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応

- (1) 地方創生2.0の推進 ～令和の日本列島改造～
- (2) 地域における社会課題への対応
- (3) 農林水産業の構造転換による成長産業化及び食料安全保障の確保
- (4) 文化芸術・スポーツの振興

3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加

- (1) GXの推進
- (2) DXの推進
- (3) フロンティアの開拓
- (4) 先端科学技術の推進
- (5) スタートアップへの支援
- (6) 海外活力の取り込み
- (7) 資産運用立国の実現

4. 国民の安心・安全の確保

- (1) 防災・減災・国土強靱化の推進
- (2) 東日本大震災からの復興・再生及び能登半島地震からの復旧・復興等
- (3) 外交・安全保障の強化
- (4) 経済安全保障の強化
- (5) 外国人との秩序ある共生社会の実現
- (6) 「世界一安全な日本」の実現
- (7) 「誰一人取り残されない社会」の実現

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現 ————— 37

1. 「経済・財政新生計画」の推進

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

- (1) 全世代型社会保障の構築
- (2) 少子化対策及びこども・若者政策の推進
- (3) 公教育の再生・研究活動の活性化
- (4) 戦略的な社会資本整備の推進
- (5) 持続可能な地方行財政基盤の強化

3. 計画推進のための取組の強化

4. 物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直し

第4章 当面の経済財政運営と令和8年度予算編成に向けた考え方 ——— 51

1. 当面の経済財政運営について

2. 令和8年度予算編成に向けた考え方

第1章 マクロ経済運営の基本的考え方

1. 日本経済を取り巻く環境と目指す道

世界に安定と繁栄をもたらしてきた国際秩序は、現在、自国第一主義や権威主義的国家の台頭によって変化しつつある。力や威圧による一方的な現状変更の試みも続いている。

政府は、いかなる状況下にあっても、国益を守り抜く。そのため、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化すると同時に、パワーポリティクスの下で新たな国際秩序が形成されることにも備える。そして、世界の安定と繁栄に貢献しながら、我が国経済社会の持続性を確保していく。

厳しさを増しているのは国際環境だけではない。国内では、例えば、頻発する自然災害や甚大な被害が想定される大規模地震への対処、老朽化したインフラの保全、エネルギー・食料・経済安全保障の確立など、強靱な経済構造をつくるための課題は山積している。

本格的な人口減少を見据えた経済・財政・社会保障制度の持続可能性の確保など、これまで指摘されながら、必ずしも十分に進んでいない構造改革への取組。人口減少下にあっても、経済のパイを縮小させないためのイノベーションや生産性の向上、そして、その前提となる質の高い雇用の確保。我が国を取り巻く国際秩序が大きく変化する中にあっても、官民が連携し、こうした課題解決のための取組を推進し、我が国経済の持続的成長と国民生活の豊かさの向上を目指すことこそが、「新しい資本主義」の実現にほかならない。

「新しい資本主義」の実現に向けた取組によって、30年続いたコストカット型経済は終焉を迎えつつあり、5%を上回る賃上げが2年連続して実現した¹。石破内閣は、その取組を更に進め、「賃上げこそが成長戦略の要」との考え方に立って、最低賃金の引上げを含め、物価上昇を安定的に上回る賃上げを実現する。そして、国民が「今日より明日はよくなる」と実感でき、ふるさとへの思いを高めることができる「新しい日本・楽しい日本」を実現することを目指す。そのための経済財政運営と改革の基本方針が、本方針である。

2. 当面のリスクへの対応及び賃上げを起点とした成長型経済の実現

米国による一連の関税措置及びその後の対抗措置の応酬は、これまで国際社会が培ってきた自由で開かれた貿易・投資体制をゆるがせにするものとして、我が国からの輸出を減少させるだけでなく、家計や企業のマインドの慎重化を通じて消費や投資を下押しするおそれがあり、我が国経済全体を下振れさせるリスクとなっている。また、足元では、食料品を中心とする物価高が継続し、家計や企業は、依然として厳しい状況に置かれている。

まずは、これらのリスクへの備え・対応に万全を期す。

¹ 「2024春季生活闘争第7回（最終）回答集計結果」（2024年7月3日日本労働組合総連合会公表）及び「2025春季生活闘争第6回回答集計結果」（2025年6月5日日本労働組合総連合会公表）。

戦後国際社会が築き上げてきた自由貿易体制の恩恵を受ける我が国としては、米国に対して措置の見直しを強く求めつつ、日米が共に成長するための協力関係を力強く推し進めるため、粘り強く協議を続ける。同時に、関税措置による国内産業・経済への影響を想定し、資金繰り対策など、必要な支援を行うだけでなく、あらゆる事態を想定して万全の措置を講ずる。また、国内投資の拡大やサプライチェーンの強靱化、対日直接投資の促進、円滑な労働移動等に取り組むとともに、内需の拡大を含め外的環境の変化に強い経済構造を構築する。

足元の物価高については、その動向が家計や事業活動に与える影響に細心の注意を払いつつ、令和6年度補正予算や令和7年度予算に盛り込んだ施策に加え、物価や国民生活の状況に応じて、政府備蓄米の売渡し、燃料油価格の定額引下げ、電気・ガス料金支援を追加しており、あらゆる政策を総動員して、国民生活・事業活動を守り抜く。

我が国経済は、これらのリスクに直面する一方で、現在、名目GDPは600兆円を超え、賃金も2年連続で5%を上回る賃上げ率が実現するなど、成長と分配の好循環が動き始めている。コストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、成長型経済への移行を確実なものとするため、当面のリスクへの備え・対応に万全を期すとともに、日本経済全国津々浦々の成長力を強化する。

「賃上げこそが成長戦略の要」である。持続的・安定的な物価上昇の下、日本経済全体で1%程度の実質賃金上昇を定着させ、国民の所得と経済全体の生産性を向上させる。この実現に向け、中小企業・小規模事業者の賃上げを促進するため、適切な価格転嫁や生産性向上、経営基盤を強化する事業承継・M&Aを後押しするなど、賃上げ支援の施策を総動員する。最低賃金を着実に引き上げ、2020年代に全国平均1,500円という高い目標に向かってたゆまぬ努力を続ける。将来における賃金・所得の増加にも取り組む。企業の稼ぐ力を継続的に高めるため、GX・DX、スタートアップ、経済安全保障等の分野において、官と民が連携した投資が行われる「投資立国」の取組を進める。貯蓄から投資への流れを確実なものとし、中長期の視点から国民の資産形成を後押しする「資産運用立国」の取組を進める。

「地方創生2.0」は、「新しい日本・楽しい日本」を実現するための政策の核心である。「令和の日本列島改造」としてこれを進め、「若者や女性にも選ばれる地方」を実現する取組等を通じて、日本全体の活力を取り戻す。

国民の安心・安全を確保することは、成長型経済への移行の礎となる。東日本大震災や令和6年能登半島地震を始めとする自然災害からの復旧・復興、防災・減災・国土強靱化、外交・安全保障環境の変化への対応、犯罪対策の強化等に取り組む。

減税政策よりも賃上げ政策こそが成長戦略の要という基本的考え方の下、既に講じた減税政策に加えて、これから実現する賃上げによって更に手取りが増えるようにする。その

ために、経済全体のパイを拡大する中で、物価上昇を上回る賃上げを普及・定着させ、現在及び将来の賃金・所得が継続的に増加する「賃上げを起点とした成長型経済」を実現することを目指す。

政府は、引き続き、日本銀行と密接に連携し、経済・物価動向に応じた機動的なマクロ経済政策運営を行う。政府は、競争力と成長力強化のための構造改革に取り組むとともに、持続可能な財政構造を確立するための取組を推進する。日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

経済財政諮問会議においては、今後とも、経済・財政の状況、金融政策を含むマクロ経済政策運営、外的環境の変化に対する耐性が強い経済構造への変革に向けた取組等について、定期的に検証する。

3. 人口減少下における持続可能な経済社会の構築

我が国の生産年齢人口は、これからの20年で1,500万人弱、2割以上が減少する²。こうした中、かつて人口増加期に作り上げられた経済社会システムを中長期的に持続可能なシステムへと転換することが求められる。

経済・財政・社会保障の持続可能性を確保するためには、生産年齢人口の減少が本格化する中にあっても、中長期的に実質1%を安定的に上回る成長を確保する必要がある。その上で、それよりも更に高い成長の実現を目指す。こうした経済においては、2%の物価安定目標を実現する下で、2040年頃に名目GDP1,000兆円程度の経済が視野に入る。

人口減少が本格化する2030年代以降も、こうした成長を実現するとともに、医療・介護給付費対GDP比の上昇基調に対する改革に取り組み、PBの一定の黒字幅を確保していくことができれば、長期的な経済・財政・社会保障の持続可能性が確保される。

こうしたビジョンの下、骨太方針2024³で定めた「経済・財政新生計画」に基づき、経済あつての財政との考え方の下、潜在成長率の引上げに重点を置いた政策運営を行うとともに、歳出・歳入両面の改革を継続する。人口減少下にある我が国においては、限られたリソースからより一層高い政策効果を生み出すことが必要となる。全世代型社会保障の構築、少子化対策及びこども・若者政策の推進、公教育の再生・研究活動の活性化、戦略的な社会資本整備の推進、地方行財政基盤の強化など、経済・財政一体改革の取組を進める。

国際秩序が根幹から揺らぎかねない不確実な時代にあつて、我が国が世界の中で重要な地位を担い続けるためには、財政が国民経済の中長期的な発展を支える役割を十分に果たすことで成長を実現し、賃金や所得が拡大する中で成長と分配の好循環が実現し生活が豊

² 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（出生中位（死亡中位）推計）によれば、令和7年から令和27年の20年間に於いて、生産年齢人口（15～64歳）は約1,478万人減少する見込み。

³ 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）。

かになる、活力ある経済社会を築いていく。

4. 人中心の国づくり

「人材希少社会」に入っている我が国においては、人中心の国づくりを進めることが重要である。国民の不安を取り除き、公教育の内容や質を充実させるとともに、自己実現を可能とする環境を整備し、国や地域の経済社会を発展させ、ふるさとへの思いを高めることができるよう、あらゆる施策を総動員する。これらを通じ、国民一人一人にとって、Well-being（幸福度）の高い、豊かさ、安心・安全、自由、自分らしさを実感できる活力ある経済社会を構築する。

国民の不安を取り除き、安心・安全な暮らしを実現するため、確実な賃上げの定着とともに、地方における質の高い産業・雇用の場の創出、様々な家計の実態を踏まえた所得再分配機能の強化や格差の是正、就職氷河期世代及びその下の世代が感じている将来への不安の解消に取り組む。一人一人が持つ可能性を最大限引き出すため、官民が連携した人づくりや公教育の再生・改革を進める。さらに、多様な価値観を持つ者が互いに尊重し合い、自己実現を進めていくことができる環境整備を進めるため、女性・若者のスタートアップへの挑戦や正規雇用の大幅増、リ・スキリングを行う者への支援、多様な働き方の推進に取り組む。人中心の国づくりを進め、全ての人が幸せを実感でき、人を財産として尊重する「人財尊重社会」を築く。ふるさとへの思いを高めることができるよう、「地方創生2.0」の取組によって、強い経済基盤と豊かな生活基盤を地方に構築する。人や組織のつながりを強化することで新しい価値が生まれる。それがまた新たな人を呼び、地域は更に多様になり、より豊かで強い好循環が生まれ、新たな価値創造の場となる。都市と地方の二項対立を超えて、より融合的な日本を創る。このため、別途定める「地方創生2.0基本構想」⁴に基づき、今後10年間の枠組みを強力に推進する。これらの取組を通じて、「新しい日本・楽しい日本」を実現することを目指す。

5. 不確実性が高まる国際情勢への備え

ロシアによるウクライナ侵略等の地政学リスクの高まり、保護主義や権威主義国の台頭、米中対立、デジタルテクノロジーをめぐる覇権争いなど、我が国を取り巻く国際秩序は変化しつつある。

資本主義は、過去、自由放任主義や修正資本主義・福祉国家に続き、1980年代から新自由主義が台頭するなど、大きく変遷してきた。新自由主義は、グローバル化の進展とあいまって世界経済の成長の原動力となった一方で、経済的格差の拡大や気候変動問題の深刻化、サプライチェーンの脆弱化など、市場原理に基づく解決を期待することが困難な問題を顕在化させたとも言われている。また、一部の権威主義国が、自由貿易体制やデジタル化の恩恵を受けつつ急速な経済成長を成し遂げた結果、グローバル・インバランスの拡大をもたらしたとの指摘もある。こうした中、一部の国において、保護主義や自国中心主義

⁴ 令和7年6月13日閣議決定。

の動きが強まり、国際協調の形骸化や国際的分断が進行することが懸念されている。

中国は、GDPが世界第2位の経済大国となる中、貿易や先端技術の面において、米国との競合関係にある。他国の中国への依存を利用して、相手国に経済的な威圧を加える事例も発生している。一帯一路構想とも連動した人民元決済による取引の拡大は、将来的には、基軸通貨としてのドルの役割に少なからず影響を及ぼすことを危惧する見方もある。

こうした国際情勢の不確実性の高まりは、我が国の経済財政運営にとってのパラダイム・シフトである。経済安全保障の観点から、官民の叡智を結集しつつ、重要物資のサプライチェーン強靱化や先端技術の保全・育成等を通じ、我が国の自律性の向上、技術等に関する我が国の優位性・不可欠性の確保に努めることが必要となる。また、価値や原則を共有する同盟国・同志国等と連携し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向け、政策努力を重ねると同時に、新たな国際秩序・ルール作りにも対応・参画するという戦略・対応策を周到に備えておくことが求められる。

本基本方針に示す政策運営の考え方や方向性については、国民の納得と共感を得ることが重要であり、本方針を含む内閣の重要政策について、内外への機動的・戦略的広報を強化する。

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～

(1) 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行

2029年度までの5年間で、日本経済全体で年1%程度の実質賃金上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下、物価上昇を1%程度上回る賃金上昇をノルムとして定着させる。この実現に向け、中小企業・小規模事業者の賃上げを促進するため、価格転嫁・取引適正化、生産性向上、事業承継・M&Aによる経営基盤強化及び地域の人材育成と処遇改善に取り組む。

価格転嫁・取引適正化については、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」⁵⁾に基づく取組として、低入札価格調査制度⁶⁾及び最低制限価格制度⁷⁾の導入拡大・活用、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」⁸⁾に基づく物価上昇に伴うスライド対応や期中改定、国・独立行政法人等及び地方公共団体において必要となる予算の確保⁹⁾等¹⁰⁾を進める。中小受託取引適正化法¹¹⁾の執行体制を強化するとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」¹²⁾の周知広報を徹底する。パートナーシップ構築宣言の拡大や実効性の向上を含め、サプライチェーン全体で取引適正化を進める。中小企業の知的財産への侵害に関する実態調査を行い、独占禁止法¹³⁾上の指針を策定するほか、知財経営支援ネットワーク¹⁴⁾を通じたりテラシーの向上等に取り組む。

生産性向上については、飲食業、宿泊業、小売業等の12業種で策定した「省力化投資促進プラン」⁵⁾に基づく官民での取組の目標を達成するため、2029年度までの集中的な取組として、デジタル支援ツールを活用したサポート、全国的な伴走型支援、複数年にわたる生産性向上支援を通じて、2029年度までの5年間でおおむね60兆円の生産性向上投資を官民で実現する。地域の経営人材を確保するため、「週一副社長」¹⁵⁾の普及、マッチング支援の強化、副業・兼業の促進に取り組む。

事業承継・M&Aについては、「事業承継・M&Aに関する新たな施策パッケージ」⁵⁾に基づき、支援機関による売手側のニーズの掘り起こしの強化、事業承継・引継ぎ支援センターの体制強化等に取り組む。事業承継税制（特例措置）に関し、令和7年度与党税制改正大綱の記載¹⁶⁾に鑑み、事業承継に係る政策の在り方の検討を進めるとともに、後継者の経営能力の育成に取り組む。

⁵⁾ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和7年6月13日閣議決定）。

⁶⁾ 工事・製造その他の請負契約において、最低の価格で申込みをした者が、その価格では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、その者が契約の相手方として適当か否かを調査し、不適当であると認める場合には、その者を落札者としてしないことができる制度。

⁷⁾ 工事・製造その他の請負契約において、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、当該価格以上の価格で申込みをした者のうち、最低の価格で申し込んだ者を落札者とする制度。

⁸⁾ 令和7年4月22日閣議決定。

⁹⁾ 義務的経費への対応、地方財政計画への計上及び地方財政措置の実施を含む。

¹⁰⁾ 関連する資格を有する者に見合った適切な公共工事設計労務単価の設定を行うことを含む。

¹¹⁾ 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号）。

¹²⁾ 令和5年11月29日に、内閣官房及び公正取引委員会が策定・公表。

¹³⁾ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）。

¹⁴⁾ 特許庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館、日本弁理士会及び中小企業庁が、日本商工会議所と連携して中小企業・小規模事業者を知的財産の観点から支援する枠組み。

¹⁵⁾ 都市部の経営人材が、副業・兼業の形式で週に1回程度、地方の中小企業等の経営に関与すること。

¹⁶⁾ 事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継の在り方については今後も検討する。

地域の人材育成と処遇改善については、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンスト・エッセンシャルワーカー¹⁷の育成に取り組むほか、医療・介護・保育・福祉等の人材確保に向けて、保険料負担の抑制努力を継続しつつ、公定価格の引上げを始めとする処遇改善を進める。

この他、(2)に記載する取組を含め、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」⁵に基づく取組を進める。

最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。

政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&Aに関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。また、EU指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として、加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」には、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等が定められている。国は、計画を踏まえ、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活用して後押しする。その中で、各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金による重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県のような取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。

地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定3要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

(2) 三位一体の労働市場改革及び中堅・中小企業による賃上げの後押し

1990年代のバブル崩壊以降、経済全体が力強さを欠く中で、企業はコストカットを迫られ、既存の雇用を維持しつつ人件費を抑制し、また、非正規雇用労働を採用した結果、労働生産性の変化が的確に反映されず、賃金全体が伸び悩んだ。人手不足の深刻化が見込まれる中、成長型経済への移行を確実なものとするためには、労働者一人一人の雇用の質・労働生産性を向上させるとともに、労働市場の流動性を高め、我が国経済全体の生産性向上と持続的な賃上げにつなげていくことが求められる。

¹⁷ デジタル技術等も活用して、現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー。

（三位一体の労働市場改革）

生成AIが人間の業務を代替することによって、将来的に一部の事務職等の労働需要が減少する可能性があることも考慮して、技術トレンドを踏まえた幅広い労働者に対する効果的なリ・スキリング支援¹⁸に取り組む。具体的には、AIを含むデジタルスキルに関する教育訓練給付金対象講座を拡大するとともに、全国の非正規雇用労働者等がオンラインで職業訓練を受講することを可能とする。中高年齢層のセカンドキャリアに向けたリ・スキリングを含め、キャリアプランニングを支援する。産学協働によるリ・スキリングプログラムについて、毎年約3,000人が修得できるよう、提供拠点・プログラムを拡充する。2028年技能五輪国際大会の日本開催の決定を契機として、現場人材のスキル向上と処遇改善のための環境を整備するとともに、スキルアップを目指す国民運動を展開する。「ジョブ型人事指針」¹⁹を周知するとともに、「人的資本可視化指針」²⁰の見直し、有価証券報告書の人的資本に関する情報開示の充実を進める。労働移動の円滑化について、官民の公開求人情報の収集・分析や検定のスキル評価を充実させ、職業情報提供サイト（job tag）の機能を強化する。ハローワークの体制強化やAIの活用を進め、在職者を含めたキャリアサポートを強化する。

生産性の高い成長産業・企業への労働移動の円滑化及び多様で柔軟な働き方の推進を通じた労働参加率の向上による就業構造改革を経済・産業構造改革と一体で進める。

（多様で柔軟な働き方の推進）

短時間正社員を始めとする多様な正社員制度²¹、勤務間インターバル制度の導入促進、選択的週休3日制の普及、仕事と育児・介護の両立支援、全ての就労困難者²²に届く就労支援に取り組む。

いわゆる「年収130万円の壁」を意識せず働くことができるよう、2025年度中に、労働時間の延長や賃上げを通じて労働者の収入を増加させる事業主を支援する措置を実施する。

働き方改革関連法²³施行後5年の総点検を行い、働き方の実態及びニーズを踏まえた労働基準法制の見直しについて、検討を行う。

国家公務員について、優秀な人材の獲得及び定着のため、民間の人材獲得に向けた取組を踏まえ、働く時間や場所の柔軟化、人材マネジメントの強化、採用プロセスの弾力化、処遇の改善を進める²⁴。

（個別業種における賃上げに向けた取組）

建設業や自動車運送業の賃上げに向け、労務費の基準の設定及び実効性確保、建設キャリアアップシステムの利用拡大、賃上げに対応した運賃設定や荷主への是正指導の強化等を通じ、処遇改善や取引適正化を推進する。警備業やビルメンテナンス業の賃上げに向け、官公需におけるリスクや重要度に応じた割増加算を含め、適切な単価設定や分離発注の徹底により、労務費の価格転嫁を進める。

¹⁸ リ・スキリングに関するプラットフォームの活用を含む。

¹⁹ 令和6年8月28日に、内閣官房、経済産業省及び厚生労働省が策定・公表。

²⁰ 令和4年8月30日に、非財務情報可視化研究会が策定・公表。

²¹ 短時間正社員制度、勤務地限定正社員制度など、勤務時間、勤務地、職種・職務等を限定した制度。

²² 生活困窮、障害、ひきこもり、疾病、刑務所出所者であること等により就労が困難な状況にある者。

²³ 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）。

²⁴ この点に関し、人事院において、官民給与の比較対象となる企業規模の見直しについて、検討がなされている。

医療・介護・障害福祉の処遇改善について、過去の報酬改定等における取組の効果を把握・検証し、2025年末までに結論が得られるよう検討する。

（中堅・中小企業による賃上げの後押し）

事業者の定期的な情報提供を促す仕組みを検討するとともに、地域金融機関・信用保証協会のIT化を進め、予兆管理を強化する。政府系金融機関、中小企業基盤整備機構又は中小企業活性化協議会の支援を通じ、再生支援が必要な企業²⁵のロールアップ²⁶を促進する。事業者選択型経営者保証非提供制度²⁷の活用状況をフォローアップし、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を目指す。「再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ」²⁸に基づく取組を進める。

地域経済への波及効果が大きい重点支援企業を選定し、地域ごとの支援体制を整備する。中堅企業の研究開発や大規模設備投資を支援するとともに、ファンド等からの出資を通じ、資金調達環境を整備する。海外展開を担える高度人材の受入れ、家族経営形態のガバナンスの強化を促進する。100億円超えの売上げを目指すことを宣言する企業の設備投資支援等を行うとともに、中小・小規模事業者の新事業進出・事業構造転換、研究開発及び新製品・サービス開発を支援する。

地域の社会課題解決の担い手となるローカル・ゼブラ企業の育成に向け、社会的インパクト評価を資金調達につなげる環境整備を進める。地域の生活を支えるサービスの供給を維持・発展させる「地域協同プラットフォーム」²⁹を支援する。

中小企業・小規模事業者の人材管理³⁰を含めた経営に対する支援の体制・機能を強化する。企業の情報・支援ニーズを集約した、中小企業と支援機関とのマッチングに係る基盤（セカマチ）の機能を拡充する。「小規模企業振興基本計画」³¹を踏まえ、経営力向上のための商工会・商工会議所による支援を行う。独立行政法人工業所有権情報・研修館の機能の地方展開に取り組む。

2. 地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応

（1）地方創生2.0の推進 ～令和の日本列島改造～

（地方創生2.0基本構想）

全ての人が安心と安全を感じ、自分の夢に挑戦し、「今日より明日はよくなる」と実感できる、多様な価値観を持つ一人一人が、互いに尊重し合い、自己実現を図っていくことができる活力ある地方・国家である「新しい日本・楽しい日本」を創り出していく。その実現には、持続可能な社会として、我が国の基盤である「強い」経済と、「豊かな」生活

²⁵ 資金繰りが悪化している又は今後悪化するおそれがあり、将来の事業継続に問題を抱えているなど、金融支援（条件変更、債務減免等）を必要とする事業者層。

²⁶ 連続的なM&Aによる集約化・統合。

²⁷ 信用保証付融資において、一定の要件を備えた中小企業者が保証料率の上乗せを条件として、経営者保証を提供しないことを選択できる制度。

²⁸ 令和7年3月17日に、経済産業省、金融庁及び財務省が策定・公表。

²⁹ 人口減少地域では、地域社会に不可欠なサービスの供給が困難になりつつあることを踏まえ、省力化・デジタル化、協同化等の生産性向上を図り、サービス供給を維持・発展させることに取り組む協同組合や住民出資会社等を主体とした新たな共助型事業体。

³⁰ 「中小企業・小規模事業者人材活用ガイドライン」（令和5年6月22日に、中小企業庁が公表）を踏まえた、経営者が行う人材確保・定着・活用に対する支援。

³¹ 令和7年3月25日閣議決定。

令和7年度 奈良地方最低賃金審議会日程（案）【7～8月（地域別最低賃金関係）】

			本審	地賃専門部会日程案(参考)	運営小委員会or特賃専門部会	【本審審議予定内容】
月	日	曜日				
中賃審諮問 予定日 →	7月	11	金	①【諮問】 10:00		①：地域別最賃 諮問 審議の進め方について 審議日程について 特定最賃必要性審議の進め方について
		12	土			
		13	日			
		14	月			
		15	火			
		16	水			
		17	木			
		18	金			
		19	土			
		20	日			
		21	月			
		22	火			
		23	水			
		24	木			
		25	金			
		26	土			
		27	日			
		28	月			
		29	火	① 10:00		
		30	水			
		31	木			
中賃審目安報告 見込日 → 中賃審答申 見込日 →	8月	1	金	② 15:00		②：中賃の目安報告 専門部会委員の任命（報告） 関係労使からの意見聴取 ③：専門部会 審議結果報告 地域別最賃 答申 特定最賃 必要性諮問
		2	土			
		3	日			
		4	月			
		5	火	②【目安】 13:15	③ 15:00	
		6	水			
		7	木		④ 10:00	
		8	金	③【答申】 13:30	⑤(予備日) 10:00	
		9	土			
		10	日			
		11	月			
		12	火			
		13	水			
		14	木			
		15	金			
		16	土			
		17	日			
		18	月			
		19	火			
		20	水			
		21	木			
		22	金			
		23	土			
		24	日			
		25	月			
		26	火	④【異議審】 10:00		④：異議申出に係る諮問・答申
		27	水		(未定)	
		28	木			

●令和7年度 特定最低賃金の必要性審議の進め方（案）

